

# 博士論文

(要約)

平和構築と伝統的ガバナンス： 東ティモールの復興過程において

伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察

東京大学大学院 総合文化研究科国際社会科学専攻

(「人間の安全保障」プログラム)

宮澤 哲

## 目次

<b>第1章</b>	<b>序論</b> .....	12
1-1	調査背景.....	12
1-1-1	研究の動機.....	12
1-1-2	研究目的と意義.....	15
1-1-3	調査対象地域と研究方法.....	15
1-1-4	特色と独創的な点.....	16
1-1-5	研究の限界.....	16
1-1-6	研究対象コミュニティ.....	17
1-1-7	論文の構成.....	17
1-2	既存研究と学術的視点.....	22
1-2-1	伝統的規範に関する消極的議論.....	22
1-2-2	伝統的規範の有効性を認める議論.....	23
1-2-3	東ティモールの伝統的司法と平和構築に関する学術的議論.....	25
1-2-4	功利主義的視点.....	26
1-2-5	法社会学的視点.....	29
1-3	近代の東ティモールの略史.....	30
<b>第2章</b>	<b>「2006年4月の危機」に関する考察</b> .....	33
2-1	社会不安定化の背景.....	33
2-1-1	600人の東ティモール国軍兵士の除隊命令.....	34
2-1-2	暴徒化した集団の二つの類型.....	37
2-1-3	政治的意識操作(マニピレーション).....	37
2-2	東ティモールが直面する移行期正義にかかる課題.....	40
2-2-1	都市部における同一地域出身者の集住.....	41
2-2-2	国内避難民の発生:暴力が行われた地域的分布とその特性.....	42
2-3	暴力の地域的分布:事例の比較.....	43
2-3-1	事例1:「ディリ市タシ・トル地区A村」.....	44
2-3-2	事例2:「ディリ市タシ・トル地区B村の事例」.....	46
2-3-3	事例3:「ディリ市レシデレ地区」.....	47
2-3-4	事例4:「ディリ市コモロ地区ベボヌック村」.....	49
2-4	土地紛争と帰還民の社会再統合.....	49
2-5	「4月の危機」に関する分析.....	56
2-6	第2章の結論.....	58
<b>第3章</b>	<b>東ティモールにおけるガバナンス強化</b> .....	60
3-1	広義の移行期正義:国際社会からのガバナンス支援.....	60
3-1-1	司法改革.....	61

3-1-2	警察と検察の改革 .....	63
3-1-3	軍の治安部門改革(SSR) .....	63
3-2	狭義の移行期正義 .....	64
3-2-1	インドネシアによる臨時人権法廷の設置 .....	64
3-2-2	真実友好委員会とその限界 .....	65
3-2-3	真実和解受容委員会 .....	66
3-2-4	CAVR と UNTAET 重犯罪課の制限的任務 .....	67
3-2-5	望まれていた CAVR の準国際司法的役割 .....	67
3-2-6	伝統的司法(村落調停)制度の採用 .....	68
3-2-7	伝統的司法を導入することによる利点 .....	69
3-2-8	コミュニティ和解と「4月の危機」との関連性 .....	72
3-2-9	第3章の結論 .....	74
<b>第4章</b>	<b>東ティモール社会と伝統的ガバナンス .....</b>	<b>76</b>
4-1	概要と背景 .....	76
4-2	東ティモールの実定法と伝統的司法・伝統的規範の相関関係 .....	77
4-3	「伝統的司法に関する法律案」 .....	77
4-3-1	法律(案)の目的 .....	77
4-3-2	村長の責任 .....	78
4-3-3	合意の登記 .....	79
4-3-4	女性の権利 .....	80
4-4	「コミュニティの首長及びその選挙に関する法」 .....	81
4-5	「天然資源の伝統的手法を用いた維持管理に関する法案」 .....	83
4-6	その他の伝統的規範に関する法案 .....	83
4-7	司法制度改革委員会の伝統的司法に関する見方について .....	84
4-8	東ティモール政治リーダーの伝統的規範に対するアプローチ .....	84
4-8-1	国政リーダーの伝統的規範に対するアプローチ .....	88
4-9	東ティモールとインドネシアの伝統的規範の比較 .....	91
4-10	東ティモールの村落構成 .....	94
<b>第5章</b>	<b>東ティモールの伝統的司法と伝統的規範 .....</b>	<b>97</b>
5-1	東ティモールの伝統的規範概要 .....	97
5-2	タラ・バンドゥ(Tara Bandu) 伝統的規範について .....	98
5-2-1	タラ・バンドゥの実施のその影響 .....	102
5-2-2	若い世代とタラ・バンドゥ手続き .....	105
5-3	ナヘ・ビティ(Nahe Biti) 伝統的司法の手続きについて .....	106
5-3-1	ナヘ・ビティの概要 .....	106
5-3-2	ナヘ・ビティ伝統的司法の手続きについて .....	109

5-3-3	ナヘ・ビティによる損害を伴う事件の調停手続きの流れ	109
5-3-4	ナヘ・ビティ手続きの特徴(分析)	114
5-3-5	結婚(婚約)と婚家からの離脱、そして相続	114
5-3-6	婚約に関するナヘ・ビティ手続きの流れ	114
5-3-7	離婚や夫の他界などによっておこる婚家からの離脱と相続	121
5-3-8	婚約に関するナヘ・ビティ手続きの特徴	122
5-3-9	土地の所有権にかかる係争調停	123
5-3-10	加害者に対する罰や被害者が被った害の修復	125
5-3-11	ナヘ・ビティの法的性質と村民による認知	126
5-3-12	ナヘ・ビティ手続きと文化・慣習	127
5-3-13	県、準県、教会などで実施されるナヘ・ビティ	130
5-3-14	伝統的司法審判者の能力、判断の妥当性等	130
5-3-15	不文律である伝統的規範	132
5-3-16	若い世代とナヘ・ビティ	133
5-3-17	ナヘ・ビティの13県における実施形態の概要比較	134
5-3-18	ナヘ・ビティ実施形態に関する分析	147
5-3-19	ナヘ・ビティ伝統的司法を適用する上での課題	148
5-3-20	ナヘ・ビティに関する考察	149
5-4	第5章の結論	150
<b>第6章</b>	<b>国際機関からの支援と伝統的規範の相関関係</b>	<b>154</b>
6-1	概要と背景	154
6-2	国際機関等による事業	154
6-3	RESPECT 事業の実施	156
6-3-1	安定化プログラム(Stability Programme)	157
6-3-2	元戦闘員の社会再統合に関する課題	157
6-3-3	事業実施にかかる行政サポートと既存の社会インフラの活用と持続性	159
6-3-4	世界銀行による「コミュニティ・エンパワーメントと地方ガバナンス・プロジェクト(CEP)」事業との比較	160
6-3-5	RESPECT 事業にみる国際機関による事業実施と伝統的規範の相乗効果	161
6-3-6	事例1: ムロ村の道路補修の事業	162
6-3-7	事例2: タシ・トル村の植林事業	164
6-4	社会連帯省(MSS)が実施した「平和構築事業」	167
6-4-1	MSS 事業実施に関連した「ナヘ・ビティ(Nahe Biti)」の実施	168
6-4-2	和解プロセスの文章化の促進と刑事事件に関する司法との連携	170
6-4-3	支援の過程	171
6-4-4	「平和構築事業」における国際機関の支援と伝統的規範の相関性	172

6-5	農林水産省(MAFF)およびJICAによる天然資源管理事業.....	173
6-5-1	「タラ・バンドゥを使った森林管理事業」の概要.....	173
6-5-2	タラ・バンドゥの民主化支援.....	173
6-5-3	中央政府および実定法との関連.....	175
6-5-4	成文化による透明性の向上.....	175
6-5-5	女性、青年の参加を通じた民主化.....	176
6-5-6	政府職員の参加.....	176
6-5-7	「2006年4月の危機」以降のナヘ・ビティ及びタラ・バンドゥの変遷.....	178
6-5-8	持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトに関する分析と考察.....	178
6-6	国際機関の支援と伝統的ガバナンス機構の変化に関する分析と考察.....	179
<b>第7章</b>	<b>分析と結論</b> .....	<b>183</b>
7-1	はじめに.....	183
7-2	研究成果の意義.....	183
7-3	各章の要約と結論.....	184
7-4	各章の議論の総括.....	188
7-5	研究結果の実務への貢献.....	189
7-6	今後の研究の課題.....	192
7-7	まとめ.....	193
参考文献：	.....	195
付表：	.....	215

## 表

表 1:	東ティモールにおける国連平和維持活動の変遷.....	14
表 2:	東ティモール 13 県における伝統司法の実施形態.....	136

## 図

図 1:	東ティモールの地図.....	32
図 2:	出身地の混在割合及び居住年数と放火の関係を振り返った 4 事例.....	57
図 3:	東ティモールにおける移行期正義の実現.....	60
図 4:	バリのアウィッグ・アウィッグと実定法の関係.....	93
図 5:	東ティモールの代表的な伝統的ガバナンス.....	98
図 6:	ナヘ・ビティにおける当事者と主催側の席次.....	110
図 7:	紛争解決におけるリア・ナインの象徴的役割.....	113
図 8:	平和構築においてフォーマルな支援のみを想定した場合のモデル図.....	191
図 9:	平和構築において伝統的ガバナンスを適用した場合のモデル図.....	192

## 写真

- 写真 1 バウカウ県から来訪した「政府擁護派」デモ隊 ..... 37
- 写真 2 放火された家屋の壁に見られるアルカティリ首相(当時)を中傷する落書き 38
- 写真 3 ディリ県マンレワナ地区に見られた放火された家屋 ..... 42
- 写真 4 ディリ県タシ・トル地区 A 村の幹線道路脇の家屋に見られた落書き ..... 44
- 写真 5 ディリ県タシ・トル地区 A 村の家屋に見られた東部出身者を中傷する落書き  
..... 45
- 写真 6 内紛直後、A 村のほとんどの家屋が空き家の状態 ..... 46
- 写真 7 写真 8 の遠影。同タシ・トル地区 B 村への入り口に見られ東部出身者を中傷する  
落書き ..... 47
- 写真 8 ディリ県タシ・トル地区 B 村への入り口に見られ東部出身者を中傷する落書  
き ..... 47
- 写真 9 ディリ市ジョゼ・マリア・マルクス通りにある与党幹部の親類宅 ..... 47
- 写真 10 ディリ市コモロ地区ベボヌック村 ..... 49
- 写真 11 ディリ県タシ・トル地区において実施されたタラ・バンドゥ慣習法実施の儀  
式に参加したシャナナ元大統領 ..... 91
- 写真 12 リキサ県においてオイスカ実施の事業を視察時に伝統的な織物(タイス)謹  
呈により接受されたシャナナ元大統領 ..... 91
- 写真 13 マナトゥトゥウ県ソイバダ準県で伝統的な形式で接受されるシャナナ元大統  
領 ..... 91
- 写真 14 アイレウ県ファダブロコ村で見られたタラ・バンドゥ (Tara Bandu) モニユ  
メントの一例。カブレハンもしくはカブレハ (Kablehan/Kabuleha) と呼ばれる、  
規範遵守をモニターするグループのチェックポイント(定点観測)を示す ..... 99
- 写真 15 アイレウ県で見られたウマ・ルリック (Uma Lulik) の一例。ウマ・ルリック  
の前にタラ・バンドゥ (Tara Bandu) のモミュメント(十字架のような形をした建立  
物)が見られる。 ..... 100
- 写真 16 ラウテン県で見られたウマ・ルリック (Uma Lulik) の一例。東ティモールの様々  
なイメージに使用される古典的な形状のウマ・ルリック ..... 100
- 写真 17 ラウテン県で見られたウマ・ルリック (Uma Lulik) の一例。右隣の一般的な家  
屋と比べると、屋根の一番高いところにある飾りが特徴的である。ラウテン県出  
身のジョアオ・ボスコ (Joao Bosco) 氏によれば、この屋根飾りでウマ・ルリック  
を識別することができ、また、それらは通常ラウテン地域に根付く精霊をイメー  
ジしていることが多いという。敬虔なカトリックが多く、キリスト教と地霊信仰  
が共存しているという ..... 101
- 写真 18 アイレウ県で見られた特徴的なタラ・バンドゥモニュメントの一例。フォー  
クのような形をしている ..... 102

写真 19	タラ・バンドゥ(Tara Bandu) モニュメントの例.....	104
写真 20	マナトゥトゥ県、ソイバダ準県のリア・ナインがつけている金の胸当。正式な儀式の際に着用される .....	108
写真 21	左にある写真 22 の胸当の拡大写真。ナヘ・ビティの際に金や銀の食器と並んで祖霊召喚の儀式に使用することがある .....	108
写真 22	神なる家(UmaLulik) .....	113
写真 23	神なる家(UmaLulik)の屋根部の装飾。地域によっては、この部分に生贄の骨が飾られる場合がある .....	113
写真 24	婚約のためのナヘ・ビティ儀式の様子。花嫁の自宅。奥の男性は花嫁の叔父で、一族を代表している。手前のカーキ色のシャツを着た男性が花婿側の「義兄(実際は、非常に遠い親戚)」で、一族を代表している。 .....	117
写真 25	ナヘ・ビティ婚約式での男性の側から「土産」として送られた贈答品(ウィスキー、たばこ等、日常で消費されるものが多い .....	117
写真 26	儀式が始まる前に参加者の間でまわされるビンロウとたばこ。ティモールの伝統的な籠に入れられる .....	118
写真 27	キンマの葉の上に置かれているビンロウ .....	119
写真 28	店頭で販売されているビンロウ .....	119
写真 29	キンマの葉は丸く並べられて販売されていることが多い .....	119
写真 30	男性の叔母から女性に婚約の印の金のネックレスがかけられる .....	120
写真 31	婚約が受け入れられると女性側の叔父から男性にタイスが首にかけられる .....	120
写真 32	比喩などを使って間接的なコミュニケーションが取られる。一族を代表して話をする叔父(カーキ色のシャツの男性)と親類(黒いシャツの男性)が、女性方の一族に伝える内容を相談している様子 .....	121
写真 33	儀式後には家の庭で親類同士により晩餐会が行われる。花嫁の一族が準備 .....	121
写真 34	ムロ村の道路補修事業を指揮したアウガスタ村長(当時)の自宅 .....	162
写真 35	ディリ県タシ・トル地区において実施されたタラ・バンドゥ(Tara Bandu)儀式の様子。UNDP が日本のコンサルタントである国際開発センターと共同で支援した農林水産省の事業。メガフォンを持っているのが、実施主体の村長。シャナナ大統領(当時)、マリ・アルカティリ首相(当時)他、農林水産大臣など主要なリーダー達が参列した .....	165
写真 36	ディリ県タシ・トル地区において実施されたタラ・バンドゥ儀式の様子。UNDP が日本の NGO である国際開発センターと共同で支援した農林水産省の事業。実施主体の村長を激励するシャナナ大統領(当時)。その右がマリ・アルカティリ首相(当時)および農林水大臣 .....	166

写真 37 アイレウ県ファダブロコ村にてタラ・バンドゥ (Tara Bandu) 事業会合において 挨拶をする機会を頂戴する筆者 .....	174
写真 38 アイレウ県ファダブロコ村にてタラ・バンドゥ (Tara Bandu) 会合において報告 をする青年代表。向かって左手が農林水産省の職員。女性代表から右手に向かっ て村の各グループの代表者が続いている .....	175
写真 39 アイレウ県ファダブロコ村のタラ・バンドゥ (Tara Bandu) 告示。容量が限ら れているので、大項目だけが記載されている .....	176

## 付表

付表 1: 伝統的司法に関する法律 (Lei sobre Justiça Tradicional) 案」 (草稿、2015 年 5 月現在) 東ティモール政府法務省提供 (審議目的で作成された法案草稿のため、論文審査委員会を除き非公開) 日本語対訳は某政府機関によって内部用参考資料として作成された為、完全非公開

付表 2: 成文化されたタラ・バンドゥ慣習法の例 1 「リキサ県ティバール村において制定されたタラ・バンドゥ慣習法(テトゥン語原文)」 Regras Kultura Tara Bandu, Sucu Tibar, Sub-Distrito Bazartete, Distrito Liquica 東ティモール政府社会連帯省提供

付表 3: 成文化されたタラ・バンドゥ慣習法の例 2 「アイレウ県ファダブリコ村において制定されたタラ・バンドゥ慣習法(英語訳)」 Village Regulations in Sucu Fababloco (日本工営提供から非公式に提供を受けた資料のため、論文審査委員会を除き非公開)

付表 4: 成文化されたタラ・バンドゥ慣習法(案)の例 3 「ディリ県クリスト・レイ準県ビダウ・サンタナ地区所在の 7 つの村において横断的に制定するタラ・バンドゥ慣習法案(英語訳)」 Dili District, Crito-Rei Sub-District Administration, Organizing Commission, Community Police Council Socialization, Tara Bandu Culture Regulation/Rules Draft, Bidau Santa-Ana, NGO ベルン (Belun) 提供

付表 5: 東ティモール 12 県(ディリを除く全県)における村落調停の実施形態(某国際機関による非公開調査結果のため、論文審査委員会を除き非公開)



略語表

ADR	Alternative Dispute Resolution	裁判外紛争処理(裁判外紛争解決手続)
ASDT	<i>Associação Social-Democrata Timorese</i> (ポルトガル語)、 Timorese Social Democratic Association	ティモール社会民主主義協会
CAVR	<i>Comissão de Acolhimento, Verdade e Reconciliação de Timor Leste</i> (ポルトガル語)、 the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor	受容真実和解委員会
CEP	Community Empowerment and Local Governance Project	コミュニティ・エンパワーメントと地方ガバナンス・プロジェクト
CNRM	<i>Conselho Nacional da Resistência Maubere</i> (ポルトガル語)、 National Council of Maubere Resistance	マウベレ民族抵抗評議会
CNRT	<i>Conselho Nacional de Resistência Timorese</i> (ポルトガル語)、 National Council of Timorese Resistance	ティモール民族抵抗評議会
CPD-RDTL	<i>Conselho Popular pela Defesa da República Democrática de Timor-Leste</i> (ポルトガル語)、 Committee for the Popular Defense of the Democratic Republic of Timor Leste	東ティモール民主共和国人民防衛評議会
CRP	Community Recocncilitation Programme	コミュニティ調停(村落調停)プログラム
CTF	Commission of Truth and Friendship Indonesia - Timor-Leste	真実友好委員会
DDR	Disarmament, demobilization, and reintegration	(兵士の)武装解除・動員解除(または復員)・社会復帰
ETTA	East Timor Transitional Administration	東ティモール暫定政府

F-FDTL	<i>FALINTIL-Forças de Defesa de Timor Leste</i> (ポルトガル語)、 <i>FALINTIL-Timor Leste Defense Force</i>	東ティモール国防軍
FALINTIL	<i>Forças Armadas de Libertação Nacional de Timor-Leste</i> (ポルトガル語)、 <i>The Armed Forces for the National Liberation of East Timor</i>	東ティモール民族解放軍(ファリントンテイル)
FRAP	<i>Falintil Reinsertion Assistance Program</i>	ファリントンテイル社会再統合支援事業
FRETILIN	<i>Frente Revolucionária de Timor-Leste Independente</i> (ポルトガル語)、 <i>Revolutionary Front for an Independent East Timor</i>	フレテリン党
IDP	<i>Internally Displaced Persons</i>	国内避難民
IDCJ	<i>International Development Center of Japan</i>	一般財団法人 国際開発センター
INTERFET	<i>International Force for East Timor</i>	東ティモール国際軍
IOM	<i>International Organization for Migration</i>	国際移住機構
JICA	<i>Japan International Cooperation Agency</i>	国際協力事業団
KUD	<i>Koperasi Unit Desa</i> (インドネシア語) <i>Village Unit Cooperative</i>	村落単位共同体
NGO	<i>Non-Governmental Organization</i>	非政府組織
MAFF	<i>Ministry of Forestry and Fisheries</i>	農林水産省
MSS	<i>Ministry of Social Solidarity</i>	社会連帯省
PKF	<i>UN Peace Keeping Force</i>	国連平和維持軍
PNTL	<i>Polícia Nacional de Timor-Leste</i> (ポルトガル語)、 <i>The National Police of Timor Leste</i>	東ティモール国家警察
RESPECT	<i>Recovery, Employment and Stability Programme for Ex-combatants and Communities in Timor-Leste</i>	東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム
SSR	<i>Social Sector Reforms</i>	治安部門改革
TNI	<i>Tentara Nasional Indonesia</i> (インドネシア語)、 <i>Indonesian National Armed</i>	インドネシア国軍

	Forces	
UDT	<i>União Democrática Timorese</i> (ポルトガル語)、Timorese Democratic Union	東ティモール民主同盟
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNMISSET	United Nations Mission of Support to East Timor	国際連合東ティモール支援団
UNMIT	United Nations Integrated Mission in Timor-Leste	国連東ティモール統合ミッション
UNOTIL	United Nations Office in Timor Leste	国際連合東ティモール事務所
UNTAET	United Nations Transitional Administration in East Timor	国連東ティモール暫定統治機構
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁

## まえがき

本論文、「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興・再建過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」は、主に2001年1月から2005年1月まで4年間赴任した筆者の経験と、2006年7月から8月の短期赴任、2013年7月および2016年12月に行った現地調査と文献調査に基づいて作成した。

この論文の作成中に、法務省の法務総合研究所国際協力部から、当時草稿段階にあった東ティモールの伝統的規範・慣習法にかかる章（第四章及び第五章）の内容に関心を寄せていただいた。そして、法整備支援の対象国に関する調査報告として、当該章の内容を一つの論文としてウェブ上で出版するお話をいただいたため、当該章の再構成を行った。お話を頂戴した時点で、本論文の目的の当該章はほぼ形ができていたが、共著者であり妻の宮澤尚里と一部書き足しを行ったうえで、本論文の第一章（序論）の一部と合わせて再構成した。そして「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」という題で、2017年10月に法務総合研究所から出版していただいた。

また、今後見込まれる出版としては、第六章の「国際機関からの支援と伝統的規範の相関関係」について、名古屋大学の島田弦先生からご関心を寄せていただき、『講座 アジアの法整備支援 第6巻』への掲載を検討していただいている。その他、本論文の調査において、多大なる支援をいただいた東ティモール法務省のネリーニョ・ビタル国家法律諮問立法局長からは、政策立案の目的で参照するために本論文（全編）を英訳して同省に提供することを推奨されているため、英訳も検討している。

## 第1章 序論<sup>1</sup>

### 1-1 調査背景

#### 1-1-1 研究の動機

平和構築<sup>2</sup>の事業のほとんどが非ヨーロッパ国で実施されているなかで、復興・再建事業の実施手法を見ていると、それらの事業は、はたして西洋的価値観を押し付けて自由主義的民主制度の導入を促す一方的なものなのか、という問いが自然に沸き起こる。東ティモールは2002年5月に、民主共和国として独立(の地位を再確認)し<sup>3</sup>、国家がその主権をもって排他的に制定法・実定法を実施することになった。1999年10月に設置された東ティモール国連暫定統治機構(UNTAET)は、統治の間に基本法とする UNTAET 法を暫時施行、25年にわたるインドネシアによる統治の間に導入された「フクム(インドネシアの実定法)」を、突然の変更が社会の混乱を招くものを除いて<sup>4</sup>事実上廃止し、新生東ティモール政府による法整備の参照点となる制度作りを始めた。UNTAET 法制定の際に採用された概念は、ポルトガルの法から影響を受けるものであった(渡部:2015)<sup>5</sup>。

そのような背景もあり、「法の支配」を構築する取り組みの中で、その独立の根拠として持っている民族・文化背景の特性などを裏付ける重要な要素のひとつであるはずの同国の伝統や慣習は、特に UNTAET の文脈では封建的社会の象徴として否定的に捉えられることが多かった。「リサン(Lisan)」もしくは「東ティモール文化(Kultura Timor)」と呼ばれる同国の慣習法は(Yoder: 2006)<sup>6</sup>、独立以降の復興期において、主に人権主義からの乖離を理

---

<sup>1</sup> 第一章は宮澤哲・宮澤尚里の「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」調査研究報告(法務省法務総合研究所国際協力部)の内容を本論文の主旨に合わせて改訂したものである。

<sup>2</sup> 1992年、当時の国連事務総長であったブトロス・ブトロス・ガリの「Agenda for Peace (平和への課題)」の中で使われた表現で、その定義は、平和維持要員の展開によって和平合意に至った主体間の新たな武力衝突を武装解除(DDR)などによって防ぐことを中心とした役割というものであった。コソボの UNMIK や UNTAET をはじめ、1990年代の後半からみられる平和構築ミッション機能の主流は、政府の諸機能の整備・強化を中心とした「新しい、正当な国家を建設すること… 紛争を平和的に解決し、一般市民を保護し、人権の尊重を保護する能力を持つ国家の建設…」(国連情報センター:発行年不明)と、より包括的な形態となっている。

<sup>3</sup> 当時宗主国であったポルトガルが東ティモールから引き上げたことを機に、フレタリンが1975年に独立を宣言している。そのため、2002年の独立は、その地位の確認とされている。長谷川佑弘「包括的な平和構築支援の必要性」 UN フォーラム、児玉克哉「東ティモールの平和構築と現状」、一般社団法人日本東ティモール協会のホームページなども参照。

<sup>4</sup> 例えば道路交通法など。2002年の独立時に施行された憲法165条で、場合によってフクムの暫定的な適用を認めている(江藤:2012)。

<sup>5</sup> 法務省法務総合研究所国際協力部が実施する東ティモールを対象とした法整備支援に関連した各種報告に詳しい。例えば同教官の江藤美紀音、渡辺吉俊の報告など。

<sup>6</sup> ヨーダー(Yoder)によれば、東ティモールの国土であるが、西ティモールの飛び地であるオイクセ県では、慣習法がトベ(tobe)と呼ばれている。これは、西ティモール全域において、そのような名称が使われていることが理由であるとされている。タラ・バンドゥ同様、農業や農作物の管理に主に使われたが、オランダ統治時代に、適用が著しく減少したとい

由に、UNTAET も暫定政府(East Timor Transitional Administration, ETTA)、またそれを支援する国際社会もほとんど立ち返ることがなく(Isser: 2009)<sup>7</sup>、その関連性すら薄らいでしまったように見えた<sup>8</sup>。

今日、ヨーロッパに始まった自由主義と平等主義の結合によって形作られた自由民主主義(リベラル・デモクラシー)が(土橋: 2009)、アジアなど非ヨーロッパ地域において特有の伝統や慣習などと融合され、今日よく聞かれる「ハイブリット」な自由民主主義が形成されつつあるという議論がある(Bell: 2006)。そのような「ポスト・リベラル・デモクラシー」の考え方に沿うように、紛争後の脆弱な国家において、ガバナンスと法の支配の確立までの間、平和構築に伝統的司法や慣習法を活用することに関する議論は近年みられるようになった。では、はたして東ティモールにおいて、1999 年から始まった平和の構築とその定着に向けた取り組みの中で、伝統的ガバナンス機能が果たした役割はなかったのだろうか、また今後も無いのであろうかという疑問をもった。本論文は、伝統的司法や伝統的規範を含む様々な伝統的ガバナンス機能には、紛争後の国や地域において実施される平和構築の取り組みを伸張する役割があるという仮説を基に、国際社会が平和構築支援を行う際に、そのような伝統的手法を使ったガバナンス制度をどのようにくみ上げてゆくことができるのかを東ティモール民主共和国(以下、東ティモールと記載)における事例をもって考察する。

不安定要素を抱える諸国や地域においては紛争の形態が多様化し、これまでの様に国境を越えるものばかりでなく、特定の政治的考え方や背景・属性等によって構成される社会集団の間で、国内もしくは地域内で発生するような事例が多くみられる。東ティモールの様に国際社会が認めない他国による強制的な併合と、民兵など、併合に同調した一部の政治集団による広域無差別暴力も、今日多く見られる形態の紛争の一つと言える。すなわち、これまで主流であった「戦争」という形をもった国家間の武力衝突が、冷戦の終わりとともに、宗教や民族間、または国家主体と社会的集団などとの間において発生する内

---

う記録もあるとされている。Laura S. Meitzner Yoder の” The Tobe and Tara Bandu: A Post-independence Renaissance of Historical Forest Regulation Authorities and Practices in Oecusse, East Timor” 参照。

<sup>7</sup> この点について、世界銀行とジョージ・ワシントン大学が 2009 年に実施した、「紛争後の脆弱な国における法多元主義と慣習法 (*Customary Justice and Legal Pluralism in Post-Conflict and Fragile Societies*)」に関するカンファレンスに向けて用意された、イサール(Isser, D.)の「紛争後の脆弱な国における法多元主義と法の支配に関する再考 (Re-thinking Legal Pluralism and the Rule of Law in Post-Conflict and Fragile Countries)」(2009) Conference Paper などが参照できる。

<sup>8</sup> 上述のシャナナ・ググスマン大統領(当時)のアジア財団主催の東ティモールにおける慣習的な和解手続きと移行期正義・慣習法に関する国際会議の基調講演。本論文内で後述するが、このコメントは、必ずしも同氏の考えを反映しているものではないと分析できる。国際社会に露出する英語の記事であったため、むしろ国際社会に向けて発信する、同氏のポリシーが民主主義国家の建国において、「国際的基準」を満たしているとシグナリングする目的のものであったのであろう。

戦などの武力衝突という形態に変化してきたということである(藤原:2000)。かならずしも国家が紛争の主体では無い状況において、安全保障の考え方も変化した。これまで主流であった国家安全保障の考え方を発展させ、人権の尊重や難民問題の解決を通じて、欠乏からの自由と、恐怖からの自由を実現するという「人間の安全保障」の考え方が形成されてきた。同時に、社会の安定化を主眼にとらえ、基本的人権を保障し、ガバナンスや「法の支配」を強化することによって平和を実現する「リベラル平和構築」の手法をもって、紛争によって害を受けた国民が恐怖や欠乏からの自由を享受できるような社会の構築に図る手法が主流となってきている<sup>9</sup>。東ティモール民主共和国においても、2005年5月の国際連合東ティモール事務所(United Nations Office in Timor Leste, UNOTIL)の設置以降、ガバナンス機能の強化に力点を置いたリベラル平和構築の手法が色濃く取られた。

社会の安定化に力点が置かれた UNTAET による平和構築への取り組みとその手法は、その後設置された国際連合東ティモール支援団(United Nations Mission of Support to East Timor, UNMISSET)に引き継がれた。それに対して前述の UNOTIL は、民主化への支援をそのフォーカスの一つに置き、UNOTIL からその機能を一部引き続く国連東ティモール統合ミッション(United Nations Integrated Mission in Timor-Leste, UNMIT)は「2006年4月の危機」によって不安定化した社会への対応とあわせて、やはりさらなる民主化への支援を継続した。すなわち、平和構築の初動における社会安定化へのフォーカスが、その後、ガバナンス強化と法の支配の確立に力点が移行していった(下記、表1参照)。

表1: 東ティモールにおける国連平和維持活動の変遷(筆者作成)

平和維持活動の名称	かかる安保理決議と 主なマンデート	活動期間
国際連合東ティモール・ミッション (UNAMET)	国際連合安全保障理事会(安保理)決議 1246 号 自治の拡大に関する住民投票への支援	1999年6月から1999年10月
国際連合東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	安保理決議 1272 号 東ティモールの独立を支援した国連平和維持活動	1999年10月から2002年5月
国際連合東ティモール支援団 (UNMISSET)	安保理決議 1410 号 東ティモール独立後の行政支援	2002年5月から2005年5月
国際連合東ティモール事務所(UNOTIL)	安保理決議 1677 号 東ティモールのガバナンス機能の強	2005年5月から2006年5月(2006年4月の危機)

<sup>9</sup> 国連総会に提出された事務総長の「人間の安全保障に関する事務総長報告書」(原文英語: *Human Security: Report of the Secretary-General*, UN Document, A/64/701, 8 March 2010) が参照できる。

	化支援を行う平和維持活動	が発生したため、マンデートは延長された)
国際連合東ティモール統合ミッション(UNMIT)	安保理決議 1704 号 2006 年 4 月の危機に対応するための平和維持活動	2006 年 8 月から 2012 年 12 月

### 1-1-2 研究目的と意義

東ティモールにおいては、2002 年の独立以降、数多くの復興支援事業が実施された。市民社会の伝統的規範復興への取り組みは、独立の前後から活発であったが、その一方で、国連暫定統治機構や新生東ティモール政府の伝統的規範への関心は限られていた。「平和構築の成功例」とされていた東ティモールにおいて、2006 年 4 月に内紛が再発したことが、平和構築にかかわっていたステークホルダーがそのアプローチを再考するきっかけとなった。同時期に国際社会からの支援が段階的な撤退を始めていたこともあり、資源が限られる中で、政府は伝統司法や伝統的規範を取り込んだ公共事業を実施するようになった。これは、社会資源の有無だけが理由ではなく、外部からの介入が減少するにしたがって、東ティモール人主体の取り組みが始まったとも言える。紛争を経験した国家がその復興期において、限られた社会資源の活用の観点から伝統的司法や慣習法を活用することができるということは、これまでも既存研究の業績が十分に議論してきたところである。本論文の目的は、東ティモールの伝統的規範の形態について調査して明らかにした上で、リベラル平和構築の過程において、伝統的なガバナンス機構の発展を国際社会が支援することをもって、平和の構築と定着を促進することができるということを東ティモールの事例をもって比較分析を行い、知見を提示することである。そして、東ティモールの事例から、今後国際社会が実施する平和構築事業に対して示唆することができる政策モデルを検討する。

さらに、平和構築事業と帰還民の社会再統合、そして村落調停手続きを含む伝統的司法や伝統的規範の関連性を包括的に分析する本研究により、紛争後の国々の平和構築過程だけでなく、国情に大きな変化がみられる近年のミャンマーのように、同国東部の少数民族との衝突が続く地域において、進む停戦合意(一部)とそれに続く平和構築の過程などにおいても、伝統的司法を活用した手法を使って、社会の安定化を図ることができるのかという事例を示唆できるよう、実証と比較分析に基づいた知見を提示することを目的としている。

### 1-1-3 調査対象地域と研究方法

研究方法は、東ティモール(全 13 県)を事例研究の対象とし、参与観察(2000 年 10 月—2004 年 12 月)、フィールド調査(2016 年 12 月、2013 年 7 月、2006 年 7 月—8 月)、インタビュー調査(2000 年から 2017 年 5 月まで適宜実施)、文献調査(継続)、により検証・分析を法人類学及び法社会学の視点から行った。インタビュー調査などは筆者ができる限りテト



ウン語で行ったが、適宜英語を使用した。合わせて、必要に応じて通訳(英語—テトゥン語)を介してインタビューを実施した。

調査は、文献調査を基調に、インタビューと参与観察によって収集したデータを分析した。インタビュー調査は半構造型インタビューに対する回答を基に、質的分析を中心に行った。参与観察は、著者の存在によって外的影響が出ない様に、使用言語への配慮や、文化的な配慮を最大限行って実施した。インタビューの回答者に不利益が生じないように、政治的に配慮が必要な回答が含まれるものは脚注もすべて回答者の名前や出身地、常居所などをイニシャル表記で統一している。

#### 1-1-4 特色と独創的な点

アフリカや、アジアなどで紛争解決における伝統的司法、伝統的規範、修復的正義や裁判外紛争解決手続(ADR)の活用など、いわゆる「オルタナティブ・ジャスティス」の議論がある中で、東ティモールの伝統的規範に関する研究も進められてきた。特に世界銀行やアジア財団を始め、バボ・ソアレス(Babo Soares)など東ティモールの研究者達やデメトリオ・デ・カルバリオ(Demetorio de Carvalho)などの実務家などが、この点に注視して調査・研究を行っている。しかし、ティモールにおける伝統的規範がどのような形態で、それらが具体的に平和構築へ貢献したかという視点をもった研究まだ見受けられない。本論文の特色は、東ティモールのナヘ・ビティ(Nahe Biti)と呼ばれる同国特有の伝統的司法に着目して(本論文では、それが趣旨を反映する場合においてのみ、「村落司法」という表現も使用している)、平和構築と伝統的規範の相関性について、長期的な視点をもって分析・考察する。さらに特記すべきは、筆者は2006年に発生した「4月の危機」の際、社会不安定化のあおりを受け、各種ステークホルダーが国外避難した際に、同国に短期赴任した。滞在の間に実際に被害を被った村落や個人を対象に単独訪問調査をおこなっているため、詳細かつ他に類のない一次情報を根拠に議論を展開する。また、事例研究を通じて、伝統的司法が平和構築に寄与するかを分析し、するのであればどのようにするかを調査し、その結果をもって具体的な政策構築に資するようなモデルを示唆できる点に独創性がある。すなわち、事例研究を通じて西洋的な視点に偏る傾向にあるといわれるリベラル平和構築支援の在り方に、対象コミュニティの観点を取り入れる手法を通じた改善策を提示できる。その理由からも、本研究成果は極めて実務性も高く、国際社会へのニーズに答えるべくものである。

#### 1-1-5 研究の限界

本研究は、東ティモールにおける事例研究を通じて、伝統的ガバナンス機構が平和構築の実現にもたらす効果について論じるものである。伝統的司法と、民主主義に裏付けられた平和構築の実現についての相関関係を分析する際、文化や宗教、民族性などの複合的な要素を考慮する必要があると考える。このような分析は、環境やかかる対象の歴史的背

景や政治的要素に大きく影響される多義的のものであるが故、議論を普遍的にとらえるには、対象となる国や地域、民族等によって変化する不確定要素に影響されるため、明確な結論に達することは難しい。そのため、本論文は東ティモールにおける事例のみを取り上げて研究する。一国に焦点を当てたケーススタディであるため、本論文の議論は伝統的司法や伝統的規範がもつ、平和構築との相関性という大きな命題に普遍的な答えを与えるものではないが、今後、国際的な研究が進められる中で、参照点となると考える。もう一つの限界としては、本調査が質的情報を収集する目的でインタビュー調査及び参与観察を中心に行っているため、独自に数量的な情報の収集はしておらず、数量的なデータについては既存研究を参照している。また、今後の研究の中では、本テーマをもって他国・他地域の事例研究を行い、東ティモールにおける事例との比較を通じて、その類似性や相違性を分析し、より普遍的な議論に近付けてゆくことができると考えている。

#### 1-1-6 研究対象コミュニティ

筆者が赴任した 2001 年から 2005 年までの間に聞き取りの対象になった東ティモール全 13 県のコミュニティ<sup>10</sup>、および 2006 年<sup>11</sup>の聞き取り調査ではディリ市近郊のコミュニティが対象となり、2013 年 7 月の聞き取り調査ではディリ県、アイレウ県、リキサ県のコミュニティが対象となり、そして 2016 年 12 月の聞き取り調査ではディリ県、アイレウ県、(ディリ県に在住の)マナトゥトゥウ県のコミュニティが本研究の対象となった。

#### 1-1-7 論文の構成

本研究は、内紛再発の原因を分析した上で、東ティモールの伝統的規範と伝統的司法について考察し、それらの伝統的ガバナンスを実現する手法が、どのように平和構築に寄与してきたかという点について着目した。具体的には、国際機関や二国間援助機関が関与した事業を事例研究として取り上げ、伝統的規範や伝統的司法を採用した 3 事業の事業形態を検証した。

第一章では、研究の背景と目的を明らかにした上で、平和構築と慣習の相関関係に直接的、間接的に関係するものや、東ティモールの伝統的規範や伝統司法に関連した既存研究について振り返った。そして、研究の目的で関連があると思われる点に焦点を当てた東ティモールの略史をまとめた。

第二章では、「2006 年 4 月の危機」と呼ばれる内紛の発生について分析した。冷戦後の

---

<sup>10</sup> 筆者は、2001 年から 2003 年まで NGO や東ティモール国立大学の非常勤講師として、また、2003 年から 2005 年まで国連開発計画 (UNDP) 東ティモール事務所の職員として勤務した際、自身の研究の目的で、聞き取り調査や参与観察を行った。その際、全 13 県で調査・観察を行った。

<sup>11</sup> 筆者は、国内避難民 (IDP) の保護の目的で国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 東ティモール事務所法務部にて 2006 年 7 月から 9 月まで勤務をした際、避難民が帰還できない理由となっていた「恐怖」の原因を単独調査した。

世界において、紛争が起こった国や地域の半数が、弱体化した行政インフラなどが理由で5年以内に紛争の再発を経験していると言われるが(等：2007)<sup>12</sup>、東ティモールにおいても独立から4年たった2006年4月に内紛が再発した。本論文第二章で詳しく述べるが、ここで特記すべきは、2002年以前の紛争がインドネシアによる執政への抵抗と「独立」を目的としていたのに対して、2006年の内紛は、1)独立後の社会・経済的発展が非常に緩やかであったことによる国民の不满などが累積したこと(上東：2003)、2)独立派と併合派の不十分な融和と(元併合派の帰還民を独立派がコミュニティの一員ととらえ、修復的正義をもたらすことができるか、という問題が問われた)、3)未決の土地問題を含む移行期正義(transitional justice)の問題など、複合的な問題に起因していたと考えられる。これは、2000年の以降取り組まれていた平和構築の過程が2006年の「4月の危機」そして2008年のラモス・ホルタ大統領(当時)襲撃事件を経て安定化が進むまで、約8年の間停滞していたことを意味していたと考えられる。

インドネシアによる併合に至る経緯や、フレテリン(Frente Revolucionária de Timor-Leste Independente、略語はFRETILIN)党と共産圏との関係など、独立時の力学をとらえると、第二次大戦後に独立した多くの国にはイデオロギーに支えられた独立を果たした国も多かった半面<sup>13</sup>、東ティモールは、その正当性を裏付ける核の要因として、同国民の民族的・文化的特性が大きな重力を持っていたと、国民も国政のリーダー達も共感をしていたと考えられる。共感の表明の一形態であり、意思や情報を行動や行為によって間接的に対象に伝える「シグナリング」は、政治的リーダーや政府、そして国民も同様発信するのであり(ポズナー：2002)、同国において独立にかかる民族的・文化的特性に関するシグナリングは、政府も国民同様に発しており、それが慣習や習俗の法制化等を通じて明示的に支持するという形であらわれてくるととらえるのが自然である。そのため、東ティモールの国政のリーダー達は、国家法を排他的に適用する法集権主義(legal centralism)に厳格ではなく、その領域内における多元性を寛容に受け入れる法多元主義(legal pluralism)的な立ち位置とっており、そのことは独立後に同国がとった多くの政治・行政判断に反映されている様に見える。それが一番明示的な例が、憲法による慣習や習俗の認知とその保護と、その後検討が続いている慣習法の実施にかかる実定法の制定である。独立以降、緩やかに復興してきたタラ・バンドゥやナヘ・ビティなど、国際機関が平和構築事業を実施する際に手法として採用された伝統的ガバナンスについて本論文で考察する。

第三章では、フォーマルなガバナンス強化に向けた取り組みについて分析する目的で、

---

<sup>12</sup> この点については、国内外の研究者が言及している。国内の研究者では、主に等雄一郎の「平和構築支援の課題」を参照することが出来る。他にも、星野俊也の「国連平和構築委員会の活動と課題」などが挙げられる。

<sup>13</sup> これは、そもそもインドネシアが東ティモールを併合するに至った理由や、フレテリン(FRETILIN)と共産圏との関係と、当時の国際社会および近隣国の併合に関する反応などは、冷戦の影響を大きく受けたものであるという重要なポイントを考慮した上で、独立時の状況(に限って)を国民や政治家がどのように見ているのか、とすることである。

2000年にUNTAETのマンデートが始まってからの治安部門改革に関する取り組みを振り返る。2006年「4月の危機」の発生が平和構築に向けた取り組みが滞っていることを表面化させた。取り組みの停滞は、複合的な理由があると考えられるが、その一つに「広義の移行期正義」の実現に向けた取り組みが滞っていたところが要点の一つであったと考えられる。「国内の治安」と「社会政治的な安定」を実現するために必要とされるのがガバナンスのキャパシティであり、その観点から東ティモールのフォーマルな治安部門改革(SSR)と司法改革に関連した取り組みを取り上げて、本論文が着眼するインフォーマルな「伝統的ガバナンス」との対比の目的で概観する。

第四章及び第五章では、伝統的ガバナンス機構、具体的にはティモールの伝統的司法や伝統的規範について考察する。本論文が採用した伝統的規範の定義は、加藤哲実が習俗論の中で使っている以下の慣習法の定義に本論文の主旨との関連性が見られるため援用した。加藤は「国家ないし正統的政治権威が直接に指示する制定法・実定法とは別に、社会の諸集団諸階層が法として慣行的に遵守している社会規範を総称して慣習法と呼ぶ」としている(加藤：1992)。つまり、人々の行為・認識の反復が慣習として認知され、それら慣習が当該コミュニティにおいて慣習的規範として認容される経緯を経て、強制力を持った物に発展したものである。東ティモールの村落において「村八分」となることや、いわゆる日本の文脈で言うところの「恥」にあたる感覚などをふくめた村落内における懲罰や、規範を司る小王国の王 リウ・ライ(Liu Rai)や村長であるシェフェ・デ・スコ(Chefe de Sucu)等を実施主体とした、村落単位のコミュニティ機構(もしくはそれに代わる長老会等の機構)による(村落を内、国レベルを外とすると)強制力をもった内生性の規範である。

伝統的司法(または伝統司法)については汎用される定義がないが、ティモールの伝統的司法の特性を鑑み、多くの側面において修復的司法の定義が援用できるととらえた。本論文では菊田幸一の採用した修復的司法の定義、「犯罪現象に対応する、加害者、被害者、家族、地域社会を含めた人々たちによる対話、協議、問題解決(原状回復、償い、補償、和解、仲介)への参加を中核とする関係修復作業」を援用しているが(向井・大月：2005)、東ティモールの伝統的司法においてこの定義との相違点が二点特記できる。一点目は、「対話」の主体として、対象となる村落(Sucu)に住む人々だけでなく、その先祖の霊の存在も意識している点である。ティモールの伝統的司法は、事件の当事者間の関係を修復し和解を促す、害を被った当事者への補償、または加害者(またはリア・ナイン(Lia Nain)などからなるその一族)に責任を認識させ、再発を防ぐことを目的としている。修復的司法の性質を持っているが、特徴的といえる点は、関係修復の対象が、私人間もしくは個人とコミュニティだけでなく、動植物を含む自然と個人、また、個人と先祖の霊、という観点も持っているという点である。つまり、「罪」は、対象となる村落(Sucu)に住む人々やその先祖の霊、関係者に対する害悪であると捉えていることといえる。そして、その害悪は修復されるべきであり、伝統的司法は、被害者と加害者、そしてコミュニティの関与のもと、害の回復や和解を進める手法である。二点目は、また、その調停機能である。東ティモールの

伝統的司法は、土地の所有権などの係争において、当事者間に立ち入り合意によって問題解決を探る機能を持っている。さらには、婚姻関係における富の均衡的互酬である結納金(品)の額や量を定める過程においても、重要な役割を果たす。参与観察と聞き取り調査を通じて、東ティモールの伝統的司法や伝統的規範の分類を考察し、それらの規範がどのように実施されているかということ、本論文では考察する。

第六章では、東ティモールにおいて国際機関によって実施された対象を絞っていくつかの平和構築事業を再検証し、リベラル平和構築の過程におけるコミュニティの主体的な関わりが有機的に行われたのか、そしてその過程に伝統的規範は寄与したのであろうか、ということ、を再考し2002年の独立以降行われてきた平和構築への取り組みと、2006年4月の危機以降見られる伝統的規範復興の動きを分析する。

はたして、国際社会は同国の民主主義国家としての建国を支援する立ち位置から、伝統的規範の復興を受け入れないのであるだろうか。1990年第初頭から国際協力の現場において、これまで「被受益者」と見られてきた受益国政府やコミュニティが、事業の企画立案に主体的に関わることが伸張されてきた。その考え方がさらに発展し、近年は「パートナー」という位置づけをされ、関連事業の企画立案から実施そしてモニタリングと評価に至るまでのすべての工程において主体的に関わってゆくことが潮流になってきたが、このことは近年、平和構築支援の現場においても同じようなことが言える。これは、相互関与(inter-dependency)の観点からも、各関連主体の政治的支持を得ているが、同時に事業の持続性やニーズとの整合性、限られた資源の有効活用という事業実施における実用本位な視点からも各関連主体から歓迎され広く受け入れられている。このような手法は、異なる支援フェーズ間のスムーズな移行という観点からも支持された。つまり、緊急人道支援のフェーズから、平和構築、そして開発のフェーズへのスムーズな移行を実現する手段としても関連性が認められてきたということにより、平和構築の現場において実施される事業においても取り入れられることが伸張されてきた。しかし、現実には多くの平和構築の現場において、紛争等からの影響を受けた政府やコミュニティのキャパシティの限界や、移行期正義を含む社会インフラの未整備と社会資源の欠乏など様々な理由から、受益者の主体的な関わりが実効性を持っていない。恒常的な暴力から逃れるなどの目的で流出していた難民や避難民が紛争終結を機に帰還を果たし、平和構築に関わる際に事業実施のキャパシティを発揮できるかというような問題や、社会再統合を果たせるのか、などの複合的な問題もある。また、平和構築事業を実施する国際機関などは、ドナーや国際社会への説明責任と受け入れ国の主体性という二つのプライオリティーの間の均衡を図りながらも、説明責任と事業の実行可能性を優先せざるを得ない状況がある<sup>14</sup>。

---

<sup>14</sup> 多くの例があるが、一つの例は国連開発計画(UNDP)が実施する事業形態の内、受益国の事業実施キャパシティに限られる際に使われる形態である Direct Execution もしくは DEX(UNDP 直接実施型事業)とそれに対して、受益国に事業実施のキャパシティがある場合に使われる形態である National Execution もしくは NEX(受益国実施型事業)が正規の事業形

筆者は、2001年の赴任から2005年までの4年間、東ティモールで調査や実務を行い、同国における平和構築、社会の安定化、帰還民の社会再統合の問題に取り組んできた。その後も継続して、同国内の平和構築への取り組みに関わってきているが、2006年4月の社会不安定化などから、国内避難民(IDP)の支援や、帰還民の再統合やなどの問題に取り組むために、2006年6月から8月までディリに短期赴任した。それらの経験から、対立していた社会の構成グループ間の融和が、政府や融和促進のために設立された受容真実和解委員会が目指したほどスムーズにいかなかった現実も、また事実であると認識している。同国独立までの間、国連暫定統治機構の主体的な取り組みと、同国が独立を果たした2002年から実施された数多くの国際機関や二国間援助による東ティモールの平和構築への取り組みに対する支援は、これまで「2006年4月の危機」や2008年の大統領襲撃など幾度か危機に直面してきた。それらの問題の底辺にあるものは、これまでの既存研究でも考察されている様に、十分に機能していなかった移行期正義や和解、法の支配を確立するにあたって伝統的司法や伝統的規範の関連性を認知しなかったこと、そして受け入れコミュニティの主体的な参加が十分に果たせなかった平和構築事業の実施などが理由であると考えられる。他方、2006年以降、コミュニティが主体的に関わる伝統的司法の実施等を通じて達成された和解や社会秩序の回復が、平和構築に寄与している傾向にあると思われる事例があることに着眼した。

第七章では、第一章から六章までの議論を踏まえて、本論文の論点をまとめ、結論を述べる。その上で、東ティモールの事例研究をもとに、今後国際社会が実施する平和構築事業に対して示唆することができる政策モデルを検討する。

筆者は平和構築の実現のために伝統的ガバナンス機構、すなわち伝統的司法や伝統的規範などが果たす役割は、対象となる住民が主体的な役割を担う実効的な機会を提供するために非常に重要であり、かつその意義も大きいと考えている。いわゆる「近代化」が、文化の相互関与の結果であるという議論のもとに、国際機関や二国間援助機関の有機的な支援によって東ティモールの伝統的司法の民主化を促進し、リベラル・デモクラシーの考え方を基調とする支援主体が直面する既存の支援手法の限界と、新たな支援手法を導入するという変化の潮流に沿い、持続可能な平和の構築と定着に寄与できると考えている。

---

態としてある。東ティモールにおいては、2003年から実施された「東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム(RESPLECT)」の実施について、書類上はDEXの形態がとられた。これは、行政インフラや社会・経済インフラに限られた当時、東ティモールで多くの国際機関がとった事業実施形態である。しかし、実際は既存の制度や地方統治機構を組み込みエンパワーする目的で、当時内部でNEX-DEXと俗称したUNDP直接支出・受益国実施という形態を非正規に運用の一形態としてとった。すなわち調達、契約など予算管理と執行についてはUNDPが行い、実際の事業実施は受益国である東ティモール政府およびコミュニティが担うという形態であった。

## 1-2 既存研究と学術的視点

### 1-2-1 伝統的規範に関する消極的議論

近年まで「前近代的社会」と評された同国が、約 250 年続いたポルトガルによる植民地化や、1975 年以降のインドネシアによる統治の間に提供された教育の機会や経済機会の発展を土台に、国連による暫定統治を経て「近代社会化」を果たしたとされている。前近代的社会の東ティモールにおいては、法文化の存在が無かったとも議論され、法の支配の必要が強調された。国際問題研究所の山田哲也は、UNTAET による暫定統治がはじめられた当初の分析において、「・・・長年にわたる外部からの支配と、それに伴う行政経験の欠如によって、『東ティモール土着の』法文化が形成されていない、あるいは、土着の文化に根差した統治制度が欠如している・・・」とし、「文化として『法の支配』を根付かせる」ことが必要であるとした(山田哲也：2003)<sup>15</sup>。つまり、社会が発展していないため法文化がなかったという議論である<sup>16</sup>。

国際問題研究所の首藤もと子は、同国の受容真実和解委員会 (the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor。正式なポルトガル語名称は Comissão de Acolhimento, Verdade e Reconciliação de Timor Leste。省略名称は CAVR) が実施したコミュニティ和解の手法を評価する一方、この伝統的手法を使った移行期正義の実現は、「大統領を含め、政府や政治エリートの誰からも、ほとんど考慮されていない」とも結論付けている。また、法整備に関しても「(暫定統治者であった)UNTAET が導入した司法制度の視点では、紛争解決において個人の権利を強調するが、伝統的社会では『司法の独立』という観念が限定的であり、かつ共同体の関心を優先した和解方式を採用して、個人の権利を<sup>17</sup>強調しない傾向」があると批判した。その上で、国際社会から導入したりベラル平和構築に基づく理念を、東ティモールのように伝統的文化が国家形成の軸になっている国において実施しようとする事の矛盾点を強調している(首藤：2007)。

1999 年の住民投票以前の東ティモールのような、いわゆる前近代的の小社会形態の中において法文化は発達せず、封建的な制度による統治が主流であるとされている。そのような議論において、コミュニティが実施する慣習的規範などは、首長をはじめとして地域の政治的リーダーやコミュニティ(村落)が持つ関心事項が優先してされた。すなわち、伝統的司法や伝統的規範は封建的な社会形態の産物であり、特に女性や特定の背景をもった人々を社会的に疎外する問題を引き起こし、一人ひとりの人間の安全保障を阻害するという消極的評価がなされた。平和の構築を考える上でも、コミュニティにおいて、伝統的な

<sup>15</sup> この点については、国際問題研究所の山田哲也が実施した外務省委託研究「紛争予防」の 3 章にある「平和構築としての『法の支配』の確立—東ティモールを例として—」に詳しいが、その他、同様の主張は多く見られる。

<sup>16</sup> 例えば人類学者ルイス・ヘンリー・モルガンらが議論した社会進化論的視点であろう。

<sup>17</sup> 国際協力事業団の「JICA の対東ティモール復興・開発支援総括報告書」などによれば、長く続いたポルトガルによる植民地政策の結果、そもそも東ティモールにおける権利意識はそれほど高くないという説明がある。

首長による力の行使によって実施される伝統的規範は、慢性的な不平等を生み、不満や暴力を引き起こす物であり、社会の不安定要素となるという考えがある(篠田：2003)。慣習的規範は最も弱い人々を守ることができないとされ、人間の安全保障の考えにも民主主義的な思想にも相反するという武者小路公秀らの議論を呼んだ(武者小路：2009)<sup>18</sup>。

### 1-2-2 伝統的規範の有効性を認める議論

他方、アマルティア・センの説いた人間の安全保障は、民主主義を基調とした人権主義の実現とその過程がその土台となると説いた。そして、その人権主義は西洋から世界のその他の地域に一方方向的に流れ込むコンセプトではなく、人々の営みの反復が互いに影響しあうことによって、相互作用的に展開するものであり、地域の特性を反映して内生的に起こる変化の累積的成果物であるということであった(セン：2006)。そして慣習や伝統的な営みは、民主的な制度が独自に構築される上で必要な通過点であろうということも示唆している。センは、人と人のつながりを強く認識し、コミュニティの存在の意味とその価値に着眼しているともいえる。この点は、本論文が取り上げるテーマであり、東ティモールにおける伝統的司法や伝統的規範の発展と、かかる国際機関や二国間援助機関のかかわりを見ると高い関連性がある。

さらに、この考えをポスト・リベラル・デモクラシーの論点からとらえると、近年議論が進んでいる「ハイブリット平和構築<sup>19</sup>」や、「ハイブリットな国家建設」などの考え方に見られる「モダンと伝統」や「リベラル平和構築と伝統」の融合、などの考え方につながるであろう。石塚勝美が議論する「アジア地域における民主主義」(石塚：2014)のように、伝統的司法や慣習的規範を含む「非西洋的」かつ地域に根付いた政治的価値観とそれらに基づいた概念と民主主義の考えとの融合を、平和構築の文脈でとらえる視点もある。アジア財団の調査は、東ティモールが移行期から今日まで採用している「ハイブリット司法(Hybrid Justice)」の効果を評価している(Asia Foundation: 2008)。また、支援の対象となる地域に根付く政治的価値観を理解するために必要となる十分な地域情報を、支援にかかわる外部者が持っているということによって実効的な平和構築が実現するという議論は、カンボジアの平和構築においても実証されたと福武慎太郎、堀場明子らは「現場<フィールド>からの平和構築論」の中で論じている(福武・堀場:2013)。

<sup>18</sup> 武者小路公秀「人間の安全保障と連帯経済」や「大転換期にはいった西欧近代文明世界」など参照。

<sup>19</sup> 「ハイブリット平和構築」に関し、定義の確立は現在形成過程にあると考えているが、Roger, Mac Ginty や桑名恵などの定義を援用すれば、伝統、土着、慣習的な営みと「近代的」なりベラル平和構築の実施において、「異なるグループ、アクターの実践、考え方の相互作用の結果として生まれる複合的なプロセス」であるといえる。参照できるのは、Roger, Mac Ginty (2010) “Hybrid Peace: The Interaction Between Top-Down and Bottom-Up Peace” (Security Dialogue 41, Issue 4, Peace Research Institute Oslo に掲載)、や桑名恵の「紛争後の平和構築過程における市民社会支援の課題と展望：東ティモールコミュニティの実例から」(立命館国際地域研究第 42 号に掲載)など。



旭英昭元東ティモール大使は、平和構築において「支援する側の援助哲学、同開発援助機関の組織理論やタックス・ペイヤー(納税者)に対する過剰な説明責任論のほうが援助を受ける側の視点よりもしばしば優先する」という現実を疑問視すると同時に、アフガニスタンにおける平和構築に関するニューヨークタイムズの書評を取り上げて、「・・・その国、社会の持つ歴史、風習、さらには伝統的な価値観の理解を抜きにしては、そのための統治制度の構築はありえない・・・」と議論した(旭：2013)。

紛争後の脆弱な国と伝統的規範の関係については、今世紀に入ってからその関連性が認知され始めているところであり、平和構築を研究する者や実務者達が政策モデルを議論する上で取り上げるようになってきた。特に東ティモールに関連した研究では、2002年の独立(の地位の再確認)後に、リベラル平和構築<sup>20</sup>の取り組みにおける移行期正義の実現や、「法の支配」<sup>21</sup>の確立に関する研究が進められ、間接的ではあるが慣習や伝統についてもふれられるようになった(山田哲也：2003)。前出の国際問題研究所の山田は、UNTAETによって取り組まれた「法の支配」の構築が失敗したと議論した上で、その後の議論の中で、東ティモールにおける法の支配の確立は、『上からの制度作り』とあわせて、『下からの制度作り』を行うことの必要性があることを強調し、「東ティモールでは村落における村長の伝統的権威が今なお村落レベルでのガバナンスにおいて有効であるとされる」とした(山田哲也：2003)。山田は伝統的なガバナンス手法の具体的な例は示さなかったが、概念として、伝統的権威に依った「法の支配」の確立を暗に示唆した。しかし、これらの概念的な議論は、具体的にどの様な伝統的司法が東ティモールに存在しているのか、そしてそれらがどの様に機能して、どのように「法の支配」に寄与するのかという具体的な議論を欠いていたため、アジア財団や、井上浩子などごくわずかな研究者による学術的貢献を除いてその後の議論の発展が殆どなかった。

---

<sup>20</sup> 本論文では、長谷川祐弘元国連事務総長特別代表が示唆するリベラル平和構築の定義「基本的人権を保障し、ガバナンスや法の支配を強化することによって平和を実現する手法」、及びニューマンらが「リベラル平和構築に関する新たな視点(New perspectives on liberal peachbuidling)」の中で議論する以下の定義を合わせて採用している。「・・・民主主義の伸長、市場主義経済を基調とした制度改革、そして平和の構築に寄与する“近代的”国家の形成関連した様々な制度の導入(著者訳)」を促進する平和構築と、ニューマンらの定義の原文は、Edward Newman, Roland Paris and Oliver P. Richmond, “New perspectives on liberal peacebuidling”, United Nations Universityで参照できる

<sup>21</sup> 本論文では、国連事務総長の「法の支配」の定義を採用している。すなわち、「国家権力を含む、特定の権力者や機関による支配を排除して、法に対する説明責任を明確化すること。また、そのような法は、公の場において施行され、対象となる人々や組織を公平に拘束し、独立した異議申し立ての機会が担保されており、国際的な人権主義の基準に則ったものである必要がある。特定の執政者ではなく、法の優位性が護られ、法の前の平等と、法の適用における平等、権力の分立と、執政者の意思決定のプロセスに被治者が参加をする機会を与えられることや、法適用における恣意性の排除、手続き保障や法の適用における透明性の確保ができる状態」をもって、「法の支配」の実現と定義している。原文は、国際連合のホームページから United Nations and the Rule of Lawで参照できる。

### 1-2-3 東ティモールの伝統的司法と平和構築に関する学術的議論

その後、2009年の終わりに世界銀行とジョージ・ワシントン大学が共催した「伝統的司法と紛争後・脆弱な社会における法多元主義(Customary Justice and Legal Pluralism in Post-conflict and Fragile Societies)」の会議の場でも法多元主義の観点から、東ティモールの伝統的司法についての議論が展開された。その席でデボラ・イサールは、平和構築の基礎を担う「法の支配」の確立のために、伝統的司法の役割が見直されるべきであると議論した(Isser:2009)。他方、復興支援を行う国際機関が西洋的な法制度をイメージした法整備支援から抜け出せていないために、伝統的司法の活用が限定的であるという課題も強調された。伝統的司法の活用において課題となる点は、平和構築の対象は原則国であるため、法整備支援についても国家による取り組みへの支援を基調としている。そのため、国が定める実定法以外の法が(すなわち伝統的司法や伝統的規範)、考慮の対象から外れることが多いとされた。また、民主主義や、人権主義などの国際基準との整合性を欠くことが多いということや、法整備支援に関わる専門家達が、多くの場合において西洋的な法制度を基調に法案の作成を行うために、法多元主義への理解や、対象社会の慣習や伝統に関する知識が著しく欠けているという実務上の問題も大きな理由であるという議論がされている。具体的に東ティモールにおいては、UNTAETが伝統的司法を、人権への配慮がかけられているという理由で活用してこなかったため、法整備がおくれたと考察している。反対に、法整備の不足を慣習的なものや、伝統的手法で埋め合わせる事例が、近年の平和構築活動の現場において見られると報告している。世界銀行とジョージ・ワシントン大学は、同様の調査をアフガニスタンや、リベリアでも実施しており、伝統的司法や伝統的規範と民主主義との乖離を強調している。その一方で、2006年以降の東ティモールでみられるように、対象となる地域住民が民主主義と伝統の関連を認識する場合などは、世界銀行が事業を実施する上で、かかる伝統的司法の果たす役割についても少しずつ見直されるようになってきていると議論している。

クマール・ナガラージは前出の世銀、ジョージ・ワシントン大学主催の会議の分科会である「人権、法多元主義、そして紛争：課題と可能性に関する考察(Human Rights, Legal Pluralism and Conflict: Challenges and Possibilities-Some Reflections)」において、法多元主義や伝統的司法の課題を強調した(Nagaraj:2009)。ナガラージは、法多元主義が人権主義実現への障壁となり得ること、特に女性差別の温床になっていることを強調した。また、異議の申し立ての機会がかけることが多いことなど、非民主的な要素を課題とした。また、個々の文化の固有性と特性に関する普遍的な平等性の認知は、普遍的な価値に基づいていない物を認知することを暗に求めているために、矛盾があることを議論している。結論として、伝統的司法や伝統的規範など、実定法の枠の外にある司法についてより研究を進めて、どの様にして、女性の権利や民族的少数派の権利の認知など、民主的な要素を取り入れてゆくことができるのか、ということ考察する必要があるとした

(Nagaraj:2009)。

ターニャ・チョプラは、前出の世銀、ジョージ・ワシントン大学が主催した会議の「セオリーを実施に向けて：法多元主義にかかる事業実施について (Putting Theory into Practice: Programming with Respect to Legal Pluralism)」の分科会のうち、「紛争後の社会における女性の権利と法多元主義 (Women 's Rights and Legal Pluralism in Post Conflict Societies)」小分科会の場において、東ティモールの伝統的司法を事例として取り上げ、ナガラージ同様に伝統的司法において女性の権利が限定されることや、国実定法以外の司法を支援することは長期的な視点で見ると、国作りの取り組みに負の影響があること、国際的な人権の概念からの乖離、社会の特定の有力者やその利権を伸張する結果を招いてしまうなど、課題が多いことを強調した。結論として、伝統的司法の採用については、社会文化的観点から十分に検証し、かかる司法制度そのものに関する理解を深め、さらにその制度と実定法との関連を考察し、さらにその伝統的司法が対象とする社会の力関係を理解した上で行う必要があるとした。そして、女性の権利を保障する実効的な法多元主義が実現するのであればこれを研究し、検証しなくてはならないとした (Chopra:2009)。

これらの議論は、東ティモールの伝統的司法や伝統的規範が民主的観点からすると発展途上にあるということを議論する一方、功利的な観点からその有用性、特に実定法が確立されるまでの間、活用できるのではないかという議論が中心であった。その一方で、これらの議論が交わされていた 2006 年以降の東ティモールにおいては、前近代的といわれていた同国の伝統的司法や伝統的規範が、インドネシア統治時代の休眠状態から目覚め、社会の「近代化」に逆行するように復興、発展していた。

#### 1-2-4 功利主義的視点

2002 年の独立以降、ポルトガルの法を中心に大陸法から習い、国家が定める実定法の再構築を進めてきたが、そのスピードが遅いことや、他に依る法的手段がないなど、法整備が未完など、功利的な側面から、現実的に伝統的司法や伝統的規範が活用されているという議論は、これまでの研究や同国に関わる開発支援の多くの関係者が主張した (Kottak:1993)<sup>22</sup>。また、独立直後の復興期においては、経済・社会発展が途上にあるために、ポルトガルやインドネシアによって導入された(することを試みた)近代法から十分に裨益できず、その他の選択が無いために伝統的規範を適用しているという社会進化論的な説明は、一見東ティモールの状況を説明しているように見える。また、そのような議論を説明するかのように都市部における伝統的規範実施の頻度は低くなってきている<sup>23</sup>。

---

<sup>22</sup> コタックの “Anthropology: The Exploration of Human Diversity”, (McGraw-Hill Education)や、アジア財団の “A Survey of Citizen Awareness and Attitudes Regarding Law and Justice 2008” は、慣習法活用のプラクティカルな側面に関する住民の視点を調査し、上述のような結論に至る調査結果を発表している。

<sup>23</sup> 本論文でも後述するが、首都ディリ県などは、さまざまな県出身者が在住しており(各個人は自身の出身村落の慣習法に依るため)、複数の当事者が依ることができる共有された慣

他方、比較的ポルトガルの影響を受け、経済的な発展をはたしたディリ県、バウカウ県、リキサ県、エルメラ県、とポルトガルの影響を比較的受けなかったその他の県において、伝統的司法や伝統的規範が同じような変化と発展を遂げて存在している理由を説明することができないため、社会進化論的な説明は現状の一部だけをみた一面的結論と考えられる<sup>24</sup>。憲法が伝統的規範を認めていることだけでなく、独立後に東ティモール法務省の行政官や裁判官達が、急性な研修を通じて「西洋式」の実定法を受け入れたと同時に、暗に自然法に基づいた慣習的規範にも依り続けていたという事実である。前述したが、2000年以降に、国連による暫定統治の影響を受けた法制の「近代化」と並行して、伝統的司法や伝統的規範の復興が始まっていたという事実を想起すると<sup>25</sup>、同国において近代化と比例して発展する伝統的司法や伝統的規範を、社会進化論的視点をもってのみ説明することは難しい。

さらに留意すべきは、歴史の記録についての不正確性についてである。すなわち、ポルトガルが入植した当時、いわゆる「未開」と言われた同国において、執政者として作った記録にみる同国の歴史は、ポルトガルの官吏やポルトガルの教育を受けた一部のリウ・ライ(Liu Rai、小王国の王またはその子弟)や、ポルトガルから渡来したキリスト教宣教師の関係者など、文字を書くことができる限られた者によるものであった。それは、口承を中心とした歴史の継承や、書くという文化が無かった当時の東ティモールにおいては、書かれた記録に残らない歴史がその主な部分であったことを意味する。記録に残らない歴史に伝統的規範が含まれていたことは、それらの規範が現在も口承の形態をとることが多いことを考えると、容易に類推できる。

ラドクリフ＝ブラウンなど文化人類学者は、「書く」という文化が無い地域において「歴史」と認知(記憶)されている事柄は、その後の調査や憶測などに基づく物が多く含まれていると説いた(ラドクリフ＝ブラウン:1975)。この点を、アジア地域における例から見ていると、よく知られているミャンマーにおけるカレン族の「歴史」があげられるであろう。すなわちミャンマーにおけるカレン族に関する統計や歴史を記録するという行為は、書くという文化を持ったイギリスなどから渡ってきたキリスト教宣教師や一定の教育を受けた入植者などが中心に行っていたため、当時口承文化を持っていたキリスト教徒以外のカレ

---

習法がない。また、慣習法が経済的紛争を調停する機能を(一定の土地紛争を除き)持っていないために、首都では使用されることが少なくなった。また、インターネット等へのアクセスを通じて、特に若者を中心に慣習法に疑義を唱える者も出てきた。他方、ディリ県、ディリ市の村落における慣習法については、継続して機能していることがインタビューからわかった。ディリ市出身の個人の場合は、自身が所属する村落の慣習法に依って生活している。また、そのような村落においては他県同様に慣習法の発展がみられる。

<sup>24</sup> ウダヤナ大学のプルワディ博士によると、土地環境などの特性という意味では、東ティモールと一つの島を分かちあう、隣国インドネシアの西ティモールにおいても、同じような慣習法の発展がある。本論文では言及しないが、今後の調査対象とする。

<sup>25</sup> 著者が2001年1月に訪問したタラ・バンドゥ手続きの儀式など。2000年以降、東ティモールの環境NGOであるハプラス財団が同儀式の実施に向けて対象村落を支援した。

ン族に関する記録は非常に少ないということである(池田：2009)。参照できる当時の統計の記録をみると、カレン族の大多数がキリスト教徒であったように見えるが、これはキリスト教会に関連のあった者に関する記録しか残っていないことが一番の理由であり、実際には仏教徒のカレン族が同族の人口の大多数を占めているということが、今日、多くのカレン族の説明から窺える<sup>26</sup>。

このミャンマーにおける例と同じように、東ティモールにおいても、ポルトガル入植地時代の東ティモールが、大半において口承文化であったことを鑑みると、今日参照できる同国の「歴史」、特に慣習的規範の発展に関する記録は、キリスト教教会に関連がある者や、ポルトガルと関わりがあった者や事由が中心となっていることが浮き彫りになる。同国における規範について、いわゆる「歴史」が示していることとは、ポルトガルの実定法もしくはその後執政したインドネシアの実定法が適用されてきたという少数派の事実でしかなく、当時の実態として国民の大多数が規範として認識し、その適用を日々の生活において行ったのは、村の規範からなる伝統的規範であったという記録は、口承による「歴史」に限られている。そしてそのことは、今日も伝統的司法や伝統的規範が尊重され、ポルトガル統治の時代からほぼ変わらぬ形態で実施されていることに裏付けされると考えられる(Kottak:1993)。

一つの社会を構成する人々の慣習や規範が変化することとは、自然(東ティモールにおいては特にその厳しい環境)がもつ物理的なニーズを満たす目的であり、すなわち社会全体が変化するという社会相互関連の性質ということである。東ティモールにおける伝統的司法や伝統的規範の発展は、リア・ナイン(Lia Nain)と呼ばれる族長<sup>27</sup>を中心としたコミュニティにおける人間の営みにあり、コミュニティの関心点に寄与することに価値を見出している。そのため、コミュニティが存続するうえで必要な要素、つまり日々の生活の営みの中で地域をとりまく環境や、その他のさまざまな社会状況に影響されつつ規範化されてゆく<sup>28</sup>。

生活をしてゆくうえで生成される機能的集団の単位がコミュニティであるため、規範はその集団内における人現関係の修復とその維持を目的に作られ、個々人の責任を基調とする西洋的な手法とは異なる発展をする。そのような観点から、東ティモールにおける伝統的規範の発展を、機能主義的視点から概観すると、個々の構成員の行動は個人の関心や他の構成員との関係等様々な要因によって変化するが、そのコミュニティの持つ慣習の変化は、同国独特の厳しい自然環境など、それらの「環境」に適応する必要に迫られて、生

---

<sup>26</sup> 筆者の在日カレン族コミュニティリーダーS.B.T.氏とのコミュニケーションによる(2010年8月)。

<sup>27</sup> リア・ナイン(Lia Nain)とは、直訳すると「言葉の主」、「言葉の者」という意味であるが、意識をすると司祭であろう。コミュニティにおける実際の役回りは「家長」である。

<sup>28</sup> 東ティモールの伝統的規範を多角的に概観した。綾部恒雄・桑山敬己編「よくわかる文化人類学」(ミネルヴァ書房)などを参照。

成される部分が大きいと考えられる。これは、環境が似ている東ティモール全 13 県で使われているタラ・バンドゥ (Tara Bandu) という伝統的規範やナヘ・ビティ (Nahe Biti) とよばれる伝統的司法に係る枠組みが、お互いに非常に似通っている理由を説明しうる。

東ティモールの伝統的司法や伝統的規範の主体的な実施者は、現地の言葉でウマ・ルリック (Uma Lulik) と呼ばれる「聖なる家」を中心とした慣習的な組織を形成する「一族」である。2002 年の同国独立後に設置された行政単位においては、村落 (Sucu) や区画もしくは集落 (Aldeia) などが部分的にそれらの司法・規範の実施主体となってきた。機能主義の観点からは、その総体維持のためにそれらの伝統的ガバナンス機構がどのように機能するのかという相関関係が重要だといえる。つまり、伝統的司法が持つコミュニティ内の人と人、人と動物、人と自然環境の関係の修復と維持を前提とする修復的司法の機能が高い関連性を持っていると考えられる。今日の東ティモールの伝統的ガバナンス機構は、それらの組織と環境の中で形成され、平和構築というプロセスの中で国際社会という外部の影響を受けつつ発展しているととらえることができる (第三章の図 7 を参照)。

#### 1-2-5 法社会学的視点

東ティモールにおける伝統的司法や伝統的規範の発展は、オイゲン・エールリッヒが説いた「法発展の動因は社会にある」(エールリッヒ：1913) という説を立証していると考えられる。1975 年以降、インドネシアの立法体系であるフクムが適用されていたところ、2000 年を前後して一時的に UNTAET 法が基本法となり、それが独立後にポルトガルの法体系から学んだものに変化した。その後も司法はポルトガル、法律学もポルトガルおよびオーストラリア・アメリカを中心とした西欧の形態から学んだ。行政官の能力強化は迅速に進められたが、一部の職員は一連の変化についてゆくことができなかった。その結果、統治者である国家当局が国連から東ティモール政府に移行した東ティモールにおいては、2002 年 5 月の独立後からしばらく行政の移行期に司法や立法に実質上の空白時間ができた。これは、新生政府が機能するまで相当程度の時間を必要としたことが理由であろう。

その一方で、東ティモールの市民社会による関わりによって、伝統的司法や伝統的規範は 2001 年初頭には復興の兆しが見え始め、その後、段階的にその実施が活発になった<sup>29</sup>。これはまさにエールリッヒが指摘した様に、法の発展が社会に動因されており、日々の営みが継続しているのであれば(東ティモールにおいては暫定統治機構が存在していたが) 国家がなくてもその発展は続いてゆくことを示していると考えられる。このことから、法整備支援を含む国際社会の支援は、かかる発展や変化が内生性であることに留意する必要がある。動因がかかる社会から発生するものではなく多分に外生性である場合、そ

<sup>29</sup> 著者が参加をしたリキサ県におけるタラ・バンドゥ (Tara Bandu) の儀式は、環境 NGO ハブラス財団の支援によって、村人が開催をした。当時ハブラスに対する国際 NGO からの支援は多少あったが、慣習法であるタラ・バンドゥを実施した村落には直接支援が行われていなかった。儀式自体は、2001 年 1 月に開催されたが、暫定統治機構はこの時点では土地所有の問題や、乱伐などの環境問題に対する実効的な取り組みは行っていなかった。

の実効性に影響がありうるとも考えられる。そのため、東ティモールの伝統的規範が、どのように主に外生性の変化であるリベラル平和構築の取り組みにインパクトをもたらすことができたのかという疑問が生まれる。

### 1-3 近代の東ティモールの略史<sup>30</sup>

ポルトガルによる東ティモール植民地政策は、1701年に東ティモール総督府を設置してから、1974年の「カーネーション革命」によってもたらされたエスタード・ノボオ(Estado Novo regime)体制の終焉まで続いた。新政権による新たな植民地政策の中で実施された解放政策を機に、反植民地運動を展開していたティモール社会民主主義協会(ASDT)は、フレテリン(FRETELIN)と名称を変え、完全な独立を求めて運動を展開した。その動きに対して東ティモール民主同盟(UDT)はクーデターをおこし、フレテリンとポルトガルのディリ政府の左派の追放を試みるが、フレテリンの攻撃におかれ西ティモールに後退、フレテリンは1975年に独立宣言する。

左翼政権を恐れたインドネシアは、フレテリンを共産主義の党ととらえ、反共の立ち位置を分かち合い、かつ、ティモール海に眠る地下資源に関心を寄せるオーストラリアやアメリカなどの西側諸国の暗黙の了解を得て、1975年12月に国軍を展開して東ティモールへ全面侵攻した。その後、1976年7月に併合を宣言。その後、24年にわたるフレテリンと、その武装戦線である東ティモール民族解放軍(FALINTIL)とのゲリラ戦が展開され、推定20万人の犠牲者がでた。1980年代には、インドネシア化政策を実施、インドネシア教育を本格化し、インドネシア人による入植を促進した。しかし、入植を中心としたインドネシア化政策は、インドネシアとの文化的違い認識させるきっかけを作るという環境を生み、逆に若者を中心とした抵抗運動や地下活動を引き起こすことになった。それにより独立運動が加速し、デモなどが頻発するようになる。そのような潮流の中で、インドネシア軍や民兵による人権侵害が深刻化・常態化し、虐殺が起こる。

1999年5月のスハルト政権崩壊と、その後発足するハビビ政権の東ティモール特別自治案の提案を機に、ポルトガルとインドネシアの「5月合意」が実現し、特別自治案(併合案)か独立の選択を住民投票によって東ティモール人に問うことに合意した。1999年8月に国連東ティモール派遣団(UNAMET)の監視の下、住民投票が実施され、78.5%が独立に投票した。しかし、住民投票が開票された直後インドネシア軍とインドネシア併合派民兵によっていわゆる「騒乱」と呼ばれる暴力が体系的に行われた。この「騒乱」による暴力は、

---

<sup>30</sup> 山田満の「東ティモールを知るための50章」や、宮澤哲・宮澤尚里の「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」 調査研究報告 法務省法務総合研究所国際協力部を参照。

無差別化し、投票後の数ヶ月の間に推定 600 人以上が殺害されたとされている。その間、首都ディリの建造物の 70%以上が破壊されたとされている<sup>31</sup>。

1999 年 9 月にオーストラリアのピーター・コスグローブ少将(当時)が率いる東ティモール国際軍(INTERFET)が上陸し、治安回復と民兵の武装解除を実施した。翌 10 月にインドネシア国民評議会が東ティモールの「分離」を決議、その 10 日後に安全保障理事会が国連東ティモール暫定統治機構(UNTAET)を設立し、2002 年 5 月の独立(独立国としての地位確認)まで、暫定的統治の役割を担った。独立後の行政は、新生の東ティモール政府に移管された。独立と同時に安全保障理事会は、国連東ティモール支援団(UNMISSET)を設立、2005 年 4 月の国連東ティモール事務所(UNOTIL)の設置まで活動を続ける。しかし、2006 年 4 月、独立後最大の内紛が起こった。約 700 名のいわゆる「西部出身」の国軍兵士によって、処遇の改善をもとめる要求と、その後の除隊免職処分を理由に発生した暴力が、政治的なぶつかり合いとつながり、市民を巻き込んだ広域暴力に発展、「4 月の危機」と呼ばれる内紛を引き起こす。その結果、首都ディリで約 7 万人、東ティモール全土で 14 万人以上の国内避難民(IDP)が発生した。東ティモール政府の要請により、国際治安部隊が展開され、同時期に安保理は国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)の設置を決める。2008 年のラモス・ホルタ大統領襲撃など、不安定化した社会の治安回復がその主な任務となった。その後、治安機能や行政支援機能を段階的に終了させ、独立から 10 年が経過した 2012 年に国連の平和維持活動が終了した。

---

<sup>31</sup> 破壊の度合いは 80 から 90%まで諸説あるが、70%というのは、比較的低い概算値であろう。筆者が東ティモールに初めて訪れたのは、「騒乱」から約一年が経過した 2000 年 10 月であったが、被害にあっていない建物を見つけることが珍しいくらいであった。本論文は、山田満編の「東ティモールを知るための 50 章」(明石書店)を参照した。



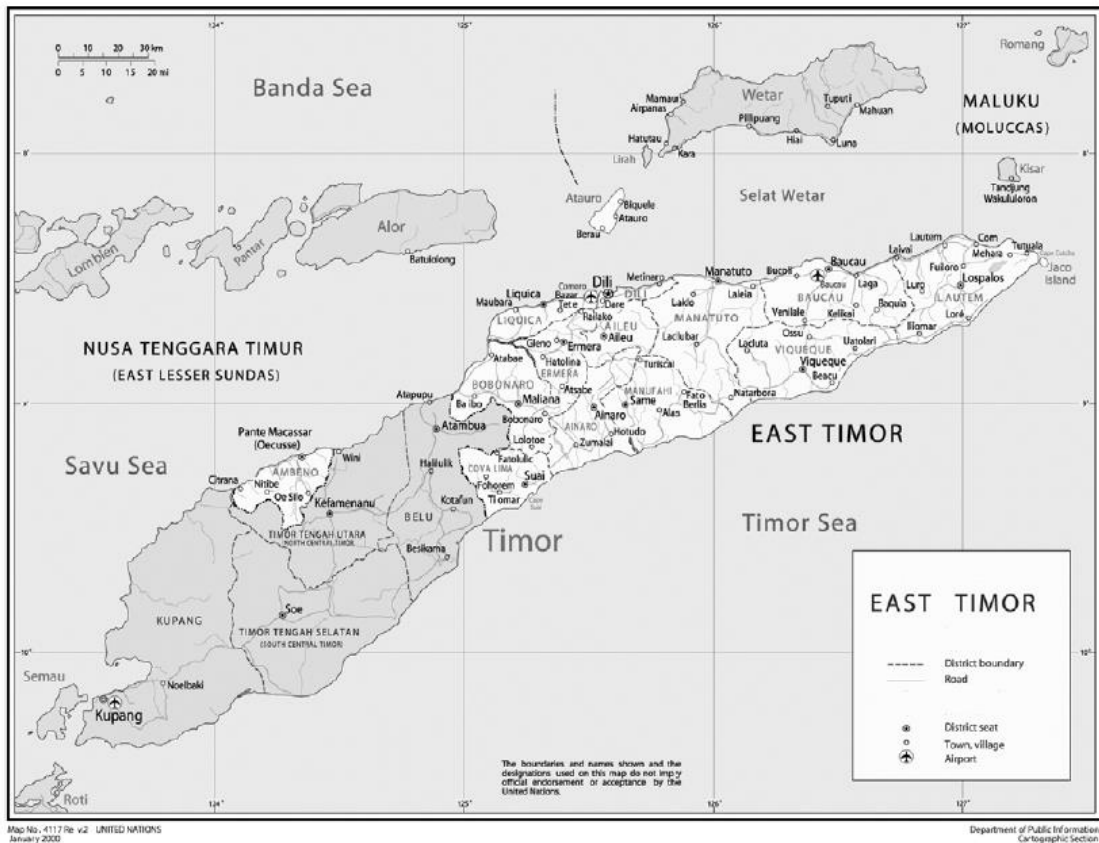


図 1: 東ティモールの地図(出典: 国連広報部 2000年1月発行)

## 第2章 「2006年4月の危機」に関する考察

### 2-1 社会不安定化の背景

東ティモールで2006年に起きた「4月の危機」については、日本でも報道がなされてある程度認知されているところである。この内紛は、2002年の独立以降、同国が経験した最大の社会不安定化事件であった。広域に発生した暴力によって兵士2人、非武装の警察9人を含む約40人が死亡し、東部出身者(ロロサエ)と西部出身者(ロロモノ)の分裂による国家分断の可能性まで取り沙汰され、同国の国家としての存続をも揺るがしうる事件に発展した。この事件によって、一時期、全13県の合計で約14万人の国内避難民(IDP)が発生、その内約7万人は首都ディリで発生した(水野:2006)<sup>32</sup>。しかし、その危機の発端となった原因が、当時主な報道が説明した「政治的な衝突を発端に起きた市民レベルの民族間衝突」というものは実際に存在したか、ということをここで再考察したい。この「4月の危機」については既存の研究がいくつかあるが、主なものにアジア財団(Asia Foundation)が出版した同国の政治と国内治安に関する報告 “In Timor-Leste: The Politics of Internal Security” が挙げられる。アジア財団は東ティモールに詳しい専門家を中心に、東ティモール人の研究者であるバボ・ソアレス(Babo Soares)など、現地の著名な学識者と協力して調査を行ったため、現実に近い調査結果と分析がされていると考えられる。本論文では著者の調査結果である一次情報に基づいて独自の分析を行う。著者の現地調査は2006年6月から8月まで行われた。暴力が継続し、国内避難民(IDP)が帰還を果たせない状況下で、攻撃対象となった地域の内の特徴的な地区を単独調査した。住民が避難せず残っている場合は、聞き取り調査なども行った。

まず「2006年4月の危機」において、メディアが報道したように「市民レベルの民族間衝突」があったのであろうか。まず、「民族」であるが、ティモールの文化人類学者の分類によるとテトゥン・テリック語の言語グループとマカサエ語など東部に由来する言語グループに細分化される下位言語グループがあるとするものや、もう少し大きく分類をとって、3000年から2000年ほど前にポリネシア語族に分類される、ミクロネシア系の人々の移動が東からあり、オーストロネシア語族に分類されるマレー系の人々の移動が西からあったとするものもある<sup>33</sup>。そこに、ポルトガル人とともに東ティモールに渡来したアンゴラ人などの奴隷との混血がディリやオクシ等から広がったという説もある。また、ポルトガル政庁の記録には、東部地区の住民と、西部地区の住民の「性格」の違いについての記述があるという説明が住民に対する聞き取り調査から聞かれた。ポルトガル政庁の記録にある

<sup>32</sup> 国連の独立調査委員会なども、この点を詳しく報告している。当時、活動を行っていた各機関が、統計を含め報告をしているが、水野久美子の「アジア動向レポート危機の年——暴動とアルカティリ首相辞任」(アジア経済研究所)を参照することが出来るであろう。

<sup>33</sup> ウダヤナ大学の文化人類学者プルワディ博士(Dr. Purwadi)とのインタビュー(2018年4月3日)。東ティモールだけではないが、隣のスンバ島など、当該の地域において建造物や、織物の図柄パターン、身体的特徴、言語の特徴などからこの特徴が見いだせるということであった。筆者もこのような特性をとくに東部地区において確認している。

フィラク(東部出身)、カラディ(西部出身)などという名称は、ポルトガル入植者が使った言葉の「フィラク」が「頑固な者」、「カラディ」が「従順な者」という意味であったと言われるところからも、東部地区と西部地区と、地区ごとにある程度まとまった性格の分類の様なものができていたことが分かる<sup>34</sup>。

しかし、ここで使われているフィラク、カラディという分類は、性格の傾向もとにした一般的かつ主観的な類型であり、科学的な分析に基づいた民族的な分類では無いということである。下位言語グループ説にせよ、ポリネシア系とマレー系の流れの説にせよ、それが国を分断する民族性の形成に寄与した形跡が証明できていない。むしろ、国土の広さという意味でも物理的な限界がある島嶼国であるティモールにとっては、前近代まで一つの王国に近い形態でコミュニティが形成されてきていると言う説が主流である。そのため、ティモール島の東西でそこまで大きな民族性の形成が起こったと考えるのは合理的では無く、むしろ東ティモールという主流化したひとつの集合体の中における小グループであったと考えられる<sup>35</sup>。約 14,900 km<sup>2</sup>という限られた国土であるとはいえ(外務省:発行年不明)、地理的に険しい山岳地帯が国土面積の大部分を占めているため、国内での情報伝達に時間がかかったことも理由となり、言語体系が細かくなっているということは特徴的であるが、ある意味、同じく山岳地帯が約 80%を占める日本において方言の形成が進んだ時期があったことと似たところがあると考えられる。

宗教的な側面からも、東部と西部で大きな違いは無い。国民の約 98%がカトリックである同国では、地方を問わず宗教上の大きな違いは無い。山間部と平野部では、平均気温もことなり、それに伴って環境も一定程度異なるが、食文化や生活環境や文化に大きな影響を与えるほどの違いではない。各県における伝統的規範の類似性は、実施主体である村々が、他の主体と調整をして枠組みに整合性を持たせたということでは無い。このことを鑑みると、同国において、文化人類学的にはオーストロネシア系言語グループとマイクロネシア系グループとに大まかな整理をつけることはできるが、地域(つまり西部・東部)を越えてある程度共通の文化や慣習が存在することを示唆する(詳細については三章を参照)。つまり、ティモールはその国内で国民が共有するものが多く、国を分断するほどの民族的な区分というものはそれほど顕著に存在していなかったということがわかる。それでは、人口 200 万人のうち、17 万人以上が国内避難民となった「4 月の危機」における市民レベルの大規模な暴力はどのように起こったのか。

#### 2-1-1 600 人の東ティモール国軍兵士の除隊命令

「2006 年 4 月の危機」の発端となったのは、「嘆願者達(Petitioners)」と呼ばれる 594 名<sup>36</sup>の離脱兵のちにその流れに合流した憲兵隊長アルフレッド・レナルド・アルベス(Major

<sup>34</sup> フレテリン党の幹部 R.P. 氏へのインタビュー(2003 年 5 月)

<sup>35</sup> 前掲の Dr. Purwadi とのインタビュー(2017 年 4 月)

<sup>36</sup> 東ティモール国軍において、この数は全兵士の半数近く(アジア経済研究所によると全体

Alfred Reinaldo Alves)少佐(当時)率いる「反乱軍」と、それに対する東ティモール国軍および同国警察との衝突である<sup>37</sup>。事件は、西部出身の兵隊の集団による、東部地方出身の幕僚による同地方出身兵の優遇とその他の兵の処遇の違いを不当とし、2006年2月に処遇の是正を要求する趣旨の嘆願書をシャナナ・グスマン大統領に提出したことが発端となった(United Nations:2006)。軍は要求を認めなかったが、そのことに不満をもったディリ県メティナロ準県に赴任している西部出身の兵士からなる594人の兵士が、週末の帰省を機に部隊に戻らない形で任務放棄した。軍は、それらの兵士を除隊する形で対応し、その結果、2006年4月24日に除隊された兵士を支持するデモンストレーションがディリでおこった。政府の対応に不満をもったデモは4月28日暴動に発展し、機動隊の制御を押し切って政府庁舎に対する破壊行為を行った。治安部隊が展開しデモを抑制、この衝突で5人が死亡し40人以上が重軽傷をおった。デモは、一部暴徒化してディリ市内において破壊活動を行ったため、この4月時点で、すでにディリの市民約1万5千人が暴力を逃れて避難した(United Nations:2006)<sup>38</sup>。

5月に入ると除隊された兵は非正規の反乱部隊となり、政府および軍に対して武力を伴う要求を始めた。軍はこれに武力をもって対抗したため、正規軍と反乱軍の戦闘が起り始めた。著者による国連関係者及び軍関係者を家族に持つディリ在住住民からの聞き取り<sup>39</sup>によると、対応した正規軍の部隊の構成は、東部出身者が指揮をとり、対応にあたった機動部隊もやはり東部出身が中心となる形であった。この軍内部の出身地問題が、市民レベルのいわゆる東部出身者と西部出身者のぶつかり合いを引き起こされたということであった。政府はそれまで反乱軍の要求には対応しない姿勢をとっていたが、暴動などへの関心から世論が高まり、5月に入ると反乱軍の主張である処遇の問題に関する調査をせざるを得ない状況になった。軍内部での処遇がどのようなであったかということについては、政府と国連の協働チームによる調査されたが、形式的に「処遇の問題」ということ以外は詳しい情報が得られずはっきりとしたことはわかっていない。特記すべきは、反乱軍に対峙した国軍と警察の反応である。5月の初旬には、反乱軍に対して強硬な姿勢で対応した警察の特務部隊についての報道がおおくなるが、記事の多くは、警察機構には西部出身者が多く幹

---

の4割)であったため、そのインパクトは大きかった。

<sup>37</sup> 国連独立調査委員会の報告に詳しい説明がある。同委員会が行った「4月の危機」の発生原因に関する分析については議論の余地が大いに残るが、当時の状況の説明や、危機に関連して発生した事件に関する事実確認は、同委員会の報告書に綿密かつ詳しい説明がなされている。

<sup>38</sup> 国内避難民の数については、「4月の危機」当時、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)をはじめ各国連機関が発表した、特に国連事務総長の報告が参照できる。

<sup>39</sup> UNDPのR. S.氏、UNHCRのM. S.氏、タシ・トル村のO. B.氏などへのインタビュー(2006年8月)。R. S.氏およびM. S.氏についてはディリ市内、O. B.氏については、ディリ市のドンボスコ教会の敷地内に設置された国内避難民キャンプにおいて面談を実施。R. S.氏およびM. S.氏については英語で、O. B.氏については、英語とテトゥン語を併用してインタビューした。R. S.氏はビケケ出身で、東部出身の軍幹部について広く情報を持っていた。

部として所属をしているということが強調された。国軍を統括するタウ・マタン・ルアク将軍(当時)はシャナナ・グスマン大統領がゲリラ戦において率いていたファリンティル(FALINTIL)の主要な司令の一人でもあったため、軍部において非常に強い影響力を持つシャナナと調整しながら、反乱軍との折衝を続けた。それに対して警察は、国内の治安を担当する内務省が、その内局である警察に指示をして、フレテリン党が率いる政府の立ち位置を守った。その立ち位置とはつまり反乱部隊の「討伐」を意味していた。反乱部隊を支持する住民のデモや暴動は治まりを見せず、5月の中旬には約700の家屋や建物が放火されたか破壊され、それ以上の数の建物が破壊や略奪の対象となった。国内の治安部隊の統制に問題が生じ、住民の暴動が一層激しさを増す中で、政府は2006年5月25日に国際治安部隊の受け入れを決定し、オーストラリア、ニュージーランド、ポルトガル、マレーシア軍が国際軍を組織し、治安維持の目的で同国に展開した。この時点で、ディリの住民約3万7千人が国内避難民となって地域の教会や、公共の建物等に避難し、加えて約3万8千人が出身の県に帰省する形で身を寄せていた<sup>40</sup>。

6月に入ると、シャナナ・グスマン大統領とマリ・アルカティリ首相との政治的ぶつかり合いが一層激しくなるが<sup>41</sup>、首相の親族が関わる汚職事件の報道については、あまり触れずに、警察の武力行使が暴走したことに対する引責の形でマリ・アルカティリ首相が6月26日に退陣し、当時首席大臣であったジョゼ・ラモス・ホルタ氏が代行する形でその責についた。前述の通り、一般市民の理解では、反乱軍と国軍の衝突が東部と西部地区の出身地による処遇の違いであったため、それがいわゆる出身地域による違いと「民族間」の衝突、いわゆる「フィラク(俗語で東部出身者)」と「カラディ(俗語で西部出身者)」の衝突を生んだというのが主な報道の解釈であった。しかし、シャナナ大統領が、「ロロサエ(テトゥン語で日のいづる場所の意。内紛当時、東部出身者を指して使われた言葉)」と「ロロモノ(テトゥン語で日の沈む場所の意。内紛当時、西部出身者を指して使われた言葉)」の衝突についてコメントしたその翌日に、その発言を撤回し、「ロロサエ」、「ロロモノ」たる分類は存在しないという釈明をした。その上で、当該の「危機」が民族間衝突では無い旨を公に説明していることなどを鑑みると、政治的な配慮があったにせよ、その趣旨を裏付

---

<sup>40</sup> 避難民の数の変化についても、国連は月単位で様々な統計を報告していた。しかし、政府も国連機関も国内避難民の登録作業を実施しなかったため、公表された統計は避難民や関係者へのインタビューや、支援対象者や配布した物資の数などをもとにした概算であった。本章の情報は、前述のUNDPのR. S.氏、UNHCRのM. S.氏、タシ・トル村のO. B.氏などへのインタビュー(2006年8月)において提供されたものを採用。

<sup>41</sup> シャナナ・グスマン大統領とマリ・アルカティリ首相の政治的ぶつかり合いは、一党独裁を目標とするマリ・アルカティリと一線を画したシャナナ・グスマンが、1987年に新たな政治グループとしてCNRTの前身となったCNRM(National Council of Maubere Resistance)設立し、元来フレテリン党の武装集団であったFALINTILを党から切り離してCNRMの武装集団とし、マリ・アルカティリと一線を画したところから始まっている。たとえばDamien KingsburyのTimor-Leste The Harsh Reality After Independence(Southeastern Asian Affairs)など参照。

ける政府公式見解の中に「地域民族間衝突」という要素が無いということが見て取れる<sup>42</sup>。それでは、なぜ一見関連の無い反乱軍と国軍の衝突がなぜ、市民やメディアが「フィラク(もしくはロロサエ)とカラディ(もしくはロロモノ)の衝突」と呼ぶ状態を作り出すことに繋がったのか。

### 2-1-2 暴徒化した集団の二つの類型

暴徒化した集団の中に、大きく二つの類型が存在していたと考えられる。ひとつは、関心事項をある程度共有しており、計画的に行動していた集団である。詳細は本論文で後述しているが、これらの集団は放火や投石などの行為を行う目的で、暴徒と化して町をうねりあるいた。一部の集団は、特定の政治家の家屋や政党の事務所などを対象に放火を行った<sup>43</sup>。それに対して、二つ目の集団は、特定の政治的関心を持つ扇動者が中心となって動かしした集団で、特徴としては、同じ集団に参加をする他者と関心を必ずしも共有しないが、特定の対象(政府もしくは大統領)に対して何らかの不满を持っている者の集まり、もしくは不满を持たないが、何らかの理由で扇動者と行動をともにする者の集まりであることが観察できた。この点については、詳細を後述する。

### 2-1-3 政治的意識操作(マニピレーション)

2006年6月28日に2000人程度のデモ隊が結成され、バウカウ県からの幹線道路で首都に來訪した。デモ参加者の多くは、当時の与党であったフレテリン党から1日1ドルの日給を貰いデモに参加をしているようであった<sup>44</sup>。これは、デモへの参加が、独立に対して期待を持っていた国民の不满によ



写真1 バウカウ県から來訪した「政府擁護派」デモ隊  
(2006年7月筆者撮影)

<sup>42</sup> 民間のレベルでは、東部出身者と西部出身者のぶつかりあいがあることを事実としてとらえ、この課題を乗り越えるべく取り組んだ組織も少なくなかった。芸術の専門学校である Arte-moris は「東と西のぶつかり合い(East-West Crush)」を解消するために芸術プロジェクトを展開し、ディリ市内に国民融和をテーマとしたポスターや横断幕等を張り出した。前出した Damien Kingsbury の Timor-Leste The Harsh Reality After Independence (Southeastern Asian Affairs) など参照。

<sup>43</sup> たとえば2006年4月28日に発生した大規模デモの直後に民主党党首のフェルナンデ・アラウジョ(Fernande Araujo)氏の自宅が、当時の首相であったマリ・アルカティリ(Mari Alkatiri)氏が雇ったとされているマフィアによって放火されたと報道された。真偽については諸説あるが、公開されていない某政府機関の情報に依れば、同氏が放火の指示を出した事実があるとのこと。

<sup>44</sup> 国連開発計画(UNDP)のR. S. 氏とのインタビュー

て引き起こされていることもあるが<sup>45</sup>、同時に独立後も生活が楽になっていないと感じている国民が、現金の入手のために日給が必要であったという現実的な問題でもあった。デモ参加者の多くは、人口と経済規模では同国第 2 位のバウカウ県出身ということがデモ参加者への聞き取り調査でわかった。筆者が複数人のデモ参加者により詳しく話を聞いてみると、回答者の多くがデモの理由を説明できない、もしくはその理由を明確に説明することができなかった。デモ隊参加者の中には、トラックの側面にシャナナ大統領の顔写真を掲げ、同大統領をたたえるシュピールコールをしている者もいる中で、車列の先頭やところどころに交じって扇動スピーチをしているデモの関係者達は、そのスピーチから明らかに同大統領を非難する立場をとっていることがわかった。つまり、デモ隊の参加者たち個々の主張の間に一貫性が無く、一部相反する立場をとる者が混在していた。

2006 年 6 月末に起こった政府庁舎裏手の議会脇の路上でおこったデモは、反乱軍への大統領の対応が不十分だという直訴を政府に対して行う趣旨であるということであった。デモの現場において筆者が観察したところ、200 名位のデモ集団のところどころに、一定程度の扇動技術をもっていると見られた扇動者らしき者が 10 名から 15 名程度散らばって、周囲にいる者が特定の関心事項を持つように煽っている様子が確認できた。具体的には、傍観に近い形で話を聞いているように見られる者にも声掛けをするなどし、それらの者が共感を持てるような言葉を使って特定の関心事項を伸張するなど、効果的に周囲の者を扇動していた。これらの扇動者達は、ほかのデモ参加者とは明らかに行動形態が異なっていただけでなく、中にはチラシなどを準備するなど計画して行動をしている者も見受けられた。

同じ時期に国民の間で、汚職を強く問題視する状況があった。国民の生活が 2002 年の独立以降大きく変わっていないのに対して、当時の与党の特定の派閥に属する議員や、一部の閣僚、そして関係



写真 2 放火された家屋の壁に見られるアルカティリ首相(当時)を中傷する落書き(2006 年 7 月筆者撮影)

<sup>45</sup> このことは、避難民に対するインタビューからも確認することが出来た。ここでは、UNDP の R. S. 氏、UNHCR の M. S. 氏、タシ・トル村の O. B. 氏などへのインタビュー回答(2006 年 8 月)を参照している。他にも、IRIN ニュースの “Why Timor-Leste’s stability could be deceptive” などが参照できる。

のある政府高官やその親族が道路の建設や軍への武器の共有に関連した汚職に関連しているとの疑惑が報道された(Kingsbury : 2007)<sup>46</sup>。同じ時期に、前述の反乱部隊に対する政府の方針に反対するグループもデモを展開しており、このグループは当時のアルカティリ首相に、退陣を求めるスタンスをとっていた。また、政府に反対する立場の学生デモも頻発し警察と衝突し、警察の発砲により学生が死亡するところまで事態は悪化した。そもそも、除隊となった兵士の支持から始まったデモであったが、発砲事件にまで発展させた警察の強硬な対応と、官僚による汚職が繰り返し報道されるなか、内務大臣私設の親衛隊が、野党であった民主党党首フェルナンデ・アラウジョ(Fernande Araujo)に対する暴力を行う事件が発生し<sup>47</sup>、与党の強権的政治に対する学生デモは一層激しいものになったといえる<sup>48</sup>。

これらのことを鑑みると、独立時の国民の期待と国が直面する現実の問題としては、政治家や官僚による汚職、一般の国民の期待感と国の開発の達成度の差異という点で問題や、不満を持った復員兵士の処遇に関する問題があった。しかし、これについてもその規模や度合い等を鑑みると全国レベルの暴力に繋がるという説明はつかない。

東ティモールと政党政治の関連については後述するが、同国においてそれまで政党政治になじみの無かった村落地帯に民主主義を導入し、特定の政党による政治的なマニピレーションが行われたことは、社会のひずみを作る結果になった。独立時に国民が持っていた期待と、「4月の危機」発生時に国が直面していた現実の差などが共鳴し、市民レベルの広域衝突を動員したという議論が多く聞かれた。しかし、伝統的なコミュニティが確立していた東ティモールにおいて、突如導入された政党政治とかかる政党による政治的な意識操作(マニピレーション)は、それだけでは社会的な不安定要因を作り出す理由として成立しないと考えられる。当時の東ティモールのほとんどの政党が、政治的なビジョンを明確持っていたが、その一方で組織としてのキャパシティは発展途上にあっただといっても過言では無いため、意識操作(マニピレーション)によって一定規模の住民間衝突の原因を作り出したとしても、大規模な不安定化は難しい。その観点から17万人以上の住民を巻き込んで社会を不安定化させる根本的な理由となりえるか、という点では十分な説明がつかない。「4月の危機」が複合的な理由から発生したことは明確であるが、それらの問題が

---

<sup>46</sup> 建設大臣と内務大臣に向けられた疑惑は、広く国民に認知されたものであった。円説大臣の建設業界との癒着は、業界関係者からの詳細な説明が国民の間で知られるものであった為、一連の政府批判にすぐに関連付けされた。前出した Damien Kingsbury の“Timor-Leste The Harsh Reality After Independence” (Southeastern Asian Affairs)などが参照できる。

<sup>47</sup> 国連の独立調査委員会の報告にも詳しいが、上述の Damien Kingsbury なども参照できる。

<sup>48</sup> 写真は当時のマリ・アルカティリ首相を中傷する目的で書かれた落書き。壁の中ほどに大きな字で“ALKATILI KOMUNIS(アルカティリは共産主義<sup>48</sup>)”と読める部分がある。その他、「Ami Lakoi Simu Tan Firaku(我々が東部出身者を再び受け入れることは無い)」や、その他東部出身者を中傷する落書きが見て取れる。「フィラク(FirakuまたはViraku。スペルにいくつか種類がある。国名とかけてIraqとする場合もある)」とは、東部出身者に対する俗称。



中心的な要素としてあげられるのが、2000年から2006年の約6年の間累積した不十分な移行期正義に関連付けられた土地所有権の問題があると考えられる。この点について、以下に特徴的な3つの要素の相関性を分析する。

## 2-2 東ティモールが直面する移行期正義にかかる課題

東ティモールの文脈において、狭い意味での移行期正義は1974年から1999年の住民投票までにおこった人権侵害と不正義に対する裁きであるが、独立以降のナショナリズムの変化を鑑みれば、広い意味での移行期正義は、「独立以後の国内の治安であり、政治社会的な安定を射程にいられたもの」であろうと早稲田大学の山田満が論じている(山田満:2015)。2006年4月の危機は複合的要素に誘引されたことは前述したが、国政を導く政治家の間でおこった政治的な衝突と、人の移動と土地所有権の問題に根差した市民レベルの大規模な暴力に加えて、それらを後押しした問題があった。「地域」であるコミュニティと「帰還民」として都市部に残留した他地域出身の個人(もしくは家族)との相関関係である。

独立闘争を率いたファリンティル(FALINTL)は構成員の約650人が2002年5月の独立までの過程で、正式に国軍に統合され、社会統合への第一歩を踏み出したが、当時約2000人で構成されていたとされるファリンティルの内、約1300人がそのような正規化の枠に乗ることができなかった<sup>49</sup>。復員の過程は、国際移住機構(IOM)のファリンティル社会再統合支援事業(Falintil Reinsertion Assistance Programme もしくは省略形で FRAP)の支援を得て行われた。しかし、軍や警察への編入を通じて正規化されなかったファリンティルの元戦闘員や地下活動者等の闘争関係者の処遇に関する問題から、不満を持った者の中でもリーダー的役割を果たした者を中心に、同じように不満を持った者が自然とグループ化を始めた。それらのグループは、いわゆる武術を修練するマーシャルアーツグループの名称で活動する暴力集団や、CPD-RDTL(Committee for the Popular Defense of the Democratic Republic of Timor Leste)、サグラダ・ファミグリア(Sagrada Familie)やコリマオ(Colimau)2000、L7等、特定の元戦闘員などによってグループ化されたなどの武装集団であり<sup>50</sup>、2003年ごろから活動が顕著化してきた。その多くは、社会再統合の課題や住民投票時の併合派と独立派の融和が実現していないことに起因する不満を、暴力の形で表現する者もあった。また、国が復興のステージにあったため、行政のフォーカスが建国という大きな目的に置かれてしまい、青年層のニーズが優先されていない状態にあった。国が満たすことができなかった様々なニーズを、限定的であれ、暴力的であれ、それらの反社会集団が満たしていき、結果としそれらの集団が拡大するという結果になった。そのような集団は、不満をもった青年たちに、ゆがんだ形で社会参加の機会提供し、何らかの訓練(多くの

<sup>49</sup> 国連の独立調査委員会の報告書参照。その他に、James Scambary, “Anatomy of a conflict: The 2006-7 communal violence in East Timor”なども参照できる。

<sup>50</sup> 前出のDamien Kingsburyの“Timor-Leste The Harsh Reality After Independence”(Southeastern Asian Affairs)に詳しいが、国連の独立調査委員会の報告書も参照できる。

場合は戦という的な訓練)と、幾ばくかの生活の糧を与え、集団に所属させることによって帰属感さえ与えた。

東ティモールにおけるファリンティル(FALINTIL)とインドネシア国軍もしくは「赤白の鉄(Besi Mera Puti)」等の民兵集団の間の戦闘は主にゲリラ戦であったため、戦闘員達は所属部隊の活動区域近隣の村落の住民達によって支えられてきた。そのため、村民たちによく知られる存在であり、特に司令の役にあつた者などは、地域のリーダー的存在でもあつた。たとえば、リキサ県に在住の元戦闘員D(元小地区副司令)は、地元住民によく知られており、ジャングル戦の生活が長かつたために社会・経済活動に必要とされる能力は発展途上であつたが、2002年の独立後もリキサ県政府における発言力は大きい。前述の様に、新生国軍や警察に編入され、政府機構に統合された者だけでなく、D氏の様に軍や警察への統合を果たさなかつた者や、問題を起こしている暴力的なグループの存在、その指導者や構成員についても近隣の村落の住民はよく周知していた。さらに、1999年の「騒乱」に関して十分な正義がもたらされていないなどという理由でそれらの暴力的なグループと、元併合派で、ティモール残留を支持した者の間で軋轢が存在し続けた。これらのことが一部の住民の中に、国軍内における西部出身兵士の処遇問題とつながり、自身が所属するコミュニティと関連付けられたと考えられる。

では、移行期正義の不完全さや、反社会勢力の存在など、共産圏からの政治的影響に対する反発など(写真2参照)、複合的な理由が、「4月の危機」の発生と関連付けができたとしても、それが14万人の国内避難民を発生させるほどの大規模な市民レベルの暴力に発展させる理由としては十分な説明ができない。市民レベルの広域暴力を引き起こした原因を分析するために、2000年ごろから始まつた「難民・避難民」の帰還、都市部における同一地域出身者の集住、「2006年4月の危機」の際に放火などの破壊活動が行われた地域の分布や土地所有権の問題等について考察してみる。

### 2-2-1 都市部における同一地域出身者の集住

東ティモールでは、コミュニティが村単位で大きな家族の様な繋がりを持ち、ルリックと呼ばれる「祖霊」の加護のもと、リア・ナイン(Lia Nain)と呼ばれる「家長」を中心に深い相互関与の中で生活している。相対的にみると相互関与が非常に限定的である都市部に移住した者が孤立感や疎外感を持ち、自然と帰属感を求める傾向が強くなつた。これが、2002年以降、出身地ごとに都市部のコミュニティの特定の箇所に集住化する傾向を加速させたと言える。元来、個人の特定の際に「XX県出身のXXさん」と出身地を名前に前置する習慣があるほど出身地は大きな意味をもっているが、異なる背景の人々によって構成される都市部のコミュニティにおいても出身地(県)は重要な意味を持っていた。また、上述の集住の特性とは全く別の特性であるが、新たに都市部に移住してきた家族に同伴してきた未成年を含む一部若年層の若者の間では、帰属感を求めて上述のギャンググループやマーシャルアーツグループ等に所属をし、事件に巻き込まれる者が出てきたことが社会間

題化しており、慣習法などの調査を行う NGO Belun の報告書(Belun:2013)もこのことに触れている。

ディリの中でも県外からの移住者については、一つの地区にまとまって居住する傾向が一部に見られたことは上で触れたが、具体的な例をあげると、ディリの中心部に近い Katedral(大聖堂)の南にあたる地区に居住する J.B.氏によると、同地区に隣接



写真 3 ディリ県マンレワナ地区に見られた放火された家屋(2006年7月筆者撮影)  
(大聖堂、Katedral)

の東にあたる地区にはバウカウ県出身の者が多く住んでいる傾向が見られ、カテドラル地区の南にあたる地区には一部にラウテン県出身者が集住している場所もあった(2004年当時)。また、2000年を前後して避難民の帰還が進んだ頃から、インドネシア政府が放置した建造物や土地に居住を始める者が出てきたが、100軒規模の政府企業の社宅であった団地などになると、区画ごとに違う出身県の者が集住する地区もあった。これも、ある種の帰属感を求める行動であったと考えることができる。

#### 2-2-2 国内避難民の発生：暴力が行われた地域的分布とその特性

「2006年4月の危機」の際、ディリ県では、ディリ市全域において暴徒による投石や略奪等で、住宅が損壊の被害にあったが、筆者の住民に対する聞き取り調査<sup>51</sup>では、特に放火など被害がひどかった地区として挙げられているのが、タシ・トル(Tasi Tolu)、コモロ(Comoro)、マンレワナ(Manlewana)およびキンタルボート(Kitanlboot)の各地区であることが分かった。これは、インドネシア政府が、東ティモールを統治していた際に、社宅等として使用していた地区と重なっているのが分かる。Tasi Tolu 地区に住む O.B.氏ほか、数

<sup>51</sup> 国連開発計画(UNDP)R. S.氏、Tasi Tolu 村居住の O.B.氏、Katedoraru 西部地区居住の J.B.氏へのインタビュー調査(2006年8月)の回答から。

名の住民に対する聞き取り調査によると<sup>52</sup>、政府の使用地はディリ市全域に点在するが、特に社宅等の目的で、特定の地域を広域にわたって摂取し運用したとされる地区は、以下が一般に知られている<sup>53</sup>。

- タシ・トル地区-軍関係施設、BTN 国営銀行など国営企業の社宅
- キンタルポート地区 - 一般政府職員向け職員住宅(1999年以降は、いわゆるディリ市内のスラム街とされている)
- コモロ地区 デルタ2区、デルタ3区、及びデルタ4区(Delta II, Delta III and Delta IV)-警察関係施設、公設市場、政府上級職員向けの職員住宅および在外公館職員住宅
- マンレワナ地区-一般政府職員向け職員住宅

このほかにインドネシア国営放送の中継基地やラジオ局、公設市場、国軍(TNI)、国家警察の施設などがコモロ地区(Comoro)やタシ・トル地区(Tasi Tolu)にあった。1999年の「騒乱」後、インドネシア政府と国軍は、東ティモールから撤収した。その際にこれらの不動産については放置していった。それらの不動産の多くは、「騒乱」に続く市民レベルの暴力が行われた際の攻撃対象となった、放火や投石等による破壊活動であったため、木材など可燃資材を使った部分は焼け落ちたか略奪されていたが、コンクリートで作られた建物等の土台や骨格などはそのまま残っていた。それらの土台や骨格に木材やトタンなどで補強をした住居に住み込んでいる事案が2000年の終わりごろ、つまり西ティモールから帰還民の移動を中心に人の移動が活発になり始めた時期から多く見られた。これは、1999年の「騒乱」で80%以上の建物が焼けてしまったこと等が主な理由で(首藤：2007)、自宅などを一時的に補修する手法としても使われ、当時ディリ市内全域で見られたことである。同じことが、タシ・トル、コモロ、マンレワナ各地区(写真)およびキンタルポート地区などにあった旧インドネシア政府施設においても見られた。

### 2-3 暴力の地域的分布：事例の比較

前項で述べたディリ県内で暴力が発生した地域の分布に関連し、本節では、4つの事例を比較し、どの様な要素が暴力発生を引き金となったのかを考察する。

- 事例1：特定の地方出身者が集住していた村の事例「ディリ市タシ・トル(Tasi

---

<sup>52</sup> 被害の大きかった地区において、Tasi Tolu 村の路上等であった住民に対するインタビュー。インタビューの際は、テトゥン語を中心に、英語を適宜混ぜて使用した。人道危機下の状況であったため、名前等の身分事項の確認はできなかった。

<sup>53</sup> 前掲のカテドラル地域在住の J. B. 氏、タシ・トル在住の O. B. 氏、同 S. S. A. 氏などからの情報による。

Tolu)地区A村」<sup>54</sup>

- 事例 2: 東部出身者、西部出身者がともに一つの村に居住しているが、村内の区画ごとに特定の地方出身者が分かれて住んでいた事案「ディリ市タシ・トル地区B村
- 事例 3: 首都の中心街など様々な出身者によって構成されていた地区の事例「ディリ市レシデレ(Lecidere)地区」
- 事例 4: 東部出身者、西部出身者が混在して居住しているが、暴力の対象とならなかった事例「ディリ市コモロ地区ベボヌック村」

### 2-3-1 事例 1: 「ディリ市タシ・トル地区A村」

特定の地方出身者が集住していた村の事例「ディリ市タシ・トル(Tasi Tolu)地区A村」の事例を概観する。ディリ市のタシ・トル地区のA村は、幹線道路を挟んで隣接する同地区B村に住んでいるエルメラ県出身の住民であるD氏によると、2002年までインドネシアの国営企業の社宅で



あった。隣近所と壁を共用する、いわゆる「メ

写真 4 ディリ県タシ・トル地区A村の幹線道路脇の家屋に見られた落書き(2006年7月筆者撮影)

ゾネット形式」の集合住宅を中心に、各家族向けの中規模な住宅など20軒前後の住宅によって構成される区画が、約10区画にまとまっていて、200世帯前後が住んでいたと思われる地区である。2002年の独立以降比較的安定した地区であり、平時には暴行などの事件があまり起こらない地区であった。ところが、「4月の危機」の際に放火と大規模な暴力が行われ、筆者が2006年7月上旬の時点で同村の状況を確認した時点では、ほぼ住民は残っていなかった。放火され、中には全焼している住宅が散見され、それ以外のほとんどの住宅は火が燃え移って部分的に焼失しているか全焼していた。いくつかの住宅には火が燃え移った車も置き去りになっていた。それらの住宅の窓ガラスなどはほとんど割れていたが、火災で割れたと思われるものと合わせて、火災の被害にあっていない住宅についても、明

<sup>54</sup> タシ・トル地区A村とB村は特に暴力の度合いと住民間の衝突が著しかったため、村の名前も匿名で記載している。

らかに投石による破損が多く見られた。また、空き家になっていたほぼすべての家屋が略奪の対象となっていた。この時点で目視確認した限り、A村の中で火災の被害にあっていなかった住宅は2〜3割で、投石等その他の被害を含めるとほとんどの住宅が何らかの被害にあっていた。

被害にあった住宅の壁には、炭化した材木やペンキ等を使って落書きが数多くされていた。筆者が確認して、特徴的であったのは落書きの内容であった。このように暴力が恒常化した状況下では、政治的なメッセージや、暴力的、憎悪的な言葉が多くみられるが<sup>55</sup>、同村において



観察された落書きの内容は、よくみられる

写真 5 デイリ県タシ・トル地区 A 村の家屋に見られた東部出身者を中傷する落書き (2006年7月筆者撮影)

憎悪的な言葉が散見できる中、その多くは「泥棒」、「うそつき」等の落書きであった。中には、「Uma Nee Nain Loromonu Bobonaro. Viraku Comunista (この家はボボナロ県の西部出身が所有する。東部出身は共産主義者だ[筆者訳])」という落書きがあった。その他、「東部出身者は泥棒」など、出身地区を特定する内容の物も多く見られた。また、幹線道路から A 村へ進入する主な道路の入り口にあたる部分には、西部出身の A 村住民が書いたと思われるメッセージ「Ami La Simu Loro Sae (我々は東部出身者を受け付けない・筆者訳)」や「Ami Hakarak Hatun Naok Ten Husi Baukau (我々はバウカウ県出身の泥棒を片づけたい・筆者訳)」という様な、メッセージ的な落書きが同村へ進入する者が見えるように家屋の壁に描かれていることも確認できた(写真)。前述の O. B. 氏の説明では、タシ・トル地区 A 村の住民はそのほとんどがデイリ県外の出身であることが分かった。落書きからわかることは、「4 月の危機」以前に同地区に住んでいた者は東部バウカウ県出身の者が多いということである<sup>56</sup>。

<sup>55</sup> たとえば、1999年のバルカン有事の際に行なわれた北大西洋条約機構(NATO)による空爆後のコソボ・マケドニア国境では、「NATOはナチスだ」という言葉や、憎悪的・政治的な言葉が、廃墟や、公共施設の壁などに多く見られた(1999年8月調査において筆者確認)。

<sup>56</sup> 少数派ではあるが、中にはインタビューの対象となった O. B. 氏の様に社会・経済的な理

### 2-3-2 事例 2: 「ディリ市タシ・トル地区 B 村の事例」

東部出身者、西部出身者がともに一つの村に居住しているが、村内の区画ごとに特定の地方出身者が分かれて住んでいた事案「ディリ市タシ・トル地区 B 村の事例」を概観する。事例 1 に対して、ディリ市のタシ・トル地区の B 村は、ディリ



リを中心からみると、前述の A 村の西側約

写真 6 内紛直後、A 村のほとんどの家屋が空き家の状態(2006 年 7 月筆者撮影)

500 メートル離れた

場所であり、丁度主要幹線道路をまたいだ反対側に位置する。前述のとおり同地区は、2002 年までインドネシアの国営企業の社宅であったということである。核家族向け、一軒 2 部屋程度の平屋が 10 軒程度集まる区画が、約 15 区画にまとまっていて、150 世帯前後が住んでいたと思われる地区である。B 村も A 村同様、常時は比較的安定した地区であり、事件があまり起こらない地区であったが、「4 月の危機」の際に、多くの国内避難民(IDP)が出た。B 村では、あまり放火の事案は見られなかったが、2006 年 7 月上旬に確認した時点では、投石を受けたと思われる窓に合板木材を張り付けている住宅が散見された。また、この時点で目視できた住宅等への被害は比較的少なく、被害にあっていた住宅は 2~3 割程度であった。それに対して、人影が見えない住宅の割合も 6~7 割あり、被害の有無とは関係なく、避難している様子の住宅も多かった。また、特徴的だったのは、それら人影が見えない住宅の多くはひとつの区画にまとまっている傾向にあることだった。B 村内の区画はお互いに隣接しているが、いくつかの区画が抜け落ちるようにまとまって空き家になっていた。

---

由から居住する西部出身者もいた。



写真 8 ディリ県タシ・トル地区 B 村への入り口に見られ  
東部出身者を中傷する落書き (2006 年 7 月筆者撮影)



写真 7 同左遠影。同タシ・トル地区 B 村への入り口に見  
られ東部出身者を中傷する落書き (2006 年 7 月筆者撮影)

空き家の多くは、窓や玄関等から侵入できないように合板木材が張り付けてあり、「この家は所有者があるので立ち入らないこと」、「この家は〇〇〇〇(人名)が所有している」などの記載がされていた。幹線道路から B 村へ進入する主な道路の入り口にあたる部分には、インドネシア時代のバス停の待合場所のベンチと日よけの屋根があるが、この屋根が押し倒されて(もしくは以前から倒れていたか)幹線道路に向かって看板の様に立てられていた。その屋根には西部出身の B 村住民が書いたであろう、ペンキで書かれた「Ami La Simu Loro Sae “communista” (我々は東部出身の共産主義者を受け付けない[筆者訳])」という様な政治的な落書きも確認できた(写真 7 および 8)。

### 2-3-3 事例 3:「ディリ市レシデレ地区」

首都の中心街など様々な出身者によって構成されていた地区の事例「ディリ市レシデレ(Lecidere)地区」の事例を概観する。Jose Maria Marques 通りディリ市レシデレ地区は政府庁舎に隣接するディリ市の中心街であり、中央郵便局、中央銀行、大型の店舗やホテルなどが並ぶ区画である。



写真 9 ディリ市ジョゼ・マリア・マルクス通りにある与党幹部の親類宅 (2006 年 7 月筆者撮影)



区画の特性から、国際治安部隊が早い段階で巡回を行い、比較的被害が少なかった地区である。同地区にはポルトガル時代に入植者によって建てられたとされる大・中規模の邸宅が残っている。現在、何らかの理由で廃屋になっている家屋もごくわずかあるものの、それらの家屋のほとんどには、入植者の血族もしくは関わりの深い者、または家屋を譲りうけた関係者が居住している。そのうち、いくつかの特定の家屋については「4月の危機」の際に、この地域の放火などによって破壊された(写真)。ポルトガルとのつながりもあるため、対象となった家屋や建物は、政治家(または、その家族・親類)や、社会的地位のある者など特定の所有者の物件であることが多かった。

放火は特定の集団によって行われたが、これらの集団は放火や投石などの行為を行う目的で、暴徒と化して攻撃の対象地区をうねりあるいた。筆者が2006年7月にレシデレ地区で確認した際は、数台のオートバイに数人が相乗りをして、暴徒化した100~200人程の集団の300メートルほど先を先導するように走り、後部座席乗りをしている者が攻撃対象の建物を特定して、その前でバイクを止め、後からくる集団に声をかけて放火するように指示している様子が見られた。すなわち、広域暴力の結果、首都の中心部でも不規則に放火や破壊活動が行われたように見えた事象は、特定の地域においては体系的に行われていたことがわかる。

筆者は2006年6月から9月まで同地区に滞在したが、その間に行った観察でも、政治的関心対象である者が関係していたか、もしくは所有していた施設や事業を除き、公共の施設や民間の商業施設が略奪の対象になった様子は確認できなかった。それに対して、前述のように、他地区にある特定の対象<sup>57</sup>と一部の政府もしくは公共施設に対する破壊行為は継続して確認できたほか、同地区から少し外れた場所にある(政府庁舎あたりから約1キロ南)法務省の土地所有権に関する記録を保管するアーカイブ事務所が襲撃の対象となった。

---

<sup>57</sup> 例えばコモロ地区にあるマリ・アルカティリ元首相の親族が所有する住宅など。

#### 2-3-4 事例4:「ディリ市コモロ地区ベボヌック村」



写真 10 ディリ市コモロ地区ベボヌック村(2006年7月 筆者撮影)

東部出身者、西部出身者が混在して居住しているが、暴力の対象とならなかった事例「ディリ市コモロ地区ベボヌック村」の事例を概観する。2002年の独立以降、平時から比較的犯罪等が多く荒れているとされている Bebonuk(ベボヌック)地区等は、西部出身者、東部出身者が混ざって居住しており、幹線道路を挟んで

デルタ(Delta)地区のはす向かいに位置する。しかし、

区画長(Chef de Aldeia)A氏に対する聞き取り調査によると、「4月の危機」の際に隣接するデルタ地区が深刻な害を被ったのに対して、ベボヌック地区は放火や投石などの害をほとんど被らなかった。市民レベルの暴力が一番激しいとされた2006年5月にベボヌック地区内の Irmes Cemplitas 教会に一時的に身を寄せた者がいた以外、同地区の住民は国内避難民として避難をしている者の数が著しく少なかった。聞き取り調査を行った2006年7月初旬の段階でも、状況は落ち着いているという説明があった。また、同区画長によると、同地区の住民は比較的古くからディリに住んでいる者が多く、聞き取り調査時点で同地区に居住していたほとんどが、1999年の「騒乱」以前から同地区に居住している者であるということであった<sup>58</sup>。

#### 2-4 土地紛争と帰還民の社会再統合

2000年に国連による暫定統治が始まったが、土地所有権に関連した問題は暫定統治機構が取り組むべく課題の一つであった。この問題は、1)ポルトガル時代以前の小王国の時代から続くルリック(先祖の聖霊)との合意に基づく所有権、2)ポルトガル政庁が付与した所有権、3)インドネシア政府が付与した所有権、4)国連暫定統治機構によって認められた所有権、5)1999年の住民投票以降の一定期間占拠を続けたことによって主張されている占有権、そして6)その後(とくに2008年以降に)東ティモール政府によって認められた所有権など、大きく分けても6つの異なる主張や所有権が存在しうることが理由となり、土地の所有者の特定が難しい事案があることなどが理由であった。上記の内、3)のインドネシア

<sup>58</sup> 当時、ベボヌック地区は拡張が進んでいたもので、同地区北側(空港側)については、他県からの移住者を受け入れた新興区画も一部あった。

政府が付与した所有権については、当局の統治そのものが違法であったため、その法律行為がすべて白紙化されている経緯があるため、ディリのように土地の占有がインドネシア政府による認知に由来している場合、問題の解決がさらに難しくなりうる。

2016年に発行されたアジア財団の調査報告では、エルメラやアイナロのような地方都市においては、土地の占有がポルトガルによる植民地時代に開始されている。ポルトガル政庁によって付与された土地の所有権は、リウ・ライによる統治との関連もあり、複雑な側面も持っている。他方、地方において伝統的に受け継がれてきた土地の所有権は、現在においても継続しているということを示していると言える。反対に首都ディリではポルトガル政庁によって認知された土地占有者の割合が調査対象の約20%と比較的低い割合になっている。さらに特記すべきは、同じくディリ在住の者の内、インドネシア統治時代に土地の占有を始めたというが41%にも上っていることである。これは、首都ディリにおける土地占有が、インドネシア政府の関与などと関連しており、相対的に見れば伝統的所有権が継続していないと言える。さらに、ディリ在住の回答者の39%が1999年の「騒乱」以降に占有を始めており、21%が2008年以降に占有を始めている(Almeida & Wassel:2016)。この数値は、ディリ県で2001年に起こった数多くの土地所有関連の係争例の一つに、1999年から2000年に避難民たちが西ティモールから帰還した際に旧インドネシア政府の建物の占拠した者と、インドネシアによって保障もなく不当に接取されたと主張する1975年以前の所有者、そして、ルリックに基づく伝統的所有権が複合して存在している状況を説明するものである。

重複する土地所有権の解決のために2007年から2012年まで二つのフェーズに分けて実施された「我々の土地(Ita Nia Rai Project)事業」によって、リキサ県とマナトゥトゥ県の648件の土地所有権の主張がアセスメントされ、所有権の認定がされた(Batterbury:2015)。同時に議会においては、土地法案が議論されていた。かかる実定法については、議会が承認した2012年の土地法案(Draft Land Law)をラモス・ホルタ大統領(当時)が拒否権を発動した経緯もあり、2017年1月現在、いまだ施行されていない<sup>59</sup>。2007年から2012年まで実施された「我々の土地(Ita Nia Rai Project)」事業は、アメリカ合衆国国際開発庁が資金提供して実施された事業である<sup>60</sup>。事業の主な目的は土地の登記システムの開発と記

<sup>59</sup> 2016年12月の法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル(Nelinho Vital)氏へのインタビューや、アジア財団のニュースレター“Can a New Law Help Timor-Leste’s Land Rights Crisis?”など参照。  
(<http://asiafoundation.org/2017/01/18/can-new-law-help-timor-lestes-land-rights-crisis/>)

<sup>60</sup> アメリカ合衆国国際開発庁のIta Nia Rai Project広報ブログページ(<https://blog.usaid.gov/2013/01/usaid-assists-timor-leste-in-developing-land-policies-ending-conflict/>)や、2009年6月26日付けのEast Timor Law and Justice Bulletin“East Timor: Our Land (Ita Nia Rai) Web Site”(<http://www.easttimorlawandjusticebulletin.com/2009/06/east-timor-our-land-ita-n>

録、そして、土地所有権に関する意識向上キャンペーンの実施であった。同事業は、事業終了までに 5 万件以上の所有権を登記した。主張された土地所有権は、当該者のコミュニティにおいて所有権の内容が確認され、一つの主張が他者による所有権の主張と重複していれば調停を行った。所有権が争われなかった案件や、調停によって、所有権が確定した案件は、政府から所有権を示す登記書が発行された<sup>61</sup>。

アメリカ合衆国国際開発庁は、登記システムの開発の記録を技術的に支援すると同時に土地法の制定に向けた政府の取り組みを支援した。同事業の実施時期と土地法案策定のタイミング(2013 年)を見ると、政府は当該事業によって確定される土地所有権を、土地法によって法的に後ろ盾する意図を持っていたことが見て取れる。他方、先のアジア財団の調査から類推できるのは、地方においては土地所有権の確定がスムーズということである。これは、土地の売買があまり行われず、土地の取得が相続によって行われるのが一般的であるため、所有権がかなり明確であったことが理由であろう。他方、都市部においては占有を開始した時期が比較的最近であることを鑑みると(前述の調査によれば、60%以上が1999 年以降に現在の居住地における定住を始めているという状況)、占有者の主張に基づいて登記を進めるのは、きわめて難航すると思われる。他方、土地法によってディリにおける土地所有権の確定をするのは有効ではない。それは、ディリ在住者の 40%以上を占める者がインドネシア当局発行の土地所有権を根拠に所有権の主張をしているところ、インドネシア当局の法律行為が認められていないため、所有権の主張を裏付ける事由が少なく確定が難しいと考えられる<sup>62</sup>。

土地所有権の問題の原因は同国の歴史と独立闘争の経緯に深くかかわりがある。1999 年の住民投票に続いておこった「騒乱」において民兵等による広域に渡る暴力が行われ、200 万人ともいわれる人々が避難民となり、その多くは国境を超えてインドネシアである西ティモールへ「難民」<sup>63</sup>として流出せざるを得ない状況になった(上杉:2006)。1999 年 8 月の住民投票を前後して、民兵などによる恒常的な暴力は組織的に行われたと報告されている。

それは、多くの民兵たちがもともと住民であったため、住民の構成や事情をよく把握しており、独立派であるか併合派であるかで、攻撃の対象を特定したと考えられる。独立

---

[ia-rai-web.html](#)) など参照。

<sup>61</sup> 前掲のアメリカ合衆国国際開発庁の広報ブログを参照。

<sup>62</sup> 2016 年 12 月の法務省のビタル局長へのインタビューや、前掲したアジア財団のニュースレター “Can a New Law Help Timor-Leste’s Land Rights Crisis?” など。

<sup>63</sup> 西ティモールへの人の移動は、「1951 年の難民条約」で定義されている難民には当てはまらない人々も多く含まれたと報告されている。それは、インドネシア軍とともに移動した民兵などが含まれていたことなどが理由である。早稲田大学の上杉は、1999 年の「騒乱」時に、西ティモールに避難した 30 万人弱の「難民」を 1)インドネシア統治下に東ティモールに入植したインドネシア人、2)東ティモール人でインドネシア統合派、3)民兵で暴力に加担した者、4)「人質」として強制連行された人、5)政治信条とは別に戦火を逃れた人、の 5 類型に分けている。

派を対象にして始まった暴力は、住民投票の結果を経てインドネシアの撤退が明確になった時点でエスカレートし、民兵らはインフラを含む、ほぼすべての建造物を破壊の対象とした。住民らは暴行など深刻な人権侵害の被害を受け、公共施設等のインフラは破壊され、商業施設は略奪の対象となり、民間の建物は放火された。この「騒乱」で、約 1400 もの人が殺害され深刻な人権侵害の被害者となり、前述のとおり首都ディリにあった建造物の 80% 以上が組織的に破壊されたとされているが、地方でも同じような被害があったという報告がある。つまり、東ティモールにあった大部分の建築物が焼かれたということになる。人々は、故郷を追われ移動を強いられた。島嶼国である上に、同国のほとんどを占める険しい山岳地帯と限られた道路交通網が理由となって国内避難の選択が非常に限られた。一部の住民は小型船舶等をつかって命がけでオーストラリアに避難した者もいたが、住民のほとんどがそのような資源へのアクセスを持たず、東部の住民は安全を求めて西に移動し、西部の住民は国境を越えて西ティモールに流出したのである。

深刻な暴力や人権侵害を逃げて人々の流れが国境を越えて西ティモールで「難民」となった者は、騒乱が沈静傾向に向かった後も、すぐに帰還を決断することは無かったが、独立への気運の高まりもあり、2000 年末ごろから段階的に東ティモールへの帰還が始まった。当時、帰還民から聞き取った話によると、国連東ティモール暫定統治機構 (UNTAET) の設置<sup>64</sup>を機に帰還を決めたというのが多く場合の理由であった。難民のうちの一部、民兵等との関連がある者等を中心にインドネシアへの継続した在留を希望した者以外は、2001 年中ごろまでに西ティモールに避難していた 200 万人のうち、約 180 万人以上が帰還を果たした。自力で幹線道路を利用して帰還する者や、国際移住機関 (IOM) の支援を得る者など (IOM:2001)、形態はさまざまであった。幹線道路を使って帰還を果たした市民は、生活の立て直しのために、社会・経済活動を再開した。インドネシアの統治下では、自給自足に近い生活をしてきたため、地方における経済活動は各県の県庁所在都市等の都市部に限られていた。そのため、出身の地方に帰還をすることは、生活の糧を失うことを意味していたため、帰還民の多くは必然的に都市部において生活し、当座の生活を立て直すための収入を得ることを優先的な課題としていた。しかし、地方都市における限られた雇用機会は、「騒乱」による破壊活動で失われており、交通網は寸断され、物流が途絶え、地方行政も機能しない状況において、地方における経済活動は見込めない状態にあった。その情報は通信網が機能していない状況であったのにも関わらず人々の間で広まった。帰還民の多くは、すべての資産を失い、国際社会からの支援についても先行きが見えない状況で、その後の生活をどこで営むかという判断を迫られる状況であった。東ティモール西部出身の帰還民は、国境からさほど距離が離れていない出身県に戻る傾向にあったが、同国東部の出身の帰還民にとっては、IOM 等の国際機関からの支援を受けられる状態でなければ、国内移

---

<sup>64</sup> 国連東ティモール暫定統治機構 (UNTAET) は国連安保理決議 1272 号 (1999 年 10 月 25 日) で決定された。

動もままならない状況であったため、幹線道路を使って地方都市に戻るのではなく、出身地への通過地点にあたる首都ディリに在留し、自身や家族を支えるために経済活動を再開した。下述するが、西ティモールからの帰還は、ディリのタシ・トル村に用意されたトランジットセンター(帰還民の目的で設置された一時滞在施設)を經由して最終目的地まで片道という形で実質限定されていた。トランジットセンターは、原則数日間の一次滞在の目的で仮設された簡素な造りであったため、多くの帰還民たちは短い短時間の間に現実的な選択をする必要があった。

帰還民は、トランジットセンターを数日で出所し、自宅のある出身県に帰還することが想定されていたが、併合派からの攻撃を心配する独立派や、独立派からの報復を心配する併合派、また、自活の手段が見いだせないでいる者の多くが、帰還することをためらった。特に、避難の過程では国際機関等からの支援が多少あったものの、帰還民は原則自立することが前提とされていたことや、帰還後の支援が不明瞭であったこともあり、出身県まで戻ることをためらう者が多かった。戦争や紛争などの理由による人の強制移動が発生する現場の多くにおいてみられるように、経済活動が比較的盛んであった首都ディリなどの都市部に集住し始めた<sup>65</sup>。フィッツパトリック (Fitzpatrick) の論文に当時の状況がまとめられている (Fitzpatrick 2013)。

「(帰還の際) 難民たちは、ただ単にどこへ行きたいかとだけ聞かれた。その多くがディリと回答した。彼らは出生地や、滞在先の有無などについて質問されることなく、ディリに連れてこられた。彼らの多くが、許される滞在期間の上限である一日か二日ディリのトランジットセンターに身を置き、その後独自に宿舎や食料にありつくためにセンターを発った。これらの帰還民の多くは、ディリにおいてのみ活発な経済活動が行われているという理由で留まった<sup>66</sup>。(筆者訳)」

地方出身者にとって、ディリに残るということは、自活のための住居と手段を見出す必要があることを意味していた。そのような状況の中で、ディリに停滞していた帰還民の多くは、空き家や、インドネシア政府や軍が放置した敷地と焼け残った建物を占拠して生活を始めたのである。以前はディリ県公設の主要バスターミナルであったタシ・トルの広大な敷地が PKO に参加をしていたオーストラリア軍宿営地として使われた例のように、放

<sup>65</sup> 国連や国際 NGO の事業などの社会経済活動に従事する目的を持った者も多かった。

<sup>66</sup> フィッツパトリック (Fitzpatrick) の論文、英語の原文は: “Refugees were simply asked where they wanted to go -- most replied Dili -- and were simply delivered there without questions as to their place of origin or intended place of shelter. Most accordingly spent a night or two -- the maximum allowed -- in a transit centre in Dili, and were then left to find their own shelter and food. In many instances, these returnees remained in Dili because this was the only place that had significant economic activity.”

置された公共施設を国連が使用をしている物件も多くあった。同じくタシ・トル地区にあった元インドネシア国営銀行職員寮の一群や、幹線道路をまたいでその対面に位置した各種国営企業の職員寮、そしてコモロ地区にあった上級官僚および外国領事の公邸として使われていたデルタの住宅等などは、区画丸ごと空き家として残った地区であった。例を挙げると、筆者が東ティモールに赴任した2001年1月から宿舎兼NGO事務所として利用していた前述のコモロ地区デルタの物件は、当時所属していたNGOの母体であるプロテストメント教会を兼ねていたため、ある程度所有権が明確であった。しかし、協会関係者が牧師を伴って2000年1月に帰還した時点で、敷地内を違法占拠していたバウカウ出身の家族がいた。協会側は、当該家族に支援金を払い退去を促した。デルタ地区の住宅は、以前、外国領事等が使っていた物件であったということもあり、比較的近代的な作りの建物が多いために使い勝手が良く、国連職員や国際NGOが好んで、宿舎として借り上げていた。しかし、当然ながらその借り上げしている国際職員のほとんどが住宅そのものの所有権についてよく理解していなかった。

コモロ地区デルタの住宅を国連やNGOの国際職員に貸出していた者の多くは、バウカウの出身者であった。当時、主流となった貸出形態は、貸し手が1~2部屋しかないバラックの様な小屋を、貸し出す「自宅」の庭に立てて住み込み、自身が住んでいた母屋を貸し出すという手法だった。国際職員の存在によって家賃が高騰し、特にコモロ地区デルタの物件を「管理」している者の多くが、当時のティモールの相場では高額な家賃を請求しており、国際NGOに勤務する一般職員の月給が200米ドル程度であった時期に、2DK程度の一軒家をひと月2000米ドル程度で貸し出していた。2000年末当時、銀行はディリにポルトガル系のBNU銀行、およびオーストラリア系のANZ銀行の2行が営業を開始していたが、振り込みによる支払い形態がほとんど機能していなかったことが原因で、現金での取引が主流となった。そのため、文章化された契約もなく不明瞭な現金のやり取りによって、庭の片隅にいる「家主」との口頭での「賃貸契約」が2002年の独立後まで続いたということが聞き取り調査からわかった<sup>67</sup>。

2001年夏ごろからディリの様々な地区で住宅に投石が行われ、さらには近隣の住民同士の係争などが起こるようになった。コモロ地区デルタ等の居住地区においても同様の事件は散発していたが、筆者が国際NGO職員として、復旧・再建事業を担っていた公設コモロ市場周辺での事件は、特にメディアに取り上げられる機会が多かった。近隣の住民と建物の占拠をめぐる暴力事件が起きるだけでなく、建設中の市場施設の破壊行為も多く報告された。フィッツパトリックの調査もこの事象を取り上げている(Fitzpatrick 2003)。

「主張によると、バウカウ周辺出身の民族がディリの空き家に移り住み、建物の本来の所有者が、再度使用しようとするに対して暴力的に反抗したとされる。

また報告によると、報道によく見るディリ市場周辺の暴力事件についても、同一の

<sup>67</sup> デルタ地区に居住していたUNDPのI.D.氏へのインタビュー(2003年8月)

グループが起こした社会衝突その発生原因となっているということである。<sup>68</sup>」

公設コモロ市場の復旧・再建事業は、1999年の騒乱時に民兵等によって破壊された市場施設を再建し、市民の生活の安定化に寄与する目的の事業であった。公設コモロ市場は空港から政府庁舎まで続く目抜き通り(コモロ通り)沿いに設置され、2001年当時、東ティモール最大規模の公設市場であった。復旧事業は一部焼け残った施設を取り払い、地面生成をして基礎を作り直し、屋根を付けて販売業者が入所出るような施設を再建した。2000年の初めには工事が始まったが、基礎工事が終わり、トイレや水場などの施設の工事が始まった同年秋ごろから、上述の暴力事件が始まった。同暴力事件は、中心となるバウカウ出身の10代から20代の若者数人によって引き起こされていた。インドネシア政府統治下のディリで抵抗運動を支援する地下活動をしていた者や、1999年の騒乱時にバウカウからディリに避難した者などを中心に、紛争が理由でバウカウ県を離れていた若者たちが公設市場敷地内を不法占拠してバラックを建てて住み込んでいた。それらの者は、建設途中の施設を破壊する、建設設備や資材を盗んで転売するなどの事件を起こしていた。若者たちは、行政に対して公設市場における居住権を主張したが、その主張に後ろ盾がなかった。この時、地域の住民や行政が直面した主な問題は、主張が認められない場合は暴力に訴えるという不法占拠者達のスタンスであった。

公設市場における事件についてはディリ県行政が介入したが、問題はしばらく解決の兆しを見せなかつただけでなく、市場の近隣住民にまで被害がおよび始めた。ディリ県行政を通じて国連文民警察の巡回を要請したが、それらの巡回は効果がほとんどなかった。その理由は、不法占拠者達が警察の巡回時間を知っていたため、破壊・暴力を巡回時間の合間を縫って行ったためである。焼け残った以前の市場施設の解体と地面生成に、国連平和維持軍(UN-PKF)のバングラディッシュ工兵部隊の協力を得ていたため、日中は国連軍のプレゼンスがあったにも関わらず、夜になると不法占拠者達によって破壊活動が行われた。筆者が当時所属していたNGOは、事件が若者の社会・経済的ニーズに起因していることに着目し、事件にかかわっていた主な構成員を市場の工事現場における夜間警備として雇出した。これによって、市場において散発していた事件はようやく落ち着きを見せた。

暴力事件とは別に2001年の終わりまで問題が継続したのが、市場の境界線上に住宅を建てて生活をしている者の対応であった。数家族が市場の境界線に住宅を建てていたが、その多くが、「騒乱」前から市場に隣接した土地に住宅を構えており、帰還後に住宅を修復、

---

<sup>68</sup> Daniel Fitzpatrick の“Land Policy in Post-Conflict Circumstances: Some Lessons from East Timor” (The Journal of Humanitarian Assistance)を参照。英語原文は: “One ethnic group in particular, from the region around Ba(u)cau, had moved into vacant houses in Dili, and allegedly violently resisted attempts at reoccupation by their original owners. Reportedly, it was social conflict caused by this group that led to much-publicized violence in and around the Dili markets.” となっている。



そして拡張した際に、市場の土地にずれ込んだという事案が多かったが。中には、市場の復興開始を知った上で、保障をもくろみ敷地を意図的に拡張する意図を持った者もいたと行政から報告された。また、そのような者は、まだ物流が滞っていたため貴重かつ高価であったはずのコンクリートを使って、住宅の基礎(土台)を作っている者もいた。これらの事案については、市場の復興を行っていた NGO とディリ市が、インドネシア当時の公設市場の境界線を行政発行の測量地図をもって再確認し、数 100 米ドルの支援金を払って立ち退き、もしくは住居の移設をしてもらった。インドネシア統治の時代にも公設市場の管理をしていたディリ県職員の公設市場統括ジョアキム氏が交渉にあたり、最終的に住民は行政側の説明を受け入れて立ち退きに応じた。

#### 2-5 「4月の危機」に関する分析

前述のように、2001 年からディリ市のコモロ地区デルタ等で暴力事件や、住宅の破壊、投石等が頻発するようになった。それらの暴力は一見すると、当該の住宅を借り上げていた国際職員に対して行われた様に見受けられた。それらの事件が頻発するようになった当時は、他国からやってきた国際職員へのねたみ等に起因する嫌がらせであるという解釈が主流であったが、問題は別のところにあった。当時行った聞き取り調査から見えてきたことは、そのような暴力はそれらの住宅の「所有者」と近隣の住民の衝突が理由であったということである。この点に関して考慮するべくは 2000 年の終わりから 2001 年の初めに活発になった「難民」の西ティモールからの帰還である。

2001 年に入り、東ティモールの安定が進み、独立への道筋がはっきりとしてくると、帰還民の数が増加した。2000 年の前半は、西ティモールからの物理的な距離が離れていたこともあり、また、インドネシア統治の間も一部安定した地域があった東部地区の出身者が初期の帰還を始めた。その後、国連の暫定統治も始まり、首都ディリにおいて状況が改善の兆しが見えてきた 2000 年の後半には、初期に帰還した上述の地方出身者だけでなく、そのほかの者も帰還をし始めた。そのような状況において、比較的後になってから帰還を果たした者の中には、ようやく帰宅した自宅が他人に占拠されているという状況があったわけである。1999 年に避難する前に居住していた物件の所有権がはっきりとしていた者は、その後手続きや、法律上の係争を経て所有権を復権する手立てもなくないと考えていたが、前述のように複数の土地所有権が重複しうるが故に、不明瞭な土地所有権も多い同国の状況や、1999 年の「騒乱」によってすべてが焼かれてしまったなどの理由で、1999 年以前の所有権を法的に証明することができ無い者が多かった。そのため、占有を一定の期間継続して、占有権に頼るしか手立てのなかった者も多く、それらの者が依るところは、最終的に力の行使しか選択が無かったのではないかと住民やディリ行政区は捉えていたことが聞き取り調査から見えてきた<sup>69</sup>。

<sup>69</sup> たとえば、キンタルボート地区における A. N. 氏に対するインタビュー(2003 年)。A. N. 氏は東ティモール残留を決めた元インドネシア国籍の住民。同氏の土地所有権を証明するも

土地所有権の問題に関する責任は、国連の暫定統治機構の法務部内に設置された土地・不動産課から 2002 年独立以降は、東ティモール政府法務省内に設置された土地・不動産課に移行されたが、山積した移行期正義にかかる問題の中で優先順位としては高くなかった。そのような理由もあり、政府内ではこの問題への対応が優先されなかったが、「4 月の危機」を機に政府はディリ県メティナロ地区に公設の団地を設置する大統領案<sup>70</sup>を含め、いつか住宅供給の案を検討し、解決に時間がかかるもしくは解決が難しいであろう土地所有権の問題に対応することを始めた。

これらのことからわかるのは「4 月の危機」に攻撃の対象は、大きく分けて 2 つの類型があることである。一つ目の類型は、前述した政府庁舎付近のレシデレ (Lecidere) 地区の事例の様に、「4 月の危機」の引き金となった国軍および警察と反乱軍の武力衝突に関連した破壊活動や、政治・経済的な関心から特定の家屋

や公共の施設が攻撃の対象となる形のものである。二つ目の類型はディリ市 T 地区の事例からもわか

るように、特定の地域の出身が住む地区が攻撃の対象となった形のものである。同一地域出身者の特定地域への集住、つまり、「家」→「村落」→「県」単位の集住が、攻撃対象を特定する一要因となり、その結果、特定の対象や特定の地区が集中的に攻撃されるという状況を作り出したと考えられる。特記すべきは、コモロ地区ベボヌック村の事例からもわかるように、攻撃対象になったのは、東部(もしくは西部)出身者が集住しているまたは混在しているかどうか、というだけでなく、特定の地域の出身者が集住しており、かつ土地所有権の問題があるという二つの条件が重なっている場合に攻撃の対象となったことが分

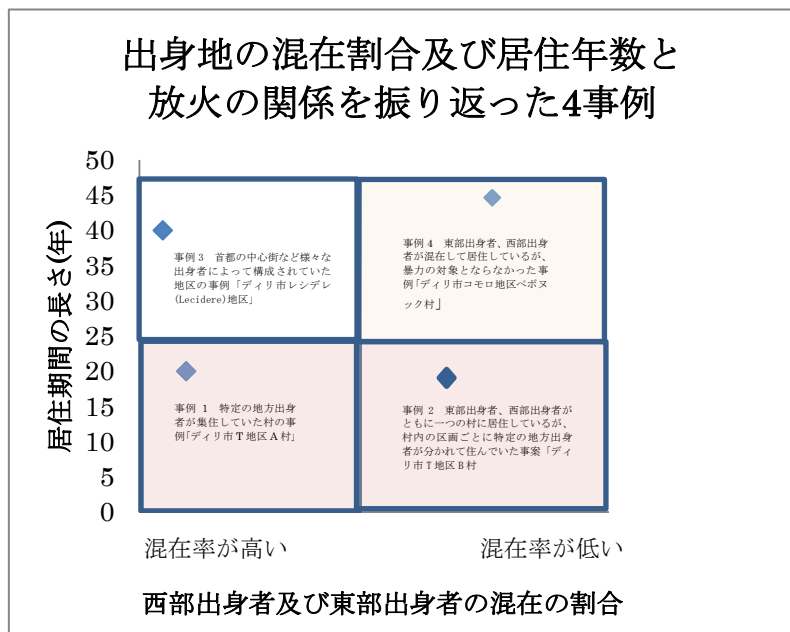


図 2: 出身地の混在割合及び居住年数と放火の関係を振り返った 4 事例 (2006 年 7 月現在)

のが、インドネシア政府が当時発行した所有権証書しかないと考えて、隠し持って保管していた。インタビューの際に、匿名扱い及び写真撮影しない前提で原本を見せていただいた。

<sup>70</sup> 2006 年 8 月の国営ラジオの放送では、ジョゼ・ラモス・ホルタ首相(当時)がメティナロに公設の集合住宅を設置することを検討している旨の報道があった。

かる(図3参照)。

## 2-6 第2章の結論

これらのことが示唆するのはつまり、「2006年4月の危機」とは、同国の西部と東部が民族的に分かれて「民族間紛争」を展開させていたのではなく、土地所有権の問題や、元併合派民兵からの様々な人権侵害などの、1999年の住民投票に関連した「騒乱」時の暴力事件等に正義がもたらされていないと住民が感じていたことであった。つまり、東ティモールが新生国家として隣国の大国であるインドネシアと関係構築を大きな目的の一つとした「国家レベル」の平和構築を進めてゆくという観点に対して、住民レベルでの平和構築が進んでいなかったと考えられる。独立を前後した時期から実施された「広義」の移行期正義プログラムが不完全であったことは、事件解決のために必要とされる司法制度のさらなる発展が必要(UNDP:2013)であるということ意味していたと考えられる。

ポルトガル統治下またはそれ以前に育まれた社会制度は、インドネシアによる1975年の強制併合によって東ティモールの特有の文化・慣習の実践をきらう当局からの影響を受けた。そのため、当局から見えないところで実施する形、いわゆる「地下化」して存続した。加えて、民主主義の基盤も弱かった。インドネシア政府は、それまで存在していた社会制度に並行して村落単位共同体(Koperasi Unit Desa/KUD)等の中央集権型の村落共同体制度を運用した。共同体制度を使って村落レベルまで及んだ中央政府による統治を行ったこと等が主な理由となって、住民主体の動き、すなわち民主主義の土台を構築することを促すことがなかったと分析できる。その土台が十分でない状態で、かつ十分な民主主義教育や研修の実施と住民理解の伸張を図ることなく、2002年の独立を機に大幅に削減されつつあった国連ミッションからの限られた行政支援と発展途上にあった行政・司法能力を頼りに、政党政治制度が導入された。そのような状況と特定の政治アジェンダが相互に関与し合っただけで起こってしまった内紛が「4月の危機」であったと考えられる。

このことは土地所有権の問題に注視してみると明確である。本論文が取り上げた「4月の危機」の際、暴力の対象になった地区の内、ケーススタディで取り上げたディリ市のタシ・トル地区、コモロ地区の共通点は、これらの地区が、インドネシア政府によって接取された土地で、1999年以降、不法占拠者によって使用されていた経緯があることである。インドネシア政府が接取する以前、もしくは、過去に何らかの形で当該の土地を正式に所有していたものと、「4月の危機」時に土地の所有権を主張する者が違う場合に、本来それらの紛争は、かかる法律をもって裁判所等、司法の判断によって解決されるべきである。しかし、独立以降、2016年現在においても発展途上にある同国の司法が受け付けることが出来ているのは、ごくわずかの土地所有権の案件のみである<sup>71</sup>。ケーススタディが示すように、1999年以降、主に東部出身がディリ近郊に停滞して元政府庁舎等、当座の管理者が見当たらなかった建物を占拠して社会経済活動した傾向があるため、それが前述した東部出

<sup>71</sup> 2016年12月法務省ビタル局長へのインタビュー

身の国軍幕僚による西部出身兵の冷遇のうわさに絡んだ国軍兵士の除隊問題と繋がり、市民を巻き込んだ広域暴力に発展したと言える。つまり、このことから引き出されるのは、「4月の危機」が、報道された様な東部と西部の各出身者による民族衝突ではなく、土地所有権の問題が核の部分にあったということである。

それでは、法の整備や行政および司法の整備が発展途上にある中で、土地の所有権の様に生活に密接した問題や、1999年の「騒乱」時に起きた広域暴力の問題などを、どのように解決することができるのであろうか。本論文は、本章に続く第三章から第五章において、「4月の危機」の再発を防ぐために、東ティモールの政府や国民がどのような手段をとっており、そこに伝統的ガバナンスがどの様に関わりをもち、そして国際機関や二国間援助機関がどのように協力をしているかということ考察し、分析する。

### 第3章 東ティモールにおけるガバナンス強化

#### 3-1 広義の移行期正義：国際社会からのガバナンス支援

2006年「4月の危機」の発生まで、成功例として取り上げられることが多かった東ティモールにおける平和構築への取り組みであるが、「危機」の発生がそれらの取り組みが滞っていることを表面化させた。取り組みの停滞は、複合的な理由があると考えられるが、その一つに「移行期正義」の実現に向けた取り組みが滞っていたところが要点の一つであったと考えられる。東ティモールにおける「移行期正義」は、二つに大類することが出来る。一つは、狭義の「移行期正義」であり、インドネシアによる強制併合とそれに続く独立闘争に関連して1975年から1999年までの間に発生した深刻な人権侵害と、暴力に対して正義がもたらされるということである。二つ目は、早稲田大学の山田の説く「東ティモールにおける広義の移行期正義」であり、すなわち「独立以後の国内の治安」と「政治社会的な安定」の実現であろう(山田満：2015)。「国内の治安」と「社会政治的な安定」を実現するために必要とされるのがガバナンスのキャパシティであり、その観点から同国のフォーマルな司法改革、および治安部門改革(SSR)、すなわち警察、国軍の改革に関連して行われた取り組みを取り上げて、本論文が着眼するインフォーマルな「伝統的ガバナンス」との対比の目的で概観する。

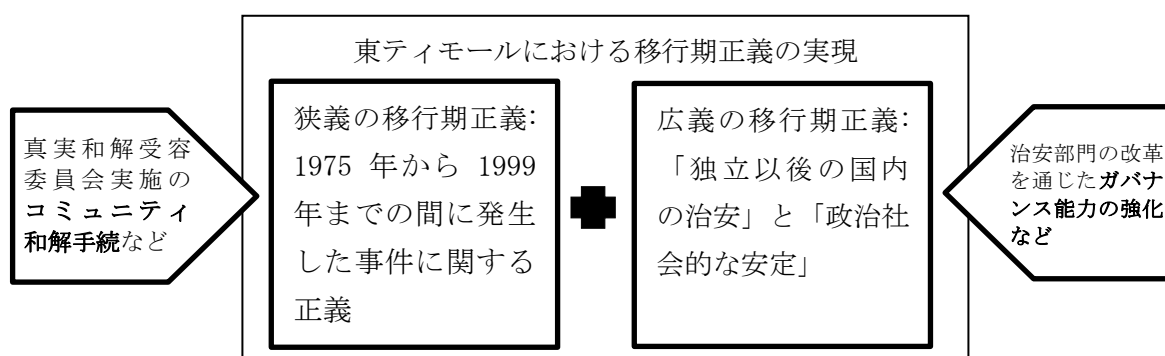


図 3: 東ティモールにおける移行期正義の実現

UNTAET 発足以降に東ティモールで行われた「フォーマル」なガバナンス強化の取り組みとして、司法、警察、国軍の各部門の改革が行われた。UNMIT の独立専門委員会 が、改革の内容とその成果(2009年当時)を調査し、2009年10月に発行した「司法制度に関する包括的ニーズ調査報告書」<sup>72</sup>で詳細を報告している。報告は、法整備に関して、国連を中心とした国際社会からの支援を得て、刑法、刑事訴訟法などをはじめ、いくつかの基本法が制定されたことを評価すると共に、その他の基本法の制定のできるだけ早

<sup>72</sup> 国連が2009年に報告した「司法制度に関する包括的ニーズ調査報告書」。英語原文の名称はUnited Nations Mission in Timor-Lester 報告の“Report of the Independent Comprehensive Needs Assessment of the Justice Sector”。

いタイミングで行うことを推奨している。また、法案作成のキャパシティを強化する必要についても強調しており、国語であるテトゥン語における法律用語の発展に期待を寄せている。これは、テトゥン語に法律関連用語が少ないことが主な理由である。同時に、ポルトガルによる積極的な司法改革支援と一部の政治的な関心から、法律の分野における使用言語がポルトガル語を中心としたものになった一方で、2002年の独立時にもう一つの国語として制定されたポルトガル語が、十分に国民の間で理解されていないということが理由であると考えられる。ポルトガル語は、インドネシアによる統治が始まった1975年以前に教育を受けた者、もしくは2002年の独立以降に言語を学ぶ機会があった東ティモール人が習得しているが、1975年から2002年の間にインドネシア語で教育を受けた人口層にとっては、新たに習得をしなくてはならない言語であった。テトゥン語に法律関連用語が少ないこと、ポルトガル語の法律用語が市民の間で「外来語」として汎用されていないこと<sup>73</sup>、また、ポルトガル語の法律用語に対するテトゥン語訳がないことなどを鑑みると、東ティモールの伝統的な社会における法発展に対するポルトガルの影響が著しく限定的であったことが窺える。

国際社会が関わり実施された治安部門改革(SSR)においては、リベラル平和構築の手法をもって、国連暫定統治機構、国連警察、国連開発計画(UNDP)が司法部門および治安部門、特にティモールの裁判所、国軍(F-FDTL)および国家警察(PNTL)が連携して2002年以降実施を進めて来た。これらの支援は一定の達成が見られるものの、前述したUNMITの包括的ニーズ調査報告書も、多くの課題が積み残されていることに触れている。また、2005年の国連平和維持軍(PKF)撤退まで国内の安定が続いたのは必ずしもこのSSRの成功を意味するものではなく、国連PKFの物理的なプレゼンスであったと山田(満)も示唆している(山田満：2015)。事実、PKFの撤退とUNOTILのマンデート終了という国連のプレゼンス縮小のタイミングで、独立以降2005年ごろまで押さえつけられて来た不満と、大統領と首相の政治レース、そして「反乱部隊の除隊」の事件が共鳴し、結果として2006年に「4月の危機」を引き起こしてしまったと考えることができる。

### 3-1-1 司法改革

国連と国際社会が実施した様々な司法改革における支援を評価する目的で、前述の「司法分野における包括的ニーズ報告書」は、国民および司法分野改革関係者からのインタビュー回答を分析し、具体的な課題を何点か示唆している。その中心的なものに、「限られた裁判所へのアクセス」が挙げられている。裁判官の数や、キャパシティが限られることに関して、司法研修所の拡充の必要を示唆すると共に、裁判所が全国で4か所のみ設置されていることを鑑み、裁判所数が限られることが、国民の司法へのアクセスを限定しているもう一つの理由となっていることを強調している。解決策として、

<sup>73</sup> その一方で、一般市民が日々の生活の中で使用するテトゥン語は、挨拶など生活にかかわる部分で、多分にポルトガル語を援用している(Obrigado, Bon dir など)。

巡回裁判所の設置案などを挙げているが、資源の限界を鑑みると当座は現実的な解決策ではないであろう。

包括的ニーズ調査報告書は、それらの司法の限界に触れつつ、伝統的規範などの慣習法の活用についても示唆している。しかし、慣習法の活用に関しては、フォーマルな司法部門が上述のように未整備であるという現状において、当座の対応をすることを目的とした「一過性的手段」としてとらえており、制度が成熟した時点で慣習法から「正規」の司法に移行するのが適切と説明している。大きな理由としては、「不処罰の文化 (the culture of impunity)」を伸長する結果を生み出すという懸念があるとされる。そのため、包括的ニーズ調査報告書において示唆される今後の発展として推奨されているのは、「正規」の司法への移行であり、西洋式の司法と東ティモールにおいて発展してきた司法のハイブリット<sup>74</sup>など、伝統的ガバナンスシステムの(実定法への統合を含む)継続的活用を視野に入れていない。筆者はこのことが、同報告書が展開する議論の限界であると考えている。詳しく後述するが、東ティモールの伝統的ガバナンスシステム機構形成の過程において中心的であった関心点は、コミュニティ内の調和の実現と維持であり、伝統的司法が介入すべき事件とは、調和を崩した事案であると言える。具体的な例を挙げると、被害者の被った害の修復とコミュニティ内の調和を乱したことに対する責任を負うことによって、当該(加害)者が、その属するコミュニティにおける「正義」を実現する手続きの一端を担える機会をあたられることであろう。

他方、ディリのような都市部において、伝統的なコミュニティが縮小し、その伝統的ガバナンス機能が著しく減少しているような場合においては、ポルトガルから学んだ司法制度の適用も必要であろう。また、国家による司法権行使という前提があるであろう。しかし、東ティモールのコミュニティが慣れ親しんだ慣習法など伝統的なガバナンス制度やその根底にあるものは、同国の文化的特性を裏付ける文化・慣習の一部であり、国家による司法制度に部分的または全部的に採用する可能性を排除する法的(または制

---

<sup>74</sup> オークランド大学法学部ジョージ・ムスラスキスによれば、コミュニティが主体的に実施する修復的正義など、伝統的ガバナンス機能を採用している例としては、「ネイティブ・アメリカン、カナダ・アボリジナル(先住民)、オーストラリアのアボリジニ、ニュージーランド(アオテアロア：マオリ語名)のマオリおよびアフリカの原住民など」が挙げられている。また、この「ハイブリット方式」が一部実現しているニュージーランドの例においては「2文化併用的」アプローチがとられており、コミュニティが実施する修復的正義を実現する「ワイタンギ審判所」の設置などを通じて、伝統的ガバナンスを正規の手続きに統合している。山川秀道の論文紹介に詳細が詳しく説明されている。山川秀道の「論文紹介：ジョージ・ムスラスキス「ニュージーランドにおける修復的司法、土着の慣習、及び司法改革」」に詳しい。ニュージーランドのある判事によると、マオリ族の慣習法を取り込んだワイタンギ審判所については課題も多く、その評価は様々であるようであった。しかし、裁判所が扱うマオリ族に関連した個別の事件について(修復的正義の観点から)意見書を付することができるなど、先進的なハイブリット方式が実現している例といえる。東ティモールにおいても、ナヘ・ビティの判断を意見書として、正規の司法手続きが考慮するなど、ハイブリットの方法はいくつも考えることができるであろう。

度的)理由がない以上は、伝統的ガバナンスの制度を「一過性的手段」と位置付けることには理由が無いと考えられる。さらに同報告書は、伝統的ガバナンスシステムと「正規」の司法制度のハイブリットをはじめ、さまざまな選択肢を考慮しておらず、東ティモール国民にとって最も適切な制度を選択するための材料を十分に提供できなかったと考えられる。

### 3-1-2 警察と検察の改革(SSR)

検察局の機能については、国家警察と並んで、東ティモールにおける司法の中心的な役割を果たしているという積極的評価をする一方で、検察官の数が全国で14人(2009年10月当時)と限られることが、司法の限界の理由の一つになっていることを同報告書は示唆している。他方、2004年5月に国連から完全に権限移譲を受けた国家警察については、事務手続き能力や、刑法など法律の知識を深める必要と合わせて、性暴力への対応など、特化された事件対応能力の強化が必要であろうと評価された。また、後述する国軍が直面していた課題とも重なるが、法による警察機構の統制とコミュニティにおける治安の維持の均衡の必要も包括的ニーズ調査報告書に強調された(United Nations:2006)。職権の適切な行使を含め、警察の能力を総合的に強化する必要性が強く認識された。2001年にUNTAETによって設置された警察学校における研修や、国連の文民警察による研修が国際連合東ティモール支援団(UNMISSET)及び国際連合東ティモール事務所(UNOTIL)のマンデート下で実施されてきたが、警察学校の教官や、国連の文民警察のキャパシティも限られ、十分な研修が行われなかったという指摘がある(山田満:2015)。

### 3-1-3 軍の治安部門改革(SSR)

軍の治安部門改革(SSR)が目指すものは、軍の法による統制と安全保障の確立の均衡であろうが、東ティモール国軍にとって課題となったのは法による統制であろう。2006年「4月の危機」について調査をした国連人権高等弁務官事務所の特別独立調査委員会も、一部の閣僚による超法規的な軍の統制や、軍備の民間への横流しが内紛の発生の主要な理由の一つであったことを挙げている(United Nations:2006)。また、本論文第2章で取り上げている約600人の「離脱兵」に対する手続きを踏まない除隊命令が発出されたことなども、法による軍の統制が未完であることが理由の根底にあるとされた(United Nations:2006)。

国軍については、設置の段階から課題が多かったと言える。ファリンティル(FALINTIL)戦闘員の扱いについては、東ティモールに関する安全保障理事会の決議にもはっきりとした方針が示されず、東ティモール国際軍(INTERFET)によるファリンティル武装解除に関する方針に対しても、シャナナ・グスマン元大統領を始め、政治のリーダーや、国民から明らかな反発があった(La'o Hamutuk :2005)。その様な状況において、



国連東ティモール暫定統治機構(UNTAET)は、国境を接するインドネシアとの関係や、西ティモール側に移動した元併合派民兵の越境活動などを鑑み、2001年2月に東ティモール国軍の設置を判断しなくてはならなかった。その際、ファリンティルの元戦闘員であった者のうち、約600人が国軍に採用された。これは、ファリンティル武装解除に対する国内の反発への配慮や、武装解除・動員解除・社会復帰(disarmament, demobilization, and reintegration)もしくはDDRの観点から、元戦闘員の社会復帰の促進を期待して政治的に判断された(La'o Hamutuk :2005)。

しかし、2001年の国軍設立当時、メディアは「新兵採用において透明性が著しく欠けていた」と報道し、その採用手続きは国民の批判の対象になった。その上、本論文第2章でも述べたが、元戦闘員の処遇はその後も課題となり、国軍によって採用されなかった元戦闘員が、「CPD-RDLT」、「コリマオ 2000」や「サグラダ・ファミリア」などの反社会的組織を形成して犯罪行為を反復する結果を生んでしまった。社会復帰を果たせず不満を持ったものは元戦闘員だけでなく、兵站を支えた地下活動者たちも同様であった。それらの不満分子の社会復帰問題を解決しなければ、社会化が不安定化すると判断し、東ティモール政府は2003年1月に「社会安定化プログラム(Stability Program)」を発表した。同プログラムは、8つの優先事項があったが、その優先事項4項に社会復帰の促す目的の「雇用機会の創設」が取り込まれた。その政策に基づいて国連開発計画(UNDP)は、2003年の4月に「東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム(RESPLECT)」を実施するという判断に至る(本論文第5章参照)。

### 3-2 狭義の移行期正義

前節で述べたが、東ティモールにおける「狭義の移行期正義」とは、1975年から1999年までの間に発生した深刻な人権侵害と、暴力に対して正義がもたらされるということであった。しかし、強く求められた国際的な刑事裁判所の設置は、かかる国連の予算へ国際社会からの十分な支持を得られずに実現しなかった。国際的な市民社会からの要請や、国際社会から推奨を受けたインドネシア政府や東ティモール政府は、外交や国民の声に配慮しつつ、臨時人権法廷や真実友好委員会の設置を決めた。他方、市民社会を中心に正義の追及を支持する一部の政治的リーダー達とそれを後押しする国際社会は、国際的な刑事裁判所の代替として真実和解受容委員会の設置を、その実現まで推し進めた。

#### 3-2-1 インドネシアによる臨時人権法廷の設置

東ティモール臨時人権法廷(Ad-Hoc Human Rights Tribunal)は国際社会からの強い要請によって、インドネシアが法26/2000をもって設置した臨時法廷であり、1999年

の暴力<sup>75</sup>に関与した者に対して正義をもたらすことを目的としていた。2002年から2003年の間に18人の被疑者に対して、12の裁判を行った(ITCJ:2003)。東ティモールの統治の中心的役割を受け持った当時のディリ市長を含む地方行政官、インドネシア国軍および警察の関係者など、事件の関係者を検挙、立件することを任務としていた。しかし、2005年の国連専門委員会の報告及び同報告を安全保障理事会議長宛て通知した事務総長書簡(United Nations Security Council:2005)やヒューマンライツウオッチの報告によると、同法廷のキャパシティは「明らかに不十分(manifestly inadequate)」であった(Human Rights Watch:2002)。事実、警察や国軍関係者の立件を達成するまで及んでおらず、立件の対象となったのは、インドネシア政府ディリ県庁の下級職員として従事した東ティモール人がそのほとんどであった。その例外が、当時東ティモールを統括していた国軍司令であり、立件された18人のうち唯一懲役3年の有罪判決を受けた(當舎:2012)。同司令の罪状は、「騒乱に関し十分に調査し、未然に防ぐ努力を怠った」という表面的な内容であった。それらのことから見えてくることは、同人権法廷が、原則としてインドネシア国軍関係者もしくは行政官などの自国民に対して当該事件の責任を問わなかったということである(Human Rights Watch:2002)。国連の調査報告によれば、検察官に対する違法な手段を使った捜査妨害や同国軍司令およびその関係者によって行われた法廷の場における明らかな脅迫などが、検察官によるより適切な訴追を阻害したとされている(United Nations Security Council:2005)。さらに特徴的なことは、裁判の手続きが終わる段階の2003年6月において、訴追していた検察官が、証拠不十分という理由で被疑者であるアダム ラチマツ ダミリ(Adam Rachmat Damiri)少将の免罪を要求したという事実である(ICTJ:2003)。このことは、国軍と検察の間で何らかのやり取りがあったことを強く示唆していると考えられる。

### 3-2-2 真実友好委員会とその限界

真実友好委員会(Commission for Truth and Friendship)は、「騒乱」に関し正義をもたらす目的で、国際的な水準を持った司法制度の導入を求めた関係者による継続的な働きかけによって、東ティモールとインドネシアの二国間の協力により設置される機関として2004年の12月に設置された。真実友好委員会の任務は、1999年の住民投票直後の「騒乱」に関する、インドネシア政府およびインドネシア国軍の関与についての調査に限られ、1975年から1998年に行われた人権侵害については、その任務の対象外とされた。2008年7月に提出された同委員会の最終報告書は、外交的な配慮を反映した内容となった。同報告書は、「騒乱」の主な責任は、東ティモール人によって構成された民兵組織にあると結論付け、インドネシア国軍および同国家警察はその副次的(collateral)な関与に対する責任があるとした(CTF:2008)。この結果から、同委員会は、東ティモールーインドネシア間の外交関係の構築に最大の関心を持っていた東ティモ

<sup>75</sup> 当該の法廷は1999年の住民投票とそれに続く暴力についてのみ管轄権をもっていた

ール政府の立ち位置を反映しており、正義の実現には大きく寄与することが出来なかったと考えられる。

### 3-2-3 真実和解受容委員会

真実和解受容委員会（英名は the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor。正式なポルトガル語名称は Comissão de Acolhimento, Verdade e Reconciliação de Timor Leste。省略名称は CAVR)について概説する。

前述したように、東ティモールは独立を巡る 1999 年 8 月の住民投票を経て、インドネシアによる 25 年の強制的な併合から解放され、独立の地位を回復した。しかし、住民投票の直後に、独立を拒むグループによる広域に及ぶ暴力と破壊活動がはじまったため、それまで行政活動を行っていたインドネシアの公務員および入植者達は東ティモールから撤退した。その後が続いた反独立派による暴力によりインフラは破壊され、行政、司法が機能不全となり、暴力が蔓延した。インドネシアによる強制的な併合の間、25 年間で約 2 万人が人権侵害によって命を失ったとされているが、さらに住民投票直後、約 2 カ月の間で約 1500 人が殺害された(第一章参照)。1999 年 10 月に国連安全保障理事会決議によって設置された国連東ティモール暫定統治機構(UNTAET)は 2002 年 5 月の同国独立まで暫定統治を行った。2001 年になると、UNTAET は UNTAET 基本法 2001/10 号によって、真実和解受容委員会(CAVR)が設置された。

CAVR はインドネシアによる統治が始まった 1975 年から 1999 年 10 月までの間に発生した事件と暴力に関する事実の調査を行う任務をもった独立機関として設置された。1999 年の「騒乱」の際に行われた暴力や深刻な人権侵害の内、重犯罪については、国連が設置した重犯罪部(Serious Crimes Unit)が管轄権を持っていた。それに対して、CAVR は深刻ではあるが「重犯罪」に当たらないとされた事件に関する調査を行い、当事者間の対話の機会を設けてコミュニティ和解を進めた。暴力にはインドネシア政府職員や国軍の関与が疑われたが、CAVR の対象はそのほとんどが東ティモール人に限られていた。聞き取りの対象は、「証人」と呼ばれ公開の聞き取りに召喚された。証人は被害を申し立てた者から、民兵とその家族、そしてその他の自治賛成派(反独立派)であった。CAVR は、7 人のティモール人委員によって構成され、国外から招聘されたスペシャリストとオブザーバーによってサポートされた。国外からの支援は、資金援助から委員会の構成や活動等に関する技術的な指導まで広範囲に渡った。本部は首都ディリにおかれたが、活動は東ティモール全域を対象とした。CAVR の最終報告は 2005 年 10 月に大統領に対して提出された(CAVR:2005)。

CAVR は、コミュニティ和解手続きの実施目的で、本論文が第五章で詳しく説明する、ナヘ・ビティ(Nahe Biti)の改訂簡易型を採用した。市民に馴染みのある伝統的手法であったため、手続きの実施がスムーズで、和解手続きの結果も受け入れられることが、導入当初期待されていた。審尋を経て行った事実認定や判断については、手続きに

おける最終意思決定者である所轄の長老委員会が行い、CAVR実施の手続きについては、同手続きの目的で当該地区配置された専任のCAVR統括官(Commissioner)が行った。CAVR統括官の管轄権は重犯罪と規定されない、いわゆる「軽易」な犯罪に限られていたにも関わらず、騒乱においては「暴行」や「家屋放火」など伝統的規範が規定する「暴力」の定義を超える、または想定されていなかったようなさまざまな形態の暴力が行使されたため、その裁量が通常の手続きより大きくなったわけである。そのため、各県によって事実認定や判断にある程度ばらつきがあることが、アジア財団の調査によって指摘された(Asia Foundation:2008)。当事者として和解手続きに参加した被害者の多くが(村落間の)判断の揺らぎを不満に感じ、不完全な正義についての不服を当該調査の回答においても述べている(Asia Foundation:2008)。通常の伝統的手続きから大幅に離れてしまったことが主な理由で、ナヘ・ビティの判断にも揺らぎが発生したと考えられる。事件の内容と判断を比較調査したアジア財団の調査は、同様の事件に対する裁定であっても、手続きが行われた地域によってその判断や罰則に一定の差が出たと示唆している。アジア財団の調査結果によれば、CAVRディリ本部による監督と判断の標準化の目的で実施された研修等は、一定程度の効果があった一方で、いくつかの事案で強調された課題である「意思決定者による村落間の判断の相違」は、特に特定の被害者の間で未解決の問題であると結論づけた。

#### 3-2-4 CAVR と UNTAET 重犯罪課の制限的任務

真実和解受容委員会(CAVR)の設置に際し UNTAET の担当官が持っていた当初の構想に反し、同委員会の活動において、インドネシア政府からの協力を得ることができなかったため、事件や暴力に関与したとされるインドネシア国軍(TNI)やインドネシア警察の関係者を手続きの当事者とするのが実現出来なかった。その権限が限定的であったこともあり、前述のとおり 1999 年の事件の中で特に重犯罪に関する取り調べの責務は CAVR に与えられることはなく、UNTAET の重犯罪課が受け持つことになった。しかし、UNTAET 重犯罪課の活動範囲は、東ティモール国内に限られ、インドネシア国内で取り調べを行うことはできなかった。重犯罪課が取り調べを行った事件は、その後東ティモール国内の裁判所において判決を受けるため立件、起訴された。約 400 件に上る重犯罪の内、約 300 件の事件関係者がインドネシア等の国外に滞在していたため、重犯罪課の調査対象となることは無かったとされている(United Nations News Center:2004)。すなわち、市民や国際社会が期待したようなインドネシア国軍や警察などの責任を追及することは、CAVR、UNTAET 重犯罪課ともに実現できなかった。

#### 3-2-5 望まれていた CAVR の準国際司法的役割

真実和解受容委員会(CAVR)は、UNTAET の深い関与をもって設置された。CAVR の骨組みを見れば、制度を想起した UNTAET 関係者達が、CAVR 構想を想起する以前に国連が

設置した特別法廷を念頭に制度設計したことがわかる。その一方で、同じアジアで設置されたカンボジア特別法廷では国軍関係者を立件することができたが、CAVR がインドネシア国軍の関係者を立件する機能を持たせることにはいくつものハードルがあった。インドネシア国軍関係者の責任を追及できない数ある理由の内、一番主流と考えられるのは、東ティモールにとって、経済的にも軍事的にも強力なインドネシアに対する外交的な配慮であった。産業が未発達であり、ティモール海の天然ガスの埋蔵量も限定的であるため、経済的に発展途上にある東ティモールは、隣国インドネシアに大幅に頼らざるを得ないことがわかっていて、その上、インドネシア領西ティモールと陸続きの国境があるため、国防上の観点からも、インドネシアとの関係構築は最優先事項であった。そのため、独立当時の東ティモールにとって、インドネシア国軍の関係者を立件することは、見送るという判断をせざるを得なかった。このことは、当時の政治的リーダー達の言動から見て取ることができた。加えて、国際社会からの圧力にも関わらず、インドネシア政府は、同国軍のダミリ少将(ランクは当時)を始め、国軍や警察関係者の事件に関する責任追及をすることに強い抵抗感を持っていたため、その外交力を使って効果的に東ティモールに働きかけた。

他方、国際司法制度の導入について国際社会がとった立ち位置も、また消極的であった。これは、主にそのような機関の設置にかなりの資源が必要ということが理由であったとされる。真実和解受容委員会の制度の原案を想起する際、同委員会が国境をまたいで人道に対する罪を裁く先例的な機関となりうるということ、CAVR 設置を支援していた各国は、法的な側面を十分に考慮して検討を進めた。しかし結果としては、独自の外交的関心をもつ東ティモールは、インドネシアの持っていた社会・経済的関心と、自国民が期待する正義を早期に実現することへの関心の間で立たされた。結果として当該制度を国内で設置し、ローカルの文脈で CAVR を運用するという判断に至ることになった。そのような運用は既に機能していた UNTAET の重犯罪課が所轄する重犯罪以外の事案を受け持つという構想であったため、機関の枠組み自体が比較的シンプルであり、さらに設置から運用までにかかる時間も比較的短期間であったという利点もあった。その様な背景もあり、CAVR は、村落調停を行うにあたって、伝統的司法を採用することを検討した。

### 3-2-6 伝統的司法(村落調停)制度の採用

真実和解受容委員会が申し受ける事件は、委員会の名前が示す通り、真実の受容をもってコミュニティの和解を目的としていたため、事件当事者間の関係修復を主眼に、刑法上の罰は不適用とした村落調停の形式をとった。委員会はこれまで大規模な「暴力」を経験したいくつかの国を訪問し、暴力の結果と、その後の和解のために設けられた制度などを調査研究し、東ティモールに適していると思われる手法を構築するために準備を進めた。結果として、真実和解受容委員会は、かかる事件の効率的かつ効果的な調停

の目的をもって本論文で説明するナヘ・ビティ(Nahe Biti)を簡略化し、国民和解促進の手法として採用した。手続きとしては、前述の通り、CAVR が重犯罪の中でもその犯罪性が低いと思われる事件と判断し、司法長官によって裁判所外調停が相当と認められた事件について、当該地区を担当する調停委員(commissioner)を通じて、事件当事者が居住する村の村長などの酋長にナヘ・ビティによる手続きによる調停の目的で照会した。調停制度の運用は、村長や、リウ・ライ(Liu Rai)<sup>76</sup>、またはリア・ナイン(Lia Nain)の権限の元、主に村の長老委員会(Commisaun de Katuas)によって実施された。ナヘ・ビティは、ポルトガルによる植民地支配やインドネシアによる統治を経て(東ティモール独自の文化事業と見なされ、関連活動が当局によって制限されたため、地下化していたが)、2005年以降の復興期を迎えた。本論文第五章および添付資料に詳しく説明するが、ナヘ・ビティは全13県で実施の形態が原則非常に似通っている。真実和解受容委員会が実施したヒアリングとかかる調停は記録がまとめられ、大統領に2005年に報告された。

### 3-2-7 伝統的司法を導入することによる利点

国連の暫定統治の下、東ティモールのコミュニティによる社会インフラの再構築を支え、民主化を促す目的で UNTAET 基本法が導入された。同基本法は、その内容から、ヨーロッパなどで受け入れられている民主主義の考え方を反映しているが、基本法がとり入れた原理・原則または基準になじみの無い東ティモール国民に受け入れられるかという課題があった。例として、森林伐採に関する規定を振り返ってみるとこの点が浮き彫りになる。制限の対象となっている森林の伐採にかかる規定があるが、違反者に課せられる料金は、数千ドルにも上るものであった。国連開発計画(UNDP)によると世界の「最貧国」の一つである東ティモールの国民に、そのような料金を支払うキャパシティが無いのは、同法を想起した担当も承知であったことは推測される。では、抑止力として高い料金を示すことが有効か、という点であるが、これについては当時の東ティモールの国民の意識が想起者の想定通りであったとは言いがたい。むしろ、当時の国民にとって、生活の立て直しが最優先事項であったことは明確だと言える。建造物のほとんどが、1999年の騒乱で焼かれた状態であったので、自宅の再建の目的で材木等の建材の入手が重要であっただけでなく、財産を失った者がほとんどであったため、できるだけ経済的な負担がかからない形で再建を進める必要があった。

前述のような状況において、基本法が制定した不法伐採に対する料金が、当時の国民

---

<sup>76</sup> リウ・ライは行政機構の一部ではないため、調停制度の運用にかかわることができたリウ・ライは、正式に村長として選出されている者であった。伝統的な首長であるリウ・ライは、村長選挙においてもその影響力をもち、村長として正式に選出されることが多かった。村人にとってリウ・ライの権威は絶対であり、村長制度はあくまでそれを行政機構に取り込むための手続きととらえられることが、特に地方においてよく見られたようであった。

の意思決定の過程に対してどのようなインパクトを持っていたかは自明のことであろう。新生東ティモール政府は、UNTAET が構築した基本法のいくつかを受け継いだ。森林資源の管理については、本章において触れたタラ・バンドゥ (Tara Bandu) の採用を、農林水産省が中心となり積極的な検討を行った。そうすることによって、中央政府の関与は最小限の状態、村落のリーダーシップのもと、有効に森林管理ができると判断したと考えられる。また、法の実施についても省の負担は最小限におさえ、比較的高い遵守率を保つことができると農林水産省は確信していたと言える<sup>77</sup>。

このことは、村落調停についても言えることであった。前述の真実和解受容委員会 (CAVR) は、国民の正義がもたらされることへのニーズと、迅速な復興への対応の傷害となる国民感情の問題をできるだけ迅速に解決する目的をもって、ナヘ・ビティ (Nahe Biti) 伝統的司法制度の簡略版を和解プロセスの手法として導入することを決定した。それは、ナヘ・ビティが村落単位で実施される住民になじみ深い制度であるが、比較的全県においてその手法や運用の形態が似ていたため、国家として制度を採用することに一定程度の正当性を持たすことが出来ることも同調停手法を導入するという判断を支えた。また、制度の実施が村長を中心に既存のコミュニティによるため、中央の実施監督機構 (すなわち CAVR の本部機能であるが) を除く、大掛かりな新機構を設置する必要がなかったため、比較的早い短期間で実施をすることができたことも理由となっていた。また、1999 年の「騒乱」時の事件を村人たちの多くが目撃していたことや、同じ集落に住んでいる者が事件に関与していたため、関係者の背景事項が良く分かっていたことなどもナヘ・ビティ調停の判断が村民に支持されるであろうと CAVR が確信する理由となっていた。同じ理由で、審判を行う長老委員会も、村人達の中に十分な数の証人を確保することができ、また、現場において残された証拠を見ることができた<sup>78</sup>。判断に基づき、長老委員会は、コミュニティ・サービス等 (村落における共有林や共有地の清掃、教会・公民館など、教会や村が所有する建造物の補修など) の懲罰を事件における加害者に対して課し、または害の修復の目的で慰謝料としての金品の差出を求めることができた。通常、そのような過料もしくは慰謝料は、物品 (牛、ヤギ等の家畜、または金銀製品や装飾など) によって支払うこともできたということや、村人達にとっては多大な負担ではあるものの、支払うことができる程度の金額や内容になっていたため、執行が現実的であった。同国の村落地域における生活レベルに照らし合わせて、懲罰や科料の執行が現実的であったことも、ナヘ・ビティによる村落調停の実効性を下支えしていたと言える。

同時に、刑務所の運営に係る経費や刑務所施設改修の問題も、当時の東ティモール

<sup>77</sup> 農林水産省林野局長に対するインタビュー (2013 年 7 月)

<sup>78</sup> この点については RESPECT 事業において小規模事業を実施したムロ村においても同じことがいえる (詳細は第六章参照)。つまり、村長が 1999 年の「騒乱」において暴力に加担した者に関する情報を持っていたことが実効的なナヘ・ビティ (Nahe Biti) の実施につながったと、同村が実施した RESPECT 事業の元担当職員である N.G. 氏はコメントしている。

政府にとって大きな財政上の負担であっただけでなく、各種の社会問題の原因となっていた。独立後の東ティモールにおいて、不十分な監視・管理体制が理由となつて頻発していた脱獄などや、刑務所内でおこっていた暴力は国民から問題視されていた。そもそも、修復的正義の性質を持ったナヘ・ビティは、その概念が村人の間で浸透していた。さらに、裁判所を通じた正規の司法制度に比べて、その現実性に裏付けられた罰の執行能力と、コストパフォーマンスの高さから、ナヘ・ビティ伝統司法の効力は中央政府にも認知されていたところであった。広域暴力によって首都を含む主な都市が破壊された状態にあり、特に人材・資金の観点から資源が限られていた当時の東ティモール政府にとってこのことは重要な要素であった。

さらに、東ティモール全土において言えることではあつたが、特に地方における警察機構については、その規模が限られていたために、与えられた機能を果たすに必要な資源が限られていた。そこで、検討されたのがタラ・バンドゥ (Tara Bandu) の活用であったと思われる。2006 年まで主流とされた自然資源の管理を主眼に捉えた「人と自然」の関係を司る規範の構成に留まらず、暴力や放火、その他の犯罪(窃盗など)など村落内の「人と人」の関係を司る規範一般について定め、それらの規範に村落単位で効果的に強制力を持たせることができた。多くのタラ・バンドゥには、一定の強制力とモニタリング(監督をもって、執行を実現する)のキャパシティ(カブレハン<sup>79</sup>と呼ばれるグループが規則の遵守を監督している<sup>80</sup>)もある。そのため、これまで自然資源の管理(人間と自然の関係管理)が中心となっていたタラ・バンドゥであったが、特に 2006 年以降に制定されたタラ・バンドゥ (Tara Bandu) については特に、村落内の秩序(人間と人間の関係)を守ることに関連した規定が組み込まれるようになった。このことは、2006 年に発生した「4月の危機」を鑑み、村落単位でその再発リスクを最小限抑えるための自然な発展であったと考えられる。

2006 年 10 月に発行された国連の特別独立調査委員会の報告は、真実和解受容委員会(CAVR)がナヘ・ビティ (Nehe Biti) をコミュニティ和解のための手法として採用したことに積極的な関心を示す一方で、2006 年「4月の危機」の際の暴力に関連した者にナヘ・ビティを適用することはできない、との考えを示した。これは、不処罰の文化(culture of impunity)を伸張させてしまう危険を孕んでいるということからであった。

筆者はこの結論に対して別の観点を持っている。平和構築の観点から「4月の危機」を捉えて、そこに伝統的ガバナンスを適用する上で考慮すべきは、犯罪の行為者や、その行為の性質であり、対象や犯罪行為の内容によって適用する規範を検討することが出来ると考えている。具体的には、軍や警察など国家機関の関係者は(国家もしくは地方)

---

<sup>79</sup> カブレハンについては、タラ・バンドゥを実施するすべての村落で設置されているか否か、ということは確認できていない。しかし、多くの地域でカブレハンが設置されていると筆者は聞き取っている。

<sup>80</sup> カブレハンについては写真 14 も参照



公務員としての行為とかかる犯罪行為の関連があるため、実定法の文脈で判断することが出来るであろうし、村落における小規模の衝突については和解の文脈でとらえてCAVR同様ナヘ・ビティを採用することが出来ると考えられる。これは、法の発展がかかる環境やその構成員によって大きく影響を受けることを考えると、公務員の属性は国(または県)レベルの職務環境であり、その属性、すなわち実定法の文脈でその行為の適法、違法性が判断される必要があるということである。他方、村落における小規模の衝突は、当該人の通常の活動が村落環境に限られる場合特に、その者の行為はその村落環境に影響されているため、村落和解の文脈でとらえることが適切ということである。すなわち、東ティモールの文脈において適用される規範に実効性を持たせるには、事件の当該人が属するコミュニティや、その者がおかれた環境によって行動様式が変わることを考慮しなくてはならないということである。

そのような観点から、1999年10月までの行為は伝統的ガバナンスで良いが、それ以降は実定法で対応というような、時間軸による区分は説明がつかない。「4月の危機」のような内紛についても、対象や行為(重犯罪については実定法によって裁かれるという前提があるとすると)の内容によっては、伝統的ガバナンス機構で正義をもたらし、一刻も早いコミュニティの回復を目指すのが、東ティモールにおける平和構築へ真に寄与するということの意味すると考える。

### 3-2-8 コミュニティ和解と「4月の危機」との関連性

真実和解受容委員会(CAVR)は前述の通り、全国においてナヘ・ビティ(Nahe Biti)を適用してコミュニティ和解を進め、聞き取りを行い、和解を進め、その結果を2005年12月に大統領に対して報告書を提出した。では、その約4ヶ月後の2006年4月に「危機」が起きてしまったということは、CAVR実施の村落調停が機能しなかったことを示しているという見方もできる。では、実際機能しなかったのだろうか。さらに、このことは本論文の命題である「伝統的司法が平和構築において果たす役割」がほとんどないということを裏付けるのであろうか。

アジア財団がCAVR実施の村落調停の効果をアセスメントした際の報告書があり、そこにはCAVR実施のナヘ・ビティ(前述のとおり、厳密には伝統的なナヘ・ビティではなく、その簡略版であるが)の効果について、多くの課題や疑問点が報告されている(Asia Foundation:2013)。課題の一つに挙げられるのが、裁定を受けた者の中に不満を持っている者がいることがある。全国民を対象にしていたにも関わらず、各県に2人というごく限られた数のCAVR委員の監督のもと、短期間で同国全13県において実施された大規模な手続き(正規のナヘ・ビティと比べると簡略化されているとはいえ)であったため、限界があることは自明であった。前述のように、アジア財団が実施した同手続きに関する調査における所見をみると、参加者の一部が当該和解手続きの成果に不満を抱えていることが記録されている。特に、真実を語らない者に対して対処のすべがなかつ

た、甚大な被害に対して相応の害の修復措置(慰謝)がなかった、もしくは著しく慰謝が不十分だったなどの回答があった。虚偽の陳述が横行していたという報告が事実であれば、和解手続きそのもの存在意義をも揺るがしうる問題である(Asia Foundation:2013)。また、聞き取りを行う主体(村長や、リア・ナインなど)が持つ政治的な関心が、和解プロセスに影響を及ぼしたというコメントも報告されている(Asia Foundation:2013)。これらの報告から、CAVR 実施のナヘ・ビティ(簡略形式)が、手続きとして不完全さを多く残していたことがわかるが、果たしてナヘ・ビティを通じて和解が実現していなかったのであろうか。そして、そのことが「4月の危機」を引き起こしてしまったのであろうか。

CAVR 実施の和解手続きが、実効性を持っていたか否か、という議論については本論文第二章で取り上げた二点、そして本節で取り上げるもう一つ別の点を考慮する必要があると言える。一つ目は「4月の危機」の被害にあった地区の分布、二点目は、現場に残された証拠から導くことができる「騒乱」を引き起こした真因、三点目はCAVR 実施のナヘ・ビティ手続きに対する信頼とその裁定に対するコンプライアンスである。

前章で述べた通り、「4月の危機」の際に被害にあった地区の分布である。「危機」の際に暴力の対象になった地区と、2006年以前まで一般的に治安が悪いと言われる地区や、元併合派が居住していると言われる地区が重なっていないことを考えると、独立に関連した暴力や1999年の「騒乱」との関連が希薄であることが分かる。CAVRの手続きを通じて和解を目指した事件は、元併合派と独立派のぶつかり合いに関連していたので、暴力の発生地区も、各派の居住区に深く関連していた。ところが、「4月の危機」において暴力の対象となってしまった地区は、各派の居住区とは関係なく、第2章で分析したように土地の所有権の問題があった地域との関わりが大きかった。

二つ目の観点は、「4月の危機」の際に暴力の対象となった物件や遺留品等が示す事柄である。第二章で詳しく述べたが、筆者は「危機」の際に破壊の対象となった地域を調査した際、攻撃の対象となった家屋等に残された落書き等を分析した。そこから見えてくるのは、不完全な「広義の平和構築」の課題である「4月の危機」と土地の問題と、復員兵士の不満や、元併合派の扱いなど政治的なぶつかり合い<sup>81</sup>との関連であり、そこにあくまで副次的に「狭義の平和構築」の問題、すなわち独立に関連した暴力や、1999年の「騒乱」に関連付けられる未解決の問題がある。

三つ目の観点は、CAVR 実施が実施した簡略形式のナヘ・ビティ(Nahe Biti)手続きにの判断に対するコンプライアンスである。CAVR 実施のナヘ・ビティの判断に不満を持つ者がいるという報告はあるが、その結果をもって報復をしたという報告はほとんど見当たらないということだ。かつ、「4月の危機」の際に衝突した地域住民に関する報告をみると、(暴力を行う側も、被害を受けた側も)お互いが顔見知りもしくは、暴力が発生するまでは共生していた隣人であることを明確に認識していた。もちろんナヘ・ビ

<sup>81</sup> それらの一部は、狭義の移行期正義に関連した事情である。

ティの結果に不満を持っている者が一部いたことは事実であり、「4月の危機」の際に行動を起こした者がいたという可能性はある。しかし、それはナヘ・ビティの判断に従わないということではなく、「危機」の際の暴力行動を起こすにいたったいくつかの要因(土地問題など)がある中の一要因として、あくまで副次的に、コミュニティ和解の手続きへの不満があったと考えられる。このことは、国内避難民(IDP)キャンプ内で避難民に対して行った著者の聞き取り調査から<sup>82</sup>分かった。この点からも、CAVR実施のコミュニティ和解と手続きと「4月の危機」の直接的な関連性を示す要素は限られる。

上記3つの点を振り返ると、CAVRが実施したコミュニティ和解の手続きと「4月の危機」発生の関連性は非常に限定的であると考えられる。

### 3-2-9 第3章の結論

本章では、インフォーマルな手続きである「伝統的ガバナンス手法」との比較の目的で、東ティモールにおけるフォーマルなガバナンス強化の取り組みについて振りかえり、広義と狭義の2つの形態の移行期正義に関する取り組みについて概観した。「広義の移行期正義」の文脈では、治安部門改革(SSR)に関する取り組みについて振り返り、狭義の移行期正義の文脈では、インドネシアによる臨時人権法廷、真実友好委員会、真実和解受容委員会(CAVR)の任務とその成果を振り返った。

治安部門改革、すなわち司法、警察、国軍の各部門の改革については、一定程度の達成を果たしつつも、共通の課題を抱えていたと考えられる。すなわち、東ティモール人(またはコミュニティ)によるかかわりが限定的であったということである。ポルトガル手動の司法部門改革、国連文民警察主導の警察機構の改革、英国キングスカレッジなどの推奨に基づいた国連の判断による国軍の設置とFALINTIL武装解除など、東ティモール人の主体的かかわりが限られるということが言える。国連または、国際社会の取り組みは、必要とされた目標に向かっていったことは、それらの取り組みが一定の成果をもたらしていることからわかるが、そのような取り組みに関する経験が非常に限られた東ティモール人の十分な理解と、合意を得る必要があった。東ティモールの国政リーダーや、広域にわたるコミュニティとの協議が限定的であったことが東ティモール人の主体的なかかわりを伸長できなかった理由であろう。

臨時人権法廷、真実友好委員会、真実和解受容委員会による正義の実現についていえる共通の課題は、隣国インドネシアに対する外交的配慮が正義の実現を阻んだということである。東ティモールの国政のリーダー達による政治的配慮が主に国外に向いており、国民の意見が十分に反映されなかったということについては、国連の報告書に詳しい。すなわち、治安部門改革についても、また、「狭義の移行期正義」の実現であっても、フォーマルな平和構築の取り組みに、十分な国民の理解と合意を得ることが出来なかったことが理由となり、国民の有機的な参加が実現しなかったことが、フォーマルな

<sup>82</sup> タシ・トル村に居住するO.B.氏へのインタビュー(2013年8月)

取り組みの成果を限定的にしてしまった問題の根底にあるといえる。

## 第4章 東ティモール社会と伝統的ガバナンス<sup>83</sup>

### 4-1 概要と背景

本章では、東ティモール共和国における伝統的司法と伝統的規範の実施例<sup>84</sup>を捉えつつ、まず初めに同国における伝統的司法と伝統的規範とはどのように捉えることができるかを、日本や欧州における施行・実施例等にふれつつ考察する。

前述の通り、本論文が採用する「伝統的規範」の定義は、加藤の「ひとつの社会において社会生活を営む上で慣行的に行われる行為の反復が『慣習』として認識されるようになり、その認識が継続する時間の経過の中で、その慣習が『規則』としての性質を帯び、その結果として規範を形成したもの」である(加藤：1992)。東ティモールの文脈で「慣習」ととらえれば、「リア・ナイン(Lia Nain)の手前、〇〇〇ということはできない」など、コミュニティにおける人間関係などが影響する形で行為の反復がある程度の一貫性を持つようになり、内生的に特定の行動を制御するものであろう。その段階では、行為の反復を定義する客観性や具体性が限定的である。風習や習わしなどがいわゆる「法」が持つ外生的な影響力、すなわち拘束力や強制力を持つに至っていない段階である。その時点において「慣習」は、「法」または「規範」と認識される段階には至っていないが、共同体の権威者などによって公の場においてその慣習に言及がなされるなど、それら行為の反復が当該社会における構成員の行動や利害関係を規制する目的で広く適用される段階において、これが「規則」となる。そして、その「規則」が強制され、拘束力を持つようになり、当該構成員によって「法」あるいは「規範」であるという確信を持たれることによって、「慣習法」や「伝統的規範」は形成される(加藤：1992)。古典的な慣習法や伝統的規範は不文律であることが多い。この傾向は時間の経過とともに変化をしてきたため、地域背景や文化によって違いはあるものの近代では成文化される場合もみられるようになった。ヨーロッパに始まる国家の「近代化」は、中世から続いた宗主や首領等が治める藩領や小国家が集まった状態は、権威が統合される状態に移行し、中央集権化が進んだ。その後、時を経て民主化が進むと、その過程において、封建的な制度と深く関わりのある伝統的規範を排除する動きが出てきた。その動きは、度合いに差があるものの、第二次世界大戦を前後して独立を果たした旧植民地の各国においても、(その過程や程度はまちまちであるが)民主化のうねりの中で同じような変化がもたらされた。その一方で、慣習的規範が近代法と統合・融合する事例や、国家によって承認された慣習法が実定法に成文化される例も見られる。日本においても封建的社会が長く続いたが、その間に形成された慣習的規範が今日も一部残っている<sup>85</sup>。それらは民法 92 条及び法の適用に関する通則法 3 条によって国家承認されて

<sup>83</sup> 第四章は宮澤哲・宮澤尚里の「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」調査研究報告(法務省法務総合研究所国際協力部)の内容を本論文の主旨に合わせて一部改訂したものである。

<sup>84</sup> 実定法に規定された慣習法(伝統的規範)では無いので、本論文では、慣習法の「施行」とせず、あえて慣習法の「実施」と表現している。

<sup>85</sup> 例えば入会権など。

いる。また、前述のとおり、慣習法が近代の比較的早い段階で実定法によって排除が進んだヨーロッパにおいても、たとえばスイスにおいては慣習的規範がスイス民法1条A項の2によって承認されている<sup>86</sup>。独立後の東ティモールにおいても、慣習法や伝統的規範の成文化が進んだ。そして、それらの慣習(法)は憲法によって国家承認されているが、その一方で伝統的規範がコミュニティによって積極的に実施されており生活に密接に関係しているのにも関わらず、取り組みは進んでいるものの、まだ実定法との関係が確立していない部分がほとんどということである。この点について次項でこの関係について考察する。

#### 4-2 東ティモールの実定法と伝統的司法・伝統的規範の相関関係

まず、国家による伝統的規範の承認の有無であるが、この点について法的な観点から見てみる。2002年独立時の東ティモール共和国憲法は伝統的規範について第2条第4項に「国は、憲法又は特に慣習法について規定するいかなる法令の規定に反しない規範や慣習を承認し、かつ尊重する<sup>87</sup>(The State shall recognize and value the norms and customs of East Timor that are not contrary to the Constitution and to any legislation dealing specifically with customary law)」と定めている。

慣習と憲法との関連については、前述の通り成文化されているわけであるが、それでは「慣習法について規定するいかなる法令」との関連はどうであろうか。現在政府が策定を目指し議論を進めている法案に、「伝統的司法に関する法律案(Lei sobre Justiça Tradicional)」がある。次節ではこの「伝統的司法に関する法律案」について概要を見てゆく。

#### 4-3 「伝統的司法に関する法律案」

「伝統的司法に関する法律案(Lei sobre Justiça Tradicional)」は、2018年2月現在、まだ草案であり<sup>88</sup>、国会で議論されている段階であるが、以下にその概要を紹介する(付表1)。特記すべきは、同法案が伝統的司法の法律効果に特化して規定しており、慣習法もしくは伝統的司法を明示的に定義していない点である。

##### 4-3-1 法律(案)の目的

当該法律案の目的は以下のように定められている。「憲法第2条第4項の定めるところに従って、慣習上の規範および慣行を承認することにより、我が国はこの法律を以って地域社会に根付いており、その慣行及び慣習を意味する伝統的司法の制度と、裁判所から構

---

<sup>86</sup> スイス民法

(<http://www.admin.ch/opc/en/classified-compilation/19070042/index.html>)参照

<sup>87</sup> 筆者訳

<sup>88</sup> 2017年の組閣において、東ティモール慣習法の第一人者であるバボ・ソアレスが法務大臣の責から退いたことも、慣習法にかかる法の制定に向けた取り組みが緩やかになったことが理由であろうと筆者は分析している。

成される公式司法の制度との間に、連結を確立することを目的としている。<sup>89)</sup>つまり、本法案は国民に広く使われている伝統的な紛争解決の方法について、「伝統的な方法により得られた合意に与えるべき法律効果を規律し、当該合意が履行されない場合において裁判紛争解決に訴える方法を明示」している<sup>90)</sup>。

#### 4-3-2 村長の責任

2009年に国会において承認された「ローカルの首長及びその選挙に関する法(03/2009)」の10条1段a項は村長の村落における平和と調和の伸長に対する責任を定めている(MoJ RDTL:2009)<sup>91)</sup>。この責務を実施する手段として、伝統的司法に関する法案が想起しているのが、村長(Chefe de Sucu)が実施する伝統的紛争解決である。まず、記録と報告に関して、「(紛争解決の伝統的な方法による)手続き中に得られた合意を書面により記録し、または、当該合意を関係当局に書簡で送付」することなど、紛争解決の伝統的な方法の手続を監督する機関として重要な役割を与えている。従って、これにより「スコ(村)の長が伝統的司法と公式司法の連結点となる。<sup>92)</sup>」と定めている。これまで伝統的な紛争解決の方法では、書面による記録はされなかったことが多く、口頭による合意がなされており、さらに、識字率が低い(59.8%、2010年)ことなどを鑑みると<sup>93)</sup>、いくつかの課題に直面することが予想される。

課題の一つ目は、伝統的司法に関する法案は、国が認める村長が伝統的司法の実施主体ととらえているが、実際は村長が全ての伝統的紛争解決には関わっていない点である。元来、東ティモールの村落は、司祭リア・ナイン<sup>94)</sup>を中心とする一族を基盤とした社会構成が中心であるため、その一族が所属するウマ・ルリック(Uma Lulik、日本語訳は「聖なる家」)でリア・ナインもしくはリア・ナインを内包する(またはその機能を支える)長老会

---

<sup>89)</sup> 付表1の東ティモール法務省から提供を受けた2015年5月時点の法案「伝統司法に関する法律(Lei sobre Justiça Tradicional)」(ポルトガル語原案)を参照した(同法案の和訳は日本政府法務省法務総合研究所の非公式文書のため完全非公開)

<sup>90)</sup> 同上

<sup>91)</sup> 東ティモール政府法務省(MoJ RDTL)の議会立法シリーズ、法03/2009“Community Leaderships and Their Election”を参照した。

<sup>92)</sup> 同上

<sup>93)</sup> UNESCOの「Education for All 2015 National Review: Timor-Leste」を参照。データは2010年現在。国勢調査を元にした10歳以上の国民の(男女の平均)識字率。

他にも、より詳しいデータは、世銀のデータをまとめたknoema社のワールド・データ・アトラスなども参照できる。同データによると東ティモールの成人の平均識字率2001年は37.6%、2007年は50.6%、2010年は58.3%、2015年は64.1%

<http://jp.knoema.com/atlas/%E6%9D%B1%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%A2%E3%83%BC%E3%83%AB/topics/%E6%95%99%E8%82%B2/%E8%AD%98%E5%AD%97%E8%83%BD%E5%8A%9B/%E6%88%90%E4%BA%BA%E3%81%AE%E8%AD%98%E5%AD%97%E7%8E%87> (accessed on 30 January 2018)

<sup>94)</sup> リア・ナインは行政機構の一部では無く、国が正式に認める統治者でもない。

(Katuas/Catuas)が中心となり紛争解決をする場合が多い<sup>95</sup>。係争が異なる一族同士が関わるなど、比較的規模が大きい場合は、村長や村の下の行政区分にあたる集落長(Chefe de Aldeia)も仲裁にあたることもあるが、特に地方における実施現場においては、伝統的な手法に則り原則リア・ナインが実施主体となることが多い。本論文 3 章で詳細について説明しているが、そのような伝統的司法の現場における村長の立場は主に監督者であり、手続きに参加をして意見を述べる、もしくは裁定の結果に(当該村落の社会通念を鑑みて)特段の問題が無いか判断する等の役割を担うことが多い。

先の法案は、比較的紛争当事者の規模が大きい伝統的司法手続に関して、村長の関わりを第 6 条の第一項で以下のように定めている。

「伝統的司法制度により得られた合意を登記するためには、スコ(村)の長が公式に当該紛争手続に関与していなければならない。スコの長の任務は紛争解決の方法を決定し、又は、強制することではなく、解決手続において当事者及び当事者が呼び出した参加者を支援することである。伝統的司法の方法により得られた合意に、スコの長がこの規定に従って関与していない場合においては、この法律に規定する効果が付与されない。<sup>96</sup>」

つまり、村長が関わっていない多くの伝統的紛争解決による合意については、本法律が関与しないという理解にな<sup>97</sup>る。それでは、本法律が指す伝統的紛争解決は、何を指すのか、という定義に関する疑問も残る。法務省によると、実際の運用ではリア・ナインが主体的に実施し、そこに村長が参加をし「承認」をすることによって(手続きには参加せずに事後承認ということもある)、手続きの正当性を担保するということであつた<sup>98</sup>。ひとつの村落がリア・ナインを中心に単独で実施する村落調停の扱いがどのようになるかについて、今後継続した調査が必要となる。

#### 4-3-3 合意の登記

合意の登記については、第 7 条で以下のように定められている。

「伝統的司法により得られた合意は、スコ(村)の長が書面によりこれを記録する。

2 登記合意には、その旨の供述をスコの長が書面により記録し当事者が署名することにより作成され、当事者が伝統的司法手続への参加及びその結果の承認に対する同意を表示す

---

<sup>95</sup> カトゥアス(Katuas/Catuas)は、長老(会)と訳しているが、厳密にはカトゥアスという言葉には、首長、賢者など、さまざまな訳があり、一般的に伝統的リーダーを指していることが多い。また、場合によっては、リア・ナイン一人を指していることもある。

<sup>96</sup> 同上、第 6 条第一項

<sup>97</sup> 詳しくは、図 8「東ティモール 13 件における伝統的司法の実施形態」を参照。

<sup>98</sup> 2016 年 12 月の法務省ビタル局長へのインタビュー



る、紛争のすべての当事者の同意書を添付しなければならない。<sup>99</sup>」

登記された合意については、裁判所または検察庁に送付される。裁判長又は検察庁の責務は第9条3項に、次のように定められている。

「検察庁又は裁判長は、刑事訴訟法 216 条第 3 項の規定に従って、当該合意の伝統的司法に関する法律への適合性審査という重要な役割を果たす。この当局には、①第 2 条の定めるところに従って、法律の適用範囲に含まれる事項に関する合意であるかどうかを確認すること、②第 7 条第 2 項の定めるところに従って、合意の登記に添付されなければならない当事者の同意書の有無を確認すること、及び③第 11 条が定める限界が尊重されているかどうかを確認することの責務がある。<sup>100</sup>」

裁判所及び検察庁は、合意が第 11 条の規定に適合しているか否かを審査する権限を持っている。第 11 条は、以下の基本的人権の保護について定めている。「伝統的司法手続により得られた合意に、当事者の基本的人権を侵害し、又は、当事者の自由を制裁的に制限する規定を含めてはならない。<sup>101</sup>」

#### 4-3-4 女性の権利

女性の権利を保護するために、第 6 条で以下の項目を定めている。

「一人以上の者が女性である紛争において、スコ(村)の長は優先的に女性の参加を提案することができる<sup>102</sup>。」

伝統的紛争解決の手続きにおいて、地域によっては女性の参加が認められない場合もあり、女性の権利の問題について、これまでも指摘されることがあった。アジア財団が複数年にわたって行った「法と正義に関する調査」によると、2004 年の調査回答者の 25% が伝統的規範(Lisan)の手続きにおいて、女性が発言することに抵抗を持っていた。これが、2008 年調査では、回答者の 58% が抵抗を持っていると回答している。2013 年実施の調査では、この率が 36% まで下がっているが、2004 年の 25% に比べると高い数値であることがわかる(Asia Foundation:2013)。このような状況を法務省も把握しているため<sup>103</sup>、本項目により「女性の利害が十分に考慮されないという課題の克服を目指している」ことが明記されている。女性の権利の実際については後の節でも議論する。

---

<sup>99</sup> 同上, 第 7 条

<sup>100</sup> 同上, 第 9 条 3 項

<sup>101</sup> 同上, 第 11 条

<sup>102</sup> 同上, 第 6 条

<sup>103</sup> 法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル氏へのインタビュー(2017 年 2 月)

#### 4-4 「コミュニティの首長及びその選挙に関する法」

前述した、2009年7月施行の「コミュニティの首長及びその選挙に関する法」(Community Leaderships and Their Election、2009/03)は、村長(Cefe de Sucu)とその下の階層に位置する集落長(Cefe de Aldeia)の権限を定めている(MoJ RDTL:2009)<sup>104</sup>。村長の責任がおよぶ領域として平和の維持に関する活動や、集落(Aldeia)をまたがる紛争の調停、つまりナヘ・ビティ(Nahe Biti)等の審判・調停を行うことを業務の一部として定められている<sup>105</sup>。また、当該領域における自然資源を含む社会資源の維持管理に資する活動や、そのために必要とされる行動規範、つまりタラ・バンドゥ(Tara Bandu)の制定等も含まれると解釈できる。その他、村長の責任として定められている点として特記すべきは、家庭内暴力の削減と防止、起きてしまった事件の審判・調停である。家庭内暴力は東ティモールの刑法によって定められている犯罪であり、司法が裁くべく事件であることが明示的に定められているが、その防止と調停は「コミュニティの首長及びその選挙に関する法」によって、村長の責任とされている。事件が発生した場合、当事者に対して(伝統的司法に依らず)訴訟を起こすべきか否かをアドバイスすることについても、同法はそれを村長の裁量の範囲としていることも特記できる。また、UNDP への聞き取り調査によると、提訴された事件が、本来刑法に基づいて判断されるべきところ、一部の裁判所によって村長による審判と調停に差し戻されるということがたびたび報告されているという<sup>106</sup>。これは、事件の内容によって、事件の内容をよく把握している村長による村落調停による解決が合理的と裁判所が判断した結果であるということであったが、それと同時に(裁判所の)未決件の件数が膨大な数であることを鑑みると、効率性の観点からも適切であると判断されたと考えられている。他方、集落長の業務としては、村長がその領域において持っている責任と同様の責任を、(集落長の責任が及ぶ)その担当領域の集落において持つことを定めている。また、紛争の調停に関しては、村長の責務が、原則として集落をまたがる紛争をその責任の対象としているのに対して、集落長の責務は、その責任が及ぶ対象の集落内の紛争のみを対象としている。

<sup>104</sup> 東ティモール政府法務省(MoJ RDTL)の議会立法シリーズ、法 03/2009 “Community Leaderships and Their Election” を参照した。

<sup>105</sup> ナヘ・ビティ(Nahe Biti)調停と「村落調停」は、ボボナロ県マリアナ準県などでは、同一の手続きを指しているようだが、アイレウ県ファダブニコ準県など、一部の県においては、別の手続きを意味しているようで、手続きも使い分けされているようである。ファダブニコ準県では、「村落調停」が意味するものは、第一次審であるナヘ・ビティによる判断にふふくがある場合において、上位審である村落調停にゆだねるということである。コミュニティによって揺らぎがあるであろうが、インタビューの回答者によれば(マリアナ準県出身の J. S. 氏)、マリアナ準県では、リア・ナインによる判断に対する信頼は強く、村長の役割はナヘ・ビティにおけるオブザーバーに限られるという。

<sup>106</sup> 社会連帯省平和構築課長以下2名、および UNDP の平和構築事業担当へのインタビュー(2013年8月)。2009年11月に報告された国連による司法分野における包括的独立ニーズ調査によると、反対に、タラ・バンドゥの裁定では事件を解決することができずに(当事者全部または一部が結果を受け入れることができないなど)、村落における裁定を経て、改めて裁判所に事件が提起される案件があると報告されている(第三章参照)。

これらの例に見られるように、伝統的規範の実施を前提とした法律の実施がある場合、相関性に関して分析がなされる必要がある。また、「ローカルの首長に関する法律」を根拠とした家庭内暴力の審判・調停における村長の責務と役割のように、刑法と伝統的規範において所掌する領域の区分が異なる(重なる)という状況が起こりうる。事件の当事者や、審判を行う者の裁量など俗人的な要素によってその区分<sup>107</sup>に相違が出てくることを最小限にし、公平性を保つために実定法との管轄区分と相関関係は明確にする必要がある。そのような、観点からも、伝統的規範について定める法が制定されることは伝統的規範の実効的な実施を考える上で必要不可欠である。村落単位の規範を定めるタラ・バンドゥは、農林水産物の収穫時期や特定の植物の採取についてなど、地域特有の規範を定めていることもあり、ある側面では日本の地方自治体が制定し実施する条例のような機能を持つ、または持ちうる。実定法において、刑法との区分を明確にすることを目指しているが、ナヘ・ビティは原則、対象となる事件の性質を問わず、対象村落におけるすべての事件の審判・調停の手続きとして実施されうる。これらの要点や、その性質を鑑みると、地方自治体を所轄する官庁もしくは司法を含む、法務を担当する法務省などが、伝統的規範についても調査し実定法において定義することが相当であると考えられる<sup>108</sup>。さらに、現在慣習法を定義するいくつかの法案が議論されている事を鑑みれば、関連した各国家法の間を調整する役割を担う主務官庁が指定されることが必要であると思われる。大統領府に設置されている文化・伝統の担当調査官が、文化的視点から詳細な伝統的規範の調査をしているが、実定法との整合性をはかる機能は持たされていない。

閣議に設置された司法改革委員会 (Legislative and Justice Sector Reform Commission) は、司法改革に向けて勧告をしてゆく機能を持っており、刑法、民法の改革と合わせて伝統的規範の法制化についても関心を持っている。しかし、その機能は勧告をすることとどまり、省庁横断的に制定と実施の監督をするものではない。また、一部の官僚からは観光省文化・芸術庁において、伝統的規範全般の統括を行っているとの説明もあったが、同部署についても法的側面からの視点ではなく、伝統や文化背景との関連性から観光資源としての伝統的規範という捉え方が強いと理解ができたため、実定法との相関関係をさだめるといふ観点からは関連性があまりないと考えられる。本章後段において、当該司法改革委員会を内閣の観点から監督するアッジオ・ペレイラ首席大臣の伝統的司法に対する立ち位置について詳しく考察する。

---

<sup>107</sup> 例えば、当事者の定義が例として挙げられる。司法が個人を裨益者としているのに対して、伝統的司法は、かかる行為者の家族を当事者とすることもある。

<sup>108</sup> 日本では、衆参両院の法制局や調査局(室)、国会図書館立法考査局、内閣法制局などが立法手続きにおいて、関連あるその他の国家法との整合性をはかる。政策研究大学院の蒔田純によれば、アメリカ、英国、ドイツにおいても名称や、区分に多少の違いはあるが、議会や議会図書館付きの立法調査機関があるという意味で似たような制度がある。

<http://www.grips.ac.jp/r-center/wp-content/uploads/09-09.pdf>

#### 4-5 「天然資源の伝統的手法を用いた維持管理に関する法案」

農林水産省林野局が作成を進める(2013年7月現在)「天然資源のタラ・バンドゥ慣習を用いた維持管理に関する法案(Laws regarding Tara Bandu for Management of Environmental Resource)」は、同省が所轄する天然資源の管理の目的で、村落単位で実施するタラ・バンドゥ(Tara Bandu)を実定法の中で定めてゆくという目的の法律である。同法の特徴的な点は、村落内の規範も包括的に定めるタラ・バンドゥについて、農林水産省が法を起案している点である。すなわち同省の所轄事案である天然資源の維持管理と合わせて、通常タラ・バンドゥが定めている内容で、天然資源管理とは関連性が少ない、むしろ刑法との関連が深い、暴力や紛争に関する条文についてもその効力がおよぶことである。農林水産省林野局長に対する聞き取り調査では、同法が村行政の運営や、村民の協調などは、天然資源の維持は深くかかわりがあるという解釈であることが分かった。この考え方は、後述する「ローカルの首長に関する法」にも読み取れる。同法は、ローカルの首長の天然資源の維持管理に対する責任と、暴力や紛争解決などの責任をその他の活動と合わせて、列挙している。これらのことは、共同体の生存のために、天然資源の管理が大変重要な要素であり、村民の営みのすべてに関わりを持っていると同国の国民が実感しているということの表れであろう。

#### 4-6 その他の伝統的規範に関する法案

また、農林水産省林野局が策定を目指す法案とは別に、環境庁が策定を進める伝統的規範一般(自然資源の管理を中心的にとらえているがその他の側面も規定している)を規定する法案、「タラ・バンドゥに関する通則法(Law for Tara Bandu)」も特筆すべきであるが、同法案は環境庁顧問(Advisor for State Secretariat for Environment)を務めるデメトリオ・デ・カルバリオ氏(Demetrio De Carvalho)が草稿作成を進めている<sup>109</sup>。同法案は作成初期過程にあるが(2013年7月現在)、趣旨としては、全国で運用されている伝統的規範の枠組みを大枠で規定することを目的としている。同法案は、タラ・バンドゥの実施の枠組みなどを成文化し、違反の際の罰則等についても一定の制限を設けることなどを始め、刑法などの実定法との関連についても規定することを目指している。その前提で、タラ・バンドゥを国家による承認を経て、一定程度の強行規定とすることを前提としている。2013年7月の時点で同草稿は2014年ごろ閣議に提出する工程で作業が進められているということであったが、2016年12月の農水省再訪問の際には、法案の完成にはまだ時間がかかるということであった。個別具体的にどのように関係が定められるかと言う点について、個別具体の伝統的規範と実定法の関係について次節で考察する。

特記すべきは、村落単位の規範を定めるタラ・バンドゥや伝統的司法であるナヘ・ビティ、その他の伝統的手続きの扱いや、その法的地位を定める法律がまだない。たとえば

<sup>109</sup> デメトリオ・デ・カルバリオ(Demetrio De Carvalho)へのインタビュー(2013年7月)

慣習に「法律と同一の効力」を認めている、日本の「法の適用に関する通則法」第3条<sup>110</sup>にあたる法律がないことである。Carvalho氏が中心となって進める環境庁草稿の法案についても、農林水産省の定める物と同様、自然資源の維持管理がその中心的な関心となっている(2016年1月現在)。また、一部の官僚からは観光省文化・芸術庁において、伝統的規範全般の統括を行っているとの説明もあったが、同部についても、法的側面からの視点ではなく、伝統や文化背景との関連性から観光資源としての伝統的規範という捉え方が強いため、実定法との相関関係をさだめるといふ観点からは関連性があまりないと考えられる。

#### 4-7 司法制度改革委員会の伝統的司法に関する見方について

東ティモール第6次立憲政府によって設置された司法制度改革委員会(Legislative Reform and Justice Sector Commission)は東ティモールにおいて司法へのアクセスが限られる中で、包括的な司法改革に向けたアドバイス、法の施行状態の評価、各種法律間の調和の大きく3つの任務を負っている<sup>111</sup>。同委員会の司法改革に向けたアドバイスをする任務を、法務省の観点から見てみると、「課題を指摘する、しかし、どのように改善したら良いかその改善案に関するアドバイスが少ない」というコメントが聞かれた。また、法務省職員によれば、同委員会は、東ティモールの慣習法や伝統的規範について情報を集めているということであるが、収集された情報が法務省と十分に共有されていないということであった(2017年2月現在)<sup>112</sup>。その結果、法務省は同委員会とは別に独自に情報収集することを余儀なくされている。同委員会は、多くのポルトガル人法曹もしくは専門家によって構成されており、法務省職員によれば、それらの専門家のティモールに関する関心は明らかに低く、東ティモールに関する文化的な知識も無いということであった。ましてや慣習や慣習法に対する理解は全くと言っていいほど無く、ポルトガルの法制度を東ティモールに紹介することに注力をしているという。メディアにおいても、シャナナ・グスマン氏が同委員会に対して後ろ向きなコメントをしているのは<sup>113</sup>、そのようなポルトガル法至上主義に対する不満の表れであろう。シャナナ・グスマン氏は国民向けのメッセージにおいて、はっきりと東ティモール文化と慣習を常に強調してきた。

#### 4-8 東ティモール政治リーダーの伝統的規範に対するアプローチ

本節では、東ティモール民主共和国の国政のリーダー達、そして国民はどのように伝統的規範を捉えていたのかを分析する。

2002年に「独立」した21世紀最初の東ティモール民主共和国の、いわゆる「モザンビーク派閥(クラン)」と呼ばれた当時の国政リーダー達は、1975年から1999年まで約25年

<sup>110</sup> 日本の「法の適用に関する通則法」 e-Gov 法令検索(総務省)を参照した

<sup>111</sup> 東ティモール政府の司法制度改革委員会に関するプレスリリースを参照した(<http://timor-leste.gov.tl/?p=14252&lang=en>)

<sup>112</sup> 法務省のビタル局長へのインタビュー(2017年2月)。

<sup>113</sup> 同上

間続いたインドネシアによる統治の間、ポルトガル語圏の各国に留学や亡命などの形で滞在をした。そして、エシュタード・ノヴォ体制の終焉を迎えた当時のポルトガルと、社会的主義のイデオロギーに後押しされて独立を果たしたモザンビークなどの元ポルトガル植民地において、いわゆる「ポルトガル式の社会民主主義」を学んだ<sup>114</sup>。他方、同国独立時に大統領として着任した(当時)シャナナ・グスマンは、「モザンビーク・クラン」に属する政治家達の様ポルトガル語圏の各国に滞在することなく、東ティモールの地においてゲリラ戦を率いて独立戦争を戦った。シャナナは1992年に、インドネシア軍にとらわれジャカルタ近郊の刑務所に銃器不法所持などの罪で収監されるが、1998年にティモール抵抗民族評議会(Conselho Nacional de Resistência Timorese。省略形でCNRT)の議長に就任、1999年の住民投票ののち、同年10月に釈放されて帰国をはたし、民衆とともに「新生国家」としての東ティモール民主共和国建国に取り組む。

建国に向けての努力が尽くされる中、大多数の「モザンビーク派閥」を中心とした政界リーダー達と、シャナナ大統領(当時)のぶつかり合いは、2000年以降、時を追うごとに対立<sup>115</sup>が激しくなっていた。カリスマ的なリーダーであるシャナナ大統領を、露骨に政治から排除することは、「モザンビーク派閥」に属する国政リーダー達にとっても政治的にタブーであった。しかし、この政治的レースが最終的には2006年の内紛(第二章参照)を引き起こす大きな要因の一つであったと考えられる<sup>116</sup>。ポルトガルの社会民主主義や、国連が採用したヨーロッパ式の民主主義を学んだリーダー達を中心に構成されていたフレテリン(FRETELIN)党にとって、新生民主主義国家としての東ティモールにおける伝統的規範の復興は、中央政府による統治の力を弱めて伝統的な小王国の王である「リウ・ライ」を中心とした封建的なコミュニティの存在を伸張する結果となることを意味し、それは民主主義の考えにそぐわない制度化のとしてとらえられた。そして、それらの慣習的規範は、国民の民主化教育を通じて排除すべき要素であった。

それに対してシャナナ大統領(当時)は、国内向けのメッセージと国外向けのメッセージの内容をうまく使い分けた。国内に向けたメッセージでは、東ティモールの特性を大事にし、伝統や慣習、そして同国古来の文化を尊重するポリシーを前面に打ち出した。他方、

---

<sup>114</sup> いわゆる「カーネーション革命」呼ばれる、1974年から約2年続いた国軍運動(Movimento das Forças Armadas)によってもたらされた「エシュタード・ノボ体制」の終わり、その後実施された産業の国有化、農地改革などの社会主義的政策。

<sup>115</sup> 1980年代までフレテリンに所属していたシャナナは村落を回って支援をつのった。村落において人々の生活の実態に直面してきた。その後、フレテリンを脱退し反対派として台頭するが、シャナナは常に国民の意識を肌身で感じる立場にあった。大統領就任後もこのスタイルが変わることがなく、2002年の独立以降も勢力的に山深い村落を訪れては(筆者も数次同行)村人の声に耳を傾け、その上でスピーチをすることが多かった。また、シャナナ大統領は航空機に乗ると、常に窓から地上を食い入るように見つめ、国造りに思いをはせているように見えた。

<sup>116</sup> 閣僚や政府の要職を務める構成員の構成をみると2016年12月現在もこの政治レースは継続していることが伺える。

国際会議の席におけるスピーチや、新聞記事など国際社会に露出しうるメディアにおいては、後述のとおり伝統的規範を魔術師による呪いと並べて過去の産物とした。それらの記事の内容を、同氏が地方の村落を訪問した際に国民に投げかけていたメッセージの内容と比べると、一国の元首として、対外的にメッセージを発信する際は、国際社会や隣国に配慮をしつつも、対内的には東ティモールの慣習とその特性を核とした建国を目指していたことは明確であった。

そのような中、2006年の内紛が発生した。この内紛の発生は、一見「ハイブリット」に観られる「西洋」と「アジア」の融合型アプローチが、東ティモールにおいて実現しないことを示しているようにも見える。東ティモール建国において見られた、ポルトガル色が強く社会主義的イデオロギーと国連型の民主主義に影響されたフレテリン党(FRETILIN)を中心としたヨーロッパ型のアプローチと、シャナナ大統領(当時)が唱えた文化・伝統を重んじる東ティモールの(アジア)のアプローチの違いを<sup>117</sup>、国民はどのような捉え、国際社会はどのように受け止めていたのであろうか。国際社会の支援が伝統的規範にも向けられつつある今日において、これらのことを考察することは、事業の実効性を考える上で、非常に関連性があると考えられる。復興開発のフェーズに移行した東ティモール民主共和国の国政リーダー達、そして国民は伝統や慣習をどのように捉えているのか、ということ、スピーチやインタビューに対する回答などから分析する。その分析によって、東ティモールにおける伝統的司法や伝統的規範のように国民によってとらえられており、そしてそれらの発展と国際社会の関わりがどのような意味合いを持っているのか、ということについてより深い考察することができる。

前述のとおり東ティモールは、国際社会が認めない強制的な併合を経て、四半世紀に及ぶ暴力と人権侵害が続いた。そして1999年のいわゆる「騒乱」と呼ばれる紛争を経て、インドネシアによる統治が終わり、2002年5月に「独立(国としての地位の回復)」を果たした。しかし、前述のとおりこれまで紛争が起こった国の内、44%–50%の国や地域において、弱体化した行政インフラなどが理由で5年以内に紛争が再発していると言われており(星野：2010)、東ティモールにおいても独立からわずか4年で国内避難民約14万人を発生させる内紛が発生した(第二章参照)。2002年以前の紛争はインドネシアによる執政への抵抗と「独立」を目的としていた。それに対して、2006年の内紛は、独立派と併合派の不十分な調和など2002年の独立以降行われていた「狭義」の移行期正義(transitional justice)の停滞と、国内の治安や、未決の土地問題など政治社会的な不安定要素など「広義」の移行期正義が未完であったことなど、国内の問題に起因するものであった(Collier:2003)。アンゴラなどの旧ポルトガル植民地を含め、イデオロギーを根拠とした独立を果たした多くの第二次大戦後の独立国とは異なり、国民国家として東ティモールの「独立」を正当化

---

<sup>117</sup> この政治的立ち位置の際がその後、CNRTの設立とシャナナの議長着任という結果につながり、フレテリンと、それに対するCNRTおよび野党連合というティモール政治の二極化につながった。

するのは、「民族的・文化的特性」であり、その大義の大きな重力を国民も国政のリーダー達も共感していたと考えられる。

前述のとおり、新生独立国としての東ティモールの国政のリーダー達の多くは、国民に向けたメッセージと、国際社会へのメッセージを明確に区別していたと言える。彼らは、国際社会に対してメッセージを発信する際には、国家法を排他的に適用する法集権主義 (legal centralism) を中核においた政治的立ち位置をとってきたが、国民を対象にした講話や国内における取り組みにおいては、法集権主義にそれほど厳格ではなく、その領域内における多元性を寛容に受け入れる法多元主義 (legal pluralism) 的な立ち位置とっている。そのことが独立後に同国がとった多くの政治・行政判断に反映されている。最も明示的な例が、憲法による慣習や習俗の認知とその保護であるが、そのほかにも 2003 年以降に CAVR のよって全国規模で実施された村落調停 (Community Reconciliation Program/CRP) において、伝統的規範の一つであるナヘ・ビティによる村落調停手続きを採用したことも挙げられる (第三章参照)。

2002 年の独立以降、国際機関の協力を得て同国は植民地時代に導入されたポルトガルの法や、近代のポルトガル法に習い、実定法の再構築を進めてきた。しかし、そのスピードが遅いことや、法整備が未完などプラクティカルな側面から伝統的規範が活用されているという議論は、一見、当時復興開発期にあった 2002 年以降 2006 年の「4 月の危機」までの東ティモールに当てはまるように見える。他方、そのように社会進化論的な視点で見るとは注意が必要であろう。つまり、経済発展が途上にあるため社会が発展しておらず、ポルトガルによる約 250 年にわたる植民地時代に (ディリ政庁とその管轄地域において) 導入された法律などではなく、その他の選択が無いために伝統的規範を適用しているという説明になるからである。この点について、ラドクリフ＝ブラウンが疑問視した「歴史の記録についての正確性」が、東ティモールにおいてもよく当てはまる点を強調すべきであろう (ラドクリフ＝ブラウン:1975)。つまり、ポルトガルによる植民地時代に入植者達が、いわゆる「未開」と呼んだ同国において執政をした。記録になっている歴史とは、ポルトガルの官吏やポルトガルの教育を受けた一部のリウ・ライ (Liu Rai)、つまり小王国の王またはその子弟、ポルトガルから渡来したキリスト教宣教団の関係者など、書くことができるごく限られた者による行為であった。書くという文化が無かった同国においては、口承を中心とした歴史の継承や、書かれた記録に残らない歴史があった。そのことを鑑みると、今日参照できる同国の「歴史」はキリスト教教会に関連がある者や、ポルトガルと関わりがあった者や事由が中心となっていることが浮き彫りになる。同国における、いわゆる「歴史」が示している社会発展に関する事由は、ポルトガルの実定法もしくはその後執政したインドネシアの実定法が適用されてきたという少数派の事実でしかないと考えられる。他方、多数派の「事実」とは伝統に依った日々の営みであり、当時から実態として国民の大多数が規範として認識しその適用を日々の生活において適用したのは、タラ・バンドゥ (Tara Bandu) など村の規範であった。それらの記録が口承による「歴史」に限られている



ため、外部者による記録が行われるには、聞き取りやタラ・バンドゥやナヘ・ビティの実施現場における参与観察を通じて把握し行く必要があったのである。しかし、そのような記録が存在しているか否かは、本論文の調査では定かではない。

そのような背景を土台とし、次項では、国政のリーダーの内、具体的に大統領、首相、首席大臣の伝統的規範に対するアプローチについて考察する。

#### 4-8-1 国政リーダーの伝統的規範に対するアプローチ

本節では、国政のリーダーの内、具体的に大統領、首相、首席大臣の伝統的規範に対するアプローチについて考察し、政治的な観点を分析する。2003年6月にシャナナ・グスマン大統領(当時)がアジア財団主催の東ティモールにおける慣習的な和解手続きと移行期正義・慣習法に関する国際会議の基調講演の際に、大統領の東ティモールにおける伝統的規範に関する視点を表明した(下記)。国際社会に向けた大統領のメッセージは、同氏の伝統的規範に対して中立的ともとれる立ち位置を表現し、同時にそれらが特性として持っている負の側面についても取り上げている。つまり、伝統的規範の積極的な側面に注視し、伝統的規範を活用することは否定せず、同時に十分に配慮しなくてはならない一面について国民の注意喚起を促すという形になっている。このスピーチにおいて大統領がとった立場は、前述した近代のヨーロッパ諸国に見られる「民主的」視点に沿っていることが関心深い。

「伝統的規範または伝統的な法律は、社会の進化におけるひとつの段階を表し、通常、社会的や宗教的な(非形式的な宗教)の両側面における封建的な関係と比例する。それらの側面は政治的、経済的なものと組み合わせられており、そこにカーストという別の要素が加えられ、社会の底辺にいる者や、奴隷や魔術を使う者などは、通常その権利を否定される<sup>118)</sup>」

東ティモールにおける慣習的規範、特にその「強制力」が持っている負の側面については、詳しく後述するが、リウ・ライ(Liu Rai)と呼ばれる藩王、領主、または小王国の王とその「民」の封建的な関係が、大きな関連性を持っている。民主主義国家として2002年に国家としてのスタートを切った同国としては、民主主義の考えと相容れない、特に地方

---

<sup>118)</sup> 筆者訳。英語原文のニュアンスに関連があるため、英語原文も合わせて掲載する：

“Common or traditional laws also represent the stage of evolution of a society and usually correspond to societies based on feudal relationships both in the social and religious (non-formal religions) aspects; both aspects are combined with the political and economic ones and add to another which refers to castes as the lower echelons of society, slaves and those who practice witchcraft and whom are usually denied rights”

の農村部や山間部の村々に残る封建的な関係を整理する必要に迫られていたことは、シャナナ・グスマン大統領の立ち位置からも見てとれる。ただ、このメッセージは国際会議で発信され、国外の主体を対象としたメッセージであることに留意する必要がある。これらの点は、筆者が2013年7月に行ったアジジョ・ペレイラ首席大臣(当時)への聞き取りでも示されたので詳細を次に示す。ペレイラ大臣は前述の司法改革委員会を内閣の立ち位置から監督する大臣でもある。首席大臣は東ティモールにおける民主主義の発展という観点から、納税者としての国民と法治国家との間の関係構築の必要性、そして個人主義と(個人の)所有権の関連性を強調した。首席大臣は、次のように述べた。

「・・・我々の税制は彼ら(国民)の理解を得られていない。国を造り、慣習法に基づく大家族を(社会の)最小単位としてとらえるこれまでの考えを変え、個人主義の考えを受け入れるために国民のメンタリティーを変えてゆくという大きな課題がある。(中略)国が発達するためには個人の所有権の考えが必要となってくる。それは、その考えが国家の存在意義を正当化するからである。個人の所有物という考えが浸透すれば、個人主義の考えも広がり、個人主義の視点から見た国家の存在とその発展という見方ができるようになる<sup>119)</sup>」

国家としての発展のため、同国においてリウ・ライを中心に発展してきた封建的社会から視点を変え、大家族を最小単位とする社会構成から離脱することで、個人の所有権と個人主義を基調とした近代的民主国家を形成するということである。一見すると、伝統的規範の継続的活用を含む、伝統に根を深くした活動から離脱することを進めるように見える視点ともよめるが、では、政府は伝統的規範に否定的な立場をとっているのだろうか、というところではない。政府の伝統的規範に対する積極的な立場は継続的であり、2013年5月24日付けのディアリオ・ナショナル(Diario Nacional)紙(朝刊)は、タウ・マタン・ルアク(Tau Matan Ruak)大統領(当時)が伝統的規範の復興を提案したとし、関連してジャシント・ロケ(Jacinto Roque)国会議員が、「慣習法は伝統的に先祖達が紛争解決の手段として使ってきた手法であり、重要である。近年では裁判所が村落における紛争解決を優先して管轄権を行使しない事案もある」とコメントしたとしている<sup>120)</sup>。

---

<sup>119)</sup> 首席大臣へのインタビュー(2013年8月)。筆者訳。英語原文のニュアンスに関連があるため、筆者がそのまま文字起こしした記録英語原文も合わせて掲載する：“...our tax system does not reach them. So when we build a State and transform people’s mentality to accept the individual as the unit, not the communal family as the unit from the customary law, you have a serious challenge here. ... But for the State to develop, you need this concept of private property. Because that is the concept of justifying the existence of a state. So, once you have private property, then you have individualism, and individualistic approach to existence and development”

<sup>120)</sup> 筆者訳。2013年5月25日付け“President proposes reactivation of traditional law in Timor-Leste”, East Timor Law and Justice Bulletinを参照

ルアク大統領のこの考えは、前述のペレイラ首席大臣に対して行った聞き取りの中にも強調されていた。同首席大臣は伝統的規範に関する慎重な意見を述べたが、その一方で東ティモールの文化や慣習に対しては積極的な立場をとった。同様に、ペレイラ首席大臣は独立の精神にさかのぼり、マルキスト主義や社会主義体制の様なイデオロギーを基調としていた他のポルトガル植民地における独立闘争とは異なり、東ティモール独立の根拠となった独特の伝統や文化の重要性にふれ、その視点から「国民国家」として慣習や伝統的規範などを尊重する不可避性を説いた。この点について首席大臣は以下のように述べた。

「(東ティモールの伝統)それは国民国家の成り立ちとしての意識を形成する媒体となった。ティモールが、ある国における一地域、もしくは特定の民族総体を構成する一小民族ではなく、一つの国民国家として単一性を持っているということ、そのことが24年の闘争の中で形成された共通のアイデンティティーである。そのことは必然的に我々の伝統や文化に重要性を見出したのである。そのことは、インドネシアによる占領に立ち向かう原動力を引き出したのである。それは、アンゴラやモザンビークに見られたマルキスト主義や社会主義思想などのイデオロギーを基調とした反植民地・反帝国主義運動とは異なる。このことは、我々が自身をどのように自覚しているかということ、・・・そして我が国家が文化と歴史と慣習によって形成されているということを参照する上で非常に重要である。これらのことは今も継続していることであり、そこで慣習法が関連してくるのである<sup>121</sup>」

また、筆者がシャナナ大統領に同行して行った同国各地における UNDP が実施した RESPECT 事業(詳細は第六章参照)の視察の際にも、同大統領の慣習と伝統的規範への支持は良く見て取れた。同大統領は、同事業視察において行った、ほぼすべての訪問において、伝統的な手法によって接受され(写真12および13)コミュニケーションについても同様の形式でとっていたことが特記できる。また、ディリ県タシ・トル地区において実施されたタラ・バンドゥ(Tara Bandu)手続き実施の際も(写真11)、シャナナ大統領はそのスピーチの中で国造りの過程におけるコミュニティの主体的な役割と伝統的規範の重要性について触

---

<sup>121</sup> 首席大臣へのインタビューを筆者がそのまま文字起こしした記録英語原文：“…It catalyzed the sense of nationhood; the oneness of Timorese; as one nation as opposed to different regions or ethnic groups; so the common identity evolved during the 24 years of struggle. And that inheritably valued our traditions and cultures. Because it became the sense of identity that trigger the power to resist the Indonesian occupation. Not the Marxist ideologies or communist/socialist ideologies like in Angora or Mozambique that they had this ideological angle to justify the anti-colonial anti-imperial struggle. So this is very important reference because … the nation is about culture, history, tradition and the way we see ourselves. This is ongoing, and this is where the customary law comes in”

れている。国外の主体も含めた不特定多数を対象としたメディアに向けた上述のメッセージと、コミュニティを対象としたメッセージとは、ニュアンスに大きな相違があった。



写真 12 リキサ県においてオイスカ実施の事業を視察時に伝統的な織物(タイス)謹呈により接受されたシャナナ元大統領 (筆者撮影 2004年)



写真 11 デイリ県タシ・トル地区において実施されたタラ・バンドウ慣習法実施の儀式に参加したシャナナ元大統領(筆者撮影 2004年)



写真 13 マナトゥトゥ県ソイバダ準県で伝統的な形式で接受されるシャナナ元大統領(筆者撮影 2003年)

つまり、歴代の大統領が、同国における伝統的規範が封建的社会を反映してきたことや、手続きが民主的では無いなど負の側面に触れつつも、法の支配の確立を進めてゆく中で、伝統的規範を中心とした伝統的ガバナンス機構を活用しうる事を示し、憲法や実定法に、伝統的規範を定義してゆくという考えを明示した。

#### 4-9 東ティモールとインドネシアの伝統的規範の比較

東ティモールの伝統的規範と、隣国インドネシアの伝統的規範の発展との比較において、いくつかの共通点と相違点が見受けられた。共通点としては、伝統や慣習を民族固有の特徴として国が保護をする大義がある状況である。インドネシアにおいては、オランダからの独立時において、元来、個別の小王国であった島嶼で成り立つインドネシアを国として一つにまとめる必要があった。そのため、言語(バハサ・インドネシア)だけでなく、

アダット(Adat)と呼ばれる慣習・慣習法が保護され伸長された。インドネシアの「アダット」は国家レベルの伝統・慣習であり、各島に存在する多くの「下位の伝統・慣習<sup>122</sup>」の集合体であると位置づけられた。スハルト政権下において「インドネシア民族」の統合強化の目的で、アダットを民族固有の特徴として復興を進めたため、慣習法の「法」の側面が最小化され、伝統・慣習・文化としての側面が色濃くなった(高野:2015)<sup>123</sup>。しかし、島嶼国インドネシアを構成する各島に存在する様々な民族は、国家によってインドネシアの国民という枠で統合されるのではなく、同国を構成する各島のコミュニティが自発的にインドネシアとしての伝統や慣習の共通点を認識して、統合してゆくというプロセスが必要であった。その為、「アダット」の復興と「下位の伝統・慣習」との統合は、政治的・文化的な配慮をもって実施されたが、課題も多かったことが見て取れる。

1975年から1999年までの間、強制的な併合によって東ティモールのコミュニティは、国家によってインドネシアの国民という枠で統合された。しかし、インドネシアのその他の島のコミュニティとの間に、伝統や慣習の共通点を見出すことができなかった。インドネシアとは、別の文化的特性をもった東ティモールにおいても、インドネシアからの独立(の地位の確認)以降、東ティモール人として民族の固有性を土台とする政策が本流にあり、政治のリーダー達もそれらを強調し続けている<sup>124</sup>。「2006年4月の危機」と2008年の大統領、首相襲撃事件以降、同国東部と西部地区分断の危機を回避する一つの手法として、東ティモールとして国内で共有される固有の文化を強調してきた<sup>125</sup>。つまり、東ティモールを構成する各コミュニティが自発的に伝統や慣習の共有点を見出すような環境を作ることに焦点を移した。それらの理由も政府から伝統的規範を実施する村落に対する支援を本格化させることを後押ししたと考えられる。本論文の主な着眼点ではないが、他国の事例との比較も「独立の大義」と伝統的ガバナンスとの関連を考える上で参照点になる。

インドネシアのバリ島は、東ティモールから航空機で約1時間40分ほどの距離にあり、自然環境も似ている部分が多い。さらに、バリの慣習法は現在も活発に実施されており、東ティモールの慣習法実施状態の比較対象として取り上げることができる。これは、バリ社会がコミュニティを基調としていることだけでなく、ヒンズー教(インドネシアで主流とされているイスラム教に対して)を基調とした個別の文化を持っているため、その特性を尊

---

<sup>122</sup> 多くの場合、各島に一つ、もしくはそれ以上存在していた固有のアダットを指す

<sup>123</sup> スハルト大統領(当時)政権下のポリシーでは、保護の対象が当初主に慣習法であったが、時間の流れとともに対象が広域になり(政治的な判断でもあったようだが)、それが慣習法に限らず広く慣習を対象とするようになった。高野さやか(2015)「ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会」など。

<sup>124</sup> 本論文第3章参照

<sup>125</sup> 前掲した大統領の記者発表(2006年4月)で西部地区「ロロモノ(日が落ちる地域の者)」と東部地区「ロロサエ(日が昇る地域の者)」という表現を使ったが、その翌日に、「東ティモールにいわゆる東部地区も西部地区も存在していない」という声明を出した。これは、東ティモールとして固有の文化背景を共有しているということを強調する目的であったことが伺える。

重することが政治的にも必要であった。バリのヒンズー教徒のような個別の小グループを内包する「インドネシア民族」としての大民族性を形成してゆくという構想からも重要であったことが理由であろう。

東ティモールとインドネシア・バリの慣習法の相違点としては、大きく二つあげることができるが、一つ目は政府と伝統的規範の具体的ななかかわりの点があげられる。バリの慣習法であるアウィッグ・アウィッグ (Awig-awig) は、「バンジャール」と呼ばれる集落や「デサ」と呼ばれる村落、そして農業従事者による灌漑施設管理共同体のような「スバツク」など、各行政単位や共同体において設置されている。原則アウィッグ・アウィッグは、かかる集合体の構成員の行動を規定するもので、共同体の性質やその趣旨によって内容に特徴がある。それらの慣習法が公式に認知されるためには、原則、地方行政である州政府による審査の目的でアウィッグ・アウィッグを(バリ語で書かれている場合は、インドネシア語<sup>126</sup>に訳して)提出する必要がある。州政府の審査を経て、正式な認知の後、アウィッグ・アウィッグは規範として有効化される<sup>127</sup>。州政府は、実定法との関連からアウィッグ・アウィッグを精査した上で認知してゆく。

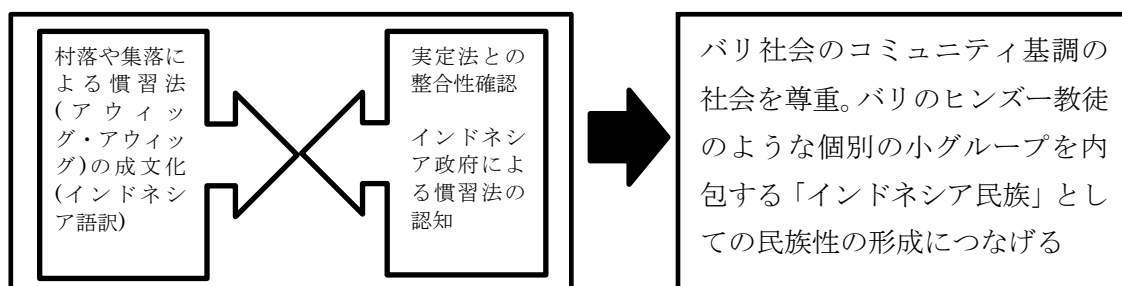


図 4: バリのアウィッグ・アウィッグと実定法の関係

バリのアウィッグ・アウィッグとは反対に、紛争後の東ティモールにおいては、実定法の整備が現在も「進行形」である上、すでに施行されている法との関連も精査が進んでいない。伝統的規範や司法を定義し、実定法におけるそれら伝統的ガバナンス機構の位置づけを明示的にする「伝統的司法に関する法案」や、伝統的手法を使った自然資源の管理などにみられる個別の法律など、実定法との関連付けに向けた取り組みが現在(2018年2月時点)<sup>128</sup>取られている。取り組みは積極的な評価ができる一方で、実現までまだかなり時間が必要と思われる。そのため、実定法との関連が希薄であり、政府からの認知も非常に限られている。伝統的司法や伝統的規範と実定法との関連を具体的に定義していないことが多いため、政府の公式な見解は、規範強制の責任を唯一国が持っているという位置づけに

<sup>126</sup> これは一部のアウィッグ・アウィッグがバリ語で書かれているため

<sup>127</sup> しかし、政府の認知によって「二重罰の禁止」などの原則が、確立されているわけではなく、主に国権にかかわる問題などがある場合などに指導されるようである。

<sup>128</sup> 法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル氏への聞き取り調査(2018年2月名古屋にて)

戻ってしまっている。広義の法整備の観点から法務省が政府としての立ち位置を確定する準備を進めているが、現状所轄の行政庁もないため、実定法と伝統的規範と関連付けの取り組みも、さらには関係する省庁間の調整も進まない。

二点目の相違点としては、国際社会の介入である。紛争後の東ティモールでは、国際社会からの援助が継続していた。伝統的規範の復興についても、国際社会の支援を得た事業の中で行われているものがあつた。内生性の法発展を促す手法をとった事業については、持続可能な伝統的規範発展を果たすことができていることが分かつた。反対に東ティモールに対する法整備のための支援など、オーストラリアなどの周辺国に加え、ポルトガルなどのヨーロッパ諸国からなる国際社会の「西洋型」支援を受けた多くの事業は、多くの場合、外部からの影響が主な理由となつて社会に変化をもたらした。その理由もあり、一定の社会変化に対して十分に住民の理解を得られない場合があつた。法整備支援による法発展についても、持続性を持っておらず実効性も限られる場合が多い。それに対して、インドネシアにおける伝統的規範発展は、国際社会がかかわるものが少なく<sup>129</sup>、原則、コミュニティが主体的に実施するものであるため非常に内生的である。伝統的な手法のため、住民の理解も十分であり（一部においては実定法よりも深く理解をしている場合があるようであり）、その持続性も一定の実効性もある。

#### 4-10 東ティモールの村落構成

東ティモールにおける一族は、多くの場合においてリア・ナイン(Lia Nain)を族長とする父系拡大親族から構成される<sup>130</sup>。その一族は、その先祖の霊が宿るとされる「聖なる家」であるウマ・ルリック(Uma Lulik)を一つ持つ。一般的に、子供は結婚すると独立して家を持ち、自身の家族と生活する。家系の上では、女性は婚出して夫の家の構成員になる<sup>131</sup>。婚出した女性は実家の構成員ではなくなるが、婚出をもって実家のウマ・ルリックとのつながりを失うことはない。原則、嫡出子は父方のウマ・ルリックに属する(場合によっては、母方の場合もある<sup>132</sup>)。実家で冠婚葬祭などウマ・ルリックにかかる儀礼がある場合、妻は実家のために金品の提供などをつうじて貢献する必要があるため、夫にはそれを支える義務が発生する。逆に婚家のウマ・ルリックにかかる儀礼がある場合、妻は実家に必要な財産の拠出を求める。婚姻によって接合した二つの一族が、かかる夫妻を媒体にして関わり合い、相互扶助の関係を築き保つてゆくという社会的通念を、フェト・サン・ウマ・マネ

<sup>129</sup> タバナン県ジャティルイ村の事例にみられるように、UNESCOが文化遺産認定などをもって間接的にトリ、ヒタ、カラナなどの伝統的価値観に基づいた慣習の復興に寄与した例はある。

<sup>130</sup> 環境庁アドバイザーのデメトリオ氏や元社会連帯庁復員兵士部元副部長(名称は2004年当時)であるベロニカ氏へのインタビューによると、近年女性のリア・ナインも指名されているということであつた(2016年12月)。

<sup>131</sup> 夫が婚出して、女性の家の構成員になることもある(前述のデメトリオ氏へのインタビュー)

<sup>132</sup> 詳細は第5章3-9を参照

(Feto San Uma Mane)といい、後述する3つの代表的な東ティモールの伝統的ガバナンス機構の一つとされている。

ただし、東ティモールにおいては、一部の地域において母系社会もあり、その場合は男女の立場が異なる。母系社会として代表的な地域は、ビケケ県(Viqueque)、マナトゥトゥ県(Manatutu)、アイナロ県(Ainaro)であり、その他の地域は父系社会であるが、その特徴の強い地域としてロスパロス県(Lospalos)、バウカウ県(Baucau)、アイレウ県(Aileu)が挙げられる<sup>133</sup>。母系社会においては女性のリア・ナインも選出されているとのことである。

リア・ナインは直訳すると「言葉の者」という意味だが、意識をすると司祭である。その機能は、一族の長としての役割である。族長であるリア・ナインの選出は、一族によって世襲制を取る形態もあれば、協議合意制による選出形態もあり、選出方法はまちまちである。必ずしも、年齢のいった経験者ということではなく、一族の歴史的背景や、かかる物語に通じている者であれば、比較的年齢が若い者でも、リア・ナインを務めることができる。リア・ナインは長老衆などに支えられる。長老衆は、多くの場合、一族が居住する地域やその構成員の歴史的背景について精通しているため、相続や不動産の所有権、昔起こった特定の事案や事件について、必要に応じて説明をする。リア・ナインは族長として様々な役割を担うが、一族のウマ・ルリックの保全を主管し、それに関連して伝統的規範の実施主体でもある。伝統的規範の実施にかかる責務は広域にわたり、その代表的な例としては、本論文が取り上げているナヘ・ビティ手続きの判事(または調停者)としての役割がある。

東ティモールでは、祖霊の加護の元に生活しているという祖霊信仰の習慣がある。前述のウマ・ルリックは、かかる一族の祖霊が宿っているとされているため、最も神聖とされている。村落の規範を定める伝統的規範は、それらの信仰と密接に結びつくことにより正当性を持ち、その重要性が村の構成員によって確認される。例えば、村落規範であるタラ・バンドゥを守らない者については、「毒蛇にかまれて死ぬ」など、祖霊から超自然的にもたらされる罰を受けると信じる者が少なくない。つまり、伝統的規範の強制力はこの祖霊信仰の背景によって有効化されているといえる。さらに、伝統的規範を元にされる判断や実施される規範は、その物理的な実施者であるリア・ナインによるものではなく、祖霊とリア・ナインと当事者の間で取り決められたものという認識である。そのため、村落の構成員の意識の中における伝統的規範の地位は、実定法のそれより強く認識され、かつ尊重されていることがほとんどである。そのような社会環境において、伝統的規範も祖霊信仰を擁護・促進する宗教的機能を持っており、リサン(Lisan)<sup>134</sup>と呼ばれる伝統的ガバナンス機構と祖霊信仰<sup>135</sup>が東ティモールの社会文化的特徴を形作っているということが伺える。口

---

<sup>133</sup> 環境庁アドバイザーのデメトリオ氏へのインタビュー(2016年12月30日)

<sup>134</sup> リサン(Lisan)とはインドネシア語で同じスペル及び発音で「口承」を意味する言葉があるが、テトゥン語では、これが慣習法という意味を持っている。

<sup>135</sup> 統計上は、東ティモール人口の約98%がカトリック教徒となっているが、多くの場合(特



語の表現において慣習を「ティモールの文化 (Kultura Timor)」とすることが多いということもこのことを裏付けている。一部の都市型生活をしている者や若者の中には、この祖霊信仰の意識が低下した者もあり、その結果、伝統的規範に対する意識も薄れていることが本論文の聞き取り調査から分かった(第 5 章参照)。他方、地方で生活をする多くの若者の間では、インターネット等を通じた情報へのアクセスが著しく向上した今日においても、祖霊信仰を行っていることも分かった。

---

に地方において)、祖霊信仰とキリスト教信仰が共存している。

## 第5章 東ティモールの伝統的司法と伝統的規範<sup>136</sup>

### 5-1 東ティモールの伝統的規範概要

口承文化ということもあり所説はあるが、これまでの聞き取り調査から東ティモールの代表的な伝統的ガバナンス機構であるリサン(Lisan)は大きく分けて3つあることが分かった<sup>137</sup>。一点目は、村落内における裁定や調停などを担い、伝統的司法とも呼ばれるナヘ・ビティ(Nahe Biti)、二点目は、村落における規範であるタラ・バンドゥ(Tara Bandu)、三点目は、親族の相互扶助の関係を規定するフェト・サン・ウマ・マネ(Feto San Uma Mane)である。本論文は、このうちナヘ・ビティについて中心的に考察するが、その関連性からタラ・バンドゥについても予備的考察を行う。

伝統的ガバナンス(Lisan)の実施主体は上記三つの主な伝統的規範のうち、どれを実施するかによって変わる(地域によっても多少の差異がある)。タラ・バンドゥが主に村長(Cefe de Sucu)によって主導されるのに対して、ナヘ・ビティはかかる事件の規模や当事者などに応じて実施主体が変わりうる。前述した「伝統的司法に関する法案」は(2017年2月時点)、ナヘ・ビティは村長が実施主体とされている。しかし、実際の運用上はリア・ナイン(Lia Nain)が主な実施主体である<sup>138</sup>。ナヘ・ビティが扱う主に5つの類型の事案のうち、土地所有権紛争については、村落をまたがることや、かかる土地が広域に渡りうることなどの理由から、村長や準県(Sub-district)の首長などが主導することもある<sup>139</sup>。実際にナ

<sup>136</sup> 第五章は宮澤哲・宮澤尚里の「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」調査研究報告(法務省法務総合研究所国際協力部)の内容を本論文の主旨に合わせて一部改訂したものである。

<sup>137</sup> これらの代表的な慣習法の他に、東ティモールの特定の地域で実施される慣習がある。その例としてブナック(Bunak)という従妹婚があげられる。法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル氏によると、これらは、エルメラ、アイナロ、ロスパロス、及びビケケ県の東部(ワットカラバウ[Watucarbau]準県、及びワットウラリ[Watulari]準県)で現在も実施されている慣習である。ブナックは、一族の財や、血統、家族間関係を一定の範囲で保持するための手段として捉えられており、ブナック規定を尊重しない婚姻関係(例えば恋愛婚など)は、親族やコミュニティに認められないとされており、ある意味で一定の強制力を持っているといえる。ブナックはトゥア・ナンガ(Tua Nanga)という慣習的な許嫁制度と深い関連があるとみられる。トゥア・ナンガは婚姻によって家(ウマ・ルリック)を出た女系の子供が、自身の出産する男子の嫡出子に対して、家(ウマ・ルリック)にのこる男系の子供がもうける女子の嫡出子が許嫁となる慣習であり、これは本人が幼少のころに本人の意思とは別に親族が決定をする。すなわち、トゥア・ナンガはブナック実施のための手段であると考えられる。生物学的見地から懸念があるため、近親婚を刑法違反とする法務省案に対して、リウ・ライ会議(the Council of Liu Rai)が2017年5月初旬に、法務省案はブナックの実施を阻むとして、正式に反対声明を出した。(注: 図7に記載したコバリマ県のブナック語及びブナック語を使用する下位語群とは同語別意)

<sup>138</sup> 法務省のビタル局長へのインタビュー(2017年2月)。リア・ナインのナヘ・ビティにおける主導的役割についても法務省は承知しており、法案を改定し村長の役割を実施主体から、監督的役割を含む表記にすることを検討している。

<sup>139</sup> 付表4のディリ県クリスト・レイ準県ビダウ・サンタナ地区所在の7つの村において横断的に制定するタラ・バンドゥ慣習法案など参照

へ・ビティの運用を補佐しているアイレウ県の村落役員は、リア・ナインのナへ・ビティにおける主導的役割を強調しており、そこに村長が形式的に参加をしてナへ・ビティによる判断を「認知」している運用になっていると説明した。しかし、説明からは、村長によって具体的な役割が担われていることは見受けられなかった。フェト・サン・ウマ・マネについては、主導的な役割を、リア・ナインもしくは父親、叔父など成人男性の親族が担っている。

東ティモールの伝統的規範は全 13 県において、その形態に類似性が認められることは本章第 3 節 19 項に詳細を述べるが さらに、実定法との対比の上でも、刑事事件と民事事件を明確に区別しない点や、不動産と動産の所有権に関する独特の概念があることなど<sup>140</sup>、共通する特徴があると言える。また、人と人、コミュニティと人との関係維持を主眼にとらえているため、伝統的司法が修復的正義としての機能も強く持っていることも特徴として取り上げられる。また、そのことが理由で、私法と公法が混成しているような形態になっていることも特徴として挙げられる。

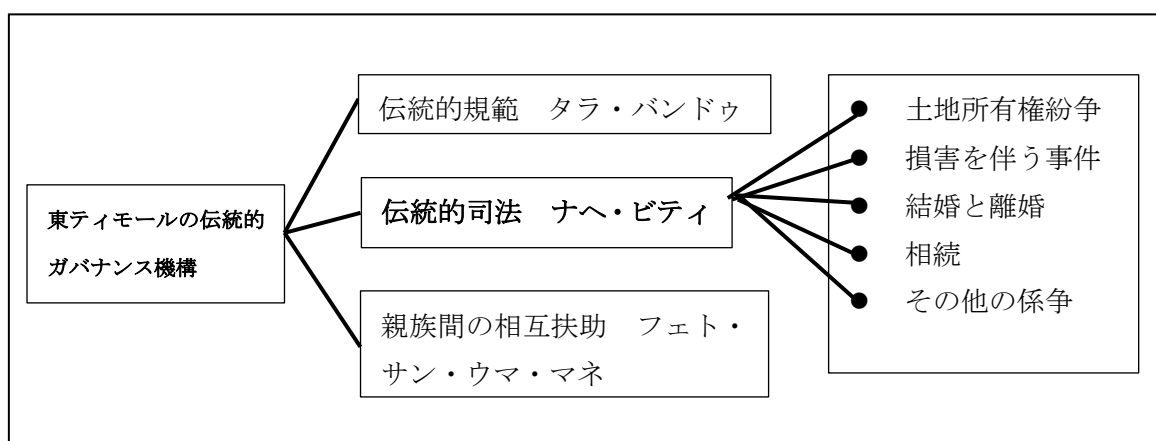


図 5: 東ティモールの代表的な伝統的ガバナンス

### 5-2 タラ・バンドゥ (Tara Bandu) 伝統的規範について

まず、3つの伝統的ガバナンス機構の内、コミュニティにおいて最も汎用されているといえるタラ・バンドゥについて概説する。タラ・バンドゥとは、東ティモールの特に村落部において実施されている伝統的規範の代表例であり、対象地区(原則、村落単位であるが、タラ・バンドゥの中には、村落境を超える物で、準県や県を対象にした大規模な物、または湖や山、森などの自然物を効力の対象とすることや、場合によっては区画など村より小

<sup>140</sup> 土地の所有権に対し、そこに生えているヤシの所有権、ヤシの実に対する所有権、空間の所有権など、一つの土地に対して重層的に所有権が発生しうることや、不動産である土地への権利と、動産であるヤシの実やヤシの木への権利とが、並列していることなどが特徴として取り上げることができる。比較の対象として、例えば日本の民法で定義されている動産、不動産の概念と比較すると、大きく異なる。

さい単位での実施もある)に属する人々の行動規範を定める。タラ・バンドゥ手続きはナヘ・ビティ(Nahe Biti)調停と同様、その詳細において各県ごとに内容が多少異なるが、筆者の調査では、国内全13県の間で、それほど大きな違いは見られなかった。特性として挙げられるのが、公開実施される儀式との関連である。タラ・バンドゥによる取り決め・関連事項は、公開儀式にて発表するが、儀式は主にウマ・ルリック(Uma Lulik)で実施するなど、そこに宿る一族の先祖(の魂)の霊前で実施をすることにより、規則の強制力を強めたり、遵守に向けたインセンティブとして働くなど、規定の拘束力をより一層強めたりする。タラ・バンドゥによる行動規範を定める際、タラ(Tara、直訳すると「ものを掛ける」の意)、バンドゥ(Bandu、直訳すると「禁ずる」の意)とは、「物を掛けて特定の行為を禁ずることを告示する」ことによって対象となる村人の行動規範を定める手続きである(写真19参照)。

タラ・バンドゥ手続きの特徴的な点として挙げられるのは、実施主体とその対象の相互関係の多様性である。本論文が採用した加藤の慣習法の定義がそうであるように、一般



写真14 アイレウ県ファダプロコ村でみられたタラ・バンドゥ(Tara Bandu) モニュメントの一例。カブレハンもしくはカブレハ(Kablehan/Kabuleha)と呼ばれる、規範遵守をモニターするグループのチェックポイント(定点観測)を示す(筆者撮影2013年7月)

的な伝統的規範は個人とその個人が属するコミュニティ(ティモールの場合は村落)の関係を司ると捉えられる。しかし、特記すべきは、東ティモール人がタラ・バンドゥについて説明する際に、「人と人、人と動物、人と自然環境の関係」<sup>141</sup>を司る機能と説明する。東ティモール人の文化、生活や環境、主産業としての農耕をはじめとする様々な社会活動が、自然環境と密接に関係していることが理由であると考えられる。

<sup>141</sup> 東ティモール社会では、広く一般に知られている。文献で、この事を取り上げているのは、たとえばデメトリオの“Local Knowledge of Timor Leste”など。



写真 16 ラウテン県で見られたウマ・ルリック (Uma Lulik) の一例。東ティモールの様々なモチーフに使われる古典的な形状のウマ・ルリック (2002年7月筆者撮影)



写真 15 アイレウ県で見られたウマ・ルリック (Uma Lulik) の一例。ウマ・ルリックの前にタラ・バンドゥ (Tara Bandu) のモニュメント(十字架のような形をした建築物)が見られる。形態から判断する限り、比較的近年に作られた物(2013年7月筆者撮影)

同伝統的規範は、農耕物に限らず対象地区のすべての自然資源に関し収穫の時期や、収穫量などを取り決めるが、さらに特記すべきは、必ずしもすべての自然資源を人の所有財産との見方をせず、自然や動物をひとつの対象と捉え、人間と自然との相関関係を意識して伝統的規範を制定しているということである。これは、同国に浸透した哲学的思考、つまり人間を自然の一部と捉えることを強く反映しているものであると考えられる。日本や欧米諸国において所有権は、自然資源が人間の所有物であるという暗黙の前提で、人の財産に係る利害関係を司るという視点を持って行動を規制する。それに対して、人間と自然を対等に捉えて相関関係を規制するタラ・バンドゥは、この点で特徴的であると言える。

ポルトガルの法体系に学んだ東ティモールにおける近代的な実定法と同国の伝統的規範を比較すると、ポルトガルと東ティモールは国の成立経過が大きく異なり、法の形成過程も大きく異なる。近年における伝統的規範の変化についてはくわしく後述するが、タラ・バンドゥは自然環境の変遷と村民の関心を反映して変化してきた。元来の伝統的規範が定めてきた内容とその範囲は、東ティモールの人々のニーズを満たすべき、農水産にかかる事項など村落内の自然資源管理に関するものが中心であった。これは、人々が限られた資源と厳しい自然環境の中でこれまで自給自足に近い生活をしてきたことが主な理由だと考えられる。東ティモールにあるほとんどの地域の規範が同じ様な傾向にあることから、多少の降雨量の違いこそあれ、同国全域が限られた自然資源の管理の問題に直面していたこ

とがうかがえる (Carvalho:2011)。

タラ・バンドゥは村落レベルの強行規範として見ることができる。ポルトガル統治の時代から、伝統的にリウ・ライ (Liu Rai) による「正当化された暴力」や族長であるリア・ナイン (Lia Nain) の有形的な強制力 (Tilman:2012)、そして後述するナヘ・ビティ (Nahe Biti) 伝統的司法の制度における祖霊や長老 (会) からの暗示的な強制力が効果的であったため、同一コミュニティにおける人間関係は、小王国もしくは村が実効的に統治していたことがうかがえる。伝統的なタラ・バンドゥは、「暴行」や「家屋放火」など物理的な暴力や個人間の衝突についてある程度、規定しているものの内容の大部分が自然資源の管理にフォーカスをしてきた。他方、コミュニティの総体としての関心事項である「自活」には、自然資源の有効活用が必須であった。乱伐、乱獲などを防ぎ、自然資源を管理することの重要性<sup>142</sup>と同時に、当時の東ティモールの社会では自然資源が人々の財産であったので、そ



写真 17 ラウテン県で見られたウマ・ルリック (Uma Lulik) の一例。右隣の一般的な家屋と比べると、屋根の一番高いところにある飾りが特徴的である。ラウテン県出身のジョアオ・ボスコ (Joao Bosco) 氏によれば、この屋根飾りでウマ・ルリックを識別することができ、また、それらは通常ラウテン地域に根付く精霊をイメージしていることが多いという。敬虔なカトリックが多く、キリスト教と地霊信仰が共存しているという (2002年7月筆者撮影)

の適正な管理が必然的に人々の優先的関心であったことが分かる。

2000年に始まった国連による暫定統治を通じて、発展した技術が同国にももたらされはじめ、同国内の他地域や諸外国との情報交換やコミュニケーションがより活発にできるようになると、人々の生活様式や考え方の多様化が村落地域においても進んだ。その結果、村落部でも社会の変化に伴い、異なる人々の関心や利害関係を規律するする必要が発生し、それまで「人と自然の関わりを規律」<sup>143</sup>することに重点を置いていたタラ・バンドゥは、近年、「人と人とのかかわりを規律」する機能を強化することを求められてきた。さらに、いわゆる刑法が司る物理的な暴力や放火、その他、個人間の衝突等の事件についてタラ・バンドゥに規定される傾向がみられるようになったのは、主に、「2006年4月の危

<sup>142</sup> タラ・バンドゥの実施状況し、自然資源管理の最前線で活動したのが「カブレハ (カブレハン)」である。これはテトゥン語圏における名称であるが、同様の機能を持った機構が存在する地域はほかにもある。写真 14 も参照。

<sup>143</sup> 「人と自然環境 (人と森林、人と動物) の関係を規律する」という捉え方は、東ティモール社会では一般的であるが、2013年8月のデメトリオ氏のインタビューの中でも聞き取った。。

機」以降のことであり<sup>144</sup>、近年の傾向であると考えられる。そういう意味で、同国の伝統的規範は国の変化を反映した新たな展開をしているということが言える。

#### 5-2-1 タラ・バンドゥの実施のその影響

タラ・バンドゥ(Tara Bandu)の手続きは、東ティモール全13県で概ね同様の扱いになっている。タラ・バンドゥによる行動規範を定める際、まずは、リア・ナイン(Lia Nain)または村長(Chefe de Sucu)など、所轄の首長による霊祭が執り行われる。ウマ・ルリック(Uma Lulik、聖なる家)において、リア・ナイン等から問題とされる特定の行為について説明があり、その後、行動規範について説明がある。取り上げられる問題点は、多岐にわたるが、農林水産にかかる問題の場合は、通常、発情期・産卵期などに狩猟や漁などを行うことによる生態系への影響や、成長前の植物伐採などに関連していることが多い。暴力、窃盗、放火の禁止など、刑事事件として扱われるような一般的な行動規範については、特定の事件が起きてしまった際に、その後類似の行為を禁ずるといような形で、規定が定められることもある。

行動規範を規定するモニュメントをウマ・ルリックの付近や(写真15参照)、かかる規制に関連する場所等に(写真18など参照)立てて、規制される行為に関連した物品などがそのモニュメントに掛けられる。中心となるモニュメントは多くの場合、十字架の様な形をした木であることが多いが、フォークの様な形態の物も散見された。後述するが、核のモニュメントに付帯される物として衛星版モニュメント(村落の実施モニター担当が見回るチェックポイントの印)である場合は、日本で言うところの洗濯物干しの小さな物の様な形をしている場合もある(写真14参照)。たとえば、特定の期間(漁にかかわる場合などは、通常、魚の産卵期などに関連していることが多い)、ある湖における漁を禁ずる場合は、当該湖のほとりに一か所、もしくは、湖が大きい場合などは複数個所にモニュメントを立て、そのモニュメントに魚の骨などを掛けて、漁を禁ずることを告示する(写真18の6参照)。場合によっては、動物の骨を掛けたモニュメントを森の入り口に立てて、当該の森における狩猟を一定期間禁ずることなどもある。暴力や窃盗を禁ずるなど、一般的な村人の行動規範を定めるものについては、ウマ・ルリック付近に恒久的なモニュ



写真 18 アイレウ県で見られた特徴的なタラ・バンドゥモニュメントの一例。フォークのような形をしている。(2013年7月筆者撮影)

<sup>144</sup> 2016年12月の法務省ビタル局長へのインタビュー

メントを立てて、規定を告示することもある。当該の行動規制を村落内の規定として有効化するために、リア・ナイン(Lia Nain)によるお祈りがあり、先祖の霊が、ウマ・ルリックに呼び戻され、それらの霊の加護のもと、霊祭が行われる。最後に、牛や、ヤギなどの生贄が捧げさる。霊祭にかかる時間は半日程度であるが、生贄として捧げられた動物は、霊祭の後に通常行われる晩餐会で村人たちに食される。霊祭の目的で村人が寄贈するトゥア(Tua、ココナッツで作られた地元の醸造酒。どぶろくのようなもの)も、晩餐の席で村人が飲用する。霊祭の後の晩餐会は夜まで続くことが多いため、一日がかりのイベントとなることが多い。

以下、タラ・バンドゥの目的で設置されたモニュメントの例をいくつか写真で紹介する。



写真 19 タラ・バンドゥ (Tara Bandu) モニュメントの例

		
<p>(1) アイレウ県で見られたタラ・バンドゥモニュメントの一例。近代的な様式の物。恒久的に使用する目的であることが、表面加工や、彫り物を施していることなどからわかる (2013年7月筆者撮影)</p>	<p>(2) アイレウ県で見られたタラ・バンドゥモニュメントの一例。近代的様式の物。恒久的に使用する目的であることが、塗料を使用していることや、彫り物を施していることなどからわかる (2013年7月筆者撮影)</p>	<p>(3) アイレウ県で見られたタラ・バンドゥモニュメントの一例。代表的な形体の物。古典的なものはこのように十字架のようになっていものが多い。(2013年7月筆者撮影)</p>
		
<p>(4) デイリ県タシ・トル地区で実施されたタラ・バンドゥで使われたモニュメント。本体は十字架のようになっている (2004年3月 筆者撮影)</p>	<p>(5) タラ・バンドゥ霊祭の際に生け贄から採取する血液。儀式の最後にヤシ酒のトゥア (Tua) などと合わせてリア・ナインや村長が摂取することが多い。(2004年3月筆者撮影)</p>	<p>(6) アイレウ県の湖畔で使われていたタラ・バンドゥモニュメント農林水産両用の目的で使用されていた。(2013年8月筆者撮影)</p>

### 5-2-2 若い世代とタラ・バンドゥ手続き

タラ・バンドゥ(Tara Bandu)は、元来限られた資源を村落もしくは地域内で活用し、そこに生活する者が生存してゆくための手段として用いられた。故に、その効力の対象とする村民や地域の住民は、その規範に従う義務と同時にその保護や恩恵にあずかる権利が発生した。リウ・ライ(Liu Rai)の封建的な強い政治力が働くものの、食料や機会が限られていたために、農水産物は共存の目的で分配された。つまり、伝統的規範は村落や地域が生き残るために、植生を含むその環境や他村・地域との関係等に深くかかわりながら、その効力の対象となる村民や地域の住民が限定的であれ広く参加をする形で形成されてきた。まさに、エールリッヒの説いた「法発展の動因は社会にある」ということを具現化した事象であろう。しかし、2002年の独立以降に進んだ都市型住民の増加によって、この構造が時を経て崩れつつあるという状況が2013年夏の聞き取り調査で確認された。

この構造の変化を示すコメントを、2013年8月の聞き取り調査の際に聞くことが出来た。面会したディリに定住しているバウカウ県出身の30代の高等教育を受けた女性のコメントである：

「(ディリの)私の住んでいる村では、マンゴーの収穫にかかるタラ・バンドゥがある。これによって、マンゴーが熟れていないので体に悪いという理由で、私の地域では収穫ができない時期が長い。私の家の庭に生えているマンゴーの熟れ具合について、私は熟れていると思うのに、その果実の収穫を村長がコントロールするということが私にはよくわからない。だから常居している(ディリ市内の)村においてタラ・バンドゥは実施されているようだが、わたしにとってはこの伝統的規範の存在は複雑だ<sup>145</sup>」

特に他県からの移住者が増えた都市部では、地域で権威とされてきたウマ・ルリック(Uma Lulik)に属する者が少数派に転じる傾向があり、その結果、ウマ・ルリックの権威も薄れ、必然的に各種の伝統的規範、特にタラ・バンドゥの実施が行われなくなってきた<sup>146</sup>。また、行われたとしても、そこに居住する者の行動を拘束する強制力が薄れたということが言える。逆に、転出者があっても転入者が少ない地方は、タラ・バンドゥの実施にはむしろ活発に行われ、その強制力も維持できていることが聞き取り調査からわかった。

合わせて、都市部における行政区分の広さや、生活様式や人々の趣向などの多様化が、これまでの村落が持っていた比較的シンプルな伝統的ガバナンス機構が持っている機能の限度を越えてしまったということも理由となっている。また、ある伝統的規範が地域に属するコミュニティに対する強制力をもっていたとしても、外部の者がその法を遵守しない、特に社会が不安定化したような状況においてそのような法から外れる行為をすることがあ

<sup>145</sup> マリアナ県出身のF.S.氏に対するインタビュー(2013年7月)

<sup>146</sup> ボボナロ県J.S.氏、ビケケ県R.S.氏、マリアナ県出身のF.S.氏に対するインタビューなど(3件ともに2013年7月)

ることも聞き取り調査からわかった(後述する 6 章 2 節 3 項のディリ市タシ・トル村でのタラ・バンドゥ実施の例に見られる)。

### 5-3 ナヘ・ビティ(Nahe Biti)伝統的司法の手続きについて

#### 5-3-1 ナヘ・ビティの概要

本論文では、2001 年から継続的収集した関連の情報と、2016 年 12 月の調査で訪問した、主にアイレウ県パスティ村の事例及びディリ県ディリ市における聞き取り調査によって得られた情報を基に、ナヘ・ビティの手続きについて説明する。これまでの調査から、ナヘ・ビティの手続きの流れは、東ティモール全 13 県においてそれほど大きな違いはないものの、地域によって細部が異なることが分かっている<sup>147</sup>。下記におけるナヘ・ビティの説明は、パスティ村における実施の形態を基にしている。

一般的にナヘ・ビティは大きく分けて 5 つの事項を取り扱う。土地所有権に関する紛争、損害を伴う事件(放火、窃盗、暴力や家庭内暴力など)、結婚と離婚、相続、そしてその他村落内、もしくは村落の利害に関係する係争である<sup>148</sup>。

ナヘ・ビティとは、テトゥン語であるが、直訳すると「絨毯(ビティ)を広げる(ナヘ)」という意味がある。文字通り、大きな絨毯を広げて手続きを行うところにこの名称は由来する。ウマ・ルリック(Uma Lulik、聖なる家)への帰属関係からなる拡大父系親族<sup>149</sup>の関係にあるもの、または、村や部落などの集合体において、2 者以上の主体が関係する案件や事件が発生した場合に、その関係者間の利害関係の調停や、その関係修復をする目的で、事実の確認を行い、その上で裁定を行う手続きである。手続きは、通常、当事者または被害者(加害者の場合もあるようである)が、リア・ナイン(Lia Nain)または集合体の長老委員会などに申し立てを行い、同委員会は聞き取りおよび審判を行う目的で、対象事件の関係者及びその家長(もしくは家長の役割を担う親類)のすべてを招聘する。その際、村人など集合体の構成員の全参加もしくはその各家長の参加が求められることが多いが、この点については、事件の内容や地域ごとに多少差異があり、地域によっては、事件の関係者のみ招聘することもある。招聘に応じない者はこれまでほとんどいないと言われるが、従わない場合は、先祖の霊による呪いがかかるといわれており、所属の集合体から孤立され、コミュニティから除外されるとされている。つまりここでも、コミュニティが前述の「聖なる家(ウマ・ルリック)」を中心に形成されていることに高い関連性がある。この「呪い」や「村落社会から追放されることに対する恐れ」が強制力をもたらしているが、日本の感覚でこれに近いものが「村八分」であろう。

ナヘ・ビティ伝統的司法の手続きは、ウマ・ルリックで実施される。これは、同国の

<sup>147</sup> 東ティモールには、小言語グループが存在するため、名称などは多少異なるが、流れや、その後の被害者に対する「害の回復」の流れなどは、類似する点が多い。

<sup>148</sup> 法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル氏へのインタビュー(2016 年 12 月 30 日、ディリ)

<sup>149</sup> 第 4 章 9 節で概説した通り、一部、母系拡大親族を記帳とする地域がある。

国民の多くが、地霊・精霊と並んで、とくに先祖の霊の加護を信じているため、同手続きが先祖の霊の面前で実施されることを意味している。調停手続きが先祖による「加護」の対象であるという解釈によって、その正当性を高めているからである。証言や証拠の確認、事実認定、そして合意事項を、ウマ・ルリックに宿る祖霊、すなわち一族の先祖(の魂)の眼前で実施をすることにより、証人が真実を語る動機として働き、調停等の合意の拘束力をより一層強める。

召喚された事件の関係者は、集合体の構成員とともにウマ・ルリックに一同会して長老委員会の聞き取りを受けるが、暴行事件などは、物理的な暴力への発展を避けるため、審尋は関係者を個別に分けて行うこともある。姦通罪などは、関係者が一度に聞き取りの対象となることもある。聞き取りは、上述のとおり絨毯の上で行われることが一般的であり<sup>150</sup>、長老委員会を中心に対面に座るように関係者が列になって座り、その列の前にウマ・ルリックに帰属する銀食器を上下逆さまに複数枚並べる(図 5)。地域や使用言語によって、内容が異なるようだが、聞き取りと関係者の主張は、集合体の中で認知される隠語を使って行われることが多い。

ビケケ県で実施されているナヘ・ビティの例では、未婚の男女が関係を持った場合を例として以下のような供述があるという。ある男性と意思に反して関係をもたされた女性が属する家族の家長が、「お宅の牛が、柵を壊してわが方の裏庭に入ってきて草花を食べてしまった」というように主張をし、それに対して男性が属する家族の家長が「どのような草花か」<sup>151</sup>や「草花は裏庭のどのあたりに咲いていたのか」と質問を返すような流れになる。関係者の主張、長老委員会からの質問、お互いの主張や問答を、座った絨毯(ビティ)に並べた金や銀の食器を一枚ずつ上向きに返しながらかつてゆく。銀食器等の代わりに、リア・ナインがつけている金や銀の胸当(皿の様な形をしている)を回すこともある(写真 17 および 18)。事実の認定は、リア・ナインが関係者のみを呼んで、双方の主張を確認することが多いということであったが、事件の内容によっては、長老会およびコミュニティ公開の審尋を行い、公の席において主張をする機会を設ける場合もあるようだ。事実認定と加害者と被害者の調停内容が長老会によって確定され(Juramentu)、当事者によって受け入れられる。調停が実を結んだ時点で、審尋の最後に事件関係者の双方がトゥアと呼ばれるココナッツ等で作った酒を準備し、リア・ナインによって構成される長老会に提供する。最後に

<sup>150</sup> UNDP の R. S. 氏などに対するインタビュー(2013 年 8 月、ディリ)によると、近年では、名称だけが残り、絨毯などを使用しないより軽易な形で進めることもあるといわれているようであるが、多くの場合は伝統的な流れを重んじているようである。

<sup>151</sup> 前述のように、地域によってひとつの言葉にかかる意味が異なるようだが、例えばアイレウ県やビケケ県では、「どのような草花か」という質問は「どれくらい手塩をかけて育てたのか」という意味合いをもっている。婚前交渉のある女性は婚約をするということになった際に、花婿側から支払われる結納金に影響がある。そのため、女性側の家族は慰謝料の度合いをこのやり取りによって決める。後述する婚約時のナヘ・ビティにも同様の質問が花婿側の家族からあるが、これも同様に手間のかけ具合によって花婿側の家族から支払われる結納金の金額が決まってくる。

酒を飲み交わすフイ・トゥア (Fui Tua) の儀式を持って和解が現実化する<sup>152</sup>。最後に手続きの正式な完了を意味するルルン・ビティ (Lulun Biti. 直訳すると絨毯をまくという意) を行う。それによって関係者たちは、審尋を見守ったとされる先祖の霊を、祭祀であるリア・ナインの助けを借りて俗世から天界に送り返すとされている。通常、同審尋は一日かけて行うが、事件の深刻さによっては一日以上かかる事案もある。

隠語を使った間接的なコミュニケーションは、いくつかの理由があるように考えられる。ひとつには、審尋が公開で行われるために、プライバシーの尊重の観点から隠語が使われるということである。また、日々の紛争がきっかけとなって、それがコミュニティにとって致命的な事件に発展することを避けるためである。その理由としては、土地が比較的やせており、日々の生活を支えるところに主眼がおかれ、(武力を伴う如何にかかわらず) 紛争に費やす程に社会資源に余裕がない。また、地理的に限られた島国である東ティモールにおいて、複数のコミュニティが事件を巡って正面衝突することによって、結果、一つの当事者コミュニティが追いやられ決定的に破滅する可能性があることから、絶対的な衝突を避けるための知恵だと考えられる。こうして、ナヘ・ビティ手続きの修復的正義としての機能が強められていったと筆者は分析している。



写真 20 マナトゥトゥ県、ソイバダ準県のリア・ナインがつけている金の胸当。正式な儀式の際に着用される(筆者撮影 2004年)



写真 21 左にある写真 22 の胸当の拡大写真。ナヘ・ビティの際に金や銀の食器と並んで祖霊召喚の儀式に使用することがある。(筆者撮影 2004年)

<sup>152</sup> 地域によって、リア・ナインがフイ・トゥアの一部にならない場合もある。その場合は、当事者のみが飲酒する。

### 5-3-2 ナヘ・ビティ伝統的司法の手続きについて

東ティモールの伝統的ガバナンス機構の多くが復興の兆しを見せた 2006 年ごろまで、ほとんどの伝統的手続きがそれまで通り口承の形態をとっており、リア・ナイン(Lia Nain)と長老衆の記憶に依っていた。伝統的司法の実施主体は、司祭であるリア・ナインである。ナヘ・ビティ(Nahe Biti)は、原則、年齢や性別などにかかわらず、「聖なる家」であるウマ・ルリック(Uma Lulik)に属するすべての村民が対象である。反対に、特定のウマ・ルリックの管轄の外の者(一族の部外者)は、事件をウマ・ルリックに付する権利がない。一つ以上のウマ・ルリックが関わる事件、つまり複数のコミュニティ間の係争については、村落単位の係争としてとらえられるので、村落事務所(Sucu Office)に持ち込まれることもある。複数のコミュニティが関わる係争だけでなく、(コミュニティの)外部の者がかかわる事案・事件など、ナヘ・ビティをもって解決できない事件についても、村落事務所に持ち込まれることがある。それらの村落事務所において取り上げる議題の策定は、集落長(chefe de aldeia)の提案によるので、未解決の事件についてリア・ナインは、集落長を通じて村落事務所に照会することになる。また、原則としてナヘ・ビティの裁定が受け入れられないことはないが、まれ受け入れられないこともあり、その場合は警察への通報を通じて正規の司法手続きに乗せる。家庭内暴力については、ナヘ・ビティ手続きを介さずに、家庭内で結論に至ることが多いのに対して、その他の性及びジェンダーを理由とした暴力(SGBV)は国の刑事手続きに乗ることが多い。性暴行については、警察通報を経て、刑事手続きに乗せるのが原則である。けんかなど、軽犯罪は家族間で解決することが多いが、深刻さによってはナヘ・ビティを実施することもある。通常、調停手続きは一日で終わるが、内容が複雑な場合、複数日かかることもある。損害を伴う事件(下記、第一項)及び結婚(同、第二項)に関するナヘ・ビティ手続きの流れを下記、手順ごとに説明する。

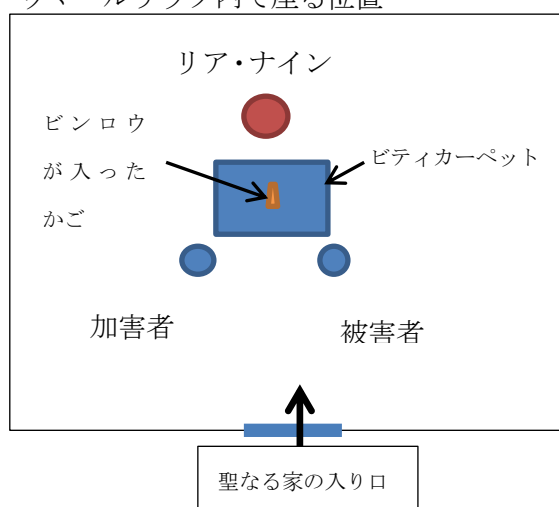
### 5-3-3 ナヘ・ビティによる損害を伴う事件の調停手続きの流れ

ナヘ・ビティによる損害を伴う事件(けんか、暴行、窃盗や器物破損など)の調停手続きの流れを、アイレウ県ファダブコロ準州の手続きを事例に概観する。

- 1) 問題が(通常被害者によって)リア・ナイン(司祭)に相談される。ナヘ・ビティ手続きを行うかどうかの判断がある。
- 2) ナヘ・ビティ(Nahe Biti)を行う場合、集落長がその日程をリア・ナインと調整しつつ決定し、関係者の招集をする
- 3) ナヘ・ビティ手続きの当日の朝、リア・ナインが一人で「聖なる家」ウマ・ルリックに入り、カーペット(Biti)を広げて準備し、ヤシ科の植物の実で、酩酊作用のあるビンロウ(Bua)などを準備し、銀食器等、「聖なる器」をウマ・ルリックの保管場所からカーペ

ットに移し、お祈りをして先祖の霊を召喚する。お祈りは通常5分程度。このカーペ  
 ットを広げる(Nahe)作業から、「ナヘ(『広げる』の意)・ビティ(『カーペット』の意)」  
 の名称があると考えられる。カーペットの大きさは地域によって異なるが、アイレウ県  
 では横1メートル、縦80センチ程度の大きさを使うのが一般的という説明があったが、  
 もっと大きなカーペットを使う地域もあるようである(図6参照)。

当事者だけでナヘ・ビティを行う場合に  
 ウマ・ルリック内で座る位置



当事者の家族が同席する場合に  
 ウマ・ルリック内で座る位置

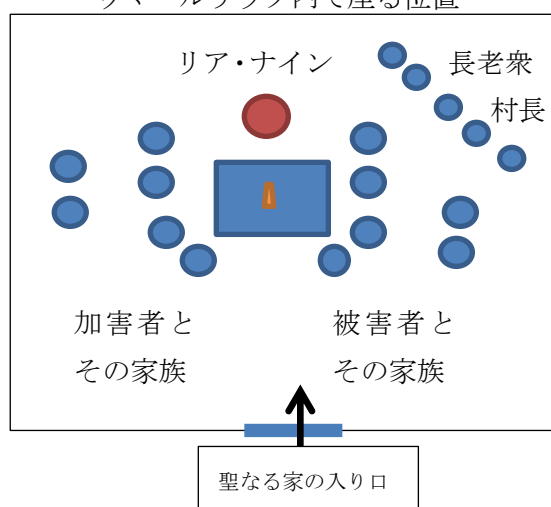


図 6: ナヘ・ビティにおける当事者と主催側の席次

- 4) 関係者(被害者と加害者)がウマ・ルリックに入るように促される。(被害者、加害者ど  
 ちらが先に入るなどの順番は決まっていない)。
- 5) 関係者がウマ・ルリックにはいったら聖なる器を関係者の間で回す(アイレウ県では通  
 常は一回りのみ。ビケケ県など地域によっては、複数回回す地域もある<sup>153</sup>)。これは先  
 祖の霊の手続きへの立ち合いを確認する作業である。銀食器等の代わりに、リア・ナイ  
 ンがつけている銀の胸当(皿の様な形をしている)を回すこともある。伝統的なかごに入  
 れられたコショウ科のキンマの樹の若葉が参加者に間で回される。各参加者はビンロウ  
 とキンマの葉を各自一枚とって口にふくめ、かごを次の者に回してゆく。
- 6) 一連の事前儀礼がすんだら、リア・ナインは被害者に対して自身の主張を話するよう促  
 す

<sup>153</sup> ビケケ県出身の R.S 氏へのインタビューなど(2013年7月)

- 7) 被害者による主張の後、加害者の陳述を聞く(被害者、加害者、ともに陳述は通常一回のみ)
- 8) その後、リア・ナインが必要に応じて被害者、加害者に対して質問をする(その際に、  
比喩などを使った間接的なコミュニケーションはしない。また、被害者、加害者は質問  
に答えることだけ許されており、再陳述をする機会是与えられない)
- 9) 当事者への質問が終わると、リア・ナインと長老委員会による協議が行われる
- 10) 最終的にリア・ナインによって判断が言い渡される。賠償の内容や、贖罪の過料<sup>154</sup>、  
害の回復(盗んだものを返すなど)の具体的な内容などはこの時点で言い渡される
- 11) 判断に合意が得られたら、ジュラメントゥ(Juramentu)とよばれる合意の確定と再  
犯しない約束を結ぶ。そしてフイ・トゥア(Fui Tua)を行う。フイ・トゥアは、一つの  
カップから加害者と被害者が地酒を分け合って飲んで、先祖の霊の加護の元、お互いを  
受け入れるシム・マル(Simu Maru)という意識の表現として大変重要な意味を持っている。  
この意識がナヘ・ビティの効力の基礎の一つを形成しているといわれる。事件に関  
する裁定や、申し立てに対する判断の内容が家族や親類など、当事者以外にもかかる場  
合、当事者の後に関係者の一族もこの酒を飲むことがあるが、原則リア・ナイン(司祭)  
は飲まない
- 12) リア・ナインが再びお祈りして(関係者と共に)、聖なる器を定位置にもどす。こ  
の際のお祈りは、土着の信仰が強い場合は、それにそって、キリスト教の影響が強い場  
合は、教会のお祈りをこの場で行う。そして、カーペットを巻いてしまう。この行為を  
ルウルウン・ビティといって(ルウルウンは「巻く」、ビティは「カーペット」の意味)、  
カーペットを巻くことによって手続きの終わりを意味する
- 13) 加害者は、贖罪のために動物(豚、ヤギなど)の生贄をコミュニティに差し出す。  
肉は調理して晚餐に使い、骨はウマ・ルリックに残しておく
- 14) 賠償のために、被害者に金品、動物などをさし出す(内容や、数量についてはナヘ・

---

<sup>154</sup> 手続きの内容は民事調停に近いが、刑事手続きのような側面もあるため、コミュニティによっては、被害者への賠償と合わせて過料が科せられることがある。過料は伝統的規範であるタラ・バンドゥに規定されていることが多い(過料はコミュニティに対して支払われる)。



ビティで言い渡される)

15) 村人を呼んで晩餐会を行う

上記は、損害を伴う事件の内、けんか、暴行、窃盗や器物破損などに関するナヘ・ビティ手続きについて描写したものである。性暴力とは多少ことなるが、東ティモールにおいて嫌厭される婚前交渉や未成年者間の性交渉については、それが起きた場合かかる家族が責任を問われる。多くの場合、ナヘ・ビティによって調停を行うが、その際の手続きの流れについては、暴行などを裁く手続きと大きく変わりがないが、一部変則的な実施がされる。具体的には、上記のステップの6及び7、つまり被害者と加害者の供述が、当事者本人ではなく、その家族によって行われる。また、その供述は、比喩を使って行われる。前述した様に、「お宅の長男がうちの娘と関係をもった」ということを、当事者やナヘ・ビティ参加者の感情面などに影響がありうることを説明・表現する場合は、間接的な表現になるようである。意思疎通を可能にするために、その際に使われる比喩は、ナヘ・ビティ手続きにおいて、通用されているものを使う。ナヘ・ビティ手続きを通じて、調停する場合、かつ当該人達に結婚の意思がない場合、男性の家族は女性の家族に対して、多大な額の賠償金を支払う必要があることが多い。これは、婚前交渉の記録によって当該女性の婚約金や結婚条件が著しく影響を受けることが理由となっている。

暴力を伴う係争の場合は、動物の生贄が求められる。暴力の加害者は生贄の動物の血を飲み、2度と同じ過ちを犯さないことを約束する。この約束を破った場合、加害者は死亡するか、病気で苦しむと信仰されている。

手続きは地域により手続きには多少の違いがある。通常、リア・ナインはフウイ・トゥアにおいて酒を摂取することがないということは前述のとおりであるが、アイレウ県セロイ村におけるナヘ・ビティの儀式では、話し合いの後のフイ・トゥアにおいて、リア・ナインと紛争に関わる両者の3者で象徴的に酒(Tua)が交わされる<sup>155</sup>。リア・ナインの酒のコップは、紛争両者の上にはじめは置かれるが、話し合いの後はリア・ナインのコップは紛争両者の真ん中に置かれ、話し合いによる解決がなされたことを示す(図7参照)。そして、酒を同時に飲むことにより、和解されたことが象徴的に示される。

---

<sup>155</sup> NGOであるベルン(NGO Belun)所属のビセンテ・ダス・ネベス(Mr. Vicente Das Neves)氏へのインタビュー(2013年7月22日アイレウにて)

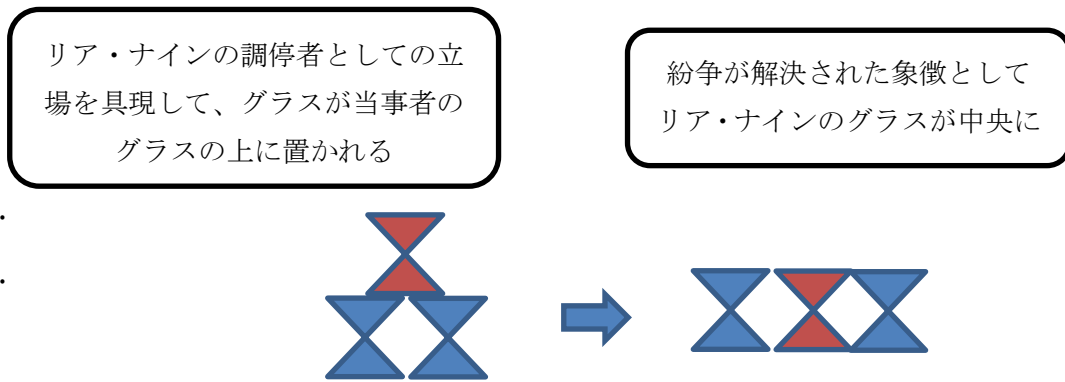


図 7: 紛争解決におけるリア・ナインの象徴的役割<sup>156</sup>



写真 22 神なる家(UmaLulik)、(アイレウ県、2013年7月)



写真 23 神なる家(UmaLulik)の屋根部の装飾。地域によっては、この部分に生贄の骨が飾られる場合がある。(ラメシウ、2013年7月20日)

<sup>156</sup> 宮澤哲・宮澤尚里の「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」 調査研究報告 法務省法務総合研究所国際協力部からの抜粋

#### 5-3-4 ナヘ・ビティ手続きの特徴(分析)

実定法上、刑事事件は司法機関によって裁かれる。理屈の上では、村民もそのような理解をしているため(聞き取りをすると明確にこのような回答が返ってくる)、筆者のような外部の人間が村落の構成員に聞き取りをすると、特に村のリーダーたちは実定法の優位を明確に説明する。すなわち、実定法が司る上位の社会領域と、伝統的規範が司る下位の社会領域があるという認識を人々は持っている。しかし実際は、暴行など本来刑事手続きに乗る事案であっても、村落内の秩序を回復するという目的で伝統的規範を用い、秩序を乱したものを罰して、被害を受けた者へ害の回復をしている(例えば、程度にもよるが暴行をしたものは、被害者に羊一頭を差し出す、もしくは村落委員会に 50 ドル払う、など)。村落を一つの共同体ととらえ、その内の秩序回復と構成員の間の関係修復することによって、慣習に違反した行為が実定法上は刑事事件であっても、結果として調停や修復的正義をもって解決を目指すという結論になっている。伝統的司法による調停や修復的正義は、リア・ナインや村の長老など、集落の権威あるものによって実施され、加害者と被害者の双方が納得することが多い。ゆえに、修復的司法としての機能、すなわち害の修復と村落内の社会秩序の回復が実効的に行われることが多い。つまり、現実的には実定法の社会領域と伝統的規範の社会領域は交わりあい、共存し、非体系的に補完しあっている。主権国家である東ティモールは、政府が唯一正当化された暴力を保持するという立場をとる。そのような前提があるため、村落調停で刑事事件の解決をするということは、村落における封建的な権力を認めることになるので、政府にとって受け入れられるものではない。それを村民も十分承知している。そのため、伝統的規範の実施主体である村落共同体は、刑事罰については国が実施、刑事事件の民事調停は伝統的司法をもって村落が実施、という整理を付ける。また、村落が伝統的規範の実施において国際機関から支援を受ける場合、女性差別など「非民主的」と指摘される要素については、これを排除しようしているという姿勢を見せるという意志が働いているのがわかる。

#### 5-3-5 結婚(婚約)と婚家からの離脱、そして相続

ナヘ・ビティ(Nahe Biti)手続きは、結婚にかかる手続きや、離婚や夫の他界などによっておこる婚家からの離脱、そして相続にかかる事案に関しても実施されることがある。

結婚そのものは、東ティモールの伝統的な結婚式、もしくはカトリック形式の結婚式が主流である。ここでナヘ・ビティが関与するのは、厳密には結婚に至るまでの手続きであり、つまり婚約の手続きである。

#### 5-3-6 婚約に関するナヘ・ビティ手続きの流れ

婚約に関するナヘ・ビティ手続きは、ながれとしては本節 5 項記載の手続きと類似している。以下は、ボボナロ県マリアナ準県出身者(ディリ県在住)の実施した手続きを事

例として描写する<sup>157</sup>。婚約に関するナヘ・ビティは東ティモール 13 県において大枠で変わらないが、結納金に関する取り決めが厳密なラウテン(またはロスパロス)県を始め、地域によって手続きの詳細は異なる。

- 1) 婚意があることが(通常男性側の叔父によって)リア・ナイン(司祭)に相談される
- 2) 男性側の叔父と、女性側の叔父が、ナヘ・ビティの日程をリア・ナインと調整しつつ決定し、関係者の招集をする
- 3) ナヘ・ビティ手続きの当日の朝、リア・ナインが一人で「聖なる家」ウマ・ルリックに入り、カーペット(Biti)を広げて準備し、ビンロウ(Bua)などを準備し、「聖なる器」をカーペットに移し、お祈りをして先祖の霊を召喚する
- 4) 婚約しようとしている男女の一族に対して、ウマ・ルリックに入るように促される
- 5) 関係者がウマ・ルリックにはいったら聖なる器を関係者の間で回す(通常は一回りのみ。地域によっては、複数回回す地域もある)。伝統的なかごに入れられたコショウ科のキンマの樹の若葉が参加者に間で回される。各参加者はビンロウとキンマの葉(最近では、これがたばこということもある)を各自一枚とって口に含み、かごを回してゆく
- 6) 一連の事前儀礼がすんだら、対象となる男女が結婚を前提とした交際をしていることが告げられ、その上で、結納金にあたるベ・マナス(直訳すると「熱い水」の意味。妊婦が破水した時に出てくる体液を象徴する)<sup>158</sup>を決める。女性の一族が、娘をどれだけ苦勞して育てたのか、ということ、そしてどんなに素晴らしい娘なのか、ということを主張する。比喻を使って表現をすることが多いが、直接的な表現をすることもある。伝統的な手続きの場合、女性の同席は認められているが、自発的に話すことは認められていない(リア・ナインもしくは長老衆から質問された際に答えることは認められる)
- 7) 女性側の家族の主張に対して、男性側の家族から結納金(品)の額(量)の提示がある。婿家族の女性も自発的に話すことは認められていない
- 8) 通常、結納金の額が一度で決まることはなく、上記 6 と 7 を何度か繰り返して、金額の

---

<sup>157</sup> 2016 年 12 月 30 日にディリで筆者も本儀式に参加する機会を得た。

<sup>158</sup> 結納金が「破水」という呼ばれているのは、結婚の対象となる女性を出産する際に、その母親が受けた痛みに対する感謝と敬意を、金品などをもって表すという意味。ボボナロ県、マリアナ準県出身 J. S. 氏インタビュー(2016 年 12 月)

折り合いをつけてゆく。しかし、すぐに折り合いがつかないことも少なくなく、場合によっては、この箇所の手続きだけで数か月かかる場合もある

- 9) 合意に達した場合、長老衆の意見も聞きつつ、リア・ナインが結婚の合意を認知する。事件とは違い、ジュラメントゥ(Juramentu)やファイ・トゥア(Fui Tua)は原則ない
- 10) リア・ナインが再びお祈りして(関係者と共に)、聖なる器を定位置にもどす。この際のお祈りは、土着の信仰が強い場合は、それにそって、キリスト教の影響が強い場合は、教会のお祈りをこの場で行う。そして、カーペットを巻いてしまう。カーペットを巻く事によって手続きの終わりを表現する
- 11) 男性側の一族は、婚約の手続きの「土産」として動物(豚、ヤギなど)を持参していることが多いので、肉は調理して、晚餐に使い、骨はウマ・ルリックに残しておく。この過程は「ハモス・ダラン(Hamos Dalan、直訳すると『道[筋]をきれいにする』』という意味になるが、この場合の意味は『関係の[再]構築』である)」と呼ばれ、タイス(伝統的な織物)・ヤギなどの家畜が持参されることが多い
- 12) 男女の一族関係者及び村人を呼んで晚餐会を行う

以下の写真は、ボボナロ県マリアナ準県におけるナヘ・ビティの慣習にのっとった婚約式である。花嫁、花婿共にディリに住所があるため(花婿は仕事の関係で一時的にイギリス在住)、ナヘ・ビティはウマ・ルリックではなくディリの花嫁の自宅で行われた。筆者は2016年12月にこの手続きに参加する機会を得た。

その場では、金額等の交渉は一切なく、手続きにかかる時間も数時間程度である(晚餐を含めると一タかかる)。男性の叔父と女性の叔父のみ、話をする。その双方に補佐役として、一族の男性や、長老的役割を持つ者が数名ついていて、それらのアドバイスを受けつつ話を進めてゆく。時に、主役である叔父は、一語ずつゆっくりと発音し、その間に耳元で長老が考慮すべき点をささやくこともある。下記に掲載している写真は、筆者が2016年12月に参加をした「交際の認知」の目的のナヘ・ビティ手続きの様子である。

男性の姉から女性に金のネックレスがつけられ、この金のネックレスにより婚約中であることを示す。その他、多くの贈答品が渡された。これらの贈答品には、たばこやウィスキー等が含まれる。この贈答品は前述した「土産」であり、結納品とは別のものである。この点は手続き中も女性側の叔父から男性の叔父に対しても確認がなされた。女性の叔父から男性の叔父にはタイス(伝統的な織物)が贈答された。このタイスは親族により、男性の首にかけられ、儀式の間このタイスをまとったままであった。



写真 24 婚約のためのナヘ・ピティ儀式の様子。花嫁の自宅。奥の男性は花嫁の叔父で、一族を代表している。手前のカーキ色のシャツを着た男性が花婿側の「義兄(実際は、非常に遠い親戚)」で、一族を代表している。共に、周りに座る相談役と協議しつつ、一文一語、注意深く話を進めてゆく。その際は、間接的な表現が使われた。(2016年12月30日、ディリ)



写真 25 ナヘ・ピティ婚約式での男性の側から「土産」として送られた贈答品(ウイスキー、たばこ等、日常で消費されるものが多い。写真には写っていないが、この他に羊が一头贈られた。(2016年12月30日、ディリ)



写真 26 儀式が始まる前に参加者の間でまわされるピンロウとたばこ。ティモールの伝統的な籠に入れられる。(2016年12月30日、ディリ)



写真 27 キンマの葉の上に置かれているピンロウ。  
これに石灰をかける。参加者全員が口にふくむことが  
求められる。嘔むと酩酊作用があるとのこと。  
近年は形式だけの場合もある  
(2016年12月30日、ディリ)



写真 28 店頭で販売されている  
ピンロウ(2016年12月30日、  
ディリ)



写真 29 ピンロウとともに口にふくむキンマの葉は丸く並べられ  
て販売されていることが多い(2016年12月30日、ディリ)





写真 30 男性の叔母から女性に婚約の印の金のネックレスがかけられる(2016年12月30日、ディリ)



写真 31 婚約が受け入れられると女性側の叔父から男性にタイスが首にかけられる(2016年12月30日、ディリ)



写真 32 比喩などを使って間接的なコミュニケーションが取られる。一族を代表して話をする叔父(カーキ色のシャツの男性)と親類(黒いシャツの男性)が、女性方の一族に伝える内容を相談している様子(2016年12月30日、ディリ)



写真 33 儀式後には家の庭で親類同士により晩餐会が行われる。花嫁の一族が準備。(2016年12月30日、ディリ)

#### 5-3-7 離婚や夫の他界などによっておこる婚家からの離脱と相続

離婚の場合、女性は婚家から離脱をすることになる。夫が若くして他界した場合などは、女性は婚家から離脱をするか婚家に残るか判断を、夫が他界した日から数えて14日以内にする必要がある。これは、婚家からの離脱が、その後の相続や結納金の返納(婚家からの離脱の際は、結納金の一部返納を求められる)などにも影響するためでもあり、その観点

からもナヘ・ビティ手続きが必要とされる。また、嫡出子は父方のウマ・ルリックに属するが、その母は婚家からの離脱を決める場合、嫡出子についても身分事項の扱いを決めなくてはならない。通常、女兒は婚出して一族を離れるために、相続の観点から大きな争点とはならない。しかし、男児の場合は、相続権を維持する機会が多いので、婚家が手放さないことが多い(父系拡大親族を「一族」の基礎単位とする地域において)。それらの利害関係の調停を、ナヘ・ビティを通じて行う。結納金との関係では、故配偶者が結納金の全額の支払いをしていなかったら<sup>159</sup>、妻と嫡出子は妻の実家のウマ・ルリックに属することになる。もし、故配偶者が結納金の全額を支払い済みの場合、父方のウマ・ルリックに属する。

#### 5-3-8 婚約に関するナヘ・ビティ手続きの特徴

婚約に関するナヘ・ビティ手続きがその他のナヘ・ビティ手続きと大きく異なる点は、手続きの重点が結納金の内容に関する交渉におかれている点である。ゆえに、一族間の交渉の部分に多く時間がかかる。早ければ、手続き全体が一日で終了するが、話がまとまらない場合は1か月から中には数か月かかることも珍しくない。また、金額が合意されない場合、または、親族の出席が調整できない場合、本人たちの意思とは別に結婚は実現しない。あるマリアナ準県出身の男性は婚前交渉に時間がかかり、親族の出席も調整ができず、出会いから結婚までに10年ほどの年月を要したという<sup>160</sup>。最終的に合意される金額の平均は地域によって大幅に異なるが、多くの場合、牛、羊などの家畜数頭<sup>161</sup>と金銀食器や装飾品など、金額にして合計5000米ドル程度である。特に結納金が多い県として知られるロスパロス県では、多くの場合牛77頭が要求されることがよく知られている。

これは婚約のナヘ・ビティに限ることではないが、都市部などにおいては特に自宅でナヘ・ビティを行うこともある。結婚が、かかる二つの一族間の結合のきっかけとなるため、近年はどちらかの家にもう一方の一族が訪問してナヘ・ビティを行うことも多くなってきたということであった<sup>162</sup>。

多くの場合、結納金を決めるナヘ・ビティの前に、結婚を前提とした交際を認知するナヘ・ビティがある(前述。写真21-30参照)。これは、男性の側の一族が、交際する女性側の自宅を訪問して、男性の叔父が、女性の叔父に、当該男女の交際を認知してもらうナヘ・ビティ手続きであるが、比喩を使って間接的な表現を使って関係認知をおこなう。結婚の意思を表すために比喩表現が使われる。その一例をあげると、「あなたの庭に咲いている花を摘みたい」という表現は、「甥がお宅のお嬢さんと結婚したいという意思を持っている」ということを意味して使用する。

<sup>159</sup> これは結納金が分割で支払われることもあるため。

<sup>160</sup> ボボナロ県、マリアナ準県出身 J. S. 氏インタビュー(2016年12月)

<sup>161</sup> 2016年12月の時点で、成牛一頭約1000米ドルという値段であった

<sup>162</sup> 前掲の J. S. 氏インタビュー(2016年12月)

### 5-3-9 土地の所有権にかかる係争調停

東ティモールにおいては、土地の所有権がいくつもの階層がある。大きな類型だけをとらえても、1)伝統的所有権、2)ポルトガル政庁によって付与された所有権、3)インドネシア政府によって付与された所有権、4)UNTAETによって認められた所有権、そして5)独立後に東ティモール政府によって付与された所有権の5つに区分することができる。

伝統的所有権は、先祖から受け継いできた慣習的な所有権に内包される、私人の土地所有権と共同体(村落)が使用する目的でコミュニティが伝統的に所有する共有地である。後者は日本の入会(いりあい)に類似している部分がある。

ポルトガル統治時代にディリ政庁から受けた土地の所有権、もしくは租借による登記もある。これによって小王国の王であるリウ・ライ(Liu Rai)が所有権もしくは租借権を主張することがある。また、同時期にリウ・ライが私人に与えた所有権も存在する。そこに1975年以降に付与されたインドネシア統治時代の所有権がある。

インドネシア時代の所有権については、インドネシア統治そのものを東ティモール政府が認知していないため、法律上は同政府による行為は無効化されており、よってインドネシア時代の所有権は原則正当性を失っている。他方、ポルトガル時代に発行された土地所有権が、1991年の土地法(法 18/1991号)によってインドネシア土地法に統合された経緯があるので、ポルトガル政府発行の所有権とインドネシア政府発行の所有権が重複する場合もある(Lopes:2008)。

そして国連暫定統治機構(UNTAET)および東ティモール移行期行政機構(ETTA)によって認められた土地の所有権、そして2002年以降、独立後の東ティモール政府によって付与された所有権がある(米国国際開発庁の支援による登記事業と土地所有権の正規化手続きについて本項に後述)。それらの所有権に加えて、登記が存在しない、または不正規(もしくは非合法)ではあるが一定の期間占有してきたことをもって所有者であるという主張などが存在している。

これらの所有権は複雑に交わり存在してきたが、独立と民主化が進む中で、私人の土地所有権についても、確定する必要が出てきた。村落内における私人間の土地の所有権にかかる係争においては、多くの場合、ナヘ・ビティ手続きが適用され、村落調停によって紛争が解決されることが多かった。これは、リア・ナインと長老委員会の大きな機能である「組織としての記憶(organizational memory)」、すなわち村落における出来事に関する記憶の継承をたよりに、土地の境界線や特定の土地の譲渡や売買の経緯を再確認し、その上で所有権の確定をするからである。私人間や、村落内における土地所有に関連した調停においては、ナヘ・ビティはその機能を果たすようであるが、土地所有権の紛争が、いくつかの村落にまたがる場合や、法人を巻き込む様な紛争では、ナヘ・ビティの特徴が十分に生かされないため、村落調停ではなく、事件を法廷に持ち込むことも多くなってきた。

土地の所有権にかかる係争調停の際には、法務省の登記不動産課(Land and Property

Unit)の職員が仲裁者として立ち会うこともある。ある意味で村落調停と法のハイブリットである、土地・不動産・登記庁(Direcção Nacional de Terras, Propriedade e Serviços Cadastrais)が協力・仲介する調停である。土地・不動産課(Land Property Unit)の不動産登記事務所(National Cadaster Service)が土地に関するデータを持っており、そのデータを参照しつつ土地紛争の調停に立ち会う。

これは、特定の村落における関心を共有しない他の共同体の出身者を巻き込んだ村落間事案や、法人などが関わる場合などにおいて、中立な第三者の介入によって、より潤滑な事件の解決を図ることができるというものである。UNTAET や東ティモール暫定政府(ETTA)の統治時代からこの手法は採用されており、法廷による解決よりも経済負担も軽く、効率的に紛争解決をするなど、一定の成果をもたらしている(Fitzpatrick:2008)。つまり、裁判外紛争処理(ADR)である。

土地所有権の認定手続きは、国際機関や二国間援助機関からの支援を受けて実施が進んだ。2007年10月から2012年9月までの5年間、アメリカ合衆国国際開発庁もしくはUSAIDが土地・不動産・登記庁と実施した「イタ・ニャ・ライ(Ita Nia Rai)事業(直訳すると「私たちの土地」の意味)」によって、政府による土地法の法整備支援と、私人および法人による所有地の登記を進めた。特定の土地の所有を主張する者からききとりを行い、登記を行った。一つの土地を複数の所有者が権利主張することによって起こりうる紛争を回避するために、特定の所有権に異議の申し立てができるよう、登記の内容は30日公開された。その上で、土地の所有権を認める証書の発行の手続きに進んだ。この際にも、所有権の紛争があった場合、土地・不動産・登記庁による裁判外紛争処理(ADR)が行われた。

前述のイタ・ニャ・ライ(Ita Nia Rai)事業以降の土地の紛争に関しては、境界線に関する紛争が多い<sup>163</sup>。境界線については、石や竹等で印がつけられることが多く、境界線の扱いは伝統的規範で定められている地域が多い。その一方で、前述のようにポルトガル時代やインドネシア時代に発行されている土地所有に関する証書等の上でも、所有権が重層的になっていることがあるため、同じ土地でも主張する者が異なり係争となりえる。さらに、異なる統治機構が発行する証書の形式も様々で、真正の証書を特定する作業にも時間と資源が必要となる。

土地の上に存在する植物についても所有権が異なることもありしばしば係争となる。例えば、ある土地にチークが植えてあり、その土地の所有者とチークを育てている者が異なる場合、誰がそのチークを所有するのか、という議論になる。ポルトガル時代には、リウ・ライがポルトガル行政官からチーク材の苗をもらい植えたが、そのチークから落ちた種が育った場合、他の者の所有の土地でも、自分のチークだと主張していたこともあった。法務省高官の見解では、そのような場合、「種の持ち主かつ管理者」がチークの所有者であると判断するということだった。つまり、実際にチークを育てている者が土地の所有権に関わらずチーク自体の所有者である。しかし、かかる法整備は現在進められている段階で

<sup>163</sup> 2016年12月の法務省ビタル局長へのインタビュー

あり、イタ・ニャ・ライ事業の成果を土台として、今後法と制度を確立してゆくということであった。土地所有権に関する法はまだ国会で議論が長年続いているところであり、法的にはまだはっきりとしていない<sup>164</sup>。

また、過去の各証書や書簡を根拠に土地所有権が主張、議論されることもある。第二次世界大戦時に東ティモールに在住していたポルトガル人は、戦火が激しくなった際にオーストラリアに逃げた者もいたが、その際に、リウ・ライの支援を得て逃亡する者がいた。そのようなポルトガル人からリウ・ライに対して礼状が出された。そういった手紙の内容は、「支援に対する感謝状 (Certification letter of help)」など、土地所有には関連のない書簡であることが多い<sup>165</sup>。しかし、小国の王であるリウ・ライがその手紙を今も持ち出し、土地所有権の手紙であると主張することがある。しかし、実際には土地の所有権の付与について記載がないものが殆どである。また、謝礼として不動産の供与について書いている書簡も見つかっているようだが、輕易に書かれた文書であるために境界線については書いてない物が殆どであり、裁判所で証拠として扱ったとしても主張を裏付ける証拠としては、考慮されない可能性が高い。よって、このような主張の事例は、村長と話し合いを持つ方が良いと農林省の職員はアドバイスを出している<sup>166</sup>。

#### 5-3-10 加害者に対する罰や被害者が被った害の修復

事件が理由で損害をおった経緯がある者に対する害の修復は、害の起因となった行為者がその事実を認めた場合、長老の判断で害の行為者を罰することによって行われる。行為者に科せられる罰の形態と分類は、村ごとに多少の違いがあるが、鳥瞰すると全13県において概ね共通している。大きな分類としては、下記の罰がある。

- 1) 暴力：通常は罰金刑が科せられるが、罰金は害を被った者に対して支払われるので、むしろ慰謝料に近い(罰金の一部が村に寄与されることも多い)。加害者に課せられる罰金刑は罪の度合いにもよるが、牛や貴金属などが一般的である。加えてタイス(高価とされる伝統的な織物)を被害者に対して引き渡す事案が多い。
- 2) 性暴力：罰については、細分化され、複雑に構成されている。事件に関連する双方の家族が主張するものを調停役の長老委員会が聞き取り、リア・ナインと協議の上、最終的な判断をする。
- 3) 窃盗：盗品の返還もしくは同等程度の金品の引き渡し、および先祖への償いの目的で生贄をささげる。この生贄は、ナヘ・ビティ(Nahe Biti)手続きが終わった後の晚餐で、

<sup>164</sup> 2013年7月現在。法務省ビタル法制局長へのインタビュー(2013年7月)

<sup>165</sup> ボボナロ県、マリアナ準県のJ.N.氏へのインタビュー。リア・ナインである叔父とリウ・ライとのやり取りの記憶をもとに、土地の所有権の主張に影響がありうるために、匿名を条件に情報提供があった(2017年12月)。

<sup>166</sup> マリオ・ヌネス氏(Mr. Mario Nunes)農林省幹部へのインタビュー(2016年12月28日、ディリ)

コミュニティの構成員が食する。

他方、そこから派生する罪の認定と害の修復、つまり罰則の度合い等に一定程度の差があることが見受けられる。これはつまり、二つの別の村でおかされた同じ種類の犯罪に対して二つの違う度合いの罰が与えられうるということになる。この点は、特記すべき点である。罰の種別やその量は、県、準県、村落などの行政単位や、行為の質と害の度合いによって変化する。

現在、伝統的規範の成文化が進んでいるが、アイレウ県ファダブロコ村では、2011年8月3日に村落規範(Village Regulation)が「施行」されており、その規範の中で罰則の度合いについても規定されている<sup>167</sup>。村落規範の署名者は村長(兼村落委員会代表)及び集落長であり、そして、農林水産省森林局長代理、アイレウ県知事、ラメシウ準県長の3者の署名により是認されている。

当該村落規範は、犯罪のレベルに応じて(大きく「深刻な犯罪」と「軽犯罪」に区別されている)、制裁の内容とレベルが規定されている。深刻な犯罪の例としては、暴力、性暴力、不法伐採、家畜の窃盗、脅迫、深刻な中傷、黒魔術の使用などが挙げられている<sup>168</sup>。深刻な犯罪の当事者に対する罰則として、損害に伴う補償、罰金、ルルン・ビティ(Lulun Biti)で必要とされる物資の提供が求められる。罰金のレベルは、集落レベルでの話し合いによる解決の場合はUS\$50、村レベルでの話し合いによる解決の場合はUS\$80を支払う。東ティモールにおいて有価物と認識されている水牛、米、たばこ、酒(Tua:地元で作られたココナッツの発酵酒)、ビンロウ(Buahomal: Betel nut)、を罰として提供しなければならない。これらの罰則に従わない場合は、警察に受け渡される。

軽犯罪としては、農作物や鳥の窃盗、農産物への損害、野生動物の捕獲等が挙げられている。軽犯罪を犯した者に対する罰則としては、重犯罪の場合と種類はほぼ同じだが、数量や度合いが異なる。集落レベルでの話し合いによる解決の場合はUS\$25、村レベルではUS\$40を支払う。また、有価物による罰則として、水牛の代わりに豚となっており、罪の重さにより動物の種類が変わる。罪のレベルが軽い方から、「1. 鳥、2. 豚または山羊、3. 水牛」と科料が変わる。この罰を受け入れない、または事情により受け入れられない場合は、社会奉仕活動に従事することが求められる。軽犯罪を3度再犯した場合には、警察に受け渡される。

### 5-3-1 1 ナヘ・ビティの法的性質と村民による認知

伝統的司法であるナヘ・ビティ(Nahe Biti)が、民事手続きと刑事手続きと双方の特徴

<sup>167</sup> 付表3のファダブロコ村落規定(Village Regulation of Suco Fadabloco)を参照(論文審査委員会以外は非公開)

<sup>168</sup> 前述したが、東ティモールにおいてこれらの犯罪は本来刑法で裁かれるべきであるが、地域によって伝統的ガバナンス機構を積極的に適用している。

を合わせ持っていることは前述した。本節では、同手続きの村落民事訴訟手続きのような性質について概説する。民事手続きとしてのタラ・バンドゥ実施の場合も、軽犯罪を裁くときと同様に、タラ・バンドゥ伝統的規範を法源としている。近年にある村で制定されたタラ・バンドゥ実施の例では、特定の事案にかかる規範の制定に先立ち、その時点で係争中であった事件をナヘ・ビティによって解決し、当該ナヘ・ビティによる裁定を「判例」のように扱った。かかるタラ・バンドゥの正当性とする事案も少なくないということであった。それらの事件は刑法によって裁かれるべく殺人などに関連した重犯罪であったので、裁判所が管轄権を行使して加害者を同国の刑法に基づき裁いたが、村人にとっての問題は被害者支援の不足と、加害者からの「逆恨み」等、応酬による暴力の継続であった。この逆恨みの多くは、裁判所における正式な裁定にあまりなじみのない村人が、当局の介入により事件が「正規化」されることでおこる感情の衝突である。裁判所による判断が発布され、刑が確定されたとしても、改めてナヘ・ビティが実施されることも多い。ナヘ・ビティを適用することで、この逆恨みを最小限にし、双方の和解を促進できると考えられている。前述した社会連帯省が実施する事業にその例がある。コミュニティにおける公共の福祉や利害に影響がありうるために規範を定めて不法行為に罰則をつけているタラ・バンドゥが強行規範であることに対して、任意規範、すなわち公の秩序に関しない規定について当事者間で紛争解決する場合、ナヘ・ビティを適用するという整理をつけることもできる。その場合、コミュニティに生きる者にとって重要である自出のコミュニティリーダーからの指導など、ナヘ・ビティにおける合意には相当程度の強制力があると考えられる。

また、強制力という意味では、東ティモールにおける伝統的規範の多くが、「先祖」の存在に大きく依っているところも関心深い。ナヘ・ビティ(Nahe Biti)については、審判や調停が、村民の面前で実施され、村民の審判の結果に対する認知が、拘束力となっている。前述のとおり、手続きがウマルリック(聖なる家)で行われ、手続きには「先祖」が呼び戻され、村民とかかる先祖すべての面前で審判が行われるため、事件の関係者は、共生する村民とその先祖から審判の結果を受け入れ実施することを監督されていることになる。同様に、タラ・バンドゥ(Tara Bandu)についても、村の定め制定は定められた儀式を通じて、村民の面前でおこなうが、「先祖」を呼び戻し、その面前で儀式を行うことによって、先祖の認知をも受ける。「先祖」による定め認知は、村民が定めに従う動機付けとしての要素として働いている。

### 5-3-1 2 ナヘ・ビティ手続きと文化・慣習

インドネシア統治下において、司法制度へのアクセスする者が少なかったことは、インドネシア政府に対する不信感という点から理解できる。しかし、インドネシア当局からの圧力があり、伝統や慣習の実施は規制の対象となってきたことを鑑みれば、不信感の点のみをもって、伝統的司法であるナヘ・ビティ(Nahe Biti)が村落社会の中で受け入れられる手続きとして発展した経緯は説明できない。伝統的司法の発展には文化・慣習の観点か



ら複合的な理由が挙げられる。

ひとつには、問題の正規化に対する人々の抵抗感があげられる。一族の長男等が家長となり、その者を中心に形成される「一族」が形成される。東ティモールにおける「一族」は、コミュニティを形成し、原則、村落単位程度の地理的範囲で共生している。“ウマ・ルリック(聖なる家)を象徴としてとらえ、相互扶助に基づく支援とウマ・ルリックとリア・ナイン(Lia Nain、祭祀継承者)が司る正義でコミュニティの運営がされている。リア・ナインの管轄権外にある正義に判断をゆだねることになじみが無いため、村人たちはコミュニティ内でおこった「お家事情」を実定法に基づいて設置された裁判所によって裁かれることに抵抗がある。このような概念は、かつての日本が持っていたような「家」の概念に近い。かつて日本において「家」が社会を構成する最小ユニットととらえる慣習が主流であったところに類似した問題があった。それは、「家」の中の問題を外に出すことを嫌う慣習で、強行法規によって裁かれるので無い以外、裁判沙汰を嫌う傾向があった。

東ティモールにおいても、国土の多くを占める山岳地帯と発展途上にある交通網は、首都ディリへの行き来を難しくした。ポルトガル統治下の同国では、インフラの未整備や地理的条件が都市部と村落間の往来を制限してきたが、インドネシア統治下においては当局による移動の制限が、人の移動を一層限定した。人の移動が限られたことにより、村落単位のコミュニティは一層堅固な物になり、「コミュニティ」や「家」をひとつの社会ユニットととらえる慣習が、さらに固定化されたと考えられる。現在もこの慣習が残っており、地理的に限られた範囲で婚姻関係が進み、一つのコミュニティの中における親類関係が広範囲になるにつれて、コミュニティ単位で、ひとつ(もしくは数個)の「家」と見ているところがある<sup>169</sup>。このことが、リア・ナイン(Lia Nain)を一族の長として選任し、ウマ・ルリック(Uma Lulik)<sup>170</sup>を共有する父系(母系)拡大親族を持ってコミュニティを形成する形態を東ティモールにおいて一般化させた。

下記の三件の社会連帯省が支援した事件(本論文の第六章で事例研究として取り上げている)を概観すると、コミュニティの「お家事情」を首都の裁判所という「日の」元にさらし、正規化するということに対する関係者(特に加害者)の感情的抵抗が見える<sup>171</sup>。故に、裁判を起こしたが、問題を正規化したことへの「復讐」という結果を導いてしまった。こ

---

<sup>169</sup> 合わせて注釈 137 記載のブナックについても参照

<sup>170</sup> ウマ・ルリックは、地域によって「ウマ・リサン(Uma Lisan)」、インドネシア語を混ぜた表現では「ウマ・アダット(Uma Adat)」など、さまざまな呼称がある

<sup>171</sup> アジア財団が2008年に出版した“A Survey of Citizen Awareness and Attitudes Regarding Law and Justice 2008”の調査結果は、東ティモールの人々が民事調停など裁判所を介した紛争調停に抵抗感を持っていることを示唆している。関心深いのは、同調査の添付資料(APPENDIX 3: Survey Questionnaire)にあるアンケート用紙とその回答である。質問 16(How comfortable are you with resolving problems through the Courts?)など、いくつか関連の質問がみられるが、回答のほとんどが「わからない」もしくは「無回答」という回答である点であり、これは明らかに、問題を正規化することへの感情的抵抗を示していると考えられる。

これらの事件は、三件すべて殺人や放火などの重犯罪事件であった。当該事案三件に共通していた概要は以下である。裁判所は、これらすべての件について正式に判断した上で、刑の確定をした。しかし、コミュニティは刑の確定によって問題解決したとは感じておらず、非常に不安定な状況が継続したと考えていた。ボボナロ県の例では、ある村においていわゆる「格闘技グループ」と自称する集団の構成員が民家に放火をし、法廷において有罪判決を受けるという事案があった。村人達は司法によって裁定がなされたその事実が、格闘技グループからの「復讐」の原因となってしまう、村の治安が悪化し、村全体が不利益を被ることを恐れた。そのため、ナヘ・ビティ・ボートを行うことによって当事者間(放火を行った者と、民家の所有者)の調停を行い、その上でタラ・バンドゥによって、調停の内容を法制化し「強制」することが必要だと考えた。そこで村人達は、社会連帯省と UNDP から支援を得てナヘ・ビティを実施し、村の治安の安定化をはかった。実施から約一年が経ったが、聞き取り調査を行った時点(2013年7月)では、同地区における「復讐」的暴力が行われたという経緯はないと報告されている<sup>172</sup>。オエクシ県、エルメラ県における他の実施例も、同じように殺人や、複数件の殺人・傷害事件が関連する重い犯罪であったが、当該の村人たちは、ボボナロ県で使われた手法と同じような手法をもって、村の治安の安定化に成功している。

それでは、このことは国家による強制力が機能していないということであろうか。ボボナロ県においては、警察も機能しており、国家による強制力が及んでいないということはない。一般のティモール人に対する聞き取り調査からも、法廷による裁定は時間がかかるという意見が強いものの、殺人や婦女暴行などの重犯罪については法廷に持ち込む必要があると考えている。このことから、司法に対する信頼が一定程度あるということが分かる。正式に法廷が下した判断とは別に、再び村において伝統的司法を用いた民事手続きを行い、内生性の紛争解決手続きを実施した。社会連帯省支援の3事件においては、長老委員会が、事件にかかわる主体間の和解と村の治安の安定を維持する手段として、伝統的司法を活用した。これを刑が確定した刑事事件としてとらえるとすると、一事不再理の考え方から、この扱いは加害者が国と村から二重の罰を受けることになるため、まさに「二重(罰)の危機」が危惧される。他方、日本でも見られるが、刑事事件としては確定しているので、コミュニティとしては民事訴訟で害の修復などの整理をつける以外に選択がなくなる、という観点からナヘ・ビティを採用しているという整理もつけることができる。とはいえ、村落からも罰を与えられることがあることを鑑みると、厳密な意味での民事手続きではなく、近代国家が採用している手続論的には「二重罰」という不正義の一面を残している。

先進国となった多くの国でも、第二次世界大戦後の復興期において、都市部などでおこったギャングなどが関わる組織犯罪などが、司法による裁定がなされたことなどを理由とした「復讐」関連の事件に発展することが頻発したことはよく知られていることである。

<sup>172</sup> 社会連帯省平和構築課長以下2名、および UNDP の平和構築事業担当へのインタビュー

上記三件の社会連帯省が支援した事案の特徴は、東ティモールにおける事件などは、伝統的司法によって「お家事情」が解決するという点にある。本論文第六章の事例研究でくわしく述べるが、特にこれまで独立闘争に関わってきた元戦闘員やゲリラ戦法を支援する地下活動に関わってきた若者が、警察や軍の機構に採用されなかった場合、目的を失った物がグループ化してマーシャルアーツ(武術等、格闘技グループ)の名を借りた犯罪組織によりどこを求めた。そのようなグループは社会や行政に対して不満を抱えるだけでなく、その不満から犯罪関わるが多くなった。加害者がそのようにグループ化した主体である事件は、村の治安維持の不安要素になりうることや、いわゆるスティット・キャパシティ(国家の統治執行能力)が発展途上にあるため、司法や警察機構などに対する村民の信頼が不十分であること、同時に、インドネシア時代に行政から受けた抑圧等の記憶から司法に対する不信も手伝って、加害者からの応酬に歯止めがかからなくなりうることを鑑み、村の治安維持の視点からナヘ・ビティ調停の必要性が再認識された。

#### 5-3-13 県、準県、教会などで実施されるナヘ・ビティ

ナヘ・ビティ(Nahe Biti)が村落単位で実施されるのに対して、県(District)、準県(Sub-district)または、カトリック教会が実施する調停がある。ある意味で、ナヘ・ビティの「上位審」という機能を持っていると一般的にはとらえられているようであるが、それは人々の意識の中での関係であり、そこに法律や政策などで整理された関係はなく、成文化もされていない。教会実施の調停は、ナヘ・ビティの「上位審」的な機能の他に、県、準県、教区など広域を対象にした調停についても実施されることがある。実施主体が教会であるか、県(または準県、教区など)であるかとは別に、広域で実施される調停や和解手続きは、ナヘ・ビティ・ボート(Nahe Biti Bo'ot)と呼ばれることがある。「ボート」とはテトゥン語で「大きい」という意味があり、名称通り、大規模な調停を意味する。1999年の「騒乱」時の暴力に関するCAVR実施の和解手続きが、その代表例である。

2016年6月にエルメラ県で、教会が新しく開設される儀式が開催された際に、ナヘ・ビティも併せて実施された。本ナヘ・ビティの目的は、1999年の騒乱時に反独立派と独立派の間に行われた暴力について話し合い、今も尚、インドネシアの西ティモールのアタンブアから戻ることができていない東ティモール人も呼び、和解を促すという趣旨であった。当該ナヘ・ビティではリア・ナイン、教会関係者も関わり、対立してきた人々の間での和解を促進できるよう話し合いを持った。このナヘ・ビティを実施することにより、アタンブアからも東ティモール人が帰還し、伴にコミュニティで住めるようになったという<sup>173</sup>。

#### 5-3-14 伝統的司法審判者の能力、判断の妥当性等

東ティモールの連立与党、および最大野党としてのフレテリン党(FRETELIN)が共に、伝統的規範を尊重するという立ち位置を表明している。その上、村落レベルにおける制度

<sup>173</sup> マリオ・ヌネス氏(Mr. Mario Nunes)、農林省幹部へのインタビュー(2016年12月28日)

への信頼も確立しており、その実効性についても村民から認知されていることがこれまでの分析で分かった。では、前述した大統領のスピーチに見られるような実定法と共存することの問題点などは無いのだろうか。問題点があるとするとはたしてどのような問題であるのか。シャナナ・グスマン大統領(当時)は前述のアジア財団主催の東ティモールの首都ディリにおける「慣習的な和解手続きと移行期正義・慣習法に関する国際会議」において、さらに下記のように述べている。

「・・・現代社会の法律は、はるかに複雑であり、それらは普遍的特性である価値観に対して、個別に同化してゆく過程をもって進化してきた。現代の成文化された法律は、世界的かつ恒久的な価値観をその正当性の根拠とするが、それに対して慣習法は、依然として独特の動力を維持しているとはいえ、不文律であるためにその表現は決議としての正当性を欠くものであるだけでなく、語り手の解釈に従って変更されうる。・・・(著者訳)<sup>174</sup>」

大統領がここでふれている普遍的価値観と法の関係は、民主主義社会に生きる者にとって理にかなっているということは先に取り上げたヨーロッパの例からも明確である。しかし、このような考えが長く続いた小国家間の戦争など様々な過程を経て「進化」し、形成されたヨーロッパの法律と、太平洋の島嶼国における小王国達が国内の統治と「外敵」を排除する目的で作り上げてきた規則や法律は、全く別の進化を遂げている。

むろん、ここで言わんとすることは、「近代法」が「世界的かつ恒久的な価値観をその正当性の根拠とする」という点であろうが、ここで議論されていないことは、はたしてそのような近代法的手法、もしくはヨーロッパの手法が果たして東ティモールにおいて国民に理解され、受け入れられるのかという点である。東ティモールの人々は、独立時にそれらを受け入れるという前提で独立を選択し、国づくりを進めてきたのか、また、選挙を通じて国政を委ねた国を率いるリーダーたちを選んだ時、このような「近代法」の導入を国民が自覚していたか、ということについては疑問が残る。では、そのような新しい考え方を導入するに当たって、国民の理解を深めるための投資をしたのかという疑問も持ちあがってくる。はたして、国民はそのような変化を求めていたのであろうか。それとも、国民の関心は国の「開発」にだけ向いていたのだろうか。

例えば、東ティモールが少なからず影響を受けてきた隣国インドネシアにおいても、オランダ渡来以前から存在したアダット(慣習法)と、オランダの植民地時代に適用が試みられた本国法のレヒト(recht)、日本による統治を経てオランダから独立をしたインドネシアが制定した国家法であるフクム(Hukum)が存在していた。植民地時代レヒトは、インドネシアの人々にほとんど受け入れられず、適用はほとんどオランダからの入植者にかぎられ、他方インドネシアの人々はアダットに依って生活をしてきた(高野：2015)。その際、レヒ

<sup>174</sup> 原文はテトゥン語だが、公式英語対訳を筆者が訳した

トとアダットは並行して存在し対象によって適用が変わった。フクムは、司法の近代化を目指したインドネシアがオランダ法であるレヒトから学んで構築した国家法である。慣習法であるアダットは、フクムから乖離しており、その制定においてほとんど取り込まれず、実定法であるフクムと慣習法であるアダットの相関関係は大統領のアプローチによって大きく影響を受けてきた。また、その関係は多分に操作され、政治的な関与が色濃いと理解できる。フクムは、マクロ的な国の発展に寄与してきた一方で、一般市民の日々の生活に十分に寄与する発展を果たしておらず、今日においても通常の生活においてインドネシア国民はアダットに依っており、必要に迫られてフクムを適用していると見受けられる(高野：2015)。高野が取り上げるインドネシアの事例では、法を近代化しゆく手法が受け入れられるまでに、長い時間がかかっているということがわかる。では、はたして法の近代化手法が東ティモールにおいて国民に理解され、受け入れられるのかという点は注視すべき点である。すなわち、東ティモールの国民は、「法の近代化」について十分に理解をし、その導入を自覚していたのかという問いである。

#### 5-3-15 不文律である伝統的規範

また、上述の大統領発言の中にある「語り手の解釈によって変更されうる」にみられる判断の揺らぎに関する課題もある。本節で後述するが、同国全13県において実施されている伝統的規範のうち、ナヘ・ビティ(Nahe Biti)やタラ・バンドゥ(Tara Bandu)などの手続きは、実施の形態が全国で類似している。このことは、ボロニスワフ・マリノフスキらの機能主義的視座をもって概観すれば、自然環境が全13県において似ているので、「自然がもつ物理的なニーズを満たす目的」をもって「社会全体が変化するという社会相互関連の性質」をもって伝統的規範が形成されてきたということができる。そうであれば、島内すべての地域において、伝統的規範が類似の進化をしてきた理由が明確に説明できる。すなわち、東ティモールにおけるタラ・バンドゥの実施は、共同体の生存の目的で実施されたと考えられる。タラ・バンドゥは、農産物等の自然資源の管理をその目的の一つにしていたことは前述した通りである。その目的に加えて村落間の環境が大きく異なるため、それぞれの手続きの間に大きな違いが生まれなかった。同国が熱帯気候地帯に位置し、果実や野菜などの収穫については気候の大きな変化がない限り見込める一方で、土壌はそれほど肥沃ではなく不安定な降水量と限られた牧畜の機会など、同国内の各地方に散らばるコミュニティが直面する課題など、似ていることが多かった。宗教的、民族的相違についても、国民の約98%がカトリック教徒であり、民族についても、わずかな印僑と福建省からきた少数の華僑をのぞいた大多数が(オーストロネシア語族に属する)マレー系もしくは(ポリネシア語族に属する)メラネシア系で、その他少数のポルトガルもしくはポルトガルによって連れてこられたアフリカ人とマレー系もしくはメラネシア系の混血という類型に

おおまかな分類ができる<sup>175</sup>。オーストロネシア語族に内包される小言語グループとしての分類はできるが、下位語群に属するグループ間で西部のオーストロネシア語族か東部(リキサ、バウカウ、ビケケの3県)のポリネシア語族かという点は民族的な相違ではある。しかし、前近代における慣習的な違いは、主に環境からの影響によるところが多く、この民族的な相違点からくる影響はあまり見受けられない<sup>176</sup>。村落間での環境の違いは、高低差などから来る植生変化の影響による収穫物の違いと、収穫できる動植物の違いを除くと、小言語族で区分される使用言語の違いと、収穫物の違いからくる食習慣の違いが主である。環境がコミュニティとその慣習の形成に与える影響と、社会や文化形成との深い関係は、東ティモールという島国において村落間の環境の類似性が、慣習や関連の手続きの類似性を誘発するという結果を生んだという結論に導かれる。

この地政的な影響は、同時にそれらの村落が一つのコミュニティとして高い完結性を持つ要因ともなった。村落単位で実施されている伝統的規範や関連の手続きが発達し、また、今日も信頼を得ている理由となっている。植民地時代の村落(スコ、Sucu)の前身であるリウ・ライ(Liu Rai)を中心とした小王国は、ポルトガルの統治が始まる以前から存在しており、長い歴史の中でコミュニティにおける慣習の形成においてその根底の部分形成してきた。当時宗主国であったポルトガルからの影響もある。ポルトガルは、リウ・ライの権威を借りてその影響力を保持した。各小王国を統治していたリウ・ライ(またはその子弟)がディリのポルトガル総督と持っていた関係や、同国語で学んだ法律を含む行政に関する知識は、タラ・バンドゥやナヘ・ビティのその後の変化に影響をもたらしたことも、伝統的規範の発展を考える上で考慮しなくてはならない。険しい地形がもたらした地方と首都ディリとの隔たりは、伝統的規範の形成に関してポルトガルが、当時どの程度の影響を村落レベルにおいて持っていたか、ということを決定的要素の一つであると考えられている。険しい地形などが理由となった移動の制限は、方言の発達等を見ると一見、情報の伝達に著しい影響を及ぼしたとも見受けられる一方で、長い年月をかけて変化する言語や方言の変化と250年の植民地政策では、かかる時間の規模が違うということが言える。

### 5-3-16 若い世代とナヘ・ビティ

加えて、一般に「現代化」による若い世代の「コミュニティばなれ」と呼ばれる現象も伝統的規範の実施を考える上で重要である。自身のコミュニティから離れて、都市部に居住する若い世代などが、帰属感を求めてマーシャルアーツのグループ等へ入団し、暴力事

---

<sup>175</sup> この点については、ウダヤナ大学のDr. Puruwadi(文化人類学)の説明では、専門的な調査を進めることによって、違いが明らかになる可能性を示唆していた。筆者も、その点については同じ認識を持っているが、本論文の目的では慣習の違いなどは、一般的な視点から分析している。

<sup>176</sup> 慣習や伝統以外の部分で、筆者が確認した相違点は少なくない。例えば建築様式や、伝統的織物である「タイス」の柄、織り方など、生活様式に関するものや、人々の性格の傾向や性格に関する違いなどである。

件などに関与する事例については前述した。2002年の独立までは、前述した地政的理由や、インドネシア当局による移動の規制や、同国軍の駐屯などが理由で、若い世代を含む村落間の人の動きはあまり活発に見られなかった。また、国民の多くが、「国家独立」という一つの目的を共有していたということもあり、連帯感の強さが影響して帰属感の充足度を後押ししていた。しかし、インドネシア国軍が撤退し、商業的移動手段が提供され始めてから、村落間の人の動きは特に若い世代を中心に活性化した。特に、社会経済活動が比較的活発であったディリやバウカウ、スアイなど地域の主要都市へ仕事や教育の機会を求めて移動する者が顕著に増加した。とはいえ、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)が実施した東ティモールの慣習に関する調査(Carvalho : 2011)にも説明されているとおり、リウ・ライ(Liu Rai)や村長を中心とした村落社会は、その構成員が物理的にその管轄権を越えた地域に移動したとしても、構成員と村落の精神的なつながりは維持されてきた。リア・ナイン(Lia Nain)の一家は村落に留まることについて使命感をもって受け止め、その構成員は一族が執り行う儀式への参加など、必要があるごとに自身が帰属するウマ・ルリック(Uma Lulik)「聖なる家」に里帰りする。例えば、ウマ・ルリックの修復など資源が必要な場合は、物理的に村落を離れていても経済的貢献をするか、一時帰省をして修復作業に加わる。つまり、村落における慣習的な強制力が働いていた。それが、主要都市等に移住する者が増え、社会経済活動の活性化が進んだころから、様相が少しずつ変化してきた。

それまで一時滞在的にディリに居を構えていた者の社会経済活動への参加が進み、長期的に滞在するようになると、それまで維持してきた村落との精神的な繋がりが希薄になってきた。経済的な貢献を継続する事案は多いが、日常的に自出のウマ・ルリック(Uma Lulik)の保護を受けるということがなくなるだけでなく、他の住民との争いごと等の仲介などについても、争いの規模にもよるが、ウマ・ルリック(Uma Lulik)による「保護」とリア・ナイン(Lia Nain)の仲介を受ける機会が希薄になった。これらの例に当てはまらず、移住したにも関わらず、ウマ・ルリックの「保護」を受けることが比較的容易といわれるのは、婚姻による移住者である。それらの者は、ウマ・ルリック間の結合から派生する「保護」の対象となる。前述したように、婚姻関係はフェトニャン(Feto Nian)、英語では「Women giver」と呼ばれる嫁の一族のウマ・ルリックと、嫁いだ(とその結果として行う移住)先の一族のウマ・ルリックとの正式な関連性をもたらす。それに対して純粋に社会経済活動へ参加することのみを理由に移住した者は、居を構える地区のウマ・ルリックに属することは原則ない(つまり、物理的に他県に居を構えていたとしても、自出の県にあり「本家」が管理するウマ・ルリックの保護下にあるため)。つまり、都市に移住するものが増えるにつれて、都市型住民の間にウマ・ルリックの保護を「受けない(もしくは受けることができない)者」が増えるという状況が起きた。

### 5-3-17 ナヘ・ビティの13県における実施形態の概要比較

前述のとおり、ナヘ・ビティ(Nahe Biti)手続きの実施形態は、東ティモール全13県

において似通っている。歴史的には、南下してきたオーストロネシア語族と、西に移動したポリネシア語族が、同国付近で交じり合ったと考えられ、ポリネシア語族の影響が強いとされる東の県(ラウテン、ビケケ、バウカウ三県)とオーストロネシア語族の影響が強いとされる西の県(アイナロ、ディリ、リキサ、アイレウ、コバリマ、エルメラ、マヌファヒ、マナトゥトゥ、ボボナロ、オクシの 10 県)では、使用言語の違いに特徴があるとは言える。しかし、前述の通り、各県における自然環境が似ていることや、島国であり全 13 県の地理的距離がそれほど離れていないために、時間の経過とともに社会的環境が似てきたことに理由があると考えられる。手続きの類似性を示す目的で、東ティモール全 13 県における実施形態の比較(手続きの差異、各件における判断のゆらぎ、「害の修復のための行為」の妥当性と県ごとの差異)のために、以下、某国際機関が実施した非公開調査(付表 5)の抄訳を筆者が表にまとめたものを掲載する。なお、当該機関による調査自体が非公開であるため、付表 5 の原本は論文審査委員会以外非公開とする。



表 2: 東ティモール 13 県における伝統司法の実施形態<sup>177</sup>

県	準県(使用言語別 下位語群)	手続きの名称	実施主体	主な特徴	特記事項(罰の内容など)
アイナロ県	Hatudo 準県 (Bunac 下位語群) Maubisse, Hatubuilico 及び Ainaro 準県 (Mambae 下位語群)	LO' E BIT/BORA (『カーペットを広げる』の意)	CATUAS LIA NA' IN	調停の場合、直接的な衝突の避けるために当事者の聞き取りは個別に行う形式。聞き取りは村民に対して公開。手続きは一日程度かかる。結審後、酒を飲み交わす“FUI TUA”で判断が確定する。	軽犯罪に対する懲罰の科料の形態は二種類。比較的軽いのが“BUAT LIMA”(価値ある物 5 つ差し出す)、少し重い罪が“BUAT SANULU”。(価値ある物 10 つ差し出す)
ディリ県(首都)	TETUN 下位語群 他	“NAHE BITI (『カーペットを広げる』の意) LULUN BITI”(カーペットを巻く)	Assembleia dos CATUAS	調停の場合、関係者の主訴を聞き取る目的で双方を招聘。村民参加の公開型審尋。判断のあと、長老達からの訓示が、加害者に対して言い渡される。	金食器 BELAK MEAN に限らず金製のプレスレットや、ネックレスも科料として考慮される。また、伝統的な織物である TAIS も対象として考慮される。
バウカウ	TETUN, GALOLE	NAHE BITI	JUDICIAL	調停は事件の関係者が直接審尋	窃盗は盗んだ物を返却すること、およ

<sup>177</sup> 付表 5 の調査結果の抄訳を表にまとめたもの

県	および WAIMUA 下位語群		COUNCIL インドネシアによって設置された準県、村落、準村落レベルの司法機関。長老会と伝統的リーダーによって構成されるが、形式上は選挙制。水源や灌漑を巡る水の争いは、CABO BE と呼ばれる伝統的水源管理者が調停し、解決しない場合、前述の委員会に照会	に参加をするのではなく、当事者を代弁する形で、血族単位で当事者となる。当事者の聞き取りは個別に行う形式。聞き取りは村民に対して公開。JUDICIAL COUNCIL による判断は宗教上の理由と村落単位の慣習の両方を考慮して、行われる。	び晩餐を実施(費用負担は一部)。暴行の場合、村落における晩餐の実施の目的で山羊を一匹差し出す。同県では、伝統的に、暴行が水源や灌漑を巡る水の争いのことが多いが、その場合は、CABO BE と呼ばれる伝統的水源管理者が調停し、解決しない場合、前述の委員会に照会する。淫行については、当事者の一方が既婚でかつ妊娠した場合は、男性側が牛を一頭、女性側が豚を一頭相手方の親族に差し出す。出産した場合は、男性側が、当該の子どもが成人するまで養育する旨、一筆したためる。
	Macassae 下位語群	(元データに記載なし)			窃盗は TARA BANDO 手続きにかけられ、罪が確定した場合は、盗んだ金額に応じて牛や山羊を村に対して差し出し晩餐を行う。TARA BANDO を行うことにより、窃盗が認められないことが村人によって再確認される。暴行の場合、話し合いを経て和解し、一つの杯から酒

					を飲み合って友好を再構築することを約束する。性暴力の場合、暴力の度合いによるが、被害者の女性の家族に対して加害者が、豚や牛などの家畜を差し出す。さらに、贖罪晩餐を開催し、その席にも家畜を差し出す。
リキサ県	Tocodede 下位語群	(元データに記載なし)	CATUAS UMA FYKUN	関係者の主訴を聞き取る目的で関係者を招聘。村民参加の公開型審尋。	窃盗は盗んだ物を返却すること、および豚、牛などの家畜をコミュニティに差し出す。さらに奉仕活動をする。性暴力の場合は、被害者の女性に対して家畜を差し出し、さらに、BELAC MEAN 金食器もしくは “BELAK MUTIN 銀食器を差し出す。被害者が妊娠した場合、出産した子どもの養育費も払う。暴行などの場合、暴力の度合いによるが、Tais と呼ばれる伝統的な織物と、豚や牛などの家畜を差し出す。
	Mambae 下位語群	(元データに記載なし)		アイナロ県等と同じ下位語群に類するので、手法は同型	
アイレウ県	Aileu, Lequidoe, Remexio および Laulara 準県	NAHE BITI		アイナロ県等と同じ下位語群に類するので、手法は同型	

	(MAMBAE 下位語群)				
コバリマ 県	Fatumean 及び Fohorem(一部のみ)準県 (TETUNTERIC 下位語群)	NAHE BITI	“CATUAS LIA NA’ IN”	調停の場合、関係者の主訴を聞き取る目的で双方を招聘。村民参加の公開型審尋。	責任があると判断された主体が小王国の「皇族」である場合は TATE MATA NO MATAK と呼ばれる害の修復(科料)の責任が発生する。一般人が対象の場合は TATE BIASA と呼ばれる。
	Fatululic, Maucatar, fohorem(一部のみ)、および Tilomar 準県 (Bunac 下位語群)	(元データに記載なし)	“MATAS/MOMEN LALGOMO”	調停の場合、関係者の主訴を聞き取る目的で双方を招聘。村民参加の公開型審尋。	暴行等の場合は、科料(現金及び家畜などの物品)の支払い、性暴力は TAIS と呼ばれる伝統的織物 4 反、銀食器 4 器(未遂は半分の量)、窃盗は盗んだ物を返却すること、および豚、牛などの家畜をコミュニティに差し出して晚餐を実施。過失致死の場合、加害者は家畜等を差し出して、被害者の葬式の目的で式典を行う GUBUL GEBE’ EL/TIMIR ULUN 及び金食器を差し出す BELAK MEAN の二つの罰が科せられる
エルメラ 県	Quemac 下位語群	BITI NABAN(カーペットを広げる)で手続きを開始、結審の後 LULU		調停の場合、真実を聞き取る目的で、当事者の聞き取りは個別に行う形式。聞き取りは村民に対して公開。	窃盗の場合、大きく二種類の懲罰がある。常習性の無い場合は、長老からの訓示と指導を受ける。常習性がある場合、自身の行為を反省していることを発声しつつ、盗んだ物品をもって村落

		BITI(カーペ ットを巻く) をもって確定			内を巡り歩く。その後、盗んだ物品を所有者に返却し、金の食器 BELAC MEAN、伝統的な織物 TAIS もしくは現金を被害者に差し出す。暴行の場合は、織物 TAIS、もしくは金食器 BELAC MEAN もしくは現金を被害者に差し出す。性暴力の場合は、馬、牛、豚、山羊などの家畜を差し出す。合わせて現金もしくは、伝統的に価値があると言われる物品を被害者に差し出す。
	Mambae 下位語 群	(元データに 記載なし)		アイナロ県等と同じ下位語群に類するので、手法は同型	
マヌファ ヒ県	Fatubelihu, お よび Alas 準県 (TETUN 下位語 群)	“NAHE BITI (カーペ ットを 広げる) LULUN BITI”(カー ペ ットを 巻く)	Assembleia dos CATUAS	調停の場合、関係者の主訴を聞き取る目的で双方を招聘。村民参加の公開型審尋。判断のあと、長老達からの訓示が、加害者に対して言い渡される。事件に関する事実認定は LIA TETUK ONA NO LIA TOK ONA と呼ばれる。また、長老委員会の判断は、HANAI MESAK, SERBI MESAK と言われ、聞き入れ、従い、服さなければいけないと言い伝えられてい	金食器 BELAK MEAN に限らず金製のプレスレットや、ネックレスも科料として考慮される。また、伝統的な織物である TAIS も対象として考慮される。

				る。	
	Same および Turiscai 準県 (Mambae 下位語群)	(元データに記載なし)	Turiscai 準県においては、カトリック教会が伝統的調停に積極的に関与してきた歴史がある。	アイナロ県と同じ下位語群に類するので、手法は同型	
マナトゥトゥ県	Manatuto, Laclo and Laleia 準県 (Galole 下位語群)	(元データに記載なし)	Assembly of traditional judge:  暴行の場合、HUHUN LIDUNと呼ばれる一族の家長が審判する。窃盗についても、HUHUN LIDUNが審判する。	手続きはコミュニティの単位で実施。調停は事件の関係者が直接審尋に参加をするのではなく、当事者を代弁する形で、AHIMATAN と呼ばれる血族単位、もしくは準村単位の集団が当事者となる。審判の結果も、AHIMATAN を通じて通達される。	暴行の加害者は、食肉、米、及び酒をコミュニティに差し出し、結審の後の村民を呼んで実施する晩餐会に提供する。(伝統的な)酒を交わして審判の内容を確定とする。窃盗は公共財の窃盗のばあいは、タラ・バンドゥの手続きの中で罰せられる。個人の資材を盗んだ場合は、盗んだもの、もしくは相当金額の物を返却の上、HUHUN LIDUN に対して、同じ罪を犯さないことを宣誓することが科せられる。性犯罪の場合、被害者の家族との調停内容によって、賠償額が決定する。淫行の場合は、関係者が既婚の場合、淫行相手の配偶者に対しても賠償金の支払いが義務づけられる。

	Laclubar (Idate 下位語群)	LOHER BITI” (カー ペットを広げ る) 及び “LULU BITI(カーペ ットを巻く)	“MATUAN/HAHANA ' IN” 伝統的な リーダー		暴行の場合、その理由の如何に関わらず、傷害を負わせた側に伝統的な織物及び現金による賠償義務が発生する。窃盗の場合、盗んだものの返却と、奉仕活動が科せられる。性暴力の場合、牛などの家畜や現金および“Ulu Suku Mean” と呼ばれる金製の髪飾りを賠償金として被害者に差し出す。
	Soibada and Natarbora/Bari que 準県 (Tetun 下位語群)	“NAHE BITI (カーペット を広げる)、及 び LULUN BITI” (カー ペットを巻 く)	Traditional leaders		加害者は性暴力の場合、牛、豚などの家畜及び現金を被害者の家族に差し出す。さらに、手続き後に村人に対して晩餐会を提供する。窃盗の場合、盗んだ物を返却し、同じ罪を繰り返さないことを伝統的なリーダーと手続きに参加した村人達の面前で宣誓する。暴行の場合、慰謝料を払い、同じ罪を繰り返さないことを伝統的なリーダーと手続きに参加した村人達の面前で宣誓する。さらに、手続き後に村人に対して晩餐会を提供する。
ビケケ県		NAHE BITI	Traditional leaders	女性が事件を恥じて家出をした場合、血族は村落の支援を得て、女性を探す。この際の支援を	窃盗の場合、盗んだ物を(同等のもの)返却し、さらに MAIRA と呼ばれる贖罪のための晩餐会を開く。その目的で、

				<p>LORO FERA ULUN/FATUK TANE AIN と呼ぶ。ビケケ県においては、カトリック教会が性暴力の調停に積極的に関わってきた。</p>	<p>豚、山羊、牛などの家畜を差し出す。暴行については、加害者が牛、豚などの家畜を被害者の家族に差し出す。友好関係の回復の印として、被害者側は、TAIS を加害者側に送り、謝罪の受領を明示する。DV の場合、それが離婚という結果に導かれる場合、女性側が家族としての蓄えなどに対する所有権を失う。子どもがいる場合、子どもが成人するまでどちらの親と同居するかは子ども自身が決定する。性暴力の場合、被害者である女性の家族に自主的に犯した罪について説明し、謝罪する義務がある。それを怠った場合、罰が重くなる。加害者側の男性は、牛などの家畜を提供し、贖罪のための晩餐を実施する。</p>
ボボナロ県	Quemac 下位語群	審判の開始は“NAPA BITSI”（カーペットを広げる）によって示される。	“ CATUAS UMA FUKUN”	<p>調停の場合、関係者の主訴を聞き取る目的で双方を招聘。カーペットの両端に事件の当事者が座り、真ん中に審判役の長老会の構成員が座る。村民参加の公開型審尋。</p>	<p>喧嘩など双方が暴行をはたらいた場合、かかる事件の両当事者が米、酒、等を提供して、調停後に村人を対象に晩餐会を開く。さらに、村に対して料料として 5 万ルピア支払う。窃盗の場合、50Kg 程度の大きさの山羊、米、</p>



		結審のあと、 確定した際に LULU BITSI(カ ーペットを巻 く)という儀 式を行う			酒を被害者に対して差し出す。山羊の 角は、山羊が食された後、村の象徴的 な木につるされ、犯罪がおこったとい う記憶を一定の期間村人に対して示 す。性犯罪の場合、被害者の女性に対 して牛2頭、金食器2器を差し出す。 妊娠している場合、出産後にさらに牛 2頭、金食器2器差し出す。
	Becais 下位語 群	(元データに記 載なし)	Liu Rai (小王国 の王)及び任命さ れる判事である Ain liman/Siro laca bere bau” が手続き開始を 宣言。手続き自体 は、TAI NULA と 呼ばれる慣習法 上の判事が実施		罪の内容によるが、通常は、科料、訓 示、もしくは体罰などが罰として科せ られる。
	Bunac 下位語群	(元データに記 載なし)		コバリマ県と同じ下位語群に類 するので、手法は同型	
ラウテン 県	Fatuluco 下位 語群	(元データに記 載なし)	NAWARANA 長老委 員会	血族間の関係を村長するため、 調停についても、当事者が属す る血族を事件の主体として調停	暴行の場合、Nawarana 仲介による話し 合いを経て和解し、一つの杯から酒を 飲み合って友好を再構築することを約

				を進める。	<p>束する。当事者には、Nawarana から訓示が与えられる。傷害致死の場合、加害者側が罪を認めた場合、伝統的な金のイヤリングを差し出す(故人の魂が宿るとされる)。さらに、毎年 FO' O HAN MATEBIAN と呼ばれる贖いの集いを実施する。実施しない場合、被害者の霊にとりつかれるとされる。DV の場合で、配偶者が実家に戻ってしまった場合、暴力再発しないことを約束した上で、家を出てしまった配偶者は、豚を一匹生け贄として差し出した上、TAIS という伝統的な織物を差し出すことによって、家族のつながりを再確認する。帰宅する配偶者を受け入れる側は、牛を一頭生け贄として調理し、配偶者の帰宅を受け入れることを示す。窃盗の場合は、盗んだ物を返却した上、家畜を生け贄にし、TAIS を差し出し、Nawarana を招いて贖罪晚餐を実施する。性暴力の場合は、伝統的なネックレスと、牛を生け贄として晚餐会に差し出す。被害者側の女性は許しの印と</p>
--	--	--	--	-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

					して伝統的な織物であるタイスを加害者側に提供する。
オクシ県	Baequeno 下位語群	(元データに記載なし)	Assembly of Eldest	オクシ県全県において同様の手法が使われており、地域によって手法の違いはあまり見られない。ナエル (NAEL) と呼ばれる血族の単位のグループで調停が実施される。	窃盗の場合、盗んだ物を返却した上、家畜などの食肉を提供し、米、酒などを差し出して長老委員会 (Assembly of Eldest) を招いて贖罪晚餐を実施する。暴行の場合も同様。性犯罪については、七つの条項として成文化された規範が古くから同地域に伝わっている。

### 5-3-18 ナヘ・ビティ実施形態に関する分析

近年、ナヘ・ビティ(Nahe Biti)の実施形態は変化しつつある。聞き取り調査において東ティモール法務省のネリーニョ・ビタル(Nelinho Vital)国家法律諮問立法局長は、伝統的司法や伝統的規範の課題に注視して指摘しつつ、その機能は実定法を補完する限定的な役割と位置づけた。これは、法を司る法務省としては、当然とらなくてはならない立場であろう。しかし、特記すべきは、ナヘ・ビティが非民主的とされる特性、特に手続きにおける女性の発言権に関し、内生性の変化がみられることを法務省も認識している点である。

社会的に評価されている独立闘争を戦った元女性ゲリラ幹部に聞き取り調査をしたところ、地域によるが、近年、女性が発言することができる手続きがみられるようになったということである<sup>178</sup>。また、リア・ナインについても、伝統的に男性によって務められてきた役職であるが、これを女性が務める例がみられるようになってきたということも聞くことができた<sup>179</sup>。このような例は、同元幹部の地域に限らず、いくつかの地域でみられる傾向であるという説明があった。この点は、手続きの民主性を高める関連性の高い要素でもあるため、今後詳しい調査を行う必要がある。前出の法務省の幹部の意見では、伝統司法は国民が広く知っているシステムであり、村落コミュニティにおいて迅速に対応ができ、コミュニティ間で調和をもたらす効果的なシステムである<sup>180</sup>。シャナナ元大統領も、伝統的紛争解決の活用を推進しているとのことである。そこで、政府の役割としては、このような民主化の動きを一層加速させた上で、伝統的司法の運用のためにより地域の組織に役割を与えること、そして、政府として伝統司法のシステムをより認識することに関する重要性が述べられた<sup>181</sup>。東ティモールにおいて法制度の急速な「近代化」が進められるにつれ、伝統的司法についてその価値への認識が弱まっている傾向にある。伝統的司法の発展は社会の変化に動因され常に変化している。そのため、伝統的司法に関する法律が必要であると考えられる。

もう一つの点が、東ティモールの伝統的司法の修復的司法としての機能である。法多元主義的政策の実施や、個人主義を基調とした民主主義社会と、それに対してコミュニティを基調とした伝統的社会の二つの社会領域の重複があるために、実定法と伝統的規範の双方で裁かれるように見える。一見、一事不再理の原則から疑問が生じる点ではあるが、当該ケーススタディから、伝統的司法はコミュニティ内(もしくは異なるコミュニティ間)の人間関係を修復することを主旨としており、被告に対して罰を与えることを目的としているわけではないことがわかる。ほかの事案では、事実上の民事訴訟のように、伝統的司

<sup>178</sup> 元社会連帯庁復員兵士部元副部長(名称は2004年当時)ベロニカ氏への、ディリでのインタビュー(2016年12月30日)

<sup>179</sup> 他方、法務省ビタル局長によれば、そのような例はごく稀であるということであった。

<sup>180</sup> 法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル氏への聞き取り調査(2016年12月30日、ディリ)

<sup>181</sup> 同上

法は当事者の利害関係を調停していることもある。また、調停の結果、村落内において反社会的行為を行ったということで、罰則的な科料に処されることもある(本論文第4章)。しかし、そのような科料についても、コミュニティと個人間の関係修復を目的としており、科料もコミュニティに還元され、罪を犯したものが再びコミュニティに受け入れられる環境を整えることを促している。留意すべきは、東ティモールの伝統的司法の形式は13県においてそれほど変わりはないようだが(図7参照)、運用形態は地域の環境や事情に即して特徴がある。修復的司法としての性格を持った伝統的司法が、個人主義を基調とした「近代的」法制度を、東ティモールのコミュニティの形態により即した形にするポテンシャルを持っていると考えられる。

実施形態に関して、プラクティカルな観点からもう一点述べると、伝統司法が提供することができる「司法へのアクセス」であろう。東ティモールの裁判所の課題として、アクセスの難しさがある。同国地方裁判所の所在はディリ、バウカウ、スアイ、オイクセ各県に一つ、全国で4箇所と非常に限られている。さらに法曹の数が限られるなど、法曹キャパシティが著しく不足しているという点である。2016年現在、弁護士の数 は200人以下であり、そのうち公設弁護士(Public lawyer)は50人程度、私設弁護士(Private lawyer)が150人程度である。検事の数 はさらに限られており、32人程度とのことである<sup>182</sup>。これらの状況から、裁判所に事案を訴えても、所要年数が2年から5年も要してしまうという問題がある。さらに、言語の問題がある。裁判所ではポルトガル語が使われるため、国民の多くは理解することができないという実質的課題もある。それに対して、村落で実施される伝統的司法は、コミュニティに「司法へのアクセス」を国民に対して効率的に提供することが出来ているのである。正義の実現が求められ、司法へのアクセスに関するニーズがひっ迫する中、伝統的司法は国民に対して解決策を提供し、ガバナンス機能の強化に寄与している。

### 5-3-19 ナヘ・ビティ伝統的司法を適用する上での課題

村落単位で組織する長老委員会が伝統的司法を実施することに関連した課題として挙げられているのが、判断の質である。同様の事件を扱った二つの村落の判断を見比べてみると、それほど大きな差ではないが、判断に一定程度の違いがあることが取り上げられている(Asia Foundation:2008)。これは、東ティモール国内で、基準化された判断指標が無いことが理由で、村落ごとに判断の質や内容に一定程度の揺らぎがあることが課題であった。もちろん、東ティモールにおいては、一定の範囲で、倫理観が共有されているため、判断にそれ程大きな揺らぎがあるわけでないものの、国レベルで指標が設定されていない

---

<sup>182</sup> 法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル氏への聞き取り調査(2016年12月30日、ディリ)。2004年に設置された法律研修センターで法曹育成が進められているが、言葉の問題(ポルトガル語)もあって、卒業する者の数は限られる(江藤:2012)。

ことは、村落間で(場合によっては、同一村落の別の裁定者による)判断の揺らぎが生まれる理由となっている。

このことから考えられるのは、コミュニティの発展と時間の経過に伴い、裁判所による手続きとの関係を正規化することが、必然的に求められるということである。その際、司法権に関する住民教育を進め、その内容を明確化する必要がある。この点について、特に刑の確定においては、提訴する権利が無くなるという前提があることや、一事不再理の原則も導入して、伝統的司法が確定的な判断をすることができるような制度構築が重要である。

紛争後の地域において、資源の欠如は正義の実現において大きな足かせになることが多い。その一方で、特に村落地域において、当事者間の紛争を解決し、コミュニティ融和を促進する目的で村落調停等の伝統的司法を用いるということは、事件の現場に近いということから有効である。これは、東ティモールの人々が、裁判所をさける傾向にあることや、伝統的司法に寄せる信頼などに裏付けられる。また、事件が複雑化した場合に正規の司法制度によって判断されるべく犯罪の事案を迅速に特定する上でも、有効であると言える。その一方で、村落間で判断に揺らぎ最小限にするために判断を基準化することや、手続きの民主化を支える目的でそれらの伝統的規範を成文化してゆくことなどが必要である。

#### 5-3-20 ナヘ・ビティに関する考察

インドネシア国軍が駐屯していた間、伝統的規範を含む東ティモール特有の文化や歴史に由来した活動が規制されていたことは、伝統的規範の休眠化もしくはその地下化を加速させた。インドネシアの国権が比較的浸透していなかった山岳部や、都市部から離れた一部の村落では、伝統的規範の実施を含む、村落における慣習等の活動が地下化して実施されていた。ナヘ・ビティ(Nahe Biti)やタラ・バンドゥ(Tara Bandu)など同国の伝統的規範が、村落間において多くの共通性を持って形成されたことや村落間においてその執行は罰則の度合いにある程度の差異があることはわかる。しかし、特徴的なのは、一般的に言われている伝統的規範の発展形態、つまり近代化とともにその関連性が低くなるものとは相反し、同国の伝統的規範は都市部を除き、独立後に進化を遂げてきたことである。東ティモールの民主主義国家としての独立と、法治国家としてのスタートは、Sucu(村落)と呼ばれる村落社会を中心とした伝統的規範の積極的な実施とは一見相容れない関係にあるということはシャナナ大統領のスピーチからもわかる。しかし、「2006年4月の危機」など、いくつかの事件を経験した同国が、不完全な移行期正義や、西洋型の法制度適用の難しさ、実定法の整備の遅れなどの課題を乗り越え、村落単位で調和と安定を目的として伝統的司法や伝統的規範を適用してきた経緯がある。それらの経験に基づいて、村落間におけるニーズに合わせて同国の伝統的司法や伝統的規範は変化を続けてきた。それでは、一見相容れない二つの要素はともに発展することは無いのであろうか。

民主主義国家としての発展と伝統的規範の発展は、東ティモールにおいて共存してきただけでなく、相関関係にあり特徴的であるといえる。これは、前出のアジジオ・ペレイラ首席大臣の聞き取り調査にも聞けるように、東ティモール独立の精神に同国特有の文化背景があることが理由になっているだけでなく、移行期正義が不十分である状況において、ある意味必要に迫られていたことも挙げられる。これまでの検証で、政府の伝統的規範に対する立ち位置についてはある程度統一されつつあることが分かる。

実施における課題としては、上述の村落間における強制規範の項目や、罰則等の度合いがあげられる。また、上述した人の流れが活発化したことが理由の一つとなって起こった現代都市社会における住民の副分類化や、他県から移住してきたために、コミュニティがウマ・ルリック (Uma Lulik) 中心に形成されているという観点から、村落において帰属性の無い(またはその意識の少ない)対象に対する強制力の維持、また、審判に関わる手続きにおいてはその判断の村落間の揺らぎという課題がある。また、政治的な課題としては、封建的社会を背景に形成された伝統的規範を民主主義国家として立国された東ティモールにおいてどのように正当化し、そして実定法によって承認してゆくか、という問題もある。

国連の暫定統治から同国政府の設置とその後まで続いた移行期正義等の時期を経て、村落における伝統的規範は、増える裁判所の未決件数と総事件数という同国が直面した課題、つまり実定法に基づいた司法へのアクセスが限られていたという課題に実質的に取り組むべく、村落単位で活用された。裁判所が扱う事案は、いわゆる「通常」の案件であるのに対して、「騒乱」に関連した事件、および独立後に発生した事件の内、重犯罪とされる事案については、国連の重犯罪課 (Serious Crimes Unit) に対応をゆだねるとしていた。しかし、裁判所までの地理的な隔たりが、司法へのアクセス限定し、その結果として軽犯罪を越える範囲の犯罪をも、ナヘ・ビティの対象とする状況を作り出した。これまでのナヘ・ビティが扱っていた軽犯罪とは異なる事件を扱う中で、全体的な手続き等に大きな変化はなかったが、その規定は改訂され、処罰が細分化され、複雑化し、また科料等についても厳罰化して定められるようになった。外部者である筆者がリキサ、アイレウ、ディリで行った聞き取り調査でも、処罰や科料の度合いにかなりの揺らぎを見て取れることができたが、当事者である住民はそれを切実に感じ取り始めていた<sup>183</sup>。そこで必要とされてきているのが、伝統的規範の基準化を定める実定法の設置であるわけである。

#### 5-4 第5章の結論

東ティモールの伝統的司法や伝統的規範は、ポルトガルによる植民地化が始まるはるか前 450 年以上も前から実施されてきたとされている (Asia Foundation : 2008)。しかし、今日まで歴史上のいくつかの側面で休眠化が強いられた。たとえば、インドネシア国軍が

---

<sup>183</sup> 2013年7月リキサ、アイレウ、ディリ各県で訪問した村で行ったインタビュー調査。集會に集まった村人に対するランダムなインタビューを実施した(各村5人、計15名程度)。

同国に駐屯していた間、伝統的司法や伝統的規範を含む東ティモール特有の文化や歴史に由来した活動が規制されていたが、このことは伝統的司法や伝統的規範の休眠化<sup>184</sup>もしくはその地下化を加速させた。それまで権威とされてきた小王国の国王であるリウ・ライ(Liu Rai)による統治や伝統的司法や伝統的規範に代わる形で、インドネシアの司法機関と実定法が強制力を持ち、刑罰の執行は当局が行い、インドネシア国家警察と国軍が治安を担当した(聞き取り調査に対する回答の中には、インドネシア統治の間は、警察や軍隊が刑罰の執行を行っていたという回答もあった)。インドネシア政府の国家としての権威は、都市部だけではなく、事実上地方を管理する媒体としての機能も兼ね備えていた村落単位共同体(Koperasi Unit Desa/KUD)等を通じて、深く地方まで浸透した。その結果、多くの村落において、伝統的司法や伝統的規範や文化的活動などが制限され休眠化した。他方、インドネシアの国権が比較的浸透していなかった山岳部や、都市部から離れた一部の村落では、伝統的規範の実施を含む、村落における慣習等の活動が地下化して実施されていた<sup>185</sup>。

ナヘ・ビティ(Nahe Biti)やタラ・バンドゥ(Tara Bandu)など同国の伝統的司法や伝統的規範が、村落間において多くの共通性を持って形成されたことや村落間においてその執行は罰則の度合いにある程度の差異があることはわかる。しかし、特徴的なのは、一般的に言われている伝統的司法や伝統的規範の発展形態、つまり近代化とともにその関連性が低くなるものとは相反し、同国の伝統的司法や伝統的規範は都市部を除き、そろって独立後に目立って進化を遂げてきたことである。これは、ティモール島という共通の生活環境において、コミュニティの直面する現実が似通っているため、それらのコミュニティの慣習が形成される過程やその成果物である伝統的司法や伝統的規範についても、似た性質をもつものになったと考えられる。そのことはエールリッヒが説く、「法発展の動因は社会にある」ということを裏付けしている。

東ティモールの民主主義国家としての独立と、法治国家としてのスタートは、スコ(Sucu)と呼ばれる封建的な村落社会を中心とした伝統的規範の積極的な実施とは一見相容れない関係にあるということはシャナナ大統領のスピーチからもわかる。しかし、第二章で取り上げている「2006年4月の危機」など、いくつかの事件を経験した同国が、不完全な移行期正義や、実定法の整備の遅れなどの課題を乗り越え、村落単位で調和と安定を目的として伝統的司法や伝統的規範を適用してきた経緯がある。つまり、実定法が機能していない状態で、内生性の規範が尊重されてきたということである。

さらに、インドネシア占領期に、「司法」が正義のための手段と認識されたことはなかったため、司法は抑圧の象徴であり現地社会の人々の信頼に値しなかったと考えられていた。他方、伝統的手法は、インドネシア時代に抑圧され休眠していたとはいえ、継続して現地社会の規範として捉えられていた。また、西洋的なガバナンスの観点からは、課題

<sup>184</sup> 前掲のリキサ、アイレウ、ディリ各県でのインタビュー調査(2013年7月)

<sup>185</sup> 同上



もあるが、現地社会においては正義のための手段と捉えられていた。つまり、政府による法整備が進んでいないことや、法曹経験者の不足というような問題以前に、司法に対する信頼感の観点から伝統的司法が実定法に対して優位にあったと言える。そのような状況において、中央政府が実定法を策定する間も、伝統的規範は変化を続けていた。ある意味で、中央政府による統治と、村落単位のコミュニティによる規範形成と、二極化が進んだ。それでは、一見相容れない二つの要素はともに発展することは無いのであろうか。

これらの事から見えてくるのは、東ティモールの民主主義国家としての発展と、伝統的司法や伝統的規範の発展は、東ティモールに同時進行的に進んできただけでなく、相関関係にあることが特徴的である。これは、首席大臣の聞き取り調査にも聞けるように、東ティモール独立の精神に同国特有の文化背景があることが理由になっているということがわかる

実施における課題としては、上述の村落間における強制規範の項目や、罰則等の度合い、また、上述した人の流れが活発化したことが理由の一つのなつて起こった現代社会の副分類化や、他県から移住してきた帰属性の無い(またはその意識の無い)対象に対する強制力の維持、また、審判が関わる手続きにおいてはその判断の村落間の揺らぎという問題を乗り越えることがある。ナヘ・ビティが、伝統的司法の性質を持っていると、「修復」の対象となるコミュニティの存在が重要になってくるが、そういった基礎が揺らいでいる。政治的な課題としては、封建的社会の基調に形成された伝統的規範を民主主義国家として立国された東ティモールにおいてどのように正当化し、そして実定法によって承認してゆくべきか、という問題も取り組む必要がある。そのような観点から伝統的司法に必要とされているのは民主化であると同時に、国家による伝統的司法に対する信頼を得て行くことであろう。

国連の暫定統治から同国政府の設置とその後まで続いた移行期を経て、村落レベルにおける伝統的司法や伝統的規範は、増える裁判所の未決件数と総事件数という同国が直面した実務処理上の課題、つまり実定法に基づいた「司法へのアクセス」が限られていたという課題に実質的に取り組むべく、村落単位で活用された。国連実施の移行期正義と独立後の政府による司法は、重犯罪の事案を国連の重犯罪課(Serious Crimes Unit)にゆだねるとしていた。しかし、司法への限られたアクセスや、ディリまでの地理的な隔たりが、軽犯罪を越える範囲の犯罪をも、ナヘ・ビティの対象とする様な状況を作り出した。これまでのナヘ・ビティが扱っていた軽犯罪とは異なる事件を扱う中で、社会資源が限られていたこともあり、全体的な手続き等に大きな変化はなかったが、その規定は改訂され、処罰が細分化され、複雑化し、また科料等について定められるようになった。筆者がリキサ、アイレウ、ディリで行った2013年7月の聞き取り調査でも、同様の案件にたいする処罰や科料の度合いの揺らぎは見て取れるところであったが、住民はそれを切実に感じ取り始めていた。そこで必要とされてきているのが、伝統的司法や伝統的規範の基準化の基礎とな

る実定法の設置である。

これまでの検証で、政府の伝統的司法や伝統的規範に対する立ち位置についてはある程度統一されつつあることが分かる。では、政策実施に向けた各省の足並みはそろっているのだろうか。東ティモール政府各省の関係者との聞き取り調査から明確になったことは、タラ・バンドゥやナヘ・ビティなどの伝統的司法や伝統的規範を実定法の中で承認してゆくことについて、UNDP を中心に国際機関からの支援は継続しているものの、省庁間の調整がないことが見て取れた。また、大統領のスピーチや憲法との関連からも、ビジョンは見られるものの、それらを法制化し、実施に向けた連携に向けて具体的な戦略が見えない。その一例として、2009年にUNDPが発表した「慣習法と伝統的司法に関する協議手続きに関する最終報告書(Final Executive Report of the Consultation Process on Customary Law and Local Justice)」に基づいて法務省主導で起案されたナヘ・ビティに関する法案は省内で受け入れに至らなかったことが上げられる(平石：2013)。なお、2017年3月現在、当該法案は法務省において継続して改訂が続けられている。

前述したタラ・バンドゥ慣習法に関する法令(Law for Tara Bandu) 慣習法に関する法令については、法案の草稿作成を行っている農林水産省をのぞく、直接関係のない省庁(社会連帯省など)はタラ・バンドゥに対する積極的な姿勢があるかないかに関わらず承知していなかった。このことから、省庁間の伝統的規範に関する関わりが連絡調整されていないという課題を指摘することができる。そのために、日本で言うところに「法の適用に関する通則法」に当たる伝統的規範の適用に関する直接法が必要なのである。そのような法の設置は、主務官庁の特定も必要となるであろう。日本の実績を参照しつつ、本論文第七章で政策提言をする。

直面する現実に対応するためにコミュニティが受け入れてきた行為規範である「生ける法」が、国際機関の支援を得つつ民主化を進め、策定が進む実定法との整合性を高めることができれば、将来的に自治体レベルの規範として正規化することも現実的であろう。つまり、伝統的規範を日本でいうところの条例という形式に変化させてゆくということである。この点について、次章第六章で議論する。

## 第6章 国際機関からの支援と伝統的規範の相関関係

### 6-1 概要と背景

国民の保護に関する責任は、本来独立を果たした東ティモール国家にあり、東ティモール政府は国際機関と協力をして国民の生存・生活・尊厳に対する脅威を取り除くために平和の構築を進めてきた。それは社会、経済、法律、文化的な側面を持った多面的なプロセスである以上、コミュニティの主体的な参加の度合いが目的の達成を図る指標の一つとして大きな意味を持っている。しかし、前述のとおり 25 年続いた独立闘争で疲弊した国家や国民は(上東：2003)、平和の構築と復興の多くの部分を国際機関など外部の主体にその多くの部分を委ねてきた。では、国家の機能が限定されるなかで、「人間の安全保障」の実現に向けた取り組みに、ハイブリッドなアプローチを用いた国家の主体的な関わりはないのであろうか。また、そのようなアプローチのとり上で、コミュニティの主体的な参加はないのであろうか。コミュニティの参加がないのであればどのような理由か、そして参加があるのであれば、どのような条件が整う必要があるのか。本章では、コミュニティの主体的な関わりによって実施される伝統的ガバナンスによる社会秩序の回復やコミュニティ和解手続きの実施による生活・生存・尊厳の保護と、それらの取り組みに対する国際社会からの支援を検証する。

東ティモールにおいて国際機関によって実施された平和構築事業を再検証するため、平和構築のプロセスにおけるコミュニティの主体的な関わりが有機的に行われたのか、そしてそのプロセスに伝統的ガバナンスは寄与したのであろうか、ということを再考して、2002 年の独立以降行われてきた平和構築への取り組みと、2006 年 4 月の危機以降見られる伝統的ガバナンス復興の動きと関連し分析する。事例研究は、国連機関の支援による事業 2 件と、二国間援助機関の支援によるもの 1 件を検証する。

### 6-2 国際機関等による事業

国連による暫定統治下に実施された、国際機関等による事業実施の根拠等は、国連暫定統治機構の制定する規定、暫定法、特別法、または閣議決定等に準拠していた。また、人材や社会インフラ等の資源不足の観点から、事業の実施等は既存の制度や機構等を使わず、新たな機構を導入するケース等も多かった。その例の一つに、世界銀行が実施したコミュニティ・エンパワーメントと地方ガバナンス・プログラム(Community Empowerment and Local Governance Project :以下 CEP)がある。CEP は、事業の管理主体である CEP 運営委員会を独自に首都に設置し、各県レベルでは県毎に CEP 県運営委員会を設置して事業の管理運営を行った。規範も国際基準や原則を十分に反映した形になっており、ドナーや国際社会にとって受け入れることができる管理形態を導入した。その一方で、当該事業が準拠する原則や規範、事業の施行規則等も、既存の封建的な村落単位の規範には関連性を見出していなかった。事業の実施を通じて、封建制度の象徴であった伝統的なリーダーである

リア・ナイン(Lia Nain)やリウ・ライ(Liu Rai)の権威を排除した。その代わりに、民主的な選挙<sup>186</sup>によって選ばれた村長と区長のリーダーシップの元で事業が実施される制度を構築した。これは国連暫定統治機構が新たに構築した村落単位の行政区分を後押しする形で施行していったのである。つまり、事業実施の段階では、既存していた村落単位の慣習的な統治機構と、CEP 事業実施の目的で設置された管理機構の二つの機構が併存した。事業の村落単位管理体制についても、まず、封建的な制度から切り離す目的で、リウ・ライが事業へ関わることを最小限にし、公平な選挙で選出された村長がリーダーシップをとることが求められた。また、それまで村落内の決定事項については、長老委員会委員などの高齢の男性がその主体となって行ってきた。その一方、男女共同参画の観点から CEP の管理委員会は男女の委員就任率を平等にすることを目指し、それまでの村落におけるリーダーシップ機構から事業実施委員会を切り離したのである。CEP 事業を始め、国連やその他の国際機関が実施する多くの事業が、そのような形でそれまでの慣習的な制度から距離を置いたのであった(World Bank:2006)。

ところが、CEP を始め多くの事業がその運営や、事業実施後の持続性などにおいて多くの課題に直面することになった。事業が実施され資金の流れがある間は、事業管理基準を満たすコンプライアンスを確保することがより現実的になるが、事業資金が終わると事業成果の持続が難しくなったのである。持続性の欠如は、対象となった村落のオーナーシップがないことが原因の一つであると言われた。オーナーシップの不足は、コミュニティが新たな制度や規範などを理解するための時間を設けずに急速に導入し、かつ、必要があればそれまで維持してきた既存の「悪しき」規範や慣習を短期間でやめることを条件とする事業実施の形態が、多くのコミュニティにとって受け入れがたいものであったことが理由だと見られる<sup>187</sup>。他方、そのような潮流のなかでも、2006 年の紛争再発まで国際機関からの支援と伝統的ガバナンスに接点がなかったわけではない。本章でケーススタディとして取り上げる RESPECT 事業等、国連機関等が実施する事業のいくつかの中に、緩やかではあるが 2002 年の同国独立時に既存の制度や規範など東ティモールの社会資源に着眼をする事業もあったのである<sup>188</sup>。

---

<sup>186</sup> 実際には、リウ・ライなどの伝統的な権威者の影響力が強い地域においては、様々な形態で、選挙の結果に反映された。その結果、伝統的な権威者がそのまま村長になるケースも多く見られたとされている。

<sup>187</sup> ビケケ県で CEP 事業に参加をした R. S. 氏へのインタビューによると(2013 年 7 月)、比較的高齢の男性によって構成されてきた村のリーダーシップを批判的にとらえ、女性や青年の役員会への参加の即時実行などを求めた事案等の例がある。そのほかにも、それまでの慣習を否定し、すぐに変化を求めることが資金提供の条件になることが多かった。筆者もこれらの点を伸張することは民主主義の観点から重要であることは同意しているが、段階を踏まえ、数か月というあまりにも短い期間にこのような変化を村落地帯にもたらすことは、事業成果に影響があると考えている。

<sup>188</sup> 2004 年から事務総長特別代表として東ティモールに着任した長谷川祐弘代表は、特にこ

しかし、主だった国際機関がその後、伝統的ガバナンスや既存の規範を取り込んで各々の事業の実施をするように変化していったのは、「2006年4月の危機」の後のことであった。国際社会の関与のさなか内紛が再発し、「平和構築の成功例」に疑義がつけられ始めたことによって、事業を実施する国際社会は解決策を模索した。その際、1999年以降、継続して伝統的規範の高い関連性を主張し、それらを事業実施に取り組んだ現地のNGOや一部の政府職員との関わりを通じて、平和構築と伝統的ガバナンスの相互補完の可能性が検討されたのであった。

本章では、独立以降16年という長期的な視点をもって、平和構築<sup>189</sup>の過程における国際社会の支援と東ティモールの伝統的ガバナンスの関係の変化について考察する目的で、三つの国際社会によって実施された事業実施例を考察する。一つ目は、「危機」発生前の期間に実施された事業例を考察する目的で、UNDP(国連開発計画)が東ティモールで2003年から実施した「東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム(Recovery, Employment and Stability Programme for Ex-Combatants and Communities in Timor-Leste : RESPECT 事業)」の実施(国連開発計画:2003)と伝統的ガバナンスとの関わりをケーススタディとして分析する。また、「危機」後の期間に実施された事業例として、UNDPが社会連帯相(MSS)と実施している「平和構築プロジェクト」、およびJICA(事業担当・日本工営)が農林水産省(MAFF)と実施した「タラ・バンドゥ慣習法を使った森林管理事業(名称確認)」の二事業について振り返り分析する。「タラ・バンドゥ慣習法を使った森林管理事業」は一見、平和構築との関連が少ないように見えるが、主に自然資源の管理の目的で使われているタラ・バンドゥが、2006年の危機以降、積極的に村の一般的規範を定めており、平和の構築に寄与する要素を多く含んでいることから、事例として取り上げる。

### 6-3 RESPECT 事業の実施

RESPECT 事業とは、正式な事業名称である Reintegration and Stability Program for Excombatant in Timor Leste、の頭文字をとった通称名である。RESPECT 事業は元兵士およ

---

の点に着眼しており、同アドミニストレーションにおいて実施された事業の多くは、既存の機構に着眼し、事業の持続可能性を最大限に捉えた形態の事業が多かった。具体的な例として、担当職員が東ティモールの言語であるテトゥン語や、公用語であったポルトガル語、または、対象住民が広く使用していたインドネシア語などを解することや、地元の文化背景に明るいことなどを条件としていたことや、いわゆる「ローカライゼーション」と呼ばれる地元職員を積極的に事業管理職員として採用するなどの取り組みからも見て取れる。

<sup>189</sup> 東ティモールは2006年の内紛、2008年の大統領襲撃と、不安定な時期が継続したが、民主化も進み、平和構築のフェーズから「平和の定着」のフェーズに移行してきたともいえるであろう。本章が取り上げる事業の一部はそれらのフェーズをまたいで継続実施されたものもある。

び地域住民、若年層の失業者や寡婦を含む社会的弱者のための雇用機会創出や職業訓練を提供することを目的として、国連開発計画(UNDP)および東ティモール政府によって東ティモール全域(全13県)で2003年5月から2年間実施された事業である。同事業は日本政府から供与された4億6500万円とその他の政府や機関からの支援を受けて実施され、事業の一部を除き主要事業は2005年4月に終了した。

前述のとおり、東ティモール民族解放軍(ファリンティル)の一部が、2000年9月に設立が決定された東ティモール国防軍に統合され、また一部は、国連東ティモール暫定行政機構(UNTAET)によって警察機構に統合された。正規軍、警察への登用は試験方式をとったが、採用手順が未整備だったということも手伝って、正規軍にも警察にも統合されなかった一部の元戦闘員達の中に不満が生まれた。RESPECT事業は、いわゆる「貧困」と、それに合わさった前述の「不満」の二重要因により、元兵士が再動員されないように雇用機会を創出し、元兵士や社会的弱者の社会再統合への支援を行った。

#### 6-3-1 安定化プログラム(Stability Programme)

政府は2003年1月に「安定化プログラム(Stability Programme)」を発表し、社会を安定させるために政府の取り組みとして、「ガバナンス機能の向上」、「法と秩序」、「コミュニティ・サービスの充実」、そして「雇用機会の創生」が優先的に取り組む課題であるとした<sup>190</sup>。その課題に取り組むべく、国連が支援しRESPECT事業を開始した。いわゆる「貧困」と、前述した国民の期待と現実のギャップから来る「不満」の二重要因により、元戦闘員が再動員されないように政府や地域住民が独自に立案、実施を行う小規模復興事業を実施することにより雇用機会を創出し、元戦闘員や社会的弱者の社会再統合への支援を行った。RESPECT事業は、前述の政策や同国のリーダー達の考え方に呼応すると同時に、元戦闘員たちを地域社会に再統合するために、受け皿となる地域社会の支援の必要性に答えるという実利的な理由で地域住民を広く事業対象者としてとらえた。事業目的であった元戦闘員の社会再統合という課題と、その受け皿となるコミュニティの再構築という視点は課題を残した。元戦闘員を受け入れる「コミュニティ」の一部を構成していた元併合派との関係である。

#### 6-3-2 元戦闘員の社会再統合に関する課題

1975年にインドネシアが東ティモールの統治を始めてから25年の間、行政は同国の職員が行っていた。ディリに勤務する州レベルの職員から地方に勤務する県レベルの職員に至るまで、管理職の多くが派遣されたインドネシア人職員によって占められていた。また、東ティモールに展開をしていた企業の多くが国営企業もしくは、政府との関連性が強い企

---

<sup>190</sup> 2003年1月に東ティモール政府は「社会安定化事業(Stability Programme)」を発表した。詳しくは第4章2節参照

業であり、村落単位組合(Koperasi Unit Desa : KUD)などの組合等、企業や社会組織の経営者や役員等の幹部達もまた、インドネシアから派遣されていた。すなわち、行政と社会・経済分野双方における中心的な部分がインドネシアから派遣された同国における高度な教育を受けた者や特定の職業経験を持った者によって賄われていたと言える(山田満：2006)。1999年の住民投票と、それに続いた「騒乱」の際の人の移動、すなわちインドネシアの国家公務員や同国の企業家たちの「引き上げ」でもあった。そして、それらの人の流出は、インドネシア統治下で行われてきた行政サービスや、企業の社会・経済活動が全面的に止まるという結果に繋がった。紛争が終結し、始まった国づくりの中心的な役割を果たすことになったのは、独立闘争を率いた独立戦線のファリンティル(FALINTIL、*Forças Armadas da Libertação Nacional de Timor-Leste*)の幹部たちとインドネシア統治下で現場の担当官として任務に就いた数少ないティモール人であった。

2002年の独立とその前後の国づくりのプロセスの中心に立ったのは、「働き盛りの年代」に類する元戦闘員達であった。これらの元兵士たちは、ある程度の年齢に達した時点でフェリンティルに入隊し、青年期を通して1999年の住民投票の直前までゲリラとして戦った。インドネシア国軍は、対ゲリラ戦略の実現と兵站の確保の目的で幹線道路を整備してティモール全域に検問と主要個所に宿営地を設置し、人の動きを統制、監視した<sup>191</sup>。そのため、ファリンティルの宿営地は山深い場所に設けられたことが多く、戦闘員たちはひとたび山に入ると何ヶ月も村落に下りてこなかった。戦闘員達はそのような環境で何年も過ごしてきたという背景があり、職業能力や事務管理能力を養う機会などが限られた。

このようなゲリラ戦に従事する戦闘員達を支援していたのは、町や村落にいた若者達だった。若者たちは民兵やインドネシア国軍の目を縫って地下活動に従事し、食料・資金の調達等、ゲリラ戦の兵站を支えていた。地下活動を行う間は日常生活も制約されたので就学・就職も難しく、戦闘に従事していた戦闘員と同様に、独立後の社会に再統合するために必要とされた職業能力を習得する機会などが限られていた。寡婦達の多くは戦う夫や息子を支えるために自宅で農業を営む傍ら、家族を養うという形で独立闘争に参加していたが、戦闘によって夫や子供を奪われた者も多かった。また、子供がいる場合は定職が無いにもかかわらず養育の責までもその肩にのしかけていたので、生活が困窮していた。加えて時より求められるファリンティル(FALINTIL)への兵站支援も、生活が苦しい者については重荷になることがあった<sup>192</sup>。すなわち、東ティモールの国民のほとんどが独立闘争を戦

---

<sup>191</sup> 村人によるインドネシア統治時代の話から筆者分析。2000年10月。東ティモールは曲がりくねった道が多いが、大きな曲がり角や峠を越えたところには通常、部隊の検問が張られていたので、県をまたいで移動する民間人に対して理由の無い暴行など検問所の兵士から嫌がらせを受けたなど。地理的戦略から、山の斜面を切り削って道路を設置していることが多いが、その山の斜面側から幹線道路を見下ろす位置に部隊が展開して人の動きを監視していること等についても話があった。

<sup>192</sup> 村人によるインドネシア統治時代の話から筆者分析。2000年10月。

ったということである。

そのような背景は、シャナナ元大統領が各所で行った演説の中にも聞ける。大統領は、「独立に向けて戦ったのは戦闘員達だけではなかった」という立場をとり、「戦いは全国民が担ったものであった」という考え方を明確に示した。同時に、「国の再建に尽くすのもやはり全国民であり、行政や国連が何かをしてくれるのを待つのではなく、国民一人ひとりがショベルや鍬を持って地域のために働くことで、より豊かな生活を確保できる」と説いた<sup>193</sup>。

### 6-3-3 事業実施にかかる行政サポートと既存の社会インフラの活用と持続性

RESPECT という事業名は、冒頭のような正式名称の頭文字を取ったものであった。「敬意」というこの命名には「雇用を通じた自己充足によって自尊心(Self-respect)の回復を伸張する」、そして「協働を通じて復員兵士や(元併合派を含む)地域住民がお互いに敬意を表する(respect each other)」といったようなメッセージがこめられていた。その精神は「尊厳を確保するための能力強化」という事業実施戦略にも反映されていた。当時、東ティモールで復興開発、人道支援に携わる実務者達の間では、同国における復興開発を「ゼロからのスタート」と呼ぶことがあったが、RESPECT ではこれに同調せず、あえて「1からのスタート」つまり、そこに存在する人、物、文化などを尊重し、それらの能力強化と権限委譲を通じてサポートするというスタンスであった。つまり「エンパワーメント」である。RESPECT 事業がエンパワーメントのためにとった実施手法とは「上意下達型(Top-down)」と「下意上達型(Bottom-up)」の融合アプローチである。事業は政府省庁が直接企画・立案するものと、国際 NGO 等が企画・立案したものを担当省庁が主管する約 20 件の「中規模事業」と、地域住民が企画・立案する 200 件以上の「小規模事業」の 2 種類の小型事業から成り立っていた。中規模事業は、国家開発に関連した各省庁の政府高官によって構成される RESPECT 事業管理委員会(PWC)において国家開発計画(National Development Plan)に照らし合わせて審議・検討され、認可を受けて実施された。それに対して小規模事業は、地方自治体の開発担当官、村長、区画長、リア・ナイン(Lia Nain)等によって構成され、各県の知事が統括する RESPECT 事業県委員会(DRC)によって県開発計画(District Development Plan)に照らし合わせて実施が検討された。

同事業の県委員会から認可を受けて事業を実施する地域住民は、事業実施の透明性やアカウントビリティを確保する責任がある。地域住民は事業管理・運営にある程度の経験を有するものもいたが、インドネシア時代に東ティモールで実施された地方公共事業は、体系的に資金の流れが不明瞭になることが多かった。このため、同じ当事者による事業管理・運営は問題を起す引き金になることが危惧された。RESPECT 事業にとって住民に資金

---

<sup>193</sup> このようなスピーチは各所で聞かれたが、たとえば 2003 年に大統領のオイクシ県公式視察の際にも聞かれた(筆者同行)。



を提供し、事業管理の責任を地元住民に渡すことは容易であるが、事業実施者の管理能力が限られる場合、住民が求めている成果が達成できないことが問題になる。そこで RESPECT 事業は、事業を実施する各県の地元住民に対して、同種の開発支援事業では他に例をみない程に時間と手間をかけて事業管理トレーニングを繰り返し行った。そのようにして事業実施をするための基本的な能力の強化を行った。また、前述の様に予算が一度事業実施機関の手を離れてしまうと用途は不透明になりがちで、不正がおこった場合のコントロールなども難しくなるので、会計管理にかかるキャパシティを重要事項とした。

事業が地元住民によって提案される企画を審査、実施してゆくのは一見、一般的に事業実施に必要な事前のニーズ調査と問題分析のステップを飛び越えているように見える。しかし、政府と UNDP の間で合意された RESPECT の事業大綱は、政府の国家開発計画および MDG に沿っており(上意下達)、その枠組みの中で住民が自分たちのニーズ調査を行い、問題を分析し事業を形作って行くことを重視した(下意上達)。上述の RESPECT 事業県委員会がそれらの事業計画を審査し、実施の可否を判断した。それらのステップを飛び越えているわけではないのである。RESPECT 事業は、国際機関と政府と市民社会が協力して人々の能力強化を図り、元兵士を中心により広い範囲で政府および地域住民の参加を促進した。このような「上意下達(Top-down)と下意上達(Bottom-up)」融合型の事業企画・立案手法は、紛争の影響で人材不足が国づくりの過程で障壁となる中で、慣習法の活用を含め、既存の社会制度や慣習を生かしたため、能力強化に重視した復興開発の現場において重要な役割を果たした<sup>194</sup>。

#### 6-3-4 世界銀行による「コミュニティ・エンパワーメントと地方ガバナンス・プロジェクト(CEP)」事業との比較

RESPECT 事業に先んじて実施の開始がされ、その後、継続事業(第二次、第三次事業)が実施された世界銀行の「コミュニティ・エンパワーメントと地方ガバナンス・プロジェクト」は、事業の対象がコミュニティ全般と広く取られていた<sup>195</sup>。枠組みとしては、RESPECT 事業におけるいわゆる「小規模事業」と同事業は実施形態が類似していたが、特記すべき相違点は二点あった。

一つは事業対象である。事業実施当時は復員兵士の定義が定まっていないという世界銀行のポリシーから、元戦闘員を事業の対象とは明記していない(World Bank:2000)。恩給制度をはじめとする社会福祉制度とかかる法律の構築など、必要とされた復員兵士関連事業の実施に関連するため、元戦闘員を事業の対象とする前提として、政府による復員兵士の定義の確定と対象の確定が必要であるという理由からであった。それに対して UNDP のポリシーは、かかる社会福祉制度の設置に関連して、政府による定義の確定と制度及び法律

<sup>194</sup> 東ティモールを知るための 50 章

<sup>195</sup> CEP については、本章第 2 節参照

の構築が必要とされることは理解できるが、同時に社会問題となっていた元戦闘員の問題に即時に取り組まなくては国の存亡にかかわるため、復員兵士の定義と社会福祉制度の構築とは別に、元戦闘員を対象に事業を早急に実施することが必要であるというものであった。さらに、事業の実施は既にある社会資源を使って実施することによりコミュニティの能力強化を図ることを目指した。また、誰が元戦闘員であったかということは、前述した理由から村長、長老、リア・ナインを始め、村民が熟知していたため、定義をせずとも村会議の中で対象を決めることが有効であるというポリシーであった<sup>196</sup>。つまり、既存の社会資源と制度の活用である。

二つ目の相違点として挙げられるのは、事業管理形態である。共同体のエンパワーメントと地方ガバナンス・プロジェクト事業(CEP)は、同事業が新たに各村に設置した村落開発会議を通じて事業管理を行った。同村落開発会議の評価されている点としては、たとえば男女のより平等な社会参加や、封建的であった村落社会のさらなる民主化など、当時の東ティモールが直面していたとされる問題を、資源を費やして新制度を作ることによって取り組んだことであった。具体的な例としては、村落開発会議の構成である。同会議の構成においては、社会参加が進んでいないとされている女性や、若者の代表が同会議に参加できるように役員のポストが確保されていた。さらに、役員の選考は選挙制をとり、慣習や世襲の有力者が、公正な手続きを踏まずに役員として着任しないような制度を導入した。特定の者が、長老会議のアドバイスなど、いわゆる「村意」によって役職に就くことが無いよう制度設計した(井上：2013)。さらに、人材や社会資源やインフラストラクチャーが著しく不足している環境で、迅速かつ効率的に事業実施をするため、事業実施のために使用する自己完結的な社会インフラストラクチャーを構築し、迅速な事業実施を実現した。

#### 6-3-5 RESPECT 事業にみる国際機関による事業実施と伝統的規範の相乗効果

事業実施の「下意上達(Bottom-up)」型のアプローチに関連するのが、事業対象者達が主体的に実施した伝統司法であるナヘ・ビティ(Nahe Biti)手続きであった。ナヘ・ビティは対峙関係にあった住民間の和解を目的とし、コミュニティが主体的に進める和解を促す伝統的ガバナンス上の手続きである。事業の名称に込められたメッセージである「協働を通じて復員兵士や地域住民がお互いに敬意を表する」というコンセプトが、事業の対象としていた「地域住民」の中には、1999年に国内外に避難せず、もしくは避難したがその後帰還を果たし、事業実施期間に常居所に戻ることができていた併合派も含まれていた。同事業実施における大きな課題の一つに、元併合派を含む地域住民と、復員を果たしたが紛争下においては対峙関係にあった元兵士の協働をどのように実現するかという問題があった。

地域住民、特に元兵士が中心となって実施された小規模事業のいくつかは、村落内の

<sup>196</sup> 元副事業マネジャーR. S. 氏とのインタビュー(2013年7月)

治安問題が日々の生活に直接のインパクトを持っていることもあり、コミュニティにおける共生と融和を優先課題とする傾向があった。事業の実施を機に、元併合派との和解を果たすことを試みたのである。本稿で取り上げるケーススタディであるムロ村の道路補修事業は(下記事例1)、村落における元兵士と元併合派の融和は、村落単位の安定化に大きく寄与するという趣旨から、ナヘ・ビティ手続きを経て村人と融和を果たす前提で、対象者を事業に取り込んだ事例である。

地方自治体と NGO や町会等が協働して実施をした小規模事業に比べると、中央政府による中規模事業は、その意思決定が「上意下達」で実施され、中央省庁の施策に直接関連していた。本稿で取り上げるタシ・トル村のケーススタディがその代表例である。タシ・トル村のケースは、環境保全のタラ・バンドゥ(Tara Bandu)を実施し、事業の持続性を図った。当該事案はその対象となる地域に、元併合派が帰還を果たしていたということが当時認識されていたが、コミュニティ和解(ナヘ・ビティ)の手続きは取らず、元併合派と独立派が事業実施において協働しなかった事例である(下記事例2)。

#### 6-3-6 事例1: ムロ村の道路補修の事業

ナヘ・ビティ(Nahe Biti)手続きを経て、衝突していた主体間の融和が一定程度実現した後に事業実施をした事例を概観する。当該事業の実施地区アイナロ県ムロ村においては、西ティモールに避難していた者や、東ティモール国内で避難をしていた者が2000年ごろから段階的に帰還を始めた。復員兵士や地下活動家が村落に帰還を果たした際に課題となったのが、それまで対立していた併合派との融和であった。事実上の住民登録となった選挙者登録が始まる2001年には帰還が本格的となるが、2002年の東ティモール独立時に向けた様々な課題に取り組む中で、当時はコミュニティ融和の実施に関する具体的な戦略が立てられていなかった。帰還が始まった当初は、暴力や深刻な人権侵害の記憶や恐怖から、帰還を希望していてもそれを果たせないでいる者が多かった。



写真 34 ムロ村の道路補修事業を指揮したアウガスタ村長(当時)の自宅  
(2013年7月筆者撮影)

帰還を希望していてもそれを果たせないでいる者が多かった。帰還を後押しするために、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は主要な帰還中継ポイントや、主要都市等にセーフ・ハウス(Safe House) と呼ばれる保護シェルターを用意して、帰還民が完全な帰還を果たす前に、出身の村や自宅がどのような状況になっているのかを、一時帰還して確認

できるようにした。そのような取り組みによって帰還は少しずつ進んでいった、帰還が進んだ段階で次なる課題となったのは、帰還した独立派と村落に残留を決めた併合派(もしくはその反対)との融和であった。

アイナロ県ムロ村の道路補修事業は、大雨の影響から土砂崩れになり一部が崩落して使用できない状況にあった隣接するエルメラ県とアイナロ県のムロ村一帯を結ぶ唯一の無舗装道路の修復事業であった。RESPECT 事業が出資をしてアイナロ県行政の監督の元、地域の元兵士や地下活動をしていた青年を補修事業で一時的に雇用することになった。国連開発計画の同事業担当職員は、事業実施に先立ち 2003 年に筆者を現場に案内する際に、補修の対象となっている当該道路から 300 メートルほどのところにある一軒の家屋を指さして、「あの家には元併合派が住んでいます。このまま事業を進めることになると、おそらく何らかの問題が起きます」と説明した。その後、かかる元併合派の家長が補修事業への参加を希望している旨の説明が同職員からあった。同職員は「元戦闘員や地下活動を行っていた青年などの雇用が事業の趣旨である RESPECT 事業を通じて、元併合派を雇用することは事業の目的とは相容れない」としつつも、「現場と同家族が住む家屋の距離が近いことから、併合派と独立派の融和を果たすことができなければ今後継続して衝突の理由になる」と執行部の説得を試みた。事業によって道路が修復され、多くの村人が裨益することと、事業の持続性などを考えると、当該事業をキャンセルするか、融和を経て当該の元併合派を事業で雇用してゆくかという選択であるということであった。当時の担当者の説明では、同村アウグスタ村長(当時)の意見は、「雇用を通じた社会安定化プログラムとしての RESPECT 事業の目的はわかるが、村落における独立派と元併合派の融和は、元兵士の社会再統合を考えると、村落単位の安定化に大きく寄与する」というものであった<sup>197</sup>。RESPECT 事業の担当は、長い調整と検討の上、専門家の現場訪問等も交えて村人の意見を聞き取り、最終的に元併合派の家族がナヘ・ビティ手続きを経て村人と融和を果たす前提で、同家族を事業に取り込むという判断に至った。

当時このアプローチに疑義を唱える声も少なくなかったが、UNDP は、RESPECT 事業がこのような手続きを経ることで、コミュニティにおける真の融和を促進しうることを優先した。当初事業で対象として想定されていなかった併合派の参加は、事業単位で個別に判断するということになり、ムロ村の事業においては対象としてとらえる判断に至った。当時の RESPECT 担当職員<sup>198</sup>のインタビューによると、当該の問題は政治的な配慮が必要であったため、UNDP と東ティモールの間で高官レベルの協議が行われた。その協議の結果、この元併合派を対象とする判断がされた<sup>199</sup>。このことは、融和と復興を重んじたシャナナ大統領

---

<sup>197</sup> 元 RESPECT 職員 N. G. 氏とのインタビュー。ムロ村の事業担当をしていた。(2013 年 7 月 デイリ県)

<sup>198</sup> 同上

<sup>199</sup> 2013 年の調査では、当時の村長であるアウグスタ氏へのインタビューは体調不良で就寝されており実現しなかった。

(当時)をはじめとする政府首脳部のアプローチが色濃く反映されていた。結果、ナヘ・ビティが実施され、当該家族(その家長)は事業に参加をした。事業実施の間、衝突や暴力は報告されなかったが、独立派のグループにおいて活動する精神的な負担から<sup>200</sup>、事業が進むにつれて当該元併合派の参加の頻度が少なくなっていたという報告もあった。前出の担当者によると、RESPECT 事業が実施された 2004 年から 10 年が経過した 2013 年の調査の時点でも、この元併合派家族は継続して同じ家屋に居住しており、かつ同家族が関与する形の暴力や衝突は起こっていないということであった。暴力や衝突が再発しなかったことは、さまざまな理由があると考えられるが、このことによって、ナヘ・ビティ手続きと事業への共同参加が、コミュニティ融和の実現に一定の貢献をしたと言える。

#### 6-3-7 事例 2: タシ・トル村の植林事業

次に、ナヘ・ビティ(Nahe Biti)手続きを経ずに、衝突していた主体間の協働が実現しなかった事例としてタシ・トル村の植林事業に関連したタラ・バンドゥ(Tara Bandu)の実施を振り返る。

同事業は、ディリにおける伝統的ガバナンス機構に対する住民の姿勢を表しているひとつの例と言える。同事業は農林水産省所轄の中規模事業と位置付けられ、中央政府によって管理されていた。日本の開発コンサルタントである国際開発センター(IDCJ)が実質上の事業実施を担い、国内外から評価された事業である。タラ・バンドゥの儀式には、権威ある村長だけでなく、シャナナ大統領(当時)とアルカティリ首相(当時)および農林水産大臣、国連から長谷川事務総長特別代表(当時)の参加があった。農林水産省の積極的な関与のもと、植林の対象となる地区の特定と、樹木の選定など、事業の範囲が確定された。特記すべきは、当該事業の直接的な受益者(事業に雇用される者)の特定は、地元コミュニティの関心の対象となり、数々の草案が検討されたが反対意見も多く、最終的な合意に至るまで難航したということであった。事業の対象は、タシ・トル地域の住民に元併合派はほとんどいなかったため、独立紛争に寄与した者が対象となっていた。同地区には、地下活動を通じて積極的に独立紛争に関与した者が多かったと同時に、バウカウ県を中心に東部出身の者で、かつインドネシア政府によって放棄された建造物などを正当な権利なく占拠している者が多かった。つまり、正当な土地所有権をもった地域住民と独立紛争に寄与した他県出身者が、互いに事業参加の権利を争っていた。このことが対象者の特定を難航させた理由の一つとなった。

---

<sup>200</sup> 元 RESPECT 職員 N.G. 氏とのインタビュー。同氏によると、元併合派の者に対して、口頭で責任の追及をするような言動あったという噂は耳にしているということであった。



写真 35 デイリ県タシ・トル地区において実施されたタラ・バンドゥ (Tara Bandu) 儀式の様子。UNDP が日本のコンサルタントである国際開発センターと共同で支援した農林水産省の事業。メガフォンを持っているのが、実施主体の村長。シャナナ大統領(当時)、マリ・アルカティリ首相(当時)他、農林水産大臣など主要なリーダー達が参列した(2004年筆者撮影)

そのような状況に加え、経済復興が実現していなかった当時の東ティモールにおいて、樹木は重要な燃料や建材であり、人口が急激に増加した首都デイリ近郊では、乱伐、盗伐が横行していた。事業を持続可能にするため、国際開発センターやUNDPの事業管理者達は、大統領、首相を始め、主要なリーダーが集まりタラ・バンドゥの儀式を実施することによって、一定程度の安定がもたらせることを期待した。では、タラ・バンドゥによる規範は遵守されたのであろうか。



写真 36 ディリ県タシ・トル地区において実施されたタラ・バンドゥ儀式の様子。UNDP が日本の NGO である国際開発センターと共同で支援した農林水産省の事業。実施主体の村長を激励するシャナナ大統領(当時)。その右がマリ・アルカティリ首相(当時)および農林水大臣 (2004 年筆者撮影)

前述の通り、独立以降、2006 年 2 月にティモール海の天然ガス歳入があるまで(La' o Hamutuk:2008)<sup>201</sup>、同国の経済はひっ迫し、国民の日用品、特に燃料へのアクセスは著しく限られ<sup>202</sup>、乱伐、盗伐が特に横行していた。それにも関わらず、タシ・トル地域の森林は地域住民の管理によって安定を保っていたのである。しかし、このタシ・トル地域の森林は

---

<sup>201</sup> ティモール海の天然ガス歳入については、人権 NGO のラオ・ハムトゥック(La' o Hamutuk) が詳しい(<https://www.laohamutuk.org/Oil/LNG/Report.htm>)。関連した記事をシリーズで出版している(<https://www.laohamutuk.org/Oil/OilIndex.html#OilBackground>)。石油・天然ガスレビュー([https://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/5/5015/201311\\_021a.pdf](https://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/5/5015/201311_021a.pdf))なども参照。

<sup>202</sup> インドネシア統治時代は国策によって、主に調理に使われる白灯油(ケロチン)の販売に政府補助金がついて、安価に販売がされていた。独立後は、この白灯油の供給が著しく少なくなったため、代替燃料として使われたのが、ディリ県郊外の森林において乱伐された薪材であった。薪材は調理に欠かせないため、2000 年以降、住民が集中したディリ近郊の森林において乱伐が横行した。

2006年の「4月の危機」の際に、放火の対象となってしまった。では果たしてタラ・バンドゥが機能しなかったのか。

放火の主な理由として挙げられるのが、前述の土地所有の問題である。タシ・トル地区は、西部地区出身者が土地所有権を主張している土地を、1999年以降占有していたバウカウ県など東部出身者の多かったことが特徴である。それらの土地所有権の問題が依然解決されていなかった。1999年の「騒乱」時に暴力に関与したか否かとは別の問題であるが、土地問題に関するナヘ・ビティの実施が無かったため、問題は継続していたということが住民に対するインタビューから理解できた<sup>203</sup>。タラ・バンドゥで平時の規範は守ることができたが、2006年4月の危機のように街全体で一端暴力が始まるとコミュニティ意識が希薄になりつつあるディリ県において、タラ・バンドゥの規範の効果が限定的になってしまうという結果をひきおこしたと分析できる。

#### 6-4 社会連帯省(MSS)が実施した「平和構築事業」

社会連帯省(MSS、Ministry of Social Solidarity)の平和構築課は国連開発計画(UNDP)の支援を得て、東ティモール全13県を対象に平和構築事業を2012年から行っている。同課はコミュニティ対話班(Komunidade Dialogue/Community Dialogue Unit)、コミュニティ和解活動班(Aktividade Recoson Komunidade (ARK)/Community Reconciliation Activities Unit)、およびモニタリング・評価に関するコミュニティ研修班(Komunidade Trnamentu、Moniotring and Evaluation/Training、Monitoring and Evauation Unit)の3班からなる。同課は、「2006年4月の危機」が不十分な移行期正義や、国民の期待と現実のギャップ、そしてコミュニティ和解が進んでいないことを主な理由として発生してしまったことや、東ティモールが、紛争後の復興期を経て、次なるフェーズへ移行していることに鑑み、コミュニティ和解と融和の促進を通じた平和構築を重要視している<sup>204</sup>。同課は特に、紛争を経て2002年に独立を果たしが2006年4月にふたたび国内での紛争を経験した同国が、復興期から次のステージに移行する前に、コミュニティ融和が実現されることが必須であるとの考えから設置された。

対話のプロセスは大きく二つのタイプがある。いわゆる小規模対話のセッションであるナヘ・ビティ(Nahe Biti)と大規模対話のセッションであるナヘ・ビティ・ボート(Dialogue Bo'ot/Nahe Biti Bo'ot)である。二つのセッションの手続きの流れにそれほどの違いはないが、裁定に関わるものが異なる。大規模セッションの場合、国や県レベルの職員が参加をすることもある。それに対して小規模セッションの場合は、原則村落レベルの関係者の参加が見込まれている<sup>205</sup>。小規模セッションと大規模セッションの関係は、大

<sup>203</sup> 2013年8月タシ・トル(Tasi Tolu)村におけるインタビュー

<sup>204</sup> 2013年8月UNDP東ティモール事務所及び社会連帯省に対するインタビュー

<sup>205</sup> 同上



大きく分けて二つあり、一つは一次審査での判断に異議がある場合もしくは上位の審査機関としての機能である。一次審査の判断で、争っている複数の主体が合意に至ることができた場合、一次審査で確定となるが(通常は合意に至ることが多い)、合意に至らなかった場合は、上位審であるナヘ・ビティ・ボートに移行する。多くの場合、ナヘ・ビティ・ボートの判断はタラ・バンドゥに依拠するが、裁判所の判例のように、ナヘ・ビティ・ボートの判断をタラ・バンドゥによって正規化する場合や、今日では、その判断を法規化することもみられる<sup>206</sup>。

もう一つは事件の規模が大きい場合である。事件の影響が広範囲にわたる場合など特定の理由が明確にある場合など、コミュニティのリーダーたちの判断で、大規模セッションナヘ・ビティ・ボートを実施することがある。UNDP および MSS は、判断プロセス全体を支援するが、特に、ナヘ・ビティをナヘ・ビティ・ボートのレベルまで持ってゆくか、否かについてのコミュニティによる検討も技術的な側面から支援している<sup>207</sup>。

#### 6-4-1 MSS 事業実施に関連した「ナヘ・ビティ (Nahe Biti)」の実施

東ティモール国民が、衝突していた主体間の融和を促進する目的で、正規の司法制度では無くナヘ・ビティやタラ・バンドゥ等の伝統的ガバナンスに依る理由としては、同国の実定法が広く国民の間で理解されていないことがある。これは、国民の約 80%が国語と定められているポルトガル語を理解できていないため、司法に実効的なアクセスがないことに起因しているとされている。東ティモールは 2002 年の独立時に、ポルトガル語を国語と制定した。国造りの過程における使用言語はポルトガル語となり、実定法や告示等はすべて同語で行われることになった。しかし、同課の説明では、ポルトガルによる植民地時代後に生まれた若者や村落地域を中心に、国民がポルトガル語で読み書きできない状況において、同語で書かれている実定法が十分に周知されていないことや司法へのアクセスの難しさは、2013 年 7 月の段階でも大きな課題であり、今後国民教育へ一層注力することの重要性が強調された。そのような状況から、正規の司法手続きに関する国民の意識を高め、新司法制度に関する必要な教育を施すことが難しかった。そのような背景もあり、プラクティカルな観点からもタラ・バンドゥや、ナヘ・ビティ・ボート等の既存の慣習的な準司法手続きが、紛争解決の主要な手段としてとらえられている。国民は、実定法について十分な理解をしていないが、他方、主に村の構成員によって策定されたタラ・バンドゥが定めている規定については、よく理解をしていると報告されている。結果として、タラ・バンドゥが通常、実定法の規定の範囲内で策定されているということもあり、タラ・バンドゥが定める規定に反する行動をとらない限り、(実定)法を犯すことがないという状況があ

<sup>206</sup> 2013 年 8 月社会連帯省和解課 課長に対するインタビュー

<sup>207</sup> MSS によると、2013 年 7 月までに、MSS のアドバイスによって、「上位審」であるナヘ・ビティ・ボートへ案件送致を決定した村落が実際に数件あった。

る。

社会連帯省によると、殺人、放火等の「深刻な」犯罪は、実定法である刑法で裁かれるのであり伝統司法では裁けない。これは、法治国家である同国政府としては当然の見解であるが、これまでの村民に対するインタビューや、タラ・バンドゥ実施をコミュニティレベルで支援してきた NGO の見解では、インドネシア統治以前はほとんどの地域において、また 2013 年調査時においても、いくつかの村落もしくは県・準県では、重犯罪についても定めるタラ・バンドゥがあるとされている (Belun:2013)。これは、コミュニティの結びつきが今日以上に強かった当時の東ティモールにおいて、いわゆる「深刻な」犯罪の発生が比較的少なかったことや、コミュニティの物理的限界(国で言うところの国境)が比較的狭かったことや、リウ・ライやリア・ナイン等のコミュニティの首長の統治力が通常強く、犯罪に対する関与も深かったことが理解できる。しかし、東ティモールでは、そのような理由に加えてもう一つの側面がある。これは、問題を公にすることを好まない同国の文化背景によって、コミュニティが事件を司法の手続きに乗せることを避けようとするところである。例をあげると、事件を裁判所にゆだねることによって、問題を公にしたことに対する報復などの問題である。例えば、いわゆるマーシャルアーツの名を借りた暴力集団が事件にかかわっている場合など、特に集団の構成員が多い場合等、事件を公にした者(つまり原告)に対する報復が行われることがある。報復は、個人に対して行われることもあるが、かかる原告の親類にまで影響が及ぶことがある。つまり、ウマ・ルリック(聖なる家)を共有する「一族」に影響が出うる。また、裁判に先んじて、村の長老委員会等が相談にのっており、裁判にすることを「容認」した場合は、村全体が報復の対象になったケースが報告されている<sup>208</sup>。つまり、個人とウマ・ルリック(聖なる家)を共有する「一族」の繋がりの強さが、被害を広域化させる要因の一つになってしまっている。

復興期にある同国においては、設置されたばかりの警察が発展途上にある中で、司法による被害者もしくは証人の保護機能は課題であり、裁判をおこすことによる報復のリスクは重大であった<sup>209</sup>。保護機能の脆弱性も理由の一つであるが、地方における警察機構の規模にも課題があった。筆者の調査では、特に地方における警察機構は限定的で、県庁所在地には一定規模の警察署があったが、村落地帯においては、いくつかの村を担当する駐在の警察官が自宅をもって駐在所としながら勤務する様なケースも多々あった。人口が一定程度ある村落においても、数人の警察官が非常に小規模な交番に勤務をしている程度であった。そのような状況で、数十人規模のマーシャルアーツグループが警察の駐在所を襲撃した場合、その結果起こる惨状は推測できるので、事件の規模や深刻さによっては、警察も積極的な介入をするようなことができなかった。2002 年の独立以降、いわゆるマーシャルアーツグループ間の抗争や、村落に対するマーシャルアーツグループによる一方的な攻

---

<sup>208</sup> 2013 年 8 月社会連帯省和解課 課長に対するインタビュー

<sup>209</sup> 同上

撃などが継続して散発したことを見ても、このことが分かる(旭：2012)。

東ティモールの人々は、「2006年4月の危機」を機に、刑法上の問題とは別に、二者間の関心事項の衝突や、被害者と加害者の間に起こりうる民事紛争の解決を十分にできない場合に、どのような結果に結びつきうるのかを経験した。実定法の整備が発展途上にあるだけでなく、裁判所の機能が構築過程にあり、かつ首都ディリを外れると警察機能の整備も十分に進んでいない状況において、正義がもたらされない危険を認識した。

#### 6-4-2 和解プロセスの文章化の促進と刑事事件に関する司法との連携

東ティモール政府は、「犯罪は、実定法で裁かれる」との見解を表明しているが、今日の「深刻な」犯罪の裁定には、タラ・バンドゥの関与も認められる。タラ・バンドゥが重犯罪の抑制に働きかける新たな形の関与があるように見受けられる。その例として、社会連帯省とUNDPが支援をし、平和構築の目的で実施されたナヘ・ビティおよびタラ・バンドゥの3事例がある。それらは、1) オイクセ県の県境(国境でもある)に位置するナクトゥカ村(Nakutuka)の案件、2) ボボナロ県のアタバエ(Atabae)村で実施された案件、そして3) エルメラ県、サモ・レテン村(Samo Reten)の案件である。これら3件のTara Bandu制定はすべて放火や殺人などの「深刻な」犯罪が関与している案件であった。これら3件の刑事事件は、すべて法廷で裁かれ、懲役刑が科せられた。しかし、村民は、裁判所の判断とは別に、有罪判決を受けた加害者(達)や、それらの者が所属するマーシャルアーツのグループ等のメンバーが、コミュニティに戻ってきた後の報復等を心配した。そのため、裁判後にナヘ・ビティ・ポートによる調停を行い、タラ・バンドゥによってその判断を規範化したのである。裁判所において民事訴訟を起こした場合、相当程度の時間がかかるが、これらのコミュニティにおける伝統司法を使って判断される場合、手続きを終えるまでに2日もしくは3日程度しかかからないと言われている。その際、村の住民を交えて、かかる民事訴訟を裁判所において起こすのか、それとも村において起こすのかを判断するとされているが、事件が明らかに重犯罪であると村落委員会(構成員：村長、区画長、女性グループの代表、青年グループの代表、リア・ナイン、及び長老)が判断した場合については、村民の関わりの有無にかかわらず、裁判所に提訴する。

インドネシアによる統治が終わるまで、タラ・バンドゥは、自然資源管理、村落間の境界線にかかる問題、男女間の不適切な関係の3つの点を司ることを主な目的とした規範であると多くの村落で認識されていた。さらに、1999年から2001年の間は、国家の再構築が全てを優先したため、規範の必要は後回しとなった。タラ・バンドゥが村落における社会規範としてその機能を果たすのは、特に2006年4月の危機以降の国民の国民融和への意識の高まりであった<sup>210</sup>。タラ・バンドゥは、近年の伝統的規範制定の事例や、村社会の環境の変化等を反映し、生活のあらゆる側面に関与するように制度化されてきている。また、

<sup>210</sup> 2013年8月社会連帯省和解課 課長に対するインタビュー

口述伝承の規範を遵守しないものが増えてきていることや、新しい世代との対話を通じて、口述のみの規範ではその目的を果たすことができないであろうことを村落の伝統的リーダー達は認識していた。ポルトガル植民地時代は、リウ・ライ等地域のリーダーだけが読み書きをするという状況にあったが、インドネシア統治以降はより多くの国民が一定程度の教育を受けることができたので、読み書きができる者が増えた。両親が読めなくても、子供の世代が成文化された国が定める社会規範を理解して、両親や同じ村落で生活する者に対して説明をすることができる状況を迎えた。社会規範に対する理解を基調として、伝統的規範の振興を図ろうとする主体的な動きがあったため、一部の政府高官は、この一連の流れを政府主導のものとして捉える傾向があった。他方、UNDP は、この展開は政府の力が及ばないコミュニティに内生した流れであるととらえていた<sup>211</sup>。

社会連帯省は明確に口述規範を認めない立ち位置を取っている。これは、ポルトガル植民地時代に、リウ・ライ等地域のリーダーとその家族だけが読み書きをすることができ、規範の内容をコミュニティのメンバーに対して伝える、そしてそれを使ってポルトガルによる統治を補強する形で小王国内の統治をするというガバナンススタイルが主流だった。つまり、封建社会におけるコミュニティのメンバーにとって、リウ・ライの言葉が絶対だったのである。反対に、規範も罰則も書かれていないため、罪を犯した者が科料を課されても、収入が不十分なため支払うことができないというリウ・ライに対する直訴で、その罰則から免除されることが事実上可能であった。それらの課題に加えて、近年は人の移動が活発になり、都市部へ移動する者が多い中、村落で罪を犯した者が都市部に逃げ込む事例などが発生した。そのような中で、ディリのような都市が、新たな人口の流入に対して、具体的に強制力をもって伝統的規範を施行する手段を持つことができなくなってきた。そこれらの課題を鑑みて、伝統的規範の正当性を補強するために、規範を成文化する必要性があることが村落の中でも強く認識され始めた。

社会連帯省はこのような状況を鑑み、ティモール国内全 261 村のすべての村において伝統的規範が成文化される方向で進めてゆく方針を持っている。他方、資源は限られているため、資金的な支援の対象となる村落は限定され、伝統的規範の制定と実施の能力がある村落の内、政府の支援を明確に求めた村落のみ、その支援の対象とするということである<sup>212</sup>。

#### 6-4-3 支援の過程

UNDP と社会連帯省の協力を通じて支援を受ける伝統的規範制定の流れはいくつか類型があるため、ここでは主流なプロセスについて概説する。まず 1) 村落の長老会や村落委員会などガバナンスを行う主体が、かかる紛争もしくは問題点を特定し、2) 村落委員会が社

---

<sup>211</sup> 同上

<sup>212</sup> 2013 年 8 月社会連帯省和解課 課長に対するインタビュー

会連帯省に支援を要請し、支援内容の確定の目的で社会連帯省が村落委員会にアプローチし、3)支援の可否を確認、4)そしてナヘ・ビティを行う。5)その上で、ナヘ・ビティの判断をジュラメントゥ(Juramentu)と呼ばれる「裁定を最終化し事件関係者が共有」する儀式を行う。「最終化」された判断が村落の公益にかかる場合、6)その後、タラ・バンドゥを実施し<sup>213</sup>、ナヘ・ビティの判断を規範化する。UNDP が同省と協力して支援するケースについては、民主化の目的で(女性の参加の機会を担保すること、規範の成文化など)いくつかの条件があり、それらを満たす必要がある。国際機関が関与する上で、その役割がより大きい手続きは、前述のステップ 3)であり、その他のステップについては社会連帯省が主導で行う。条件を満たしている事業は、その公平性、効率性を鑑みた上で、平和構築の促進という事業目的に即しているか否かを判断される。その様にして対象事業に対する支援の意義を主張する社会連帯省と、国際社会の関心事項である民主化の促進や人権を基調とした事業実施形態の伸長などを主張する UNDP が、両視点から提案される事業内容をレビューし、支援の可否を判断する制度になっている。

#### 6-4-4 「平和構築事業」における国際機関の支援と伝統的規範の相関性

支援対象となる事業の特定と許認可手続きの内容を社会連帯省が主導で行うことは、UNDP にとって不可欠であった。対象国である東ティモール政府の事業に関するオーナーシップは、UNDP にとって前提であろう。より実効的な開発支援を行うことを目的とする UNDP としては、対象国に関する知識が不十分であるという課題を緩和する必要もあったのである。さらに、伝統的ガバナンスなど既存の制度を使って事業目的を達成するというアプローチは、住民の理解を得やすいため、実施が効果的、効率的に行われることが見込まれ、限られた資源を使って効率よく支援を行うという観点からも関連性が高いと判断したと見られる。

他方、社会連帯省としては、民主化の更なる促進を実現することにより効果が見込まれる協力形態であろう。リウ・ライヤリア・ナインなど特定のグループや個人が規範実施のための強制力を行使することを前提としている慣習を実定法に準拠したものに発展させてゆくという政府の関心点により沿ったアプローチになる。つまり、コミュニティの酋長やリーダー達は、村落における規範を擁護し「実施の促進」を図る役割を担っており、規範を「執行」する唯一の責任は政府が持つという立ち位置にある。社会連帯省が事業を主体的に実施するには起因する理由があり、その文脈において、UNDP の関わりは、社会が変化する上の、あくまで外的要因と位置づけられるであろう。事実、UNDP の事業に対する関わり方は、資金的な協力に加え、事業を実施する上で民主化を進めるべくアドバイスをすることや、リスク管理など事業管理を中心に間接的かつ限定的な関わりであった。

<sup>213</sup> 付表 2 の社会連帯省提供の「リキサ県ティバール村において制定されたタラ・バンドゥ慣習法(テトゥン語原文)」など参照

それらの観点から、当該事業が円滑に実施されている背景には、東ティモールの文化・慣習を尊重し、社会連帯省を実質的に事業実施主とすることができた UNDP の戦略的な関与がある。この事業を通じて UNDP と社会連帯省は、東ティモールにおける伝統的ガバナンス機構を使った平和構築への貢献と、伝統的規範の段階的な民主化に一定の達成をもたらしている。

## 6-5 農林水産省(MAFF)および JICA による天然資源管理事業

### 6-5-1 「タラ・バンドゥを使った森林管理事業」の概要

独立行政法人国際協力機構(JICA)は日本公営と協働し、アイレウ(Aileu)県ラメシウ(Remexio)準県ファダブロコ(Fadabloco)村において、タラ・バンドゥ実施に対する支援事業を行っている。事業は2011年から開始し、一義的な目的は伝統的規範を使ったコミュニティによる資源管理であるが、タラ・バンドゥは一般的に村落における一般的な規範を定める機能も兼ね合わせて持っている(もしくは機能上持つことができる)。そのため、結果的に村落内における一般的な規範作りについても関与した。東ティモール政府内の主務官庁は農林水産省(MAFF)内の林野部(Forestry Department)である。事業の基本的なデザインは林野部が JICA/日本工営と協議し策定した(JICA:2010)。

当該事業の実施主体はファダブロコ村の住民であり、支援事業を実施する JICA/日本工営は、村民を主体的事業実施主体の一つと位置付け、その努力を横から支えるアプローチを取った。事業開始時に想定されていた成果は、タラ・バンドゥを使った資源管理であり、その過程で、手続きの民主化を図ることであった。その観点から、タラ・バンドゥの成文化や、男女の平等参画などが求められる成果として設定されていた。事業の企画立案・管理において日本工営は農林水産省林野部と協働し、同省の事業監督者としての関わりを支援した。同省が施行したタラ・バンドゥを使った森林管理に関する省令をベースに、対象となる村落において施行するタラ・バンドゥにおいても、同省が承認し実施する形態をとった。

### 6-5-2 タラ・バンドゥの民主化支援

本事業の特性として特記すべきは、伝統的規範の近代化との関連性である。タラ・バンドゥ施行に関する支援を行う前提として、同法の近代化が課題であった。具体的には、規範の透明性を高めるためにそれらを成文化すること、女性や青年の参加を促す目的で、女性、青年代表の定例会参加に向けた条件づけなど、が近代化支援の具体策として取り入れられた。その結果、同事業が支援するアイレウ県ファダブロコ村では、タラ・バンドゥ実施にかかる定期のモニタリング会合が実施されている。

2013年7月24に筆者らも定期会合に参加する機会を得た。この定期会合には、まだ数は少ないが、女性(写真38。当該会合には、役員として2名の女性代表が参加をしていた)。

そして青年2名(うち一名が女性)の参加が決められていた。この規定は、JICA/日本工営の提案をもって村落委員会が決めたことであるが、女性委員会の代表と青年団の代表たちは、自出の組織の意見を述べていた。これらの点は、女性や若者の社会参加機会の創造など、既存の伝統的規範が持っていた課題に対して効果的な解決策を提供する目的をもって事業設計がされていたことを示す。

また、定期会合では、一組の若者が「不適切」な男女関係を持ったことに関するナヘ・ビティ裁定がどうであったかという報告があった。また、裁定に基づき「不適切」の内容を定めたタラ・バンドゥがどのような内容で、裁定後に、どのように遵守されているかの経過を青年代表が説明した。ナヘ・ビティ裁定は、科料にあたる生贄の差出と、当該男女の関係を「正規化(つまり婚姻関係を結ぶ)」することによって紛争が「解決」したという整理になっていた。さらに、その後、関係の「正規化」のための手続きが順調に進んでいることなどが報告された。問題の「解決」手法の実施において、男女双方の意見がどれだけ十分に反映されているかという点は十分留意されなくてはならないが<sup>214</sup>、透明性をもったタラ・バンドゥの実施と言う観点からは評価できる。



写真 37 アイレウ県ファダプロコ村にて  
タラ・バンドゥ(Tara Bandu)事業会合  
において挨拶をする機会を頂戴した。  
(2013年7月)

<sup>214</sup> 例えばマレーシアにおいて婦女暴行事件における加害者と被害者が「結婚」することで「問題」が解決するという扱いなどは、女性の権利を守るという観点からは、課題が多いが、本件は関係する当事者同士が合意に基づく(両親・親族等の合意がない)ものであるため、当該村落の会議においては「正規化」は一つのソリューションでありうると考えられている。AFPBB 通信 (<http://www.afpbb.com/articles/-/3096385>)



写真 38 アイレウ県ファダブコロ村にて  
タラ・バンドゥ (Tara Bandu) 会合におい  
て報告をする青年代表。向かって左手が  
農林水産省の職員。女性代表から右手に  
向かって村の各グループの代表者が続  
いている。(2013年7月)

### 6-5-3 中央政府および実定法との関連

当該会合には、農林水産省のディリ本省の職員も参加をしていた。会合への参加は、同省が JICA/日本工営と協力して支援する事業のモニタリングの目的であった。同職員は、当該タラ・バンドゥと実定法との関係や、省令などの規則に著しく違反するものを除き、規範としての性質を精査するための技術的関心ということではないと説明した。特徴的なのは、農水省の職員も同地域となじみが深い者が担当しており、この村落のタラ・バンドゥ文化によく精通していると思われる点であった。

### 6-5-4 成文化による透明性の向上

政治のリーダー達も常にコメントしているが、伝統的規範の実施において、その成文化が課題であった。そのため JICA/日本工営の支援でも、タラ・バンドゥの成文化が積極的に進められた。これば、既存のタラ・バンドゥの内容と、村民協議を経て反映させる変更点等を公開協議の上、成文化し、村落内に掲示板を設置してそこに告示するという手法を取った。文章化されたタラ・バンドゥは、詳細について定められているが、掲示板には容量が多いこともあり、大項目だけが記載されている。政府(農林水産省)と JICA の共同事業のため、掲示板には政府の紋章も入れられていた(写真 39)。

JICA/日本工営の支援で、タラ・バンドゥの成文化が進められた(付表 1)。これば、既存のタラ・バンドゥの内容と、村民協議を経て反映させる変更点等を、公開の場で協議し後に成文化し、村落内に掲示板を設置してそこに告示するという手法を取った。特徴的であるのが、公開協議の場において JICA/日本工営の職員が発言するのではなく、成文化の推奨は公開協議前に実施された村長やリア・ナイン(Lia Nain)などと対話を通じて成文化のメリットに理解を得たという点である。そのため、公開協議の場において JICA/日本工営が発言することはなく、あくまでコミュニティ内における意見形成が行われた<sup>215</sup>。そのような公開協議を経て設置された掲示板は当該の村落内の幹線道路から村落の公民館にあたるよ

<sup>215</sup> 2013年7月日本工営東ティモール事務所所長へのインタビューなど。



うな集会所に向かう道すがらだけでも、3~4箇所において確認できた。住民によると、村落内にある事業対象地区の各所に設置されているということであった。文章化されたタラ・バンドゥは、詳細について定められているが、その容量が多いこともあり、掲示板には大項目だけが記載されている。政府(農林水産省)と JICA の共同事業ということもあり、掲示板には政府の紋章も入れられていた(写真 39)。



写真 39 アイレウ県ファダブロコ村のタラ・バンドゥ(Tara Bandu)告示。容量が限られているので、大項目だけが記載されている。政府の紋章が(写真の看板上部の黒と赤のロゴ)入れられていることも特記すべき点であろう。この写真は、看板の左側に典型的なタラ・バンドゥのシンボル(木に採取禁止の対象となる動植物、物品などを掛けておくもの)が合わせて設置されている(左の写真の赤丸の中)。このような看板が、村の中の数か所で見られたが、看板のみと言う箇所がほとんどで、タラ・バンドゥのシンボルもあわせて設置してあるものはまれであった。(2013年7月筆者撮影)

当該村のタラ・バンドゥは JICA/日本工営の支援を得て、成文化されている。公用語であるポルトガル語とテトゥン語が正本で、英語訳が準備されている。内容も、詳細にわたっており、罰則も規定している。さらに、典型的なタラ・バンドゥ・シンボルの活用、掲示板の活用等、公示の目的で様々な取り組みがされている。

#### 6-5-5 女性、青年の参加を通じた民主化

前出のアイレウ県において当該事業から裨益する対象村落は、タラ・バンドゥのモニタリング会合を月に一度開催することを決めていた。参加も、意見の発表についても、女性及び青年らの参加が推進されていることがわかった。また、公開の会合にすることによって(よって筆者の参加も許可された)、手続きの透明性も向上している。今後の発展としては、女性の参加率をより引き上げてゆくことであろう。傍聴側の参加者は、女性が多数を占めていたこともあり、女性のさらなる参加は会合の関連性を一層高めるであろう。

#### 6-5-6 政府職員の参加

前述のタラ・バンドゥ会合には、アイレウ県のファダブロコ村になじみのある農林水

産省職員が会合に参加する。そのため、当該地区のかかる地域において下位語群に分類される「地元で使用されている言語」が理解できるだけでなく、当該村落において実施されるタラ・バンドゥについても理解のある者が会議のモニタリングをすることで、さらに効果的になっている。また、農林水産省の職員が精通する省令などの観点から技術的なアドバイスをしていることも、関連性が高い。他方、伝統的ガバナンスの実施について定義する法律が未整備であるため、実定法との関連(たとえば、暴行に関する規定であれば、刑法など)からのアドバイスは体系的に行われていない。今後の課題としては、実定法との関連をより確立してゆくことがあげられる。

「伝統的司法に関する法律案(Lei sobre Justiça Tradicional)」について、法務省は省内の合意を形成することができず、2018年2月の時点で法案の策定は進められているものの、具体的な法制化への道筋は見えていない。実際、伝統的司法や伝統的規範の村落による運用を支援している社会連帯省も同様、ナヘ・ビティ実施に関する法案の策定には至っていない。農林水産省においても、タラ・バンドゥ伝統的規範支援が実施されているが、省関係者のコメントから理解できたことは、閣議への提出はまだ現実的ではないということである<sup>216</sup>。

法務省は、法の施行に関する法律の起案について責務があるが、他省庁との連絡調整機能はその責務にない。社会連帯省についても、農林水産省についても、省庁間の法案の起案に関して連絡調整する役割を果たす機関の存在に関しては、回答が不明瞭であった。さらに、両省ともに、伝統的規範の成文化が必要と言う点では意見が一致していたが、その内容と実定法との整合性の確認などに関する手法等については、明確な回答が得られなかった。農林水産省、社会連帯省ともに、タラ・バンドゥの支援を考える際に、それは一つの規範が、環境保全など農林水産省所轄の分野と、社会連帯省所轄の分野にわたる内容が横断的に網羅されているという回答であった。農林水産省の回答に、様々な要素を一つの規範にまとめる目的をもって、農林水産省主導で、タラ・バンドゥ「慣習法に関する法令(“Law for Tara Bandu”）」を策定しているという回答も聞かれたが、本法令はアイデアベースであり、詳細については、2017年2月の段階で未定であった<sup>217</sup>。他方、社会連帯省によるコメントは、慣習法に関する法令(“law for Tara Bandu”, もしくは“law for Nahe Biti”)にあたるもの設置は、観光省文化芸術庁がその責務を担うであろうとのコメントが聞かれた<sup>218</sup>。

これらのことが示唆するのは、東ティモール政府において、法整備を担当できる専門家の数が非常に限られていることが理由の一つとして挙げられる。さらに、伝統的司法や伝統的規範の実定法との関連付けなどを担う法制担当部局が設置されていないことも理由

<sup>216</sup> 本論文第3章3節を参照

<sup>217</sup> 法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル(Nelinho Vital)氏へのインタビュー(2017年2月)。

<sup>218</sup> 本論文第3章6節を参照

として挙げられるであろう。法案の作成のみならず、省庁間の連絡調整をどのように行っていくかが、切迫した課題である。前述の司法改革委員会(Legislative and Justice Sector Reform Commission)が、伝統的規範の法制化についても関心を持っていることは述べたが、委員会の機能が政府への勧告を述べるにとどまっているため、省庁横断的に制定と実施の監督をするものではない<sup>219</sup>。

#### 6-5-7 「2006年4月の危機」以降のナヘ・ビティ及びタラ・バンドゥの変遷

2006年以降、「4月の危機」の再発を危惧する声が大きくなり、政府や市民社会には対策に向けた機運が高まった。そのことは、東ティモール独立後の移行期正義問題にも関わり、その後の司法制度の発展も誘発した。同時に、復興開発の観点からも、暴力再発の連鎖を食い止める事が課題となった。すなわち、建国のプロセスの中で、復興開発は最重要課題とひとつであったが、発展途上にあった司法制度と、移行期正義の実施に費やせる資源の限界が、2002年に独立したばかりの同国の復興開発においても足かせとなったのである。前項でもふれたが、産業が限られる東ティモールにおいて、海外からの投資の誘致や観光産業開発などは、取り組むべく急務であった。しかし、社会を不安定にする暴力の要因が引き続き存在し、かつ、法整備が未完成であるが故、土地問題や、商事紛争の解決手続きの未整備など、複合的理由によって国際企業の関心を呼び寄せられない状況があった。そのため、社会の安定化は課題であり、政府は限られた資源を効率的に活用することに関心を持っていた。手続きの流れとしては、村落が抱える課題を特定し、1)未解決の係争があればナヘ・ビティを使って調停し、2)その後関連した事象についてタラ・バンドゥを実施して規範を定め、3)カブレハンもしくはカブレハ(Kablehan/Kabuleha)が施行をモニタリングし、実効的に施行してゆくというアプローチであった。政府はこれを積極的に支持する方向に舵を切った。国際社会も東ティモール政府のアプローチの変化に合わせて支援の形態を変化させていったのである。一見相容れない民主主義の考えと伝統的ガバナンスの復興へ、国際社会からの支援にも様々な工夫が見られた。

#### 6-5-8 持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトに関する分析と考察

タラ・バンドゥ定期会合に参加することによって見えてきたことは、前述したが JICA/日本工営が事業設計の上でとったのは、村落の主体性をできる限り促進するアプローチであった。これまでも、国際社会や支援側が“推奨(Recommendation)”し、それを受けた受益コミュニティが“承認(Confirm)”することをもって「対象コミュニティ主体型」と整理して実施する形式は多くとられた手法である。しかし実態は、受益者がドナーである支援側の「意見」を聞いてほぼそのまま実施という現実が多くケースで当てはまるのではない。その一方で、本事業を通じた JICA/日本工営の支援は、受益コミュニティの文化背景

<sup>219</sup> 本論文第3章4節を参照

を尊重し、伝統的手法を十分に理解した上で、その改善点を提案し、コミュニティの理解が得られれば実施するというものであった。そして、改善点に関する対策の実施(たとえばタラ・バンドゥの成文化に対する技術的な支援など)についても支援をするというアプローチが特徴的である。前出の会合においても、日本工営は村落の代表と併に座るのではなく、会場外から見守るなど、その前面にでるのではなく、あくまで後方支援をするというスタンスが明確に見えた。つまり、機能主義的な視座をもってとらえれば、村落社会が必要に応じて変化するその過程を支援することに活動のフォーカスを置き、変化をもたらす主体としての役割を最小限にしていたと理解できる。

#### 6-6 国際機関の支援と伝統的ガバナンス機構の変化に関する分析と考察

UNDP および社会連帯省実施事業のケーススタディでは、伝統的規範を政府およびUNDP が支援することによって、コミュニティ参加を経て和解が進み、伝統的規範の成文化などを通じて、手続きの民主化も進んだことがわかった。また、JICA/日本工営の支援事例では、伝統的規範支援が女性や青年層の参加を促進しただけでなく、手続きの標準化を視野に入れて政府の参加を促した。RESPECT 事業のケーススタディでは、伝統的ガバナンス実施がコミュニティ和解を促進するだけでなく、事業の成果を効果的かつ持続可能にする上で不可欠な要素となった。また、近年コミュニティの事業参加が促進されつつあるとは言え、国際社会が支援する平和構築のプロセスにおいて対象コミュニティの参加は形式的になり、さらに伝統的手法ともなると、採用は嫌厭されがちである。しかし、これらの事業では、伝統的ガバナンスを実施することによってコミュニティの主体的な参加を促すことができたことが明らかとなった。

調査の結果わかったことは、国際社会が支援をした平和構築事業の内、世界銀行実施のコミュニティ・エンパワーメント事業のように既存の行政機構と平行的の事業実施機関を設置した場合は、国際社会の支援と既存の制度の二極化が進み、結果、事業の持続性は、限定的なものになったことである。それに対して伝統的ガバナンスを用いてコミュニティの主体性を促した事業については、平和の構築に寄与しただけでなく、建設的な関与をもって伝統的規範や伝統司法の民主化にも貢献したことが分かった。すなわち、伝統的ガバナンス機構の採用が、東ティモールの村落というより小さな諸集団の慣習と、国際社会というより大きな集団に固有の諸規範の一つである基本的人権の考えが、「調和」し「融合」するための一ステップということの意味していた。本稿が取り上げた事例研究における具体的な例としては、伝統的ガバナンスの適用における女性や青年層、社会の様々な主体の有機的な参加による公平性の向上や、規範の成文化や会議体による伝統的規範の適用状況の定期的な確認などによる透明性の向上などが上げられる。また、支援する国際機関による担当省庁との調整によって、実定法との関連性も意識され始めたのである。

東ティモール法務省が指摘しているように、伝統的司法や伝統的規範が、共同体ベースの権利を強調する傾向は見て取れる。その一方で、事例研究ではこの共同体ベースの権利を否定せず、その発展を促す過程の中で民主化の要素を加えつつ、支援をした事例を取り上げた。伝統的規範の民主化を促進するというニーズにドナー側がどのように取り組むのかということが、支援の持続性を考える上で主要な課題である。たとえば、当時 UNTAET が導入した司法制度は、個人の権利を基調としたが、前述した様に伝統的社会においては「司法の独立」という観念が低く、ウマ・ルリックを中心とした共同体ベースの和解方式を優先した<sup>220</sup>。同じように、東ティモールの伝統的規範に、個人の権利を強調しない傾向があることは、リキサ県における JICA 事業の対象者からの聞き取り調査回答の中からも見えてきた<sup>221</sup>。このことは、共同体として判断者であるリア・ナインの裁定に対して異議の申し立てをする制度がない点を上げて明示的である(裁判所に提訴できることになっているが、実際にそのような案件はなく、そのような手続きの存在は形骸化していると言える<sup>222</sup>)。これは、今日確立された「ガバナンス」構想、すなわち適切に機能する公的機関があり、かかる国民が公正な裁判に頼ることができる状況の確保という目標と、国際協力における現地社会の「主体性」尊重という原則の矛盾である。その意味で、司法制度の構築は、伝統的司法を形式的に司法制度の中に取り込んで、体裁を整えれば済む問題ではない。持続可能な平和の構築と秩序の実現、そしてそれを支える「法の支配」は、たとえその形式を整えることができたとしても、その運用において、外部(国連や国際社会)から導入した理念形態が現地社会に浸透するのは容易でないということが、RESPECT 事業の事例研究に見られるように明らかである。

UNDP および社会連帯省実施のケーススタディでは、伝統的司法を支援することによって、コミュニティ参加の上の和解が進み、手続きの民主化も進んだことがわかった。また、JICA の支援事例では、伝統的司法の支援が女性や青年層の参加を促進しただけでなく、伝統的司法の成文化などを通じて手続きの基準化を視野にいれて、さらに政府の参加を促した。RESPECT 事業のケーススタディでは、伝統的司法実施が村落調停を促進し、また、事業の成果を持続可能な形にする上で不可欠な要素となった。また、近年コミュニティの事業参加が促進されつつあるとは言え、国際社会が支援する平和構築の過程においてコミュニティは、疎外されがちであるが、伝統的規範を実施することによってコミュニティの主体的な参加を促すことができたことが明らかとなった。

調査の結果わかったことは、村落社会の必要に応じて慣習法や伝統的規範が内生的に変化するその過程を支援し、変化をもたらす主体としての役割を最小限にすることによって、コミュニティ主体の平和構築を進めることができるということである。この手法を用

---

<sup>220</sup> 本論文第 3 章を参照

<sup>221</sup> 本論文第 4 章を参照

<sup>222</sup> UNDP の R. S 氏へのインタビュー(2004 年 2 月)

いるには、文化的感受性の高さ(Cultural Sensitivity)と支援対象となるコミュニティに関する十分な知識や言語能力が必要とされるため、支援主体にも多大なキャパシティが求められる。本論文で取り上げた世界銀行実施のコミュニティ・エンパワーメント事業のように既存の行政機構と並行の事業実施機構を設置する場合、既存の制度の二極化が進んだ。並行の事業実施機構を設置したことで、事業の立ち上げや実施のスピードは速く、ドナーに対する説明責任も十分に果たせる結果になった。その一方で、事業資金の提供が終了するとともに、実施機関は解体されフォローアップもなくなるということになった。事業成果の持続性が限定的なものになった。

それに対して既存の機構、すなわち地方行政機構を活用して実施した RESPECT 事業などは、事業資金の提供が終了した後も、自治体が主体となってフォローアップを行ったため、事業成果の持続性が十分に担保できた。既存の機構を活用する手法の課題としては、長く続いた紛争で疲弊したコミュニティと地方行政の職員に対して時間をかけて研修を行い、事業実施への関わりを進めてゆくため、時間と人的資源が多大にかかるという点が上げられた。しかし、東ティモールのような新生国家において人材育成は最重要課題であり、地方行政や伝統的ガバナンス機構など、既存の機構や伝統的規範を用いてコミュニティの主体性を促した事業については、持続可能な復興開発を通じて平和構築に寄与することができた。さらに、建設的な関与をもって伝統的ガバナンス制度の民主化にも貢献したことが分かった。

いわゆる「ハイブリット手法」を用いた平和構築論は、伝統的手法と西洋的手法の双方を部分的、または融合的に採用することをもって、その手法とすることが主流である。東ティモールの事例に戻れば、これはすなわち、村落というより小さな諸集団に、国際社会というより大きな集団に固有の諸規範の一つである基本的人権の考えを内生的に「浸透させる」ための一ステップということの意味していた。具体的には、女性や青年層、社会の様々な主体の有機的な参加による公平性の向上や、規範の成文化や村落会議体の定期的な開催と、事業実施の状況確認などによる透明性の向上などである。事実、支援をする国際機関による担当省庁との調整によって、実定法との関連性もある程度意識され始めた。しかし、真の「ハイブリット平和構築」とは、ガバナンスの観点と東ティモールの伝統を統合するだけでは不十分である。支援の対象となるコミュニティにおける有機的な変化をもたらすことを目的とするのであれば、支援を行う主体がコミュニティという小社会における媒体としての役割をどれだけ限定的にしつつ、内生的な変化を引き起こすことができるのかということである。

上記の分析と結論から、東ティモール政府の視点では、コミュニティの首長やリーダー達の役割とは、村落における規範を擁護し実施の伸長を図るものであり、国家権力として規範の強制をする責任は政府が持つということである。本章でふれたが、いわゆる「前近代社会」の代表例であった東ティモールが、急速に近代化の道をたどってきたと同時に、

伝統的ガバナンスの実施と発展も急速に進んだ。それは、同国における伝統的規範の発展が、あくまで構成主体のニーズに応じて変化を遂げていることを示す。そして、それらの変化は村落という集団の日々の営みに動因されていると言える。それらの事を国家の階層で見て言えることは、東ティモール政府による関連事業の主体的実施は国民の営みに動因されているということであり、その文脈において国際社会の関わりは、東ティモールの社会が変化する上での、あくまで外的要因という位置づけであろう。つまり、関連事業における国際社会の関わりが、コミュニティの主体性を伸張するアプローチであるか否か、ということが事業の効率性や効果に部分的または全部的に影響するのである。

## 第7章 分析と結論

### 7-1 はじめに

本論文の目的は、東ティモールの伝統的規範の形態について調査して明らかにした上で、リベラル平和構築の過程において、伝統的なガバナンス機構の発展を国際社会が支援することをもって、平和の構築と定着を促進することができるということを東ティモールの事例をもって分析を行い、知見を提示することにある。そして、同国の事例から、今後国際社会が実施する平和構築事業に対して示唆することができる政策モデルを検討し、述べることにある。本章では、研究成果の意義と課題について触れたうえで、各章の議論をテーマごとに要約して整理し、平和構築論の議論発展に寄与する目的で新たな視座を提供する。そして、分析結果をもとに平和構築の実務に貢献する目的をもって、政策提言を行う。

### 7-2 研究成果の意義

本論文の学術上の意義としては、「伝統的司法や伝統的規範を含む様々な伝統的ガバナンス機能には、紛争後の国や地域において実施される平和構築の取り組みを伸張する役割がある」という仮説を立て、支援手法によっては伝統的ガバナンス機構の内生的な発展を促すこと、そしてそれらの伝統的ガバナンス機構が広義と狭義の「移行期正義」を実現するうえで活用できる事を、具体的に事例研究をもって特定したことである。

本論文は、伝統的ガバナンスと平和構築支援の相関性に着眼した。一章で述べたが、平和構築の議論において、慣習法や伝統的規範などは統治（ガバナンス）制度とはとらえられず、伝統的な首長による力の行使によって実施され、慢性的な不平等を生み、不満や暴力を引き起こす物であり、社会の不安定要素となるとされてきた。それらの議論は、伝統的規範が民主的な発展をしえないことを前提としており、内生的な法発展をコミュニティが動因することを否定しているように見える。積極的な活用を検討する議論においても、伝統的手法は「法の支配」確立までの一時的な補完的手続きととらえるものがほとんどである。さらに、東ティモールにおける平和構築の議論においては、ローカルコミュニティが受動的であることを暗に前提としているため、内生的な法発展を促すという視点が2008年ごろまで大きく欠けていたのである。本論文はこの点に着眼し、東ティモールのように伝統的文化が国家形成の軸になっている国においてリベラル平和構築を実施することが矛盾なのではなく、本来能動的であるコミュニティに対して、法発展の動因を促すことができない支援の手法が問題であるととらえた。そして、国際社会や開発支援機関の支援の手法によっては、それが伝統的司法や伝統的規範の内生的な発展を促すことを特定し、それらの伝統的ガバナンス機構が東ティモールにおいて活用され続けることができる環境条件を解明した。

また、本論文は平和構築支援事業の実施例を調査し、具体的な事例をもって仮説を証明



した。これまで民主主義の観点から暗に否定されてきた、または限定的に捉えられてきた伝統的司法や伝統的規範などに関する視点を切り替え、東ティモールにおける広義と狭義の「移行期正義」を実現するために活用した事例を、具体的に村落における事例研究をもって示した。また、それらの議論の前提として必要とされる東ティモールの伝統的司法や伝統的規範の特性とその適用状況について、法人類学的視点をもって詳細に調査した。具体的には、実定法が存在していないような状況、または存在していても村落の構成員によって自発的に遵守されていない状況において、タラ・バンドゥ(Tara Bandu)をはじめとする伝統的規範が、実効的な規範として村落における法の支配、ひいては東ティモールにおける法の支配の実現にどのように寄与したのかということを具体的に解明した。

### 7-3 各章の要約と結論

本論文では、第一に独立後の東ティモールで紛争が再発してしまった要因について分析した(第二章)。そして、東ティモールにおけるガバナンス強化の観点から、伝統的手法を用いた「インフォーマル」な取り組みとの比較の目的で、フォーマルな治安部門改革について概観し(第三章)、その上で、東ティモール社会と伝統的ガバナンスの相関関係を分析するために、同国の伝統的司法と社会的和解及び「狭義の移行期正義」の実現のための機能について、その概要と形態を考察し(第四章)、さらに、東ティモールの伝統的司法と伝統的規範についてその機能を分析し(第五章)、それら伝統的ガバナンス手法の復興と国際機関の関わりを振り返った上で分析し(第六章)、その上で同国の伝統的司法が、独立後によく見られるいわゆる「独裁型」ではなく、かつ「西洋型」でもない、「真」のリベラル平和構築の実現に果たした役割を本章で議論する(第七章)。その上で、本研究の意義と課題を振り返りつつ、平和構築支援の実務に対する政策提言を行う。

「4月の危機」が示すもの：東ティモールは、1999年の「騒乱」を経てインドネシアによる統治が終了し、深刻な人権侵害と恒常的な暴力に終わりを迎え、2002年に独立(の地位の再確認)をはたした。しかし、国政のリーダー間の衝突が国軍内の問題と関与し合い、それらが土地所有権の問題を中心に、市民レベルの社会・経済的関心のぶつかりあいになった結果、暴力が広域に発生し、2006年に社会が不安定化し「4月の危機」が発生した。2000年以降実施されてきた住民和解や、平和構築の取り組みが不十分であることが浮き彫りになった。そもそも、東ティモールにおける「ロロサエ(東部出身者)」と「ロロモノ(西部出身者)」の違いを東ティモール民主共和国の国民という枠で国家が統合するのではなく、同国を構成するコミュニティが能動的に伝統や慣習の共通点を認識して、統合してゆくというプロセスが国民的統合には必要なのである。そのため、伝統的ガバナンスの強化は自然と必要になった。

伝統的ガバナンスの緩やかな復興：独立以降、インドネシアからの圧力がなくなったことで、市民レベルでは独立当初から伝統的規範が緩やかな復興が始まった。政府が関わる事業については、前述の国民的統合の観点からも2006年4月の危機に関連した一連の事

情が落ち着きを見せた 2008 年ごろから伝統的規範であるリサン(Lisan)の復興が本格化した。その結果、伝統的司法であるナヘ・ビティ(Nahe Biti)、伝統的規範であるタラ・バンドゥ(Tara Bandu)が特に村落部で実施されるようになった。他方、ディリのような都市部では、そのような動きは緩やかである。

実定法との関係：調査から明確になったのは、今日に至るまで(2017 年 3 月現在)実定法による伝統的規範や伝統的司法の認知が限られており<sup>223</sup>、伝統的規範を所管する省庁も特定されていないということである。さらに、国内政治的には、東ティモール固有の伝統や慣習が独立の大義であるという認識で一致していると考えられる一方で、国際社会に向けた対外的なメッセージにおいては、民主主義を基調とした自由主義的な市場経済の導入の目的で、慣習や血縁・地縁関係に頼る経済活動を排除することが必要と強調されている。すなわち、伝統的規範を正規化する土壌が弱いという点が見えてきた。

国際機関との関係：その様な政治的状況があったにも関わらず、新生ティモール政府は、持続可能な平和構築の促進のため、UNDP や JICA の支援を受けた政府とコミュニティが、伝統的規範の復興を加速させた。ナヘ・ビティ手続きにより和解が進んだ状態の社会を安定させる目的で、タラ・バンドゥを適用して地域住民の行動規範を伝統的規範によって定めると同時に、問題発生時に紛争解決(調停)の手段としてナヘ・ビティを適用していることも分かった。特記すべきは、国際社会が伝統的規範のような伝統的ガバナンスの手法を導入して支援を実施する際、その手法によって実効性が異なっていたという点である。支援主体が国際機関であれ政府機関であれ、対象村落の構成員以外の者が関わる形式で伝統的ガバナンス機構の支援を行う場合、いかにして民主主義の原則を内生的に組み込んでゆくことができるかという点に着眼する必要がある。具体的には、JICA/日本工営の事例のように、村の主要構成員との事前協議に注力し、公開される村落協議会などにおいては、支援側が表面に出ることは最小限とし、あくまで村落の構成員の間の議論という整理をするというような「工夫」も必要となってくる。それによって住民の主体性の度合いが変化するという点である。さらに、担当する外部関係者の東ティモール、さらには支援対象の村落の文化背景などに関する十分な知識と、コミュニケーション能力が問われる。それはすなわち、「ドナー」から支援を受ける前提条件として「民主化」を提示するのではなく、それが村落の関心であるか、そうでないかということコミュニケーションによって十分に理解を引き出すキャパシティが必要である。

古典的支援からリベラル平和構築への移行：国連の関与が始まった初期の UNTAET 時代に観られるような既存の(「与える側」の支援主体と「受ける側」の被支援者という構造に基づいている)支援体制は、支援主体中心の手法である。これは、人道支援という緊急性の

---

<sup>223</sup> 法務省国家法律諮問立法局長ネリーニョ・ビタル氏へのインタビュー(2018 年 2 月)によれば、伝統司法の法制化の道筋はたっていない。

高さもあり、必要性に迫られてできた一方性であったであろう<sup>224</sup>。しかし、2005年に設置された UNOTIL 以降の国連による民主化支援というマンデートの移行と、「4月の危機」以降に起こった、社会の安定化を主眼にとらえた古典的な平和構築のアプローチからガバナンスの強化を主眼にとらえたリベラル平和構築への移行によって、東ティモールコミュニティとドナーである国際社会の関係が変化した。国際社会は、東ティモール政府とそのコミュニティを事業実施主体(パートナー)ととらえ、既存の社会資源や社会インフラを活用して民主化支援を実施する手法に移行した。この取り組みが、東ティモールの伝統的規範の有機的な進化を促し、国際社会から押し付けられる民主主義ではなく、コミュニティが主体となって伝統的司法や伝統的規範等の既存の社会資源に進化をもたらした。その結果、「伝統的な法による支配」と「伝統的なガバナンス」の実現により、首都ディアリの影響が及びきっていなかった首都外の県におけるガバナンスについても、発展がみられるようになってきた。その結果、一見すると民主主義の概念とは相いれないように見える伝統的司法や伝統的ガバナンス手法の実施が、時間の経過とともに東ティモールにおけるリベラル平和構築の実現に寄与してきたと考えられる。

伝統的ガバナンスと首長の役割：東ティモールにおいて、伝統的司法や伝統的規範の研究を継続的に行ってきたアジア財団のアンケート調査の結果が示しているのは(Asia Foundation:2013)、伝統的規範や既存の社会インフラの活用は、住民が効率を重視しているため、伝統的司法の効率性(利用手段、時間、かかる経済的負担、公平性など)に功利的な関心を寄せているということであった。さらに、その司法の実施主体についても、80%の者が村長や集落長をはじめとするコミュニティの首長が、生活にかかる行政サービスや統治にかかる責任を負っていると考えている。これは、司法府である裁判所や、立法府である議会までのアクセスが困難であることが大きな理由であり、村落に住んでいる者の内、ごく数人のみが中央政府による行政サービスの利用手段を保持しているということにも起因していた。このような状態が、2002年以降、少なくとも2008年ごろまで主流だった(Asia Foundation:2011)。すなわち、利便性など現実的な理由をもって伝統的手続きの優位性を認めた。

住民意識の変化：アジア財団が定点観測的に2013年に実施した調査“Timor Leste Law and Justice Survey 2013”では、回答者である村落の住民たちにとって、伝統的規範の内容はよく理解でき、かつアクセスが良いことに加え、先祖の慣習を守ることの重要性に関連していることや(68%)、自身が所属するコミュニティの文化や伝統のルーツである伝統的規範の維持の必要(17%)、慣習的活動そのものが、神聖なものであること(7%)などを挙げたり、伝統的規範の適用に功利的な理由に加えて、文化・社会的な理由を持っているこ

---

<sup>224</sup> 例外的に RESPECT 事業など一部の事業については、2003年当時、国連のフォーカスが社会の安定化であったにも関わらず、民主化を進める努力の一環で、伝統的司法や伝統的規範など東ティモールに既存の制度の活用を行っていた。

とが明示的に示された(Asia Foundation:2011)。すなわち、2008年の調査に対して5年後の2013年の段階では、住民の意識が実用的な側面から文化的側面へと移行していることがわかる。

ローカル NGO と伝統的ガバナンスの関係: このような変化は、伝統的規範を復興させようとする取り組みを続けてきた一部のNGOなどを除き、2012年ごろから伝統的規範を民族的特性の一部にとらえ、その復興と活用が広い意味での平和構築を進め社会の安定化に効果的な手法として一般的に再認識され始められるまで、2002年の独立から約10年近く経っている。しかし、逆にとらえれば、時間をかけて内生的変化がもたらされているということが言える。その緩やかな変化が、社会の安定化に寄与しているということは、2006年「4月の危機」発生後、同様の事件が東ティモールにおいて発生していないことによって裏付けられていると考えられる。すなわち、外部からの押し付けでは同国においてリベラル平和構築の実現は難しかった。

長期的な視点の必要: 2006年「4月の危機」や、2008年の大統領、首相襲撃事件など、いくつかの危機的な事件を経て、東ティモールのコミュニティが「内生的」な変化を経た。これは、国際機関の関わりの有無にかかわらず、村落という社会が持つニーズに対して、制度がどのように変化してゆくのかという観点であり、近代的な民主主義の原則に基づいて活動をする国際機関と連携はある意味で「きっかけ」でしかない。国際機関が関わり、共有する民主的な観点が、村落という共同体において共有されるニーズを満たすものでなければ、その導入はドナーがいる間の一時的な変化といえる<sup>225</sup>。そのような民主的な観点が受け入れられるには、対象となる村落の構成員が能動的にそれを必要だと感じ、そして受け入れることが必要である。そのようにして、初めて内生的な変化が生まれ、伝統的規範の「発展」に寄与する。伝統的な手法が、その実施主体である村落の構成員によって受け入れられ、そして発展するのは時間がかかる取り組みであり、その変化については長い視点をもって捉える必要が明確になる。

支援側のローカルの文脈に対する理解: 本論文の事例研究が取り上げた JICA や UNDP の事業がそうであったように、支援を行う第三者機関は、対象国である東ティモールの文化や伝統、慣習に関する知識を持っている必要があることも調査からわかった。また、伝統的規範など既存の制度を使って事業目的を達成するという取り組みは、事業の対象となる住民理解を得やすだけでなく、その主体的な参加を促し、事業実施が効果的・効率的に行われることが見込まれた。また、限られた資源を使って効率よく支援を行うという観点からも関連性が高いことがわかった。

2002年以降、民主主義国家としての成長を果たしてきた東ティモールにとって、慣習や伝統を維持しつつ、法による支配と民主化の促進をより現実化する事が優先事項の一つであり、望まれるのはそれらを支える協力形態であると考えられる。このことは、両省が

---

<sup>225</sup> 本論文第六章で取り上げた世界銀行実施の CEP 事業などの例を参照

伝統的司法や伝統的規範に関する実定法を制定する手続きを個別に進めていることからよくわかる。また、調査の対象となった社会連帯省や農林水産省についても、伝統的規範など民族文化の特性が独立の大義の一つであり、それらを守ることは前提であった。それと同時に、特定のグループや個人が規範実施のための強制力を行使することを基調としている伝統的規範を民法や刑法などの実定法に準拠したものに発展させてゆくことに関心を持っていることが、伝統的規範の法制化からわかった。また、比較的短期間で成果を出すことを求められる国際社会の支援とほうらはらに、東ティモールにおける社会の変化は、時間をかけてゆっくりと起こることもわかった。

#### 7-4 各章の議論の総括

上記の分析から、いわゆる「前近代社会」の代表例であった東ティモールが、急速に近代化の道をたどったにも関わらず、同時進行的に伝統的規範の実施が急速に進んだことは、「普遍的な発展過程」を否定し、同国における伝統的規範の発展はあくまでコミュニティ構成主体のニーズに応じて変化を遂げることを示している。つまりマリノフスキらの機能主義的な視座により初めて解明されるような、地域固有の発展をしているということが言える。国際的な援助機関により、ガバナンスの制度や法整備支援がなされ、制度と法が設置されたとしても、国民によって自発的にそれらの法が遵守され、制度が運用されるという状況ができないのであれば、支援の目的は果たされたとは言えない。逆を言えば、東ティモール政府が自発的に伝統的手法を採用し、適用しつつ発展させてゆくのであれば、その文脈において国際社会の関わりは、東ティモールのコミュニティが能動的に変化する上で、あくまで外的要因にすぎないことを示している。つまり、平和構築の文脈においては、「対象コミュニティが受動的である」という誤った推定を基にした支援事業が実施された場合、ドナー側の「普遍的価値観」の押し付けとなるが、地域や民族固有の伝統や慣習を軸に、それらを「気づき」を通じた内生的な発展へと導く手法をとることで、かかる平和構築事業の持続性や効率性、そして事業効果の最大化が期待できるのである。

村落単位で実施される伝統的司法は、各準県、ともすれば各村でその判断に揺らぎが出る可能性があり、公正性の観点から疑義がでうる。これは、村落においては地域の特性という整理にもなりうるのだろうが、国の観点からは審判を行うものが「適切な技能」を持っていないという理由になる。この点に関し、国家からの中央発信型の視点でとらえれば、伝統的司法の実施に関する法令が制定され、判断を基準化し、さらに手続の可視化等を通じて公正性を担保し得る制度をつくることで、判断の揺らぎに関する課題は解決できるかもしれない。他方、本論文で取り上げたように、農林水産省が策定を進めるタラ・バンドゥ(Tara Bandu)に関する法令の制定は課題に直面しており、伝統的規範全般を所轄する中央省庁も決まっていない状態にある。そのような状況を鑑みれば、地方発信型の視点をもって各県・準県などにおける伝統的規範の制定をすすめる、それらの集大成をもって中

中央の政府が伝統的規範実施のための法令を策定するという手法も考えられよう。日本の条例にあたるような規範の制定を進めることである。その観点からは、2009年に同国議会で承認された「ローカルの首長及びその選挙に関する法(03/2009)」はその第一歩であろう(本論文第四章参照)。伝統的司法や伝統的規範について定める条例が構築されるのと同時に、地方政府が施行する条例を所轄する監督庁を中央政府内に特定し、かかる法整備を進めることで基準化を進め、手続き保障を含めた民主的な制度として発展させることができる。

#### 7-5 研究結果の実務への貢献

東ティモールのように民主的な国家を創ることを目的としている場合、国は国民にできる限り平等な機会を与え、持続可能な平和を構築する努力を行う。しかし、そのような取り組みには資源も時間もかかる。その上、紛争後もしくは平和構築の過程にある国家においては、多くの場合において、人材を含め社会資源が限定的である。社会の安定化を図る上で、狭義及び広義の移行期正義の実現は急務であり、国民の人権保護を実現するために、国の復興開発とほぼ同時期に進められる必要がある。現在もなお、法整備を進める東ティモールにおいては、政府が伝統的ガバナンス手法に強い関心を示しており、法務省の職員たちは伝統的規範と実定法の「ハイブリット」手法の確立に向けた努力を継続している。「ハイブリット」の形態を考える上で参照できる実務例が、ニュージーランドのワイタンギ審判所である。ワイタンギ審判所は、マオリ族の伝統的司法を法源として設置された審判所が、実定法である同国刑法に基づいて裁かれたマオリ族のコミュニティ構成員に対する裁定や処罰に関して、修復的正義の観点からアドバイザーを提供する形態をとっている。すなわち実定法を基調としつつ伝統司法を共用した具体的な事例ともいえる。そのような実務例を参照しつつ、本研究が示唆する「伝統的ガバナンスの発展を促す施策と援助」を実施する必要がある。その為に、東ティモール法務省は、現存する伝統的ガバナンス機構を調査し、それらの実施を支え発展させるための制度を構築する必要がある。

現在民主化が進んでいるミャンマーのように、特性が大きく異なる民族間の衝突によって、こうむった害の回復については、共有する伝統的手法が存在しないかもしれない。また、存在していたとしても、そのような手法を用いることが政治的に受け入れることができないかもしれない。今日の平和構築支援においては、CAVR実施の独立派、併合派間の和解プロセスでもなく、ルワンダにおいて政府主導で実施されたガチャチャ裁判の様な民族間の衝突について裁定するコミュニティ裁判の手続きでもない、民族横断型かつ内生性の手法が必要になってくる。民族間、もしくは同一民族間でも、背景が異なる場合、それらの違いをこえて(一つ上の階層の)拡大コミュニティが受け入れることができるような制度を新たに設計したうえで、各民族固有の伝統や慣習と融合させることが必要な場合もある。

別の例を挙げれば、多数の国が締結した条約の履行や、ヨーロッパにおける各種のEU

指令の実施に見られるように、同じ制度や法であったとしても、それが適用される国によって解釈も施行形態も異なるのである。そのような場合、相違点は条約にあるのではなく、それを実施する国とその国民にあり、すなわちその国の文化、慣習や伝統である。歴史の中でしばしみられる不平等条約は今日それほど顕著ではなく、条約も EU 指令も、締約国は自発的にそれを受け入れている。すなわち、それらが遵守された場合、世界や地域において発展した概念と自国の慣習や伝統との融合が起こっているのである。その観点から平和構築支援の実務を概観すれば、これまで他国、他の地域において使われた手法を一方向的に用いるのではなく、受け入れ側が自発的に受け入れるような支援手法の採用と環境づくりが重要となる。下記、図 8 および 9 で示しているように、伝統的ガバナンスの活用は、フォーマルな平和構築事業を一時的に補完する形態ではなく、独立した一つの手法として伝統的ガバナンスを捉えることで、支援事業の効果を最大化できるであろう。そして、事業の企画においては、受け入れ国の伝統や慣習との融合を視野に入れて支援をする必要がある。そのため、支援は提案型のアプローチと、受け入れ側の主体的な取り組みを側面支援してゆくことを原則として、コミュニティが主体的に行う制度設計や方針の策定を、支えることが平和構築支援における成功の鍵を握っていると考えられる。そこで、伝統的ガバナンスの活用が有効になってくるのである。

アフリカにおける具体例としては、ルワンダで実施されたガチャチャ裁判が挙げられる。ガチャチャ裁判が形式は伝統的な和解手続きを用いているものの、政府が主体となって西洋式(外生性)のアプローチを用いて実施された(武内：2006)。そのような手法は、一定の期間で効率的に事業が実施できるという点が評価できる反面、アプローチが外生性であるために住民感情は複雑で、「裁判の判断を受け入れないという状況があった」と考えられる。それに対して東ティモールの手続きは、和解手続きの企画・立案の段階からティモール人が中心となり、実施に至るまで支援機関から派遣されたアドバイザーと東ティモール法曹が協働する形で(外生性と内生性の共存)、時間をかけた緩やかな関与が継続してきた。その継続的かつ緩やかな関与を通じて、手続きの民主化を図っているが、そのことが手続きの内生性を伸張し、持続可能な民主化を支えた。本論文で取り上げた事例研究の実績の検証結果は、実務の現場で伝統的ガバナンス手法の活用を検討に際し、以下のまとめに含まれるような留意点を示唆している。

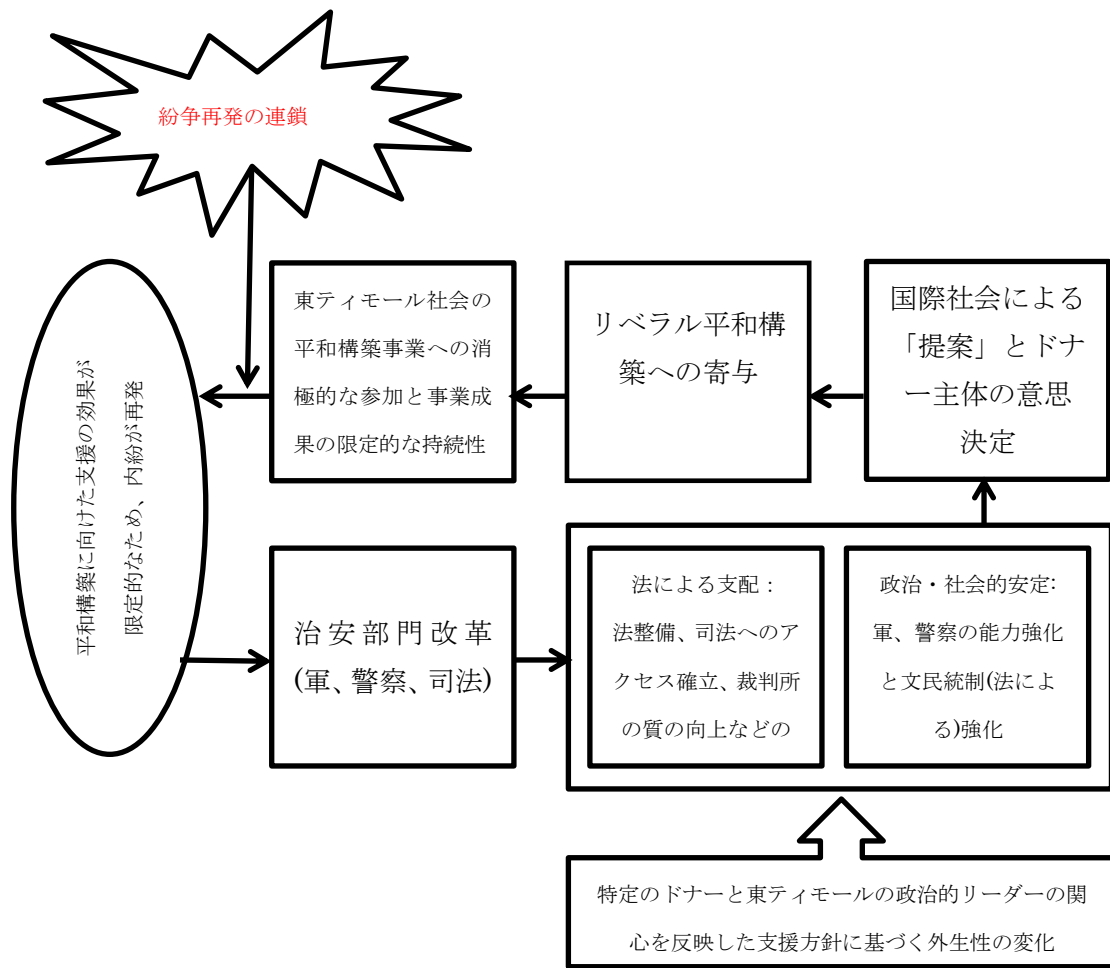


図 8: 東ティモールの平和構築においてフォーマルな支援のみを想定した場合のモデル図 (筆者作)



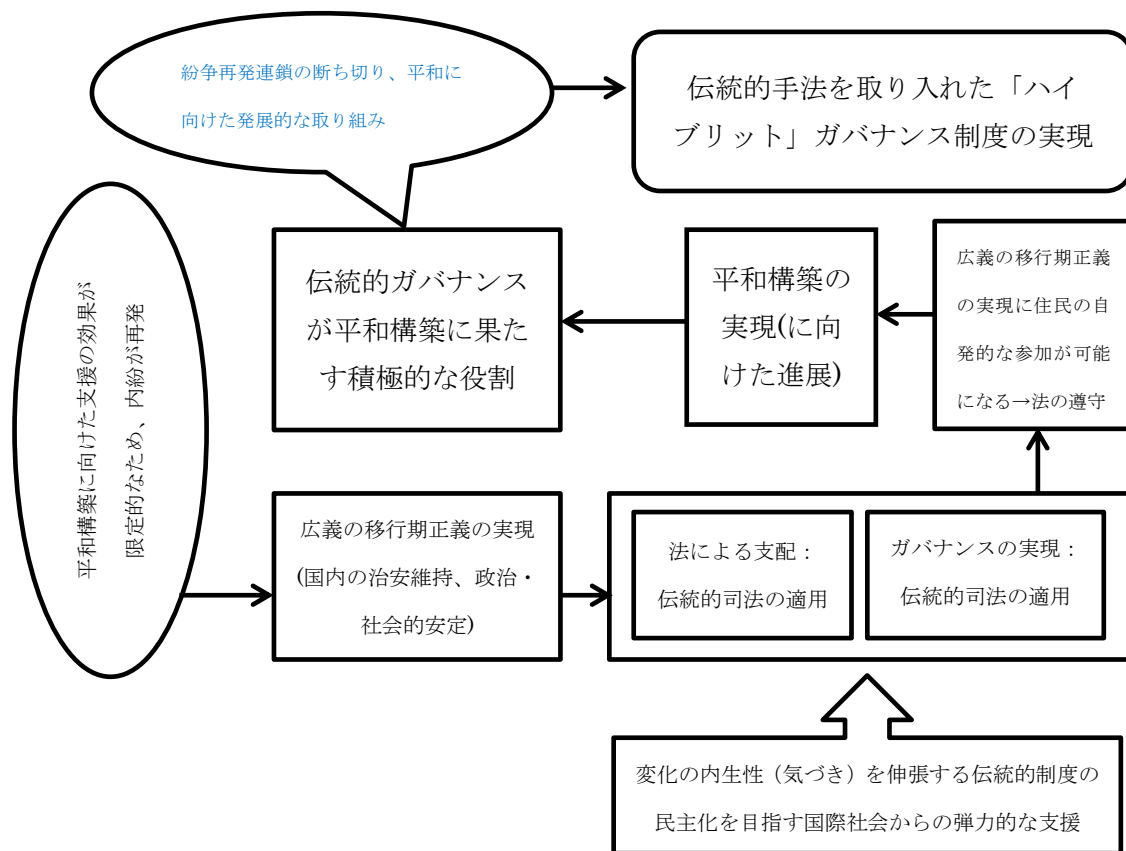


図 9：東ティモールの平和構築において伝統的ガバナンスを適用した場合のモデル図 (筆者作)

#### 7-6 今後の研究の課題

最後に本研究の課題を述べる。本研究は、東ティモールの伝統的規範の形態やその機能について調査した上で、リベラル平和構築の過程において、伝統的なガバナンス機構の発展を国際社会が支援することをもって、平和の構築と定着を促進することができるということを東ティモールの事例において解明した。研究を振り返り、今後の課題三点が明らかになった。

一点目は、伝統や慣習など、数量的に表すことが難しい課題を取り扱っていることもあり、事例研究が質的分析を中心としており、数量的な分析が限られている点である。参与観察や聞き取り調査を通じて、伝統的司法の質的な情報は入手できたが、それに比べて数量的な情報は、特にアジア財団などの既存研究のデータを主に参照している。今後は、筆者が独自に展開する数量的調査を実施することで、本論文の議論との関連性をより高め、

その結論をより強化することができると考えている。

二点目は、本研究が伝統的ガバナンスの形態や機能に主に着眼しているため、比較対象としているフォーマルなガバナンス強化に関する調査が限られているということである。東ティモールにおけるガバナンスの強化は、フォーマルなガバナンスと伝統的ガバナンスの均衡がとれることによって、効果的かつ効率的に実現することが出来る。伝統的ガバナンスに支援の力点が偏ることは、民主主義国家として法による統治がなされる以上、実定法と伝統的規範の均衡に影響を及ぼしうる。国際社会は、東ティモールに対して様々な支援を行っており、かかる調査も進んでいる。そのため、それらの既存研究から学び、さらに関係者へ聞き取りを行い、かかる事例研究を進めることで、より包括的に比較調査を行うことが出来る。

もう一点は、比較対象となるほかの地域における調査研究が限られるということである。本研究は、東ティモールのコミュニティがおかれる自然環境と、人々の日々の営みが伝統的規範を形成する主要な要素であることを説明し、同国特有の状況に特化した議論を展開した。本研究が結論づけているように、東ティモールの支援モデルをそのまま他国において適用することは、留意しなくてはならない点が多くある。そのため、研究対象を広げ、国境を越え、近隣国であるインドネシアを含む地域における伝統的司法の検証と比較を行うことで、研究結果の普遍性をより高めることが出来る。具体的には、地理的にも東ティモールに近い、バリ島やスンバ島など、広い意味でオーストロネシア語族と、ポリネシア語族が出会い、融合したであろうと考えられている地域に関する比較調査が本論文の趣旨と大いに関連性があると考えられる。今後は、これらの島を含む近隣の島々における伝統的ガバナンス機構の発展について本研究と同様の調査をすすめて、比較を行いことで調査結果の汎用性を高めてゆく必要があがる。その結果、研究の結果が、平和構築政策だけでなく、発展途上国などにおける法発展やガバナンス強化に関連する政策などの実務においても活用できる調査結果を導き出すことができると考える。

加えて、本研究の対象期間は 2000 年から 2017 年の間と限られているが、伝統的ガバナンス機構の変化を捉える目的をもって、より長期にわたる参与観察を行うことでより普遍的な結論を導き出すことができる。

#### 7-7 まとめ

紛争を経験した国家がその復興期において、限られた社会資源の活用の観点から、伝統的司法や伝統的規範などを活用することができるということは、これまでも既存研究の業績が十分に議論してきたところである。しかし、それは伝統的手続きの一面を見ているにすぎず、平和構築の取り組みに寄与しうる伝統的ガバナンスが持つ本来の機能を生かすことにはならない。本論文の事例研究が示しているのは、平和構築支援の過程において、伝統的ガバナンスやその他の内生的な機構を採用し、コミュニティが復興に主体的にかか

わり、それらの機構の「継続的」な発展に寄与する形で民主的な考え方を示唆してゆくことが有効である。その結果として、まるで二つの薬品が交わって起こる「自然発色」ように、規範の民主化が進む。さらに、実定法（フォーマル）から伝統的ガバナンス（インフォーマル）への影響という一方的な関与ではなく、伝統的ガバナンスから実定法への関与という視点も必要である。例えば、伝統的司法が修復的司法の性質を併せ持っている場合、前述したマオリ族の慣習法が実定法にもたらした影響のように（山川：2016）、伝統的規範が実定法のさらなる発展に寄与することも考えられる。実務において考慮すべきは、外部関与の度合いや関与の形態、そしてかかる時間であり、事業を企画する上で、十分検討する必要がある点である。すなわち、本研究が示すところは、法の支配とガバナンスを実現するために、既存の知識や制度を活かしてゆくことができるということである。その目的のため、平和構築の前例だけにとらわれるのではなく、支援関係者が対象となる地域の文化背景や、慣習や伝統について深い専門知識を持っていることが肝要であることを示唆している。そのような環境条件において国際機関など外部支援者が対象コミュニティと対等に協働することで、持続可能な平和構築がより実現し、コミュニティが変化の主体になることを促すことができ、国際社会全体が裨益するという結論に導かれる。

参考文献：

<日本語文献>

秋月弘子(2010) 「アジアの人権と国連：東ティモールにおける平和構築を事例として」, 『アジア研究所紀要』 37, p. 125-145, 亜細亜大学.

旭英昭(2012) 「独立10年東ティモール再訪に思う」

[online][http://www2.jiia.or.jp/pdf/column/20120628j-Hideaki\\_Asahi.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/column/20120628j-Hideaki_Asahi.pdf) (参照2016-6-29).

———(2013) 「平和構築論を再構築する：日本の視点からの一考察」, [online]

[https://www2.jiia.or.jp/pdf/column/130813\\_amb\\_asahi.pdf](https://www2.jiia.or.jp/pdf/column/130813_amb_asahi.pdf) (参照2016-6-29).

綾部恒雄・桑山敬己編(2006) 『よくわかる文化人類学』 ミネルヴァ書房.

池田一人(2009) 「ビルマ植民地期末期における仏教とカレンの歴史叙述—『カイン王統史』と『クウイン御年代記』の主張と論理—」, 『東洋文化研究所紀要』 156, p. 69-140, 東洋文化研究所.

石塚勝美(2005) 「東ティモールにおける国連平和維持活動、UNTAET, UNMISSETの検証：2000年、2002年、2003年の現地調査から - 」, 『共栄大学研究論集』 3, p. 1-15, 共栄大学.

———(2006) 「国際社会の平和維持軍設立への迅速対応に関する問題：1999年の東ティモールのケースから」, 『共栄大学研究論集』 4, p. 1-24, 共栄大学.

———(2014) 「東ティモールにおける住民参加型国家建設の可能性について」, 『共栄大学研究論集』 12, p. 37-58, 共栄大学.

井上浩子(2009) 「東ティモールの独立過程に見る人権と自決権の関わり - 自決の正当性を巡って - 」, 『国際社会文化研究所紀要』 11, p. 152-167, 国際社会文化研究所.

———(2013) 「国家構築と文化触変：東ティモールにおける村会議制度の構築」, 『国際文化関係史研究』 平野健一郎、土田哲夫、川村陶子、古田和子編著, p. 214-233, 東京大学出版会

——(2016) 「リベラル平和構築とローカルな法秩序：東ティモールにおける司法制度の構築をめぐって」, 『国際政治：変動期東南アジアの内政と外交』185, p. 98-113, 国際政治学会.

今井弘道(2011) 「現代東アジアから見たケルゼン・エールリッヒ論争」, 『北大法学論集』62(4), p. 647-670, 北海道大学.

イブ, ジャンクロ(2008) 「慣習と法律 - 法のロジスティックス的アプローチ」小梁吉章訳, 『広島法学』32(2), p. 143-160, 広島大学.

上杉勇司(2006) 「戦争犯罪者か難民か」, 『東ティモールを知るための50章』山田満編, p. 89-94, 明石書店.

エールリッヒ, オイゲン(1913) 『法社会学の基礎理論』河上倫逸訳, みすず書房.

江藤美紀音(2012) 「東ティモール法整備支援・共同法制研究～自立へのささやかな挑戦～」, 『法務省法務総合研究所国際協力部報第53号』, p. 158-164, 法務省法務総合研究所.

大竹秀男(1969) (書評) 「徳川封建制下の『家』」(「前近代アジアの法と社会・仁井田陸博士追悼論文集 第一巻」所収), 『法制史研究』1969(19), p. 170-171, 法制史学会.

奥野克己・花瀧馨也編(2011) 『文化人類学のレッスン 増補版』学陽書房.

外務省(発行年不明) 「東ティモール民主共和国(The Democratic Republic of Timor-Leste)基礎データ」,  
[online]<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/data.html>(参照 2018-1-31).

加藤哲実(1992) 「習俗論序説：法社会学への試み」, 『法律論叢』65(1), p. 1-51, 明治大学法律研究所.

上東輝夫(2003) 「東ティモールの独立達成に至る歴史的経緯と国家安定のための課題」, 『名古屋商科大学論集』48(1), p. 53-62, 名古屋商科大学.

川島武宜(1982) 『川島武宜著作集 第1巻 法社会学1: 生ける法と国家法』 岩波書店.

——(1982) 『川島武宜著作集 第2巻 法社会学2: 法社会学の一般理論』 岩波書店.

桑名恵(2005) 「紛争後の援助におけるコミュニティの社会開発に関わる課題 - 東ティモールの事例から -」, 『ボランティア研究』6, p.137-159, 国際ボランティア学会.

——(2015) 「紛争後の平和構築過程における市民社会支援の課題と展望: 東ティモールコミュニティの実例から」, 『立命館国際地域研究』42, p.23-38, 立命館大学.

郭薇(2014) 「法と情報空間 - 近代日本における法情報の構築と変容」, 『北大法学論集』67, p.323[1]-284[49], 北海道大学.

国際協力事業団(2002) 「JICA の対東ティモール復興・開発支援総括報告書」, [online]<https://www.jica.go.jp/easttimor/office/activities/ku57pq00001uyovv-att/report200206.pdf> (参照 2016-6-29).

国際協力事業団(2010) 「持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト」, [online]<https://www.jica.go.jp/project/easttimor/003/outline/index.html> (参照 2016-6-29).

国連開発計画(2003) ニュースルーム「東ティモールにおける元兵士およびコミュニティのための復興・雇用・安定プログラム(REPECT)」にUNDPを通じ日本政府が4億6,500万円拠出」, [online][http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/pressreleases/2003/3/25/release\\_20030325.html](http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/pressreleases/2003/3/25/release_20030325.html) (参照 2016-6-29).

国連広報センター(発行年不明)「平和構築」, [online] [http://www.unic.or.jp/activities/peace\\_security/peacebuilding/](http://www.unic.or.jp/activities/peace_security/peacebuilding/) (参照 2016-6-29).

knoema社(発行年不明)「ワールド・データ・アトラス: 東ティモールの成人(15+)の識字率」 [online]<http://jp.knoema.com/atlas/%E6%9D%B1%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%A2%E3%83%BC%E3%83%AB/topics/%E6%95%99%E8%82%B2/%E8%AD%98%E5%AD%97%E8%83%BD%E5%8A%9B/%E6%88%90%E4%BA%BA%E3%81%AE%E8%AD%98%E5%AD%97%E7%8E%87> (参照 2018-1-30).

佐々木和之(2011) 「ルワンダ大虐殺後の移行期正義：地域共同体裁判「ガチャチャ」は和解の促進に貢献したのか？」（日本平和学会 2011 年秋季研究集会 自由論題部会「アフリカ大湖地域の移行期正義 報告レジュメ」），

[online] [https://www.psa.j.org/html/resume2011autumn/jiyurondai3-2\\_resume.pdf](https://www.psa.j.org/html/resume2011autumn/jiyurondai3-2_resume.pdf)（参照 2016-6-29）.

篠田英朗(2003) 「安全保障概念の多義化と『人間の安全保障』」，

[online]<https://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/Pub/31/shinoda.pdf>（参照 2016-6-29）.

首藤もと子(2004) 「東ティモールの国家形成と紛争予防の課題」，『紛争予防：平成15年度 外務省委託研究』， p. 37-50， 日本国際問題研究所.

——(2007) 「東ティモールと平和構築の逆説(平和構築：紛争後の不安定と安定)」，『国際問題』 564， p. 23-33， 日本国際問題研究所.

神余隆博(2008) 「日本の人間の安全保障政策とその外交的实践」，『国際公共政策』 13(1)， p. 39-52， 大阪大学.

杉島敬志(1999) 『土地所有の政治史—人類学的視点』 風響社.

セン, アマルティア(2006) 『人間の安全保障』 東郷えりか訳， 集英社.

総務省(2006) 「法の適用に関する通則法」，『e-Gov 法令検索』， [online][http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=418AC000000078&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC000000078&openerCode=1)（参照：2018-1-30）.

高野さやか(2015) 『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会』 三元社.

武内進一(2006) 『内戦後ルワンダの裁判と国民和解に関する文献紹介』，

[online][http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2006\\_04\\_15\\_08.pdf](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/pdf/2006_04_15_08.pdf)（参照：2018-1-30）.

デュルケム, エミール(1982) 『デュルケム社会学講義 習俗と法の物理学』 宮島喬訳， みすず書房.

——(1990) 『デュルケム法社会学論集』 内藤莞爾編訳， 恒星社厚生閣.

- 蒨田純(2009) 「各国立法補佐機関の比較分析」(政策研究大学院大学ディスカッション・ペーパー: 09-09),  
[online]<http://www.grips.ac.jp/r-center/wp-content/uploads/09-09.pdf> (参照 2018-1-31).
- 土橋隆(2009) 「リベラル・デモクラシーの行方 起源と理論そして課題」, 『中央学院大学法学論叢』 22(2), p. 106-92, 中央学院大学.
- 當舎小百合(2012) 『『過去への裁き』に揺れる東ティモールとインドネシア』 (東京大学大学院総合文化研究科[地域文化研究専攻] 古田元夫ゼミ),  
[online]<http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/furuta-semi/articles/tosha20120406.html>  
(参照 2016-6-29).
- 林研三(1999) 「『生ける法』論の展開 - 末弘法学・川島法社会学を中心として - 」, 『札幌法学』 10 卷 1・2 合併号, p. A197-A226, 札幌大学.
- ハント, アラン(1985) 『法社会学: 法の社会学的研究』 及川 伸訳, 法律文化社.
- 平石努(2013) 「東ティモール民事司法制度に関する調査研究」(法務省調査研究報告),  
[online]<http://www.moj.go.jp/content/000110036.pdf> (参照 2018-1-30).
- 等雄一郎(2007) 「平和構築支援の課題<序説>」, 『レファレンス』 674, p. 6-12, 国会図書館.
- 福武慎太郎・堀場明子(2013) 『現場<フィールド>からの平和構築論』 勁草書房.
- 藤井京子(2004) 「国連東ティモール暫定統治機構(UNTAET)の法的地位」, 『名古屋商科大学論集』 49(1), p. 167-195, 名古屋商科大学.
- 藤原帰一(2000) 「内戦と戦争の間: 国内政治と国際政治の境界について」, 『年報政治学 2000』, p. 97-119, 日本政治学会.
- 星野俊也(2010) 「国連平和構築委員会の活動と課題」, 『創大平和研究』 25, p. 107-126, 創価大学.



ポズナー, エリック (2002) 『法と社会規範 —制度と文化の経済分析—』 太田勝造監訳, 木鐸社刊.

マリノフスキ, ボロニスワフ (2010) 『西太平洋の遠洋航海者』 増田義郎訳, 講談社.

水野久美子 (2006) 「危機の年暴動とアルカティリ首相辞任: 2006 年の東ティモール」 (アジア経済研究所 アジア動向年報),

[online] <http://d-arch.ide.go.jp/browse/html/2006/210/2006210TPC.html> (参照 2017-4-11).

宮澤哲 (2006) 「自由のために闘ったすべての国民に敬意を—RESPECT 事業と復員兵士、雇用、復興開発」, 『東ティモールを知るための 50 章』 山田満編, p. 100-104, 明石書店.

宮澤哲・宮澤尚里 (2017) 「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」 (法務省調査研究報告), [online] <http://www.moj.go.jp/content/001237890.pdf> (参照 2018-1-30).

宮澤尚里 (2006) 「東ティモールにおける環境問題: 憲法にも謳われた環境問題」, 『東ティモールを知るための 50 章』 山田満編, p. 210-214, 明石書店.

—— (2010) 「紛争後の国家における環境資源管理と慣習法の役割」, 『アジア法研究』 p. 95-110, アジア法学会.

—— (2012) 「紛争後の環境資源管理における市民社会の役割: 東ティモールの住民組織を事例にして」, 『国際政治』 169, p. 88-98, 日本国際政治学会.

—— (2014) 「慣習法に基づく住民主体の資源管理: 東ティモールにおける慣習法タラ・バンドゥ」, 『環境基本法制定 20 周年—環境法の過去・現在・未来』, p. 235-248, 環境法政策学会編, 商事法務.

向井紀子・大月晶代 (2005) 「修復的司法—少年司法との関係を中心に—」, 『レファレンス』 55(10), p. 68-90 国立国会図書館.

武者小路公秀(2009) 「人間の安全保障と連帯経済」, [online] <http://www.meijigakuin.ac.jp/~prime/pdf/prime30/09-musyanokouji.pdf> (参照 2018-1-30).

—— (2012) 「大転換期にはいった西欧近代文明世界」, [online] <http://www.alter-magazine.jp/index.php?%E2%80%95%E5%A4%A7%E8%BB%A2%E6%8F%9B%E6%9C%9F%E3%81%AB%E3%81%AF%E3%81%84%E3%81%A3%E3%81%9F%E8%A5%BF%E6%AC%A7%E8%BF%91%E4%BB%A3%E6%96%87%E6%98%8E%E4%B8%96%E7%95%8C%E2%80%95> (参照 2018-1-30).

森謙二(1974) 「E・エールリッヒの『生ける法』概念」, 『明治大学大学院紀要 法学篇』 12, p. 147-159, 明治大学.

山川秀道(2016) 論文紹介: ジョージ・ムスラキス 『ニュージーランドにおける修復的司法、土着の慣習、及び司法改革』, 『広島法学』 39 (3), p. 60-49, 広島大学.

山田哲也(2003) 「平和構築としての『法の支配』の確立: 東ティモールを例として」, 『紛争予防: 平成14年度 外務省委託研究』, p. 17-26, 日本国際問題研究所.

山田満編(2006) 『東ティモールを知るための50章』 明石書店.

—— (2013) 「東ティモール: 2012年国勢選挙結果と国家建設の展望」, 『アジア太平洋討究』 20, p. 347-358, 早稲田大学.

—— (2015) 「平和構築と紛争予防ガバナンス: 東ティモールの治安部門改革(SSR)を事例として」, 『人間存在の国際関係論—グローバル化の中で考える』 初瀬龍平・松田哲編, p. 213-237, 法政大学出版.

ラドクリフ=ブラウン・アルフレッド(1975) 『未開社会における構造と機能』 青柳まちこ訳, 新泉社.

渡部吉俊(2015) 「東ティモール共同法制研究」, 『法務省法務総合研究所国際協力部報第65号』, p. 136-140, 法務省法務総合研究所.

<英語・テトゥン語文献>

Almeida, B. and Wassel, T. (2016) *Survey on Access to Land, Tenure Security and Land Conflicts in Timor-Leste*, Dili: Asia Foundation.

Asia Foundation (2007) *Conflict Management and Prevention in East Timor*,  
[online]<https://asiafoundation.org/resources/pdfs/ETconflict.pdf> (参照 2017-4-11).

——— (2008) *Law and Justice in Timor Leste: A Survey of Citizen Awareness and Attitudes Regarding Law and Justice 2008*,  
[online]<https://asiafoundation.org/resources/pdfs/2008LawJusticeSurvey.pdf> (参照 2017-4-11).

——— (2008) *In Timor-Leste: Politics of Internal Security*,  
[online]<http://asiafoundation.org/2008/05/21/in-timor-leste-the-politics-of-internal-security/> (参照 2017-4-11).

——— (2011) *Closing the Governance Gap with Sucu Councils in Timor-Leste*,  
[online]<http://asiafoundation.org/2011/05/25/closing-the-governance-gap-with-Sucu-councils-in-timor-leste/> (参照 2016-11-3).

——— (2013) *Timor Leste Law and Justice Survey 2013*, Dili: Asia Foundation.

——— (2017) *Can a New Law Help Timor-Leste's Land Rights Crisis?*,  
[online]<http://asiafoundation.org/2017/01/18/can-new-law-help-timor-lestes-land-rights-crisis/> (参照 2018-1-30).

Babo-Soares, D. (2001) "East Timor: Perceptions of Culture and Environment", *Sustainable development and the environment in East Timor: proceedings of the Conference on Sustainable Development in East Timor held from 25-31 January 2001*, Canberra: National Library of Australia.

——— (2004) "Nahe Biti: The Philosophy and Process of Grassroots Reconciliation in East Timor", Vol. 5, No. 1, p.15-13, *Asia Pacific Journal of Anthropology*, London: Taylor & Francis Online.

———(2006) “Nahe Biti” in Josh Trindade, *An Oath for the People of Timor*, [online]<http://www.etan.org/etanpdf/2006/Jura%20Povu%20Timor.pdf> (参照 2017-4-11).

Batterbury, S.P.J. et al., (2015) “Land access and livelihoods in post-conflict Timor-Leste: no magic bullets” , *International Journal of the Commons*, Vol. 9(2), p.619-647, Utrecht: International Association for the Study of the Commons.

Bell, D. A. (2006) *Beyond Liberal Democracy*, New Jersey: Princeton University Press.

Belun (2013) *Tara Bandu: Its Roles and Use in Community Conflict Prevention in Timor Leste*, California: Asia Foundation.

Blunt, P. (2009) “The Political Economy of Accountability in Timor-Leste Implications for Public Policy” , *Public Administration and Development*, No. 29 (2), p. 89-100, New Jersey: John Wiley and Sons, Inc.

Bovensiepen, J. (2009) “Spiritual Landscapes of Life and Death in the Central Highlands of Timor-Leste” , *Anthropological Forum*, Vol. 19, p.323-338, Washington: American Association for the Advancement of Science.

Boas, F. (1904) “History of Theories in Anthropology” , New Series, *Science*, Vol. 20, No. 512, p. 513-524, Washington: American Association for the Advancement of Science.

Brown, A. (2012) “Hybrid governance and democratization-village governance in Timor-Leste” , *Local-Global*, Volume 11, p.156-165, Melbourne: Royal Melbourne Institute of Technology.

Candio, P. and Bleiker, R. (2001) “Peacebuilding in Timor-Leste” , *The Pacific Review*, Vol.14 No.1-2001, p.63-84, London: Taylor & Francis Online.

Cardinoza, M. (2005) "Reviving traditional NRM regulations (Tara Bandu) as a community-based approach of protecting carbon stocks and securing livelihood" in Murdiyarso, D. and Herawati, H. (eds.), *Carbon forestry: who will benefit? Proceedings of Workshop on carbon sequestration and sustainable livelihoods held in Bogor*, p.197-210, Jakarta: Center for International Forestry Research.

Carroll-Bell, S. (2012) "Re-interpreting customary practice as a framework for development: Lessons of Timor-Leste's Community Reconciliation Process", *Local-Global*, Volume 11, p.166-179, Melbourne: Royal Melbourne Institute of Technology.

Carvalho, D. A. (発行年不明) *Timor-Leste: Environmental Policy*, [online]<http://www.goldmanprize.org/node/95> (参照 2008-10-30).

——(eds.) (2011) *Local Knowledge of Timor Leste*, Jakarta: UNESCO.

Castro, A. F. and Población, E. A. (2014) "The politics of ritual. Traditional authorities and social discourses in the nahe biti ritual in Faulara (Liquiçá district), Timor - Leste", *Anthropological Forum*, 24 (3), p.245-266, London: Taylor & Francis Online.

Comissão de Acolhimento, Verdade e Reconciliação (2005) *Chega! The Report of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor*, Dili: Office of the President of the Democratic Republic of Timor Leste.

Chauvet, L., and Collier, P. (2008) "What Are the Preconditions for Turnarounds in Failing States?", *Conflict Management and Peace Science*, Vol. 25, p.332-348, London: Taylor & Francis Online.

Colleta, N. J., Cullen, M. and Mendelson J. (1998) *Conflict Prevention and Post-conflict Reconstruction: Perspectives and Prospects*, Washington: World Bank.

Collier, P. (2000) "Rebellion as a Quasi-Criminal Activity", *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 44 (6), p. 839-853, Melbourne: SAGE journals.

——— (2001) “A Differentiated Model of Role Identity Acquisition”, *Symbolic Interaction*, Vol. 24 (2), p. 217-235, New Jersey: John Wiley and Sons, Inc.

——— (eds.) (2003) “Breaking the Conflict Trap: Civil War and Development Policy”, *World Bank Policy Research Reports*, Washington: World Bank.

——— (2009) “The Political Economy of State Failure”, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol. 25 (2), p. 219-240, Oxford: Oxford University Press.

Collier, P., and Hoeffler, A. (1998) “On Economic Causes of Civil War”, *Oxford Economic Papers-New Series*, Vol. 50, p. 563-573, Oxford University Press.

——— (2005) “Resource Rents, Governance, and Conflict”, *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 49 (4), p. 625-633, Melbourne: SAGE journals.

Collier, P., Hoeffler, A., and Rohner, D. (2008) “Beyond Greed and Grievance: Feasibility and Civil War” *Oxford Economic Papers*, Vol. 61 (1), p. 1-27, Oxford: Oxford University Press.

Collier, P., Hoeffler, A., and Söderbom, M. (2008) “Post-conflict Risks” *Journal of Peace Research*, Vol. 45 (4), p. 461-478, Melbourne: SAGE journals.

Comissão de Acolhimento, Verdade e Reconciliação (発行年不明) *CAVR Homepage*, [online]<http://www.cavr-timorleste.org/> (参照 2015-9-3).

Commission of Truth and Friendship (CTF) Indonesia - Timor-Leste (2008) *FINAL REPORT OF THE COMMISSION OF TRUTH AND FRIENDSHIP (CTF) INDONESIA - TIMOR-LESTE*, Bali: CTF.

Commission on Human Rights (2004) “Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the situation of human rights in Timor-Leste”, *ADVISORY SERVICES AND TECHNICAL COOPERATION IN THE FIELD OF HUMAN RIGHTS (E/CN.4/2004/107)*, New York: Economic and Social Council of the United Nations  
[online]<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G04/103/73/PDF/G0410373.pdf?OpenElement> (参照 2014-1-14).

———(2005) “Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on technical cooperation in the field of human rights in Timor-Leste” , *ADVISORY SERVICES AND TECHNICAL COOPERATION IN THE FIELD OF HUMAN RIGHTS (E/CN.4/2005/115)*, New York: Economic and Social Council of the United Nations  
[online]<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G05/131/57/PDF/G0513157.pdf?OpenElement> (参照 2014-1-14).

Chopra, T. (2009) “Women ‘s Rights and Legal Pluralism in Post Conflict Societies: Putting Theory into Practice: Programming with Respect to Legal Pluralism” , *Customary Justice and Legal Pluralism in Post-Conflict and Fragile Societies-Conference Paper*, Washington: George Washington University and World Bank.

Da Costa M. J. and Coa A. (2012) “Finding a new path between Lisan and democracy at the suku level” *Local-Global*, Volume 11, p.166-179, Melbourne: Royal Melbourne Institute of Technology.

Drexler, E. F. (2013) “Fatal Knowledge: The Social and Political Legacies of Collaboration and Betrayal in Timor-Leste” , *The International Journal of Transitional Justice*, Vol. 7 (1), p.74-94, Oxford: Oxford University Press.

East Timor Transitional Authority, et al. (2001) *Sucu Survey*, Dili: East Timor Transitional Authority.

East Timor Law and Justice Bulletin (2009) *East Timor: Our Land (Ita Nia Rai) Web Site*, [online]<http://www.easttimorlawandjusticebulletin.com/2009/06/east-timor-our-land-ita-nia-rai-web.html> (参照 2018-1-30).

Egashira, K., Gusmao, M. N. A., and Kurosawa, K. (2006) “The Present and Future Land Management in East Timor : from ‘Slush and Burn’ to ‘Slush and Mulch’ ” , *Journal of the Faculty of Agriculture Kyushu University*, Vol. 51(2), p. 367-372, Fukuoka: Kyushu University.

Fitzpatrick, D. (2005) “Best Practice’ Options for the Legal Recognition of Customary Tenure” *Development and Change*, Vol 36(3), p. 449-475, New Jersey: John Wiley

and Sons, Inc.

———(2002) *Land Claims in Timor-Leste*, Canberra: Asia Pacific Press.

Fitzpatrick, D., McWilliam, A., and Barnes, S. (2008) *Policy Notes on Customary Land in Timor Leste*, Dili: La' o Hamutuk.

Goldfinch, S., and Derouen K. H. (2014) “In it for the long haul? Post-conflict state building, peacebuilding, and good governance agenda in Timor-Leste”, *Public Administration and Development*, Vol 34(2), p. 96-108, New Jersey: John Wiley and Sons, Inc.

Gluckman, M. (1955) *Custom and Conflict in Africa*, Oxford: Basil Blackwell.

Government of Timor-Leste (2002) *National Development Plan*, Dili: Government of Timor-Leste.

———(2009) *The Millennium Development Goals*, Dili: Government of Timor-Leste.

———(2015) *Members of the Legislative Reform and Justice Sector Commission sworn in*, Dili: Government of Timor-Leste.

[online]<http://timor-leste.gov.tl/?p=14252&lang=en> (参照 2018-1-17)

Gusmao, A. (2012) “Electing Community Leaders: Diversity in Uniformity”, *Local-Global*, Vol. 11, p. 180-191, Melbourne: Royal Melbourne Institute of Technology.

Hiwasaki, L., Luna, E., Suamsidik, and Adriano Marcal, J. (2015) “Local and indigenous knowledge on climate-related hazards of coastal and small island communities in Southeast Asia”, *Climate Change*, Vol. 128, p. 35-56, Berlin: Springer Science and Business Media.

Hohe, T. and Nixon, R. (2003) *Reconciling Justice: ‘Traditional’ Law and State Judiciary in Timor-Leste*, Washington D.C.: United States Institute of Peace.



Human Rights Watch (2002) *Justice Denied for East Timor: Indonesia's Sham Prosecutions, the Need to Strengthen the Trial Process in East Timor and the Imperative of U.N. Action*,

[online]<https://www.hrw.org/legacy/backgrounders/asia/timor/etimor1202bg.htm> (参照 2018-1-17).

Ishizuka, K., and Lloyd, S. (2008) "Japan's Development Assistance in Timor Leste", *Journal of Kyohei University*, Vol. 6, p.119-132, Saitama: Kyohei University.

Isser, D. (2009) "Re-thinking Legal Pluralism and the Rule of Law in Post-Conflict and Fragile Countries", *Customary Justice and Legal Pluralism in Post-Conflict and Fragile Societies-Conference Paper*, Washington: George Washington University and World Bank.

International Center for Transitional Justice (2003) "*INTENDED TO FAIL: The Trials Before the Ad Hoc Human Rights Court in Jakarta*", New York: International Center for Transitional Justice.

International Organization for Migration (2001) "Press Briefing Notes 02 Feb 2001: East Timor, Falintil Reinsertion Assistance Project (FRAP)", *reliefweb*, [online]<http://reliefweb.int/report/guinea/iom-press-briefing-notes-02-feb-2001-east-timor-guinea-conakry-fr-yugoslavia> (参照 2014-1-14).

Judicial System Monitoring Programme (2004) *Unfulfilled Expectations: Community Views on CAVR's Community Reconciliation Process*, [online][http://www.cavr-timorleste.org/otherFiles/Lia%20Kent\\_Report.pdf#search='Nahe+Biti'](http://www.cavr-timorleste.org/otherFiles/Lia%20Kent_Report.pdf#search='Nahe+Biti') (参照 2016-9-30).

Kingsbury, D. (2007) "Timor-Leste: The Harsh Reality After Independence", *Southeastern Asian Affairs 2007*, p.363-378, Singapore: ISEAS-Yusof Ishak Institute.

Kottak, C. P. (1993) *Anthropology: The Exploration of Human Diversity*, New York: McGraw-Hill Education.

Landon E. H. and Aysegul K. Z. (2010) “Whose Truth, Whose Justice? Religious and Cultural Traditions in Transitional Justice”, *Journal of Religion, Conflict, and Peace* ,

[online]<http://religionconflictpeace.org/volume-4-issue-1-fall-2010/whose-truth-whose-justice> (参照 2016-9-30).

La’ o Hamutuk (2005) *The La’ o Hamutuk Bulletin*, Vol. 6,

[online] <https://www.laohamutuk.org/Bulletin/2005/Nov/bulletinv6n4.html> (参照 2018-1-30).

——— (2008) *Sunrise LNG in Timor-Leste: Dreams, Realities and Challenges*,

[online] <https://www.laohamutuk.org/Oil/LNG/Report.htm> (参照 2018-1-30).

Leach, M. (2009) “The 2007 Presidential and Parliamentary Elections in Timor-Leste”, *Australian Journal of Politics and History*, Vol. 55(2), p. 219-232, Brisbane: University of Queensland.

Lopes, I. (2008) “*Technical Framework for a Transitional Land Law for East Timor Document for Discussion: Ita Nia Rai Project*” ,

[online]<https://www.laohamutuk.org/Agri/land/laws/USAIDTechFrameworkTransitionalLandLaw.pdf> (参照 2017-2-16).

Mac Ginty, R. (2010) “Hybrid Peace: The Interaction Between Top-Down and Bottom-Up Peace” , *Security Dialogue*, Vol. 41(4), p. 391-412, Oslo: Peace Research Institute Oslo.

McWilliams, A. (2007) “Harboring Traditions in Timor-Leste: Marginality in a Lowland Entrepot,” *Modern Asian Studies*, Vol. 41, p.1113-1143, Cambridge: Cambridge Core.

———(2008) “Fataluku Healing and Cultural Resilience in Timor-Leste” , *Ethnos*, Vol.73, p.217-240, London: Taylor & Francis Online.

Metzner, J. K. (1977) “Man and Environment in Eastern Timor: a geocological analysis of the Baucau-Viqueque Area as a possible basis for regional planning” , *Development Studies Centre Monograph Series No. 8*, Canberra: Australian National University.

Ministry of Justice, Government of Timor Leste (2009) “Community Leaderships and Their Election” , *Laws of the National Parliament, Law 03/2009*,  
[online]<http://mj.gov.tl/jornal/lawsTL/RDTL-Law/index-e.htm> (参照 : 2016-11-3).

Ministry of Foreign Affairs of Japan (発行年不明) *Ministry' s Official Home page*,  
[online]<http://www.mofa.go.jp/mofaj/> (参照 2010-2-18).

Miyazawa, N. (2013) “Community-Based Forestry Management: A Framework for Multi-Level Governance In Timor-Leste” , *Asian Journal of Environment and Disaster Management*, Vol. 5(4), p. 397-409, Chennai: Research Publishing Services.

Nagaraj, V. K. (2009) “Human Rights, Legal Pluralism and Conflict: Challenges and Possibilities—Some Reflections” , *Customary Justice and Legal Pluralism in Post-Conflict and Fragile Societies—Conference Paper*, Washington: George Washington University and World Bank.

Nevins, J. (2003) “Restitution over Coffee: Truth, Reconciliation, and Environmental Violence in Timor-Leste,” *Political Geography*, Vol. 22, p.677-701, Amsterdam: Elsevier.

——— (2004) “Contesting the Boundaries of Interantional Justice: State Counter mapping and Offshore Resource Struggles between Timor-Leste and Australia,” *Economic Geography*, Vol. 80, p.1-22. London: Taylor & Francis Online.

Newman, E., Paris, R., and Richmond, O.P. (2009) *New perspectives on liberal peacebuilding*, Tokyo: United Nations University.

Palmer, L. and de Carvalho D. D. (2008) “Nation Building and Resource Management: The Politics of 'Nature' in Timor Leste” , *Geoforum*, Vol. 39(3), p.1321-1332. Amsterdam: Elsevier.

Park, R. E. and Burgess, E. W. (1921) *Introduction to the Science of Sociology*, Chicago: University of Chicago Press.

Pigou, P. (2004) “The Community Reconciliation Process of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation” ,  
[online]<http://www.cavr-timorleste.org/Analysis/Laporan%20Piers%20tentang%20CRP.pdf> (参照 2016-9-30).

International Association for Humanitarian Policy and Conflict Research (2009) “Traditional & Informal Justice Systems: Traditional & Informal Justice & Peacebuilding Processes” , *Justice and Rule of Law*,  
[online]<http://www.peacebuildinginitiative.org/indexc7b8.html?pageId=1876> (参照 2016-9-30).

Roosa, J. (2007/2008) “How Does a Truth Commission Find out What the Truth Is? The Case of East Timor’ s CAVR” , *Pacific Affairs*, Vol. 80, No. 4, p. 569-580, Vancouver: University of British Columbia.

Scambray, J. (2009) “Anatomy of a conflict: The 2006-7 communal violence in East Timor” , *Security, Development and Nation-Building in Timor-Leste: A Cross-sectoral Assessment*, Vol. 9 (2), p.265-288, London: Taylor & Francis Online.

Sandlund, O. T., I. Bryceson, D. de Carvalho, N. Rio, J. da Silva, and Silva, M. I. (2001) *Assessing Environmental Needs and Priorities in Timor-Leste*, Dili: UNDP and Norwegian Institute for Nature Research.

Senier, A. (2008) “Traditional Justice as Transitional Justice: A Comparative Case Study of Rwanda and East Timor” , *PRAXIS-The Fletcher Journal of Human Security*, Vol. 23, p.67-88, Massachusetts: The Flecher School Tufts University

Robins, S. (2012) “Challenging the Therapeutic Ethic: A Victim-Centered Evaluation of Transitional Justice Process in Timor-Leste” , *International Journal of Transitional Justice*, Vol. 6(1), p.83-105, Oxford: Oxford University Press.

Shalom, S., Chomsky, N. and Albert, M. (2000) *Timor-Leste: questions and answers*, [online]<http://www.zmag.org/CrisesCurEvts/Timor/qanda.htm> (参照 2008-11-30).

Taylor, J. G. (1999) *East Timor: The Price of Freedom*, London: Zed Books.

Timor-Leste Transitional Authority, et al. (2001) *Sucu Survey, Dili, Government of Timor-Leste, National Development Plan*, Dili: Government of Timor-Leste.

Tilman, M. (2012) “Customary social order and authority in the contemporary East Timorese village: persistence and transformation”, *Local-Global*, Volume 11, p.192-205, Melbourne: Royal Melbourne Institute of Technology.

United Nations (2006) *Report of the United Nations Independent Special Commission of Inquiry for Timor-Leste*, [online]<https://unmit.unmissions.org/sites/default/files/coitimorleste.pdf> (参照 2017-9-20).

United Nations (発行年不明) *United Nations and the Rule of Law*, United Nations [online]<https://www.un.org/ruleoflaw/what-is-the-rule-of-law/> (参照 2017-11-14).

———(2008) *Map: Timor-Leste*, [online][www.un.org/Dept/Cartographic/map/profile/timor.pdf](http://www.un.org/Dept/Cartographic/map/profile/timor.pdf) (参照2016-10-20).

United Nations General Assembly (2010) *Human Security: report of the Secretary-General, A/64/701*, [online] <https://undocs.org/A/64/701> (参照2018-1-17).

———(2012) *Follow-up to General Assembly resolution 64/291 on Human Security: report of the Secretary-General, A/66/763*, [online][http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/66/763](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/66/763) (参照 2017-11-3).

———(2013) *Follow-up to General Assembly resolution 66/290 on Human Security: report of the Secretary-General, A/68/685*, [online][http://www.un.org/en/ga/president/68/pdf/S-G\\_Report\\_on\\_Human\\_Security\\_A-68-685.pdf](http://www.un.org/en/ga/president/68/pdf/S-G_Report_on_Human_Security_A-68-685.pdf) (参照 2018-1-17).

United Nations General Assembly, Human Rights Council (2011) *Report of the Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances on its mission to Timor-Leste (7 to 14 February 2011)*, A/HRC/19/58/Add. 1,

[online]<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G11/175/62/PDF/G1117562.pdf?OpenElement> (参照 2018-1-17).

United Nations Development Programme (2010) *MDG Web in Timor-Leste*, [online]<http://www.tl.undp.org/undp/mdgtwo.html> (参照 2010-3-5).

———(2012), *Strengthening Justice System in Timor Leste*,

[online][http://www.undp.org/content/dam/timorleste/docs/JSP%20docs/TL\\_JSP2011Annual\\_ReportFINAL.pdf](http://www.undp.org/content/dam/timorleste/docs/JSP%20docs/TL_JSP2011Annual_ReportFINAL.pdf) (参照 2018-1-30).

United Nations Education, Scientific and Cultural Organization (2015) *Education for All National Review 2015*,

[online]<http://unesdoc.unesco.org/images/0022/002298/229880E.pdf> (参照 2018-1-30).

United Nations Mission in Timor-Lester (2009) *Report of the Independent Comprehensive Needs Assessment of the Justice Sector*, Dili: United Nations.

United Nations News Center (2004) *Timor-Leste court issues warrant for former Indonesian Defense Minister (10 May 2004)*,

[online]<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=10677> (参照 2018-1-17).

United Nations Security Council (2005) *Letter of the Secretary General that transmitted the Commission of Experts Report, S/2005/458*,

[online]<http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/TL%20S2005458.pdf> (参照 2018-1-31).

United States Agency for International Development (2013) *USAID Assists Timor-Leste in Developing Land Policies, Ending Conflict (2 January 2013)*,

[online]<https://blog.usaid.gov/2013/01/usaid-assists-timor-leste-in-developing-land-policies-ending-conflict/> (参照 2018-1-31).

Webster, D. (2007/2008) “History, Nation and Narrative in East Timor’s Truth Commission Report”, *Pacific Affairs*, Vol. 80 (4), p. 581-591, Vancouver: University of British Columbia.

World Bank (2000) “Community Empowerment and Local Governance Project”, *Project Appraisal Document*,

[online]<http://documents.worldbank.org/curated/en/248831468303618737/pdf/multi-page.pdf> (参照 2018-1-30).

World Bank (2006) “Community Empowerment and Local Governance Project”, *Project Performance Assessment Report*,

[online]<http://documents.worldbank.org/curated/en/766831468340312739/Timor-Leste-First-Second-and-Third-Community-Empowerment-and-Local-Governance-Projects-and-the-First-and-Second-Agricultural-Rehabilitation-Projects> (参照 2018-1-30).

World Bank (発行年不明) *World Bank in Timor-Leste*,

[online] <http://www.worldbank.org/en/country/timor-leste> (参照 2015-7-30).

World Bank (発行年不明) *Timor-Leste: World Bank Open Data*,

[online] <https://data.worldbank.org/country/timor-leste?view=chart> (参照 2018-1-17).

Ximenes. F. B. (2004) *The Unique Contribution Of The Community-Based Reconciliation Process In East Timor*,

[online] [http://www.cavr-timorleste.org/Analysis/The%20unique%20contribution%20of%20the%20CRP\\_Fausto%20Belo.PDF](http://www.cavr-timorleste.org/Analysis/The%20unique%20contribution%20of%20the%20CRP_Fausto%20Belo.PDF) (参照 2010-9-30).

Yamada, M. (2010) “Peace Building and State Building of East Timor: What is the Role of Civil Society?” *Waseda Studies in Social Science*, Vol.11(1), p.17-36, Tokyo: Waseda University.

Yoder. L. S. M. (2006) “The Tobe and Tara Bandu: A Post-independence Renaissance of Historical Forest Regulation Authorities and Practices in Oecusse, East Timor” *Modern Crisis and Traditional Strategies*, p.220-237. New York: Burghahn books.

付表：

付表 1： 「伝統的司法に関する法律 (Lei sobre Justiça Tradicional) 案」 (草稿、2015 年 5 月現在) (審議目的で作成された法案草稿のため、論文審査委員会を除き非公開) 日本語対訳は某政府機関によって参考資料として作成された為、完全非公開

(除外)



付表 2 : 成文化されたタラ・バンドゥ慣習法の例 1 「リキサ県ティバール村において制定されたタラ・バンドゥ慣習法 (テトゥン語原文)」 Regras Kultura Tara Bandu, Suco Tibar, Sub-Distrito Bazartete, Distrito Liquica 社会連帯省提供

**REGRAS KULTURA TARA BANDU  
SUCO TIBAR, SUB-DISTRITO BAZARTETE, DISTRITO  
LIQUICA**

**PREAMBULU**

Kultura Timor Leste sai nudar instrumentu importante iha luta libertasaun nacional. Ohin loron kontinua hola fatin sentral iha prosesu rezolusaun konfliktus iha komunidadade. Nudar Timoroan ita hotu konsienti katak kultura iha kb'it nebe forsa hodi uza hametin estabilidade no progresu. Kultura nudar pilar importante ida iha prosesu dezenvolvimentu Timor Leste.

Tarabandu nudar pratika kultural ida nebe membru komunidadade iha Suco Tibar, Sub Distritu Bazartete, Distritu Liquisa uza hodi halo akordu ka kontratu tradisional ida hodi hakotu lia no komprimisu hodi bandu sasan ka asaun ruma ne'ebé estraga komunidadade nia relasaun humano no natureza.

Iha loron 27 Setembru 2012 halao tiha ona tarabandu ida iha Suco Tibar hafoin akuntese violensia entre foinsa'e sira. Dialogu tarabandu ne'e halao ho apoiu husi DHPKS/MSS ho apoiu fundus husi UNDP-Timor Leste. Liu husi tarabandu ne'e komunidadade iha Tibar ho voluntariu explora valores kulturais nebe ezisti ona hodi uza nudar instrument ba rezolusaun no prevensaun konfliktu tuir lisan no fiar komunidadade nian. Regras ida ne'e prepara hosi Lideransa Komunitaria, Konseho Suco, Polisia Komunitaria hamutuk ho lia nain sira hosi uma lisan hotu-hotu iha Leo Tibar nian. Joventude e organizasaun Artemarsiais hetan konsensus atu implementa regras interna Tara Bandu ba Komunidadade Suco Tibar.

Regras ida ne'e sei sosializa tiha ona ba komunidadade iha Suco Tibar no hetan pareser husi Provedoria Direitus Humanos, Secretariu Estado Promosaun Igualidade, Secretariu Estado Meiu Ambiente, Dirsau Nacional Terras no Propriedades no Policia Nacional Timor Leste. Regras ida ne'e sei sai vigor iha Suco Tibar nia laran deit no sei uza barak liu ba prevensaun konfliktu hodi reforsa lei formal nebe ezisti iha Timor Leste. Kuandu akuntese violasaun hasoru regras nebe iha sei aplika sansaun hotu nebe konsagra ona iha regras maibe fo dalan nafatin ba prosesu normal tuir lei positivu Timor Leste. Sansaun ihe regras ne'e bele aplika antes no hafaoin prosesu lei nian iha tempu reintegrasaun autor ba komunidadade nia le'et.

**Artigu 1.<sup>o</sup>**

**OBJETIVU**

Objetivu husi estabementu regras tarabandu ida ne'e mak hanesen tuir mai ne'e:

- a. Atu haburas fali valores kultural ne'ebe beiala sira husik hela husi jerasaun ba jerasaun no eziste iha Tibar hodi kontribui ba hari'i iha komunidadade.
- b. Atu kontribui ba prevensaun konflitu no violasaun ba ordem publiku ka disturbasaun inklui protesaun ba meu ambiente.
- c. Atu hasa'e partisipasaun sidadaun Tibar nian ba promosaun paz no dezvoltamentu iha Suco Tibar.
- d. Atu kontribui lori justisa no protesaun ba vitima sira violensia ne'e akuntese iha Tibar. Regras ida ne'e sei la bo'ot liu Konstituisaun da Republika no lei positive sira ne'ebe vigor iha Timor Leste. Tan ne'e bainhira akuntese krime mak sei prosesa tuir lei ne'ebe vigor ona.

**Artigu 2.<sup>o</sup>**

**PREVENSAUN BA VIOLENSIA ARTE MARSIAL NO RITUAL**

- a. Organizasaun arte marsial no ritual ne'ebe ezisti ona ka foin hahu loka nia rede iha Suco Tibar presiza halo pedidu husi lider maximu organizasaun nian ba lider komunitario hanesan Xefi Aldeia no Xefi Suco inklui kuinesimentu ba PNTL Eskuadra Tibar nian.
  - *Sansaun : Karik la halo tuir regra iha leten mak sei labele halao atividade treinamentu no sei halo multa osan \$ 200.00, bibi ida, fahi ida iha Suco molok taka atividade.*
- b. Organizasaun arte marsial no ritual ne'ebe hetan lisensa no ezisti ona iha Suco Tibar presiza ativu iha atividades Suco nian, disport no asaun social hodi kontribui ba dezvoltamentu Suco. Presiza iha estrutura nebe klaru, estabebes mekanismu kontrolu ba membrus no mantein relasaun diak no ativu ho Chefe de Aldeia/Suco no komunidadade.
  - *Sansaun : Karik la halo tuir regra iha leten mak sei labele halao atividade treinamentu no sei halo multa osan \$ 150.00, bibi, fahi ida iha Suco molok taka atividade.*
- c. Organizasaun arte marsial no ritual ne'ebe hetan lisensa no ezisti ona iha Suco Tibar tenki halo treinamentu iha rai loron no halao tuir horariu ne'ebe klaru. Labele uza farda ka atributu arte marsial no ritual nian hodi halo movimentu iha bairo laran maibe karik iha deit eventu ruma ou iha fatin treinamentu nian.
  - *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei labele halao atividade treinamentu no sei halo multa osan Sei multa osan \$50.00 ho bibi ida iha Suco molok taka atividade.*

d. Organizasaun arte marsial no ritual ne'ebe hetan lisensa no ezisti ona iha Suco Tibar so bele halao deit treinamentu ba membru Suco Tibar nian deit. Labele lori kolega sira hosi bairo seluk hodi mai halo treinamentu iha Suco Tibar.

➤ *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei labele halao atividade treinamentu no sei halo multa osan Sei multa osan \$100.00 ho bibi ida iha Suco molok taka atividade.*

e. Organizasaun arte marsial no ritual ne'ebe hetan lisensa no ezisti ona iha Suco Tibar teinke kontrola nia membrus sira atu labele involve an iha krime organizadu hanesan halo disturbasaun ba ordem publiku, check poin ba ema, lanu (hemu tua), droga, uza narkotika, naok, prostituisaun no trafiku humano.

➤ *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei labele halao atividade treinamentu no sei halo multa osan ho folin \$500.00 iha Suco molok taka atividade.*

### **Artigu 3.<sup>o</sup>**

#### **PREVENSAUN BA VIOLENSIA HADAU MALU RAI NO PROPRIEDADE**

a. Sidadaun hotu-hotu labele hadau uma estadu ou rai estado, komidade no privadu ema seluk nian ho forsa ka tuir nia hakarak rasik. Presiza kordena ho rai nai'n no autoridade, lider Komunitario no institusaun relevante bainhira presiza okupa rai ida.

➤ *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei multa osan \$ 200.00 ho Bibi ida, Fahi ida, Tua Kaise Rua ba Suco hodi resolve problema refore.*

d. Sidadaun hotu-hotu labele naok no estraga ema seluk nia sasan.

➤ *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei multa osan \$ 200.00 ho bibi ida, fahi ida, tua kaise rua ba Suco hodi resolve problema refore bainhira vitima hakarak resolve deit iha nivel Suco.*

e. Sidadaun hotu-hotu antes sosa no faan rai persiza fo kuinesementu ba lider komuntario no notariado Timor Leste.

➤ *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei multa osan \$ 100.00 antes halo prosesu administrasaun tuir mai.*

- f. Sidadaun hotu-hotu labele muda baliza rai nian arbiru deit, sein kuinsementu husi na'i'n ba rai vizinhu.
- *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei multa osan \$ 100.00 antes halo prosesu administrasaun tuir mai.*
- g. Problema konaba assuntu rai sei resolve uluk liu husi mediasaun familia, autoridade lokal. Karik labele ona mak sei lori Administrasaun Sub Distritu-, DNTP no ikus liu bele ba tribunal.
- *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak autoridade lokal sei labele sai sasin ba prosesu iha tribunal bainhira presiza. Partisipasaun so iha bainhira fo multa osan \$ 100.00 ba Suco hodi rekuinese salan.*

#### **Artigu 4.<sup>o</sup>**

#### **PREVENSAUN BA ESTRAGA MEIU-AMBIENTE**

- a. Sidadaun hotu-hotu iha Suco Tibar tenki hamos nia uma no uma sorin lor-loron no tenki partisipa iha limpeza ne'ebe governu no autoridade lokal organiza.
- *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei selu multa \$ 25.00- \$100.00, animal bibi tuir kuantidade foer nebe nia soe.*
- b. Labele soe foer ka fakar foer iha mota laran ka Valeta koak no iha dalan ibun. Foer hotu sei rai didiak hodi lori ba soe iha fatin lixu nian.
- *Sansaun : Karik la halo tuir regra iha leten mak sei selu multa \$ 25.00- \$100.00, animal bibi tuir kuantidade foer nebe nia soe.*
- c. Labele tesi ai arbiru deit karik presiza tenki kordena ho familia no husu lisensa ba autoridade lokal. Karik tesi ai hun ida tenki kuda fali ai horis rua e kuidadu to'o bo'ot.
- *Sansaun : Karik la halo tuir regra iha leten mak sei selu multa \$ 25.00- \$100.00, animal bibi tuir kuantidade foer nebe nia soe.*
- d. Labele sunu rai, kasa animal fuik, ta'a ai arbiru iha foho lolon sira nebe ai moris
- *Sansaun : Karik la halo tuir regra iha leten mak sei selu multa \$ 25.00- \$100.00, oho animal karau, bibi, fahi, manu, no tua) hodi tarabandu ba nia hahalok iha Suco.*

- e. Labele husik animal hanesan (fahi, bibi, karau, kuda) hodi estraga emvairmentu. Animal hotu-hotu tenki hakiak iha nia fatin atu labele estraga ambient no desturba ordem publiku.
- *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak nia animal sei hetan prende ka oho husi Suco no sei selu multa osan \$ 25.00- \$100.00.*
- f. Komunitade Suco Ulmera, Suco Comoro, Suco Taraço, Suco Fatisi, Suco Samalete ho Suco Dare, atu bele respite bandu ne'ebe mak bei ala sira hatutan hela mai jersaun Tibar oan halo tuir hodi tara tuir baliza ne'ebe bandu uluk nian.
- *Sansaun: Karik la halo tuir regra iha leten mak sei salu multa \$ 50.00- \$100.00. Oho animal hodi lia nai'n sira bele halo taran bandu hikas tuir buat ne'ebe bei ala sira husik hela.*

**Artigu 5.<sup>o</sup>**

**PREVENSAUN VIOLENSIA BAZEIA BA GENERU NO LABARIK**

**Igualidade Generu**

- a. Mane sira tenki fo oportunidade ba inan feton sira hodi partisipa iha atividades hotu-hotu iha uma laran Aldeia no Suco nian bainhira presiza. Inan-aman tenki foti desizaun hamutuk kona ba vida no moris familia, labele mane deit mak foti desizaun.
- b. Labele halo ameasa ba feto iha prosesu foti desizaun ruma familia nian hodi obriga sira tuir deit mane nia hakarak.
- c. Tenki iha komunikasaun diak entre feto no mane iha familia hodi prevene violensia domestika.
- *Sansaun : Karik viola asuntu sira iha leten no hetan keisa husi inan feton sira mak tenki Multa osan \$ 200.00, bibi ida no fahi ida no diskulpa iha familia no autoridade sira nia oin.*
- d. Fen ho lae'n tenki halo deklarasaun hamutuk ba rai ne'ebe mak hanesan propriedade sira nian. Labele tau deit mane nia naran.
- e. Inan aman kuandu fahe rai no rikusoin hanesan ba oan feto no mane. Labele fo deit ba mane.
- f. Inan-aman tenki haruka oan feto no mane ba asesu ba edukasaun. Labele haruka mane deit.
- *Sansaun : Karik viola asuntus iha leten no hetan keisa husi inan feton sira mak tenki ba hadia lalais dadus no multa osan \$ 200.00, bibi ida no fahi ida no diskulpa iha familia no autoridade sira nia oin.*

#### **DEREITU LABARIK**

- g. Inan Aman labele obriga labarik sira halo servisu todan, maibe iha obrigasaun hodi haruka labarik sira ba Escola.
- *Sansaun : Karik la halo tur regra ida ne'e no bainhira hetan keisa husi labarik ka hetan direita husi autoridade mak sei multa osan \$ 200.00, bibi ida no fahi ida.*
- h. Inan Aman labele abandona oan sira no husik oan sira ba aprende lia fuan a'at no involve hahalok at hanesan naok, lanu, baku malu no seluk tan.
- *Sansaun: Karik akuntese sei multa osan \$ 200.00, fahi ida, bibi ida*
- i. Inan-aman hanorin oan labele ho violensia hanesan baku ka kastigu todan ou halo kanek. Komunidade ne'ebe hare inan-aman hanorin oan ho violensia tenki informa ba Polisia.
- *Sansaun: Karik akuntese sei multa osan \$ 200.00, fahi ida, bibi ida no sei husu Polisia atu investiga mos sira tan sira hare ema halo violensia ba labarik maibe sira la halo kazu.*

#### **Artigu 6.<sup>o</sup>**

#### **ORDEM PUBLIKU NIAN**

- a. Sidadaun hotu iha dever atu kria estabilidade iha Suco laran no partisipa ativu iha prosesu dezenvolvimentu Timor Leste nian.
- *Sansaun : Karik kontra regra ida ne'e sei multa bandu ho \$ 50.00 no bibi ida.*
- b. Labele admite grupo nebe hakiak no involve an iha krime organizadu hanesan droga narkotika, prostituisaun no trafiku humanu iha suku laran. Komunidade ne'ebe hare atividades sira ne'e iha suco tenki hato'o keisa lalais ba autoridade lokal.
- *Sansaun: Sei selu multa osan 100, animal karau 10 no sei taka actividades sira ne'e, karik la kumpri sei hato'o keisa ba policia lori ba dalan justisa legal.*
- c. Labele subar ema (kriminozu) nebe polisia buka iha Suco Laran.
- *Sansaun: Se wainhira identifika sei selu multa \$100.00, animal karau 4, bibi ida ho fahi ida no sei hato' keixa ba PNTL atu kaptura ema ne'e.*
- d. Labele halo ameasa violencia Fisika, verbal ba ema seluk iha komunidade iuu-iiu ba labarik, feto, ema alizadus inklui katuas ferik sira.

- *Sansaun : Se mak halo sei selu multa ba vitima \$ 500.00 no oho karau ida tuir sala nia todan,*
- e. Labele tolok malu no hatun ema nia dignidade iha fatin publico, ba labarik sira, Inan ho Aman sira mak sei resposbliza.
- *Sansaun: Sei halo auto kritika iha Lider Komunitario nia oin deklarasei la halo tan, selu multa bandu osan \$25.00 ho animal bibi ida no limpasa hamos lixu iha baleta no cede aldeia ka suco iha dader no loro karaik iha loron tolu nia laran.*
- f. Labele halo mate ema ho aikulit at nune mos labele duun matak dehan ema buan.
- *Sansaun: Se mak duun sei multa bandu osan \$500.00 no karau 4 hodi fo han ema atu hadia fila fali naran.*
- g. Labele Hemu tua lanu iha daian publika no halo barulho hodi disturba ordem publika iha suku/aldeia. Labele toka muzika maka'as iha tempu meudia, kalan no dader ka iha tempu nebe ema viginu ruma moras.
- *Sansaun: Sei multa osan \$50.00 no animal fahi ida ho bibi ida,*
- h. Labele halo politika diskriminasaun ba Suco, rasa, relizaun, ekonomia, politika, grupu, generu ka sexu iha komunidadade.
- *Sansaun : Se mak kontra sei selu multa \$ 250.00 no oho animal karau ida, bibi ida.*
- i. Labele simu bainaka ka familia hosi Suco seluk liu hosi 24 oras sem fo konecimentu ba Lider Komunitaria Aldeia/Suco, Labele simu bainaka estrangeiros no fo aluga uma arbiru deit hodi hela tempu naruk (fulan 6 ba leten) sem konecimentu husi Lider komunitaria Aldeia/Suco.
- *Sansaun : Se mak kontra sei selu multa \$ 250.00 no oho animal karau ida, bibi ida.*
- j. Joventude sira iha Suco Tibar forma uma kain foun tenki fo konecimentu ba Lider komunitaria Suco Tibar hodi formaliza sira nia umakain.
- *Sansaun : Ba Populasaun Suco Tibar ida mak kontra pontus 3 iha leten sei multa osan \$50 no animal fahi/bibi ida,*
- k. Komunidadade ou populasaun ida ne'ebe hela iha Aldeia ida – idak atu registu sira nia naran ba lista Aldeia.
- *Sansaun : Se mak la regista iha Aldeia sei la hetan atendimento hosi Xefe aldeia no chefe do suku ba nia intrese privado no sei multa bandu osan \$ 25 ho manu ida.*

*l.* Familia sira atu labele haluha halo akte moris ba kosok oan sira iha fulan ida nia laran no hasai gia de obito ba ema mate sira molok atu hakoi.

➤ *Sansaun : la halo tuir pontus ne'e sei multa bandu monatante osan \$ 15.00 tua kaisa ida.*

*m.* Bele halo festa ka reuniaun ruma tenki fo kuinesemento ba Lider Komunitariu e Polisia Komunitaria no seguranca (Policia).

➤ *Sansaun: Mosu problema uma nain sei selu multa \$ 50.00 - \$ 100.00, animal karau ida ho bibi ida no iha idensius krime policia sei halo prosesu ba uma nain hodi halo investigasaun.*

*n.* Problema tornak nebe'e laos krime tenke tesi uluk iha konseiho Suco, Polisiamento komunitario aldeia/suku.

➤ *Sansaun : Se lahalo tuir sei multa osan \$ 50.00 ho bibi ida*

*o.* Komunidade hotu hakarak trata dokumento suku nian persica liu uluk hosi Xefe Aldeia sira.

➤ *Sansaun: Se mak lakumpre sei la atende husi Xefe Aldeia no Xefe Suco ba nia intrese privado, sei multa bandu tamba la respeito Chefe Aldeia nebe iha nia bairro rasik sei multa osan ho montante \$. 25.0 ho Fahi ida.*

*p.* Labele halo festa koremetan durante tinan lima tuir despacho husi Administrador Distrito Liquiça.

➤ *Sansaun : Se mak kontra pontus ne'e sei multa osan \$200.00 ho bibi ida, fahi ida , tua kaisa rua.*

#### Artigu 7.<sup>o</sup>

##### **MANAJEMENTU BA IMPLEMENTASAUN REGRAS**

- a. Regras ida ne'e sei aplika deit ba sidadaun hotu-hotu ne'ebe pretense ba Suco Tibar. Aplika mos ba sidadaun seluk ne'eba visita ka mai halo negosiu ho serbisu ruma iha Suco Tibar nia laran.
- b. Suco Tibar mak kompostu husi Aldeia Lihbaulelo, Turleu, Fatunia no Mausoi
- c. Regras ida ne'e vigora hahu data ne'ebe membru Konselu de Suco sira aprova no asina regras ne'e.



- d. Regras ida ne'e sei implementa husi membru Konsellu Suco nian. Sansaun ba ema ne'ebe viola regras ne'e sei foti husi enkontru membru Konselu de Suco liu husi Votasaun (maioria votus ou Konsensu).
- e. Multa husi sidadaun sira ne'ebe viola regras ida ne'e sei maneja husi Konselu de Suco hodi uza ba interese Suco no komunidadade nian. Konsellu do Suco sei deside kona ba mekanismu oin sa maneja multas ho transparan tuir nesecidade Publico hanesan serbisu social, asaun social, tara bandu, nesecidades administrasaun Suco no programa dezvoltimentu Suco nian.
- f. Konsellu de Suco presiza halo planu kona-ba oin sa uza multa sira ne'ebe komunidadade fo. Planu tenki apresenta ba komunidadade kada fulan hat iha tinan ida nia laran. Nune mos Konsellu do Suco Presiza apresenta relatoriu ezekusaun no finansas ba komunidadade. Planu no relatoriu apresenta ba komunidadade kada fulan hat dala ida iha tinan ida nia laran.

Ne'e maka norma/regras Tara bandu Suco Tibar nian, ne'ebe aprova husi Conselho do Suco Tibar nudar regulamentu baziku Suco nian atu regula ema hodi respeito malu tuir kultura Tibar nian ne'ebe bei ala sira hanorin hela mai ita husi jersaun no jersaun iha Suco Tibar. Tuir tradisaun uma knua Leo Tibar nian husu ba Komunidadade Suco Tibar no maluk husi , Suco seluk ne'ebe tama iha area Tibar nian atu halo tuir norma/regras ida ne'e, **mai ita valorisa ita nia kultura sai hanesan identidade nasaun nian ba hari dame iha komunidadade.**

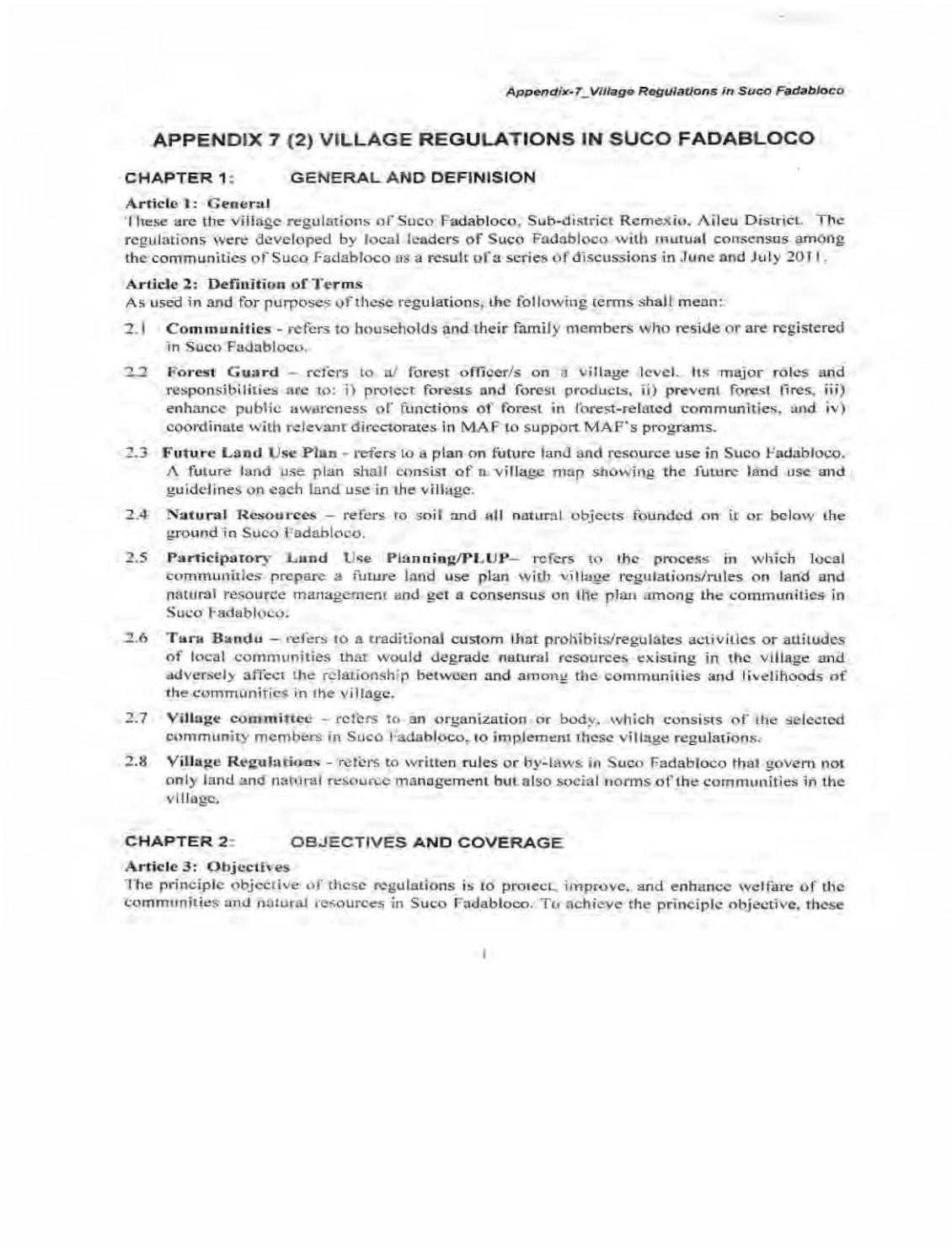
**Tibar-Liquica, ...../...../ 2013**

**Aprova Husi;**

1. **Bentu Correia da Conceição Lemos** \_\_\_\_\_  
**Chefe do Suco Tibar**
2. **Marcelino Lemos** \_\_\_\_\_  
**Chefe de Aldeia Fatunia**
3. **Juaquiem freitas Masquita** \_\_\_\_\_  
**Chefe de Aldeia Lihbaulelo**
4. **Faustino Fernandes** \_\_\_\_\_  
**Chefe de Aldeia Mausoi**
5. **Vitorino Ximenes** \_\_\_\_\_  
**Chefe de Aldeia Turleu**
6. **Victor de Jesus** \_\_\_\_\_  
**Lia nain**



付表3： 成文化されたタラ・バンドゥ慣習法の例2「アイレウ県ファダブリコ村において制定されたタラ・バンドゥ慣習法（英語訳）」Village Regulations in Suco Fadabloco  
 （日本工営提供から非公式に提供を受けた資料のため、論文審査委員会を除き非公開）



guidelines specifically aim to:

- a. Protect natural environment of Suco Fadabloco through sustainable management of natural resources in the village;
- b. Enhance and maintain the solidarity of the communities and stability of society in Suco Fadabloco;
- c. Improve and maintain the social order in Suco Fadabloco;
- d. Encourage the communities in Suco Fadabloco to give due respect to each other;
- e. Enable the communities in Suco Fadabloco to enjoy the benefits of natural resources in a sustainable manner by protection and wise-use of natural resources in the village;
- f. Contribute to protection of the environment in the downstream basin by stabilization and enhancement of watershed functions in the village.

**Article 4: Coverage**

- 4.1 These regulations shall cover any cases and issues taking place and any persons in the territory of Suco Fadabloco, hence, anyone who lives and uses or accesses the natural resources including lands in the territory of Suco Fadabloco must observe these regulations.
- 4.2 Communities who residing in the neighboring villages must obey these regulations. If any one from the neighboring villages violates these regulations, he or she will be fined or penalized in accordance with these regulations.

**CHAPTER 3: GENERAL RULES**

**Article 5: Basic Rules**

All the communities in Suco Fadabloco must obey the laws and regulations of the Democratic Republic of Timor-Leste and these village regulations as citizens of the country as well as the village.

**Article 6: Rules to Protect Social Orders of the Village**

Anyone shall not disturb the social orders, unity or solidarity of the village for any reason by conducting illegal activities, such as:

- a. Any violent acts (fighting, assault, rampage, ravage/destruction of public and private properties, domestic violence, and sexual violence);
- b. Theft and robbery;
- c. Intimidation;
- d. Use of black magic;
- e. Calumny of anyone with a baseless rumor of using black magic; and
- f. Any other acts that violate the national laws and regulations.

Anyone who conducts such illegal activities shall be either turned over to the police or penalized in accordance with these regulations.

**Article 7: Social Norms**

All communities in the village, to maintain the unity and solidarity of the village, should conform to the social norms, such as:

- a. to respect each other;
- b. to take good care of child;
- c. to pay due respect to church;
- d. to fulfill the obligations for the family;
- e. not to use curse and dirty words to others, especially children;
- f. not to have any affairs with someone else's husband and wife;
- g. not to do any immorality with the young and children;
- h. not to make anyone feel unpleasant; and
- i. to give due respect to elders.

**Article 8: Cultural Ceremonies**

Anyone who intends to hold Kora Metan in Suco Fadabloco shall seek permission from suco leaders to organize a ceremony at the start of the New Year. Suco leaders shall check the necessity of the ceremony and the economic conditions of his/her family as well as his/her relatives. Only if suco leaders judge that a family can afford to hold the ceremony, the family gets permission from the leaders to have Kora Metan.

**Article 9: Disputes/Conflict in the Village**

Any disputes or conflicts taking place in Suco Fadabloco must be dealt with in accordance with the procedures specified in Chapter 9 "Implementation System of the Village Regulations" of these regulations.

**CHAPTER 4: FUTURE LAND USE IN THE VILLAGE**

**Article 10: Basic Principle**

The area of Suco Fadabloco shall be used and managed in a proper and sustainable manner. All communities in Suco Fadabloco and/or anyone who uses the area in the territory of Suco Fadabloco shall make effort to realize the proposed future land use plan attached hereto (See Attachment-1).

**Article 11: Future Land Use in the Village**

The present land use in Suco Fadabloco shall be amended to balance sustainable management of natural resources and improvement/maintenance of livelihoods of local communities in the village. Towards the end, the village shall aim to achieve the following land uses in the future.

Appendix-7\_Village Regulations in Suci Fadaloco

Present land use	Future land use	General guidelines on use
Medium Forest (Ai Ru and Ai Bubur)	- Medium/Dense Protected Forest (Ai Ru, Ai Bubur and other species)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Protect natural forests from cutting for sale, burning, conversion into farm, and any other destructive activities</li> <li>➤ Use the area to collect fallen/dead trees and branches.</li> <li>➤ Use the area to collect materials for housing and fencing</li> <li>➤ Use the area to produce and collect lua, bamboo, and honey</li> <li>➤ Use the area to rear animals tied to trees</li> </ul>
Sparse forest (Ai Ru and Ai Bubur)	- Production Forest - Fruit Plantation - Coffee Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Protect natural forests from cutting for sale, burning, conversion into farm, and any other destructive activities</li> <li>➤ Use the area to produce coffee and fruits</li> <li>➤ Use the area to produce industrial trees</li> <li>➤ Use the area to produce and collect lua, bamboo, and honey</li> <li>➤ Use the area to collect fallen/dead trees and branches</li> <li>➤ Use the area to rear animals tied to trees</li> </ul>
Grazing area (Medium and sparse Ai Ru and Ai Bubur Forest)	- Grazing Area	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Protect natural forests from cutting for sale, burning, conversion into farm, and any other destructive activities.</li> <li>➤ Use the area for animal grazing</li> <li>➤ Use the area to collect fallen/dead trees and branches</li> </ul>
Coffee Plantation (with Ai Kakei, Ai Samruku, Ai Na, and Ai Klu)	- Coffee Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Use the area to produce coffee</li> <li>➤ Use the area to produce fruits, industrial crops and other crops, if possible</li> <li>➤ Use the area to collect fallen/dead trees and branches</li> </ul>
Coffee and Fruit Plantation with Farms	- Coffee and Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Use the area to produce coffee, fruits, and crops</li> <li>➤ Use the area to produce fruits, industrial crops (e.g., pepper) and other crops (e.g., taro, kotas, chili, and banana)</li> <li>➤ Use the area to collect fallen/dead trees and branches</li> </ul>
Farm with coffee	- Coffee Plantation - Permanent Farm - Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Use the area to produce coffee, fruits, and various crops</li> <li>➤ Use the area to collect dead branches for firewood</li> <li>➤ Use the area to rear animals tied to trees</li> </ul>
Farm	- Permanent Farm - Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Use the area to produce food crops (e.g., maize, cassava and sweet potato) and fruits in a permanent and sustainable manner.</li> <li>➤ Use the area to rear animals tied to trees</li> </ul>
Wasteland / Landslide area	- Rehabilitated area	➤ Protect the area from further degradation
Water sources	- Protected Water Sources	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Protect the sources of water from any contamination</li> <li>➤ Use water in a sustainable manner for domestic purposes, vegetable farming, animal raising, and fish production.</li> </ul>

**Article 12: Recommended Land Management Practices**

All communities in Suci Fadaloco shall use and manage the land use categories in a proper and sustainable manner in compliance with the recommended land management practices in specified in Attachment-2.

**Article 13: Necessary Arrangements**

In order for local communities in Suci Fadaloco to realize the future land use map shown in Attachment-1, the village leaders shall provide necessary support and arrangements specified in Attachment-3 in coordination and cooperation with NDF, MAF District Office in Aileu, and any other external organizations.

**CHAPTER 5: Rules on the Use and Management of Natural Resources**

**Article 14: Prohibited Activities**

Any activities that would cause degradation and disordered exploitation of the natural resources within the territory of Suco Fadabloco are prohibited and subject to penalty by these regulations. The activities categorized as illegal ones shall include, but are not limited to, the following:

- a. Cut naturally growing trees, such as Ai Ru and Ai Bubur, for sale;
- b. Cut naturally growing trees, such as Ai Ru and Ai Bubur, for domestic purpose without the permission of land owner, recommendation of suco leaders or license from District MAF District Office in Aileu;
- c. Cut planted trees, such as Ai Kakeu, without the permission of land owner, recommendation of suco leaders or license from District MAF District Office in Aileu;
- d. Burn any areas except those used as permanent farms;
- e. Burn any farms without firebreak lines or notice to owners of the neighboring farms
- f. Open any forests for farming;
- g. Enter somebody else's farm without the permission of an owner of the farm;
- h. Graze large animals or ruminant animals freely in the village except the areas assigned as grazing areas in the future land use map;
- i. Rear animals in sacred places, such as fofo lulia;
- j. Rear animals tied to trees/sticks in someone else's farm without the permission of an owner of the farm;
- k. Hunt or kill wild animals except in the case where farm crops are damaged by such wild animals;
- l. Conduct any activities that would adversely affect the sources of water, such as cutting trees, cultivate a farm, burn the area, graze animals around the sources, washing, and taking a bath;
- m. Catch and kill eels and snakes at the sources of water;
- n. Use chemical and electrical devices to catch fishes in the rivers/streams;
- o. Harvest fruits and any farm products in somebody else's land/farm without permission of an owner of the farm;
- p. Cut bamboo in somebody else's land/farm without the permission of an owner of the farm/land;
- q. Collect tua in somebody else's land/farm without the permission of an owner of the farm/land; and
- r. Kill animals owned by somebody except the case specified in Sub-Article 17.3.

**CHAPTER 6: Rules on Management of Livestock Animals**

**Article 15: Basic Principle**

Anyone who own animals shall strictly control his/her animals and protect them from causing damage to farm products in someone else's farms. Large animals or ruminant animals shall be tied to trees or grazed in the assigned grazing areas, while small animals shall be put in a pen or tied to trees/sticks.

**Article 16: Rules on Rearing/Raising Livestock Animals in the Village**

Anyone who rears/raises livestock animals shall manage their livestock animals in accordance with the following rules:

- a. Graze animals only in the grazing area designated in the future land use map in Attachment-1;
- b. Graze animals only in the daytime and put them into cattle pens or a fenced-in lot;
- c. Assign a/ cow keeper/s to control the movement of large animals when raising animals in the designated grazing areas in the daytime;
- d. Tie animals to trees/sticks whenever rearing/raising animals in other areas than the designated grazing areas; and

**Article 17: Settlement of Damage caused by Animal**

- 17.1 In case that any livestock animal enters somebody else's farm and damages crops/coffee/any other agricultural and forestry products, an owner of such an animal shall be obligated to compensate an owner of the farm for the damage and be subject to penalty in accordance with these regulations.
- 17.2 When an owner of a farm finds a livestock animal, which is not owned by him/her, damaging crops/coffee /any other agricultural and forestry products in his/her farm, the owner of the farm shall catch and tie the animal to a tree and report the case to Chef de Aldeia and an owner of the animal. Chef de Aldeia shall handle the issue/case in accordance with Article 23 in these regulations.
- 17.3 In case the same livestock animal causes damage to crops/coffee /any other agricultural and forestry products in somebody else's farms more than twice, the owner of the animal shall accept the consequence that such an animal may be killed by an owner of the farm where the animal enters and damages crops/coffee /any other agricultural and forestry products.
- 17.4 Any community who owns a/ livestock animal/s shall make a mark on its own animal/s.

**CHAPTER 6: Institutional Framework for Implementation**

**Article 18: Village Committee for Implementation of the Village Regulations**

- 18.1 A village committee, which consists of the members of the village council, representatives of church, and elder of the village, shall be organized to implement the village regulations.
- 18.2 The organizational structure of the village committee is set as below.



**Appendix-7\_Village Regulations in Suco Fadabloco**

Committee members	Person responsible
Leader of Committee	Chef de Suco
Co-leader of committee	Secretary of Suco
Members	Chefs de Aldeia
	Lia Nain of Suco
	Representatives of Youth (Male and Female)
	Representatives of women's group (2 persons)
	Anciao (Elder)
	Representative of Church (2 persons)

- 18.3 The committee members shall be renewed when the council of suco is changed. If the communities judge that the composition of the committee needs to be reorganized under the consensus of all the communities, the committee members shall be selected in a democratic way and leaders of the committee, such as the leader of the committee and co-leader of the committee, shall also be selected among the committee members in a democratic way, such as voting.

**Article 19: Mandates of the Village Committee**

- 19.1: The mandates of the village committee for implementation of the village regulations in Suco Fadabloco are to:
- a. be responsible for preparation, review, revision and implementation of the village regulations and future land use plan of Suco Fadabloco;
  - b. encourage all the communities in Suco Fadabloco to obey the village regulations and manage land and other natural resources in the village in a proper and sustainable manner;
  - c. disseminate the village regulations and future land plan to the communities in the village;
  - d. solve and settle any issues and problems in the village and give necessary guidance to the communities;
  - e. monitor and evaluate the process, effectiveness, and impact of the implementation of the village regulations;
  - f. coordinate with the relevant government offices, namely, District Administrative Office in Aileu, Sub-district Administrative Office in Remexio, National Directorate for Forestry, National Police in Timor-Leste, and MAF District Office in Aileu, and
  - g. review, revise and update the village regulations and future land use plan when necessary.
- 19.2 In case any member of the committee can not assume his/her responsibility or lose villagers' confidence due to his/her behavior, the committee shall select a new representative to replace this person and gain approval for the replacement from the communities.

**Article 20: Roles and Responsibilities of the Committee Members**

- 20.1 The roles and responsibilities of the committee members are as follows:

Appendix-7\_Village Regulations in Suco Fadabloco

Members	Roles and Responsibilities
Leader of Committee (Chef de Suco)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Lead the village committee and chair the discussions in the meeting;</li> <li>Coordinate with Chef de Aldeia and Lia Nain of the village to solve any issues brought to suco;</li> <li>Organize a committee meeting to discuss any issues/cases brought to suco;</li> <li>Be responsible for implementation of the village regulations and future land use plan of the village;</li> <li>Take overall responsibility for management and use of the cash/fund of the committee;</li> <li>Coordinate with the relevant government offices and other external organizations to implement the village regulations and future land use plans of the villages;</li> <li>Lead the village committee to monitor and evaluate the implementation of the village regulations and future land use plan of the village in coordination with other members of the committee; and</li> <li>Lead the village committee to review and revise the village regulations and future land use plan of the village in coordination with other members of the committee.</li> </ul>
Co-leader of committee (Secretary of suco)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Help the leader of the committee fulfill his/her roles and responsibilities;</li> <li>Act as the leader when the leader of the committee is absent;</li> <li>Perform as a moderator in the meeting;</li> <li>Coordinate with the leader and other members of the committee when any activities of the committee, such as meetings, are organized;</li> <li>Manage and file any documents of the committee;</li> <li>Keep books of account and manage the cash/fund of the committee;</li> <li>Report the financial status to the leader as well as other members of the committee; and</li> <li>Take note the discussions, especially judgment made by the committee, in the meeting to accumulate judicial precedents.</li> </ul>
Chef de Aldeia	<ul style="list-style-type: none"> <li>Attend meetings and discussions at suco level on the behalf of the communities in aldeia;</li> <li>Solve any issues taking place in his/her aldeia in coordination with Lia Nain of Aldeia;</li> <li>Report the results of deliberation/mediation meetings organized at aldeia level in the monthly monitoring meeting;</li> <li>Consult with the leader of the committee about any issues/cases which can not be solved/settled at aldeia level;</li> <li>Attend the deliberation/mediation meetings organized by the leader of the committee at suco level to discuss the issues/cases which can not be solved at his/her aldeia;</li> <li>Be responsible for implementation of the village regulations at aldeia level; and</li> <li>Assist the leader in the implementation of the village regulations.</li> </ul>
Anciao (Elder)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Attend discussions and meetings at suco level and provide suggestions to the committee;</li> <li>Speak for elders in the village;</li> <li>Coordinate with other elders in the village;</li> <li>Solve any issues brought to suco in coordination with the leader of the committee and Lia Nain of Suco;</li> <li>Make a final decision of the deliberation/mediation meeting at suco level; and</li> <li>Assist the leader in the implementation of the village regulations.</li> </ul>
Lia Nain of Suco	<ul style="list-style-type: none"> <li>Attend discussions and meetings at suco level and provide necessary suggestions in the meeting;</li> <li>Solve any issues brought to suco in coordination with the leader of the committee and Anciao;</li> <li>Coordinate with other traditional leaders of the neighboring villages; and</li> <li>Assist the leader of the committee in the implementation of the village regulations.</li> </ul>
Representatives of Youth Group	<ul style="list-style-type: none"> <li>Attend discussions and meetings at suco level and provide suggestions on behalf of the youth in the village;</li> <li>Speak for the youth in the village;</li> <li>Coordinate with other youth groups of the neighboring villages; and</li> <li>Assist the leader in the implementation of the village regulations.</li> </ul>

Members	Roles and Responsibilities
Representatives of Women's Group	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Attend discussions and meetings and provide suggestions on behalf of women in the village;</li> <li>• Speak for women in the village;</li> <li>• Coordinate with other women's groups of the neighboring villages;</li> <li>• Appoint women to prepare consumption for the meeting when required; and</li> <li>• Assist the leader in the implementation of the village regulations.</li> </ul>
Representatives of Church	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Attend discussions and meetings at suco level and provide suggestions related to Catholic religion;</li> <li>• Give opening closing prayers before starting and closing discussions; and</li> <li>• Assist the leader in the implementation of the village regulations.</li> </ul>

- 20.2 In case the leader and co-leader of the committee are absent or can not assume their responsibilities by any reasons, other committee members can select a transient representative among the remaining committee members as a provisional means.

**Article 21: Roles and Responsibilities of Other Communities**

The roles and responsibilities of other communities in Suco Fadabloco are as follows:

- a. to obey the rules and follow the guidelines described in these regulations;
- b. to attend plenary meetings organized by the committee at either suco or aldeia level;
- c. to participate in the village activities to support the implementation of the village regulations and future land use plan of the village;
- d. to have the right to file a complaint against any violator with the village committee or the local leaders (such as Chef de Suco); and
- e. to have the right to monitor the activities of the village committee whether the committee members perform their roles and responsibilities.

**CHAPTER 9: IMPLEMENTATION SYSTEM OF THE REGULATIONS**

**Article 22: Basic Principle**

- 22.1 These regulations shall be implemented as village by-laws/rules in Suco Fadabloco. All communities of the village shall monitor and keep careful watch on any violations or illegal activities against these regulations.
- 22.2 Any criminal act taking place within the territory of Suco Fadabloco shall be reported to the police. Hence, anyone who commits any crime or violate the law of the Government of Timor Leste may be turned over to the police.

**Article 23: Procedures for Problem Solving and Mediation of Disputes/Conflicts**

- 23.1 Any complaint or violation must be first filed to Chef de Aldeia in the area where a person making a complaint resides. Chef de Aldeia shall organize a deliberation or mediating meeting with litigants (i.e., a plaintiff/victim and a defendant/suspect) and Lia Nain of Aldeia.
- 23.2 In the deliberation/mediation meeting, Chef de Aldeia with other members of the committee verifies the fact through investigation and discussions with litigants. A case

shall be reported to Chef de Suco when the deliberation/mediation meeting reaches agreement.

- 23.3 If a case can not be settled at Aldeia level, it will be brought to suco level. Chef de Suco shall organize a deliberation/mediating meeting with litigants, Chef de Aldeia where the case takes place, Lia Nain of Suco, and any other person that the leader of the committee considers necessary.
- 23.4 In the deliberation/meeting at Suco level, Chef de Suco with the other participants specified in Sub-Article 23.3 investigates and examines the case calling for presentments by litigants in the deliberation/mediating meeting.
- 23.5 In case no settlement is made, a case will be brought to the Sub-district Administrative Office or reported to the police in Sub-district Remexfo.

**Article 24: Costs/Expenses for Deliberations/Mediating Meetings**

- 24.1 The person who makes a complaint shall defray the expenses of deliberations/mediating meetings for settlement/mediation at both aldeia and suco levels. The expenses should be refunded by a defendant if the deliberation/mediation meeting judges that the defendant bears the responsibility of the case.
- 24.2 The losing party shall bear the honorarium of Lia Nain of Aldeia (payment to Lia Nain of Aldeia) when the case is closed.

**CHAPTER 10: MONITORING OF IMPLEMENTATION AND INFORMATION DISSEMINATION TO COMMUNITIES**

**Article 25: Monitoring of Implementation of the Village Regulations by the Committee**

- 25.1 The village committee shall hold a monitoring meeting every month to monitor the implementation of the village regulations and help Chef de Aldeia settle any issues which can not be solved at the deliberation/mediating meeting at aldeia level.
- 25.2 In the monthly monitoring meeting, Chef de Aldeia will report all the issues taking place in his/her aldeia and the results of the deliberations/mediation meetings organized in a month. In case there are any pending issues, they shall bring up such issues for discussion. The committee members shall give advice to Chef de Aldeia on how to treat and solve the issues.
- 25.3 The village committee shall also have an ad hoc meeting whenever any urgent issues shall be discussed by the Committee.
- 25.4 All the discussions in the monthly monitoring meeting at suco level shall be recorded by Secretary of Suco or another member assigned by the Committee Leader in the beginning of the meeting. The records of the discussions, especially records of judicial precedents, can supplement these village regulations.

**Article 26: Information Dissemination of the Village Regulations to Local Communities**

In order to familiarize communities in the village with the village regulations, Chef de Aldeia shall hold a meeting at aldeia level inviting all communities in his/her aldeia after the monthly monitoring meeting of the committee. In the meeting at aldeia level, Chef de Aldeia shall report the results of the discussions in the monthly monitoring meeting of the committee and make his/her effort to enable the communities to understand the village regulations.

**Article 27: Annual Evaluation at Suco Level**

A plenary meeting with local communities of the village shall be held by the village committee every year to i) share the cases and issues that the committee has dealt with in a year; ii) evaluate the effectiveness of the village regulations as well as the performance of the committee, and iii) enhance the communities' awareness of the village regulations and future land use plan of the village.

**CHAPTER 11: FINANCIAL MANAGEMENT (INCOME AND EXPENDITURE)**

**Article 28: Income of the Committee**

The village committee may have the following income through the implementation of the village regulations:

- a. fines paid by violators; and
- b. contributions given by external organizations/sources for resource management.

**Article 29: Expenditure of the Committee**

The income/funds of the village committee shall be used only for implementation of the village regulations and future land use plan: such as i) reforestation in sparse forests, ii) rehabilitation of eroded gullies, iii) consumables used in the monthly monitoring meetings of the committee; iv) consumables used in the monthly meetings at aldeia level; v) organization of a Tara Bandu ceremony; and vi) any other activities to contribute to the implementation of the village regulations and future land use plan.

**Article 30: Financial Management**

- 30.1 The village committee shall properly manage and keep the income/funds of the village committee. The leader of the committee shall take overall responsibility for management of the funds and the co-leader of the committee shall keep books of account in a proper and transparent manner.
- 30.2 Any use of the budget shall be discussed in the committee with the participation of two-third of the members and approved by more than half of the members who participate in the meeting/discussion.
- 30.3 The leader or co-leader of the committee shall report the income and expenditure of the committee to the other members in the monitoring meeting every month.
- 30.4 The village committee shall also report the income and expenditure to other communities in the annual evaluation meeting specified in Article 26.

**CHAPTER 12: FINE AND PUNISHMENT**

**Article 31: Penalties and Fines**

Any person who violates against the rules described in Chapters 3 and 6 of these regulations must be penalized with fines. The extent of the penalty shall vary with the level of crime as shown below.

Level of Crime	Type of crime	Fines imposed
1. Serious (or Heavy) crime	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Any violent activities (e.g., fighting, assault, rampage, ravage/destruction of public and private properties, domestic violence, and sexual violence)</li> <li>• Robbery and thefts</li> <li>• Intimidation</li> <li>• Stealing of large animals (i.e., cow/cattle, buffalo, horse, goat, and pig)</li> <li>• Arson and any activities that cause a wild fire</li> <li>• Illegal cutting</li> <li>• Use of chemical materials to catch fishes in the source of water</li> <li>• Use of black magic</li> <li>• Calumniating of one person with a baseless rumor of using black magic</li> <li>• Any other crimes or illegal activities that are categorized as serious crime.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Compensation: Money equivalent to the damage to a victim/s</li> <li>• Fine:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>US\$ 50 when the issue is solved at aldeia level</li> <li>US\$ 80 when the issue is solved at suco level</li> </ul> </li> <li>• Materials: The violator shall provide the following materials enough to satisfy the participants in a mediating ceremony (so-called "lulun bitit").                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Buffalo/Cow</li> <li>- Rice</li> <li>- Cigarette</li> <li>- Tua</li> <li>- Betal nut</li> </ul> </li> <li>• In case the violator can not comply with the fines described above, he or she must be handed over to the police.</li> </ul>
2. Misdemeanor (or light crime)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Stealing of crops and chicken</li> <li>• Any activities that cause damage to crops and plantation (e.g., fruits, coffee, clove, pepper, etc.)</li> <li>• Hunt wild animals in forests</li> <li>• Any crimes or illegal activities that are not categorized as serious crime.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Compensation: Money equivalent to the damage to a victim/s</li> <li>• Fine:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>US\$ 25 when the issue is solved at aldeia level</li> <li>US\$ 40 when the issue is solved at suco level</li> </ul> </li> <li>• Materials: The violator shall provide the following materials enough to satisfy the participants in a mediating ceremony (so-called "lulun bitit").                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Pig/Goat</li> <li>- Rice</li> <li>- Cigarette</li> <li>- Tua</li> <li>- Betal nut</li> </ul> </li> <li>• In case the violator can not comply with the fines described above, he or she shall be forced to engage in social works. If the same person commits any of misdemeanors more than twice, such a person (or the three-time violator) may be handed over to the police or given heavier infliction by the committee.</li> </ul>

**CHAPTER 13: FINAL PROVISION AND EFFECTIVENESS**

**Article 32: Revision and Amendment**

32.1 These village regulations can be revised and amended whenever the need arises in accordance with any changes of the circumstances around the village, socio-economic conditions of local communities, and relevant legislative systems in the government.

*Appendix-7\_Village Regulations in Suco Fadabloco*

32.2 The village committee shall hold meetings among the members whenever revising and amending these regulations. The amendment and revision of these village regulations shall be approved by a majority of local communities who participate in a plenary meeting organized by the committee.

**Article 33: Effectiveness**

33.1 These regulations are effective from the date signatures and announcement made by the leaders of Suco Fadabloco.

Announced and disseminated at Suco Fadabloco on 3 August 2011 by

Serafin dos Santos Leader of the Committee Chef de Suco of Suco Fadabloco	Orlando de Jesus Co-Leader of the Committee Secretary of Suco Fadabloco	Miguel Tilman Chef de Aldeia of Lilitei, Suco Fadabloco
------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

Jose da Costa Chef de Aldeia of Itequisan, Suco Fadabloco	Alexander dos Santos Chef de Aldeia of Refatu, Suco Fadabloco	Marcos Mendonca Chef de Aldeia of Rileu, Suco Fadabloco
-----------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

Approved and Endorsed on 3 August, 2011 by

Manuel Mendes Acting National Director of National Directorate of Forestry, MAF	Martinho Matos Siquiera District Administrator of Aileu District	Carlos Alberto de Araujo Sub-district Administrator of Remexio Sub-district, Aileu District
------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

## Attachment-2: Recommended Land Management Practices of the Land Use Categories

Future land use	Permitted Activities	Prohibited Activities
- Medium/Dense Protected Forest (Ai Ru and Ai Bubur - based Mix Forest)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Cut Ai Bubur and Ai Ru for domestic uses with the permission of suco leader and license of MAF</li> <li>➢ Cut bamboo with the permission of owner for any purposes</li> <li>➢ Cut planted trees, such as Ai kakeu, with the permission of owner and suco leader as well as license of MAF</li> <li>➢ Plant new seedlings of trees including coffee and shade trees</li> <li>➢ Collect fallen/dead trees for fire wood and other purposes</li> <li>➢ Collect tin and honey with the permission of owner</li> <li>➢ Rear animals tied to trees/sticks</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't burn the area</li> <li>➢ Don't open the area for farming</li> <li>➢ Don't cut branches of trees</li> <li>➢ Don't cut trees for selling</li> <li>➢ Don't graze animals in the area</li> <li>➢ Don't hunt wild animals</li> </ul>
- Production Forest - Orchard - Coffee & Clove Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Cut Ai Bubur and Ai Ru for domestic uses with the permission of suco leader and license of MAF</li> <li>➢ Cut planted trees, such as Ai kakeu, with the permission of owner and suco leader as well as license of MAF</li> <li>➢ Cut bamboo with the permission of owner for any purposes</li> <li>➢ Plant new seedlings of trees, such as shade trees, coffee, fruit, and other industrial trees</li> <li>➢ Collect fallen/dead trees for fire wood and other purposes</li> <li>➢ Collect tin and honey with the permission of owner</li> <li>➢ Rear animals tied to trees</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't burn the area</li> <li>➢ Don't open the area for farming</li> <li>➢ Don't cut branches of trees</li> <li>➢ Don't cut trees for selling</li> <li>➢ Don't graze animals in the area</li> <li>➢ Don't hunt wild animals</li> </ul>
- Grazing Area (Ai Ru and Ai Bubur)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Cut Ai Bubur and Ai Ru for domestic uses with the permission of suco leader and license of MAF</li> <li>➢ Cut planted trees with the permission of owner and suco leader as well as license of MAF</li> <li>➢ Cut bamboo with the permission of owner for any purposes</li> <li>➢ Plant new seedlings of trees, such as leguminous and fodder trees</li> <li>➢ Collect fallen/dead trees for firewood and other purposes</li> <li>➢ Construct a pen or fence/lot for animals</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't burn the area</li> <li>➢ Don't open the area for farming</li> <li>➢ Don't cut branches of trees</li> <li>➢ Don't cut trees for selling</li> <li>➢ Don't cut small trees</li> </ul>
- Coffee Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant seedlings of shade trees, coffee, and fruits</li> <li>➢ Plant crops such as taro, kantas, chili, banana and industrial crops (e.g., pepper) which can grow underneath the canopy</li> <li>➢ Cut unproductive coffee branches for firewood</li> <li>➢ Harvest coffee cherries</li> <li>➢ Collect fallen/dead trees for firewood and other purposes</li> <li>➢ Cut aged coffee for firewood</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't cut trees except coffee</li> <li>➢ Don't burn the area</li> <li>➢ Don't open the area for farming</li> <li>➢ Don't rear animals under any conditions</li> <li>➢ Don't cause damage to seedlings of coffee</li> </ul>
Coffee and Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant seedlings of shade trees, coffee, and fruits</li> <li>➢ Plant various types of crops</li> <li>➢ Cut unproductive coffee branches for firewood</li> <li>➢ Harvest coffee cherries</li> <li>➢ Collect fallen/dead trees for firewood and other purposes</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't cut trees except coffee</li> <li>➢ Don't burn the area</li> <li>➢ Don't open the area for farming</li> <li>➢ Don't rear animals under any conditions</li> <li>➢ Don't cause damage to seedlings of coffee</li> </ul>
- Coffee Plantation - Permanent Farm - Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant seedlings of shade trees, coffee, and fruits</li> <li>➢ Plant various types of crops</li> <li>➢ Cut unproductive coffee branches for firewood</li> <li>➢ Harvest coffee cherries</li> <li>➢ Collect fallen/dead trees for firewood and other purposes</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't graze animals in the area</li> <li>➢ Don't burn the area without firebreak lines</li> <li>➢ Don't cause damage to seedlings of coffee</li> </ul>



Appendix 7\_Village Regulations in Suco Fadabloco

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Construct a temporary shed for farming</li> <li>➢ Rear animals tied to trees only in the farm</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>- Permanent farm</li> <li>- Fruit plantation</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Fetch water</li> <li>➢ Pipe water to a fish pond</li> <li>➢ Use water for watering animals</li> <li>➢ Make a vegetable farm located 100 m away from the source of water</li> <li>➢ Plant seedlings around the source of water</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't graze animals in the area</li> <li>➢ Don't burn the area without firebreak lines</li> <li>➢ Don't plant Ai Samutuku</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- Protected Water Sources</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant seedlings of trees (Ai Hari, Ai Eda, etc.) to protect water</li> <li>➢ Protect snake and cat in the source</li> <li>➢ Make a nursery of vegetables 100 m from the source</li> <li>➢ Fetch water at the source</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Don't dump garbage at and around the source of water</li> <li>➢ Don't cut trees standing around the source of water</li> <li>➢ Don't take a bath at and around the source of water</li> <li>➢ Don't cultivate a farm around the source of water</li> <li>➢ Don't tie animals to trees around the source of water</li> <li>➢ Don't burn the area around the source of water</li> </ul>

Attachment-3: Necessary Arrangements to Realize the Future Land Use

Present land use	Future land use	Necessary Arrangements
Medium Forest (Ai Ru and Ai Bubur)	- Medium/Dense Protected Forest (Ai Ru and Ai Bubur - hured Mx Forest)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Protect the existing medium forest in cooperation with MAF (NDF/Forest Guard)</li> <li>➢ Plant new seedlings of leguminous, timber, and other tree species of in the area</li> </ul>
Sparse forest (Ai Ru and Ai Bubur)	- Production Forest - Orchard - Coffee & Clove plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Protect the existing sparse forest in cooperation with MAF (NDF/Forest Guard)</li> <li>➢ Plant new seedlings of coffee, shade trees, timber, and fruits in the area</li> </ul>
Grazing area (Medium and sparse Ai Ru and Ai Bubur Forest)	- Grazing area (Ai Ru and Ai Bubur)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Delineate the boundaries of the areas</li> <li>➢ Establish live fences at the boundaries of the areas</li> </ul>
Coffee Plantation (with Ai Kakeu, Ai Samutuku, Ai ha, and Ai Klu)	- Coffee Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant new seedlings of coffee, shade trees, and fruits in the area</li> <li>➢ Introduce new techniques to improve the productivity and quality of coffee</li> <li>➢ Make a nursery for coffee, shade trees, and fruits</li> </ul>
Coffee and fruit plantation with farms	- Coffee and Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant new seedlings of coffee, shade trees, and fruits in the area</li> <li>➢ Introduce new techniques to improve the productivity and quality of coffee</li> <li>➢ Introduce techniques on agroforestry</li> <li>➢ Make a nursery for coffee, shade trees, and fruits</li> </ul>
Farm with coffee	- Coffee plantation - Permanent Farm - Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant new seedlings of coffee, shade trees, and fruits in the area</li> <li>➢ Introduce new techniques to improve the productivity and quality of coffee</li> <li>➢ Introduce techniques on agroforestry and soil conservation measures</li> <li>➢ Make a nursery for coffee, shade trees, and fruits</li> </ul>
Farm	- Permanent Farm - Fruit Plantation	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant new seedlings of fruits in the area</li> <li>➢ Introduce seeds of various types of crops as well as proper farming techniques to improve the productivities</li> <li>➢ Introduce techniques on agroforestry and soil conservation measures</li> </ul>
Wasteland / Landslide area	- Reclaimed Area	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ Plant king grass and seedlings of leguminous trees</li> </ul>

*Appendix 7: Village Regulations in Suco Fadabioco*

<b>Present land use</b>	<b>Future land use</b>	<b>Necessary Arrangements</b>
Water sources	➤ Protected Water Sources	➤ Protect the areas around the source of water

付表4： 成文化されたタラ・バンドゥ慣習法（案）の例3「ディリ県クリスト・レイ準  
県ビダウ・サンタナ地区所在の7つの村において横断的に制定するタラ・バンドゥ慣習法  
案（英語訳）」Dili District, Crito-Rei Sub-District Administration, Organizing  
Commission, Community Polisce Council Socialization, Tara Bandu Culture  
Regulation/Rules Draft, Bidau Santa-Ana  
NGO ベルン(Belun)提供

**DILI DISTRICT**  
**CRISTO-REI SUB-DISTRICT ADMINISTRATION**  
**ORGANIZING COMMISSION**  
**COMMUNITY POLICE COUNCIL SOCIALIZATION**  
*Rua Cristorei, Bidau Santa-Ana, Tel 7244782, 7310972*

**TARA BANDU CULTURE REGULATION/RULE DRAFT**  
**BIDAU SANTA-ANA**  
Final version

Base on decree law No. 20/11/2009 about election for the community leader (article. 10-14), and the Cristo Rei declaration "BALEOBDALAFITU" which is launched by excellence of Republic President on 18 of July 2009 at Cristo Rei Sub-District office and assisted by all part. Government, Church, UNMIT and participation from community representative: seven suco in Bidau Santa-Ana around hundreds, compose of Suco members council, traditional leader (man and women), together to agree and conduct deepest information regarding BALEOBDALAFITU according to tara bandu tradition with the penalty for the whole communities in Bidau Santa-Ana, as a habitual tradition.

THEREFORE, ACCORDING TO BIDAU SANTA-ANA SUCO'S TRADITIONS THAT ALL ELDERS OR THE PERMANENT RESIDENCES, SUCO COUNCIL MEMBERS, COMMUNITY POLICE COUNCIL TOGETHER TO DEBATE AND JUDGE, WE AGREE TO SOLVE THE PROBLEMS BASE ON THE TRADITION WAY "NAHE BITI/LULUN BITI" AND APPLY THE SENTENCE SUCH AS BELOW: We believe that, this traditional law does not offend the legal law of RDTL; hence the observation and constructive critics or comments from academic perspective is required to a better development of the context which will be reflecting the balance human right acts of someone as individual or a community as a social gathering.

I. Physis and physiological domestic violence is prohibited such as:

- a. Violence against the kids and the youth and the eldest is prohibited if anyone commits the crime should be process through the legal and put into the jail, if there is agreements from both victim and the suspect to solve in the suco there will be penalty \$25 -\$100 for put the victim in threat situation it's depends on the how big is the case and also to declare that will not do it again and if there is no commitment will process through legal justice.
- b. Committed sexual violence it is crime should liaise with police and through legal process and put into the jail.
- c. fighting among the family (domestic violence) is prohibited and crime should liaise with police and through legal process and put into the jail, if there is agreement between both side will be solve it among the suco and should apply penalty with amount \$50 -\$100 include the animal for the women and men should declare that he should not commit it again.
- d. bothered people's daughter or provoke each other at the public street is prohibited should demand auto-criticism and penalty with amount \$25-\$100 according to how big is the guilty and including declare that will not do it again if there is no agreement from both sides it will require legal process.
- e. swearing each other or underestimate people dignity is prohibited, it will require auto-criticism and the penalty amount \$25-\$100 depends on level of swear word and to declare will not do it again, if there is repeat it again will require severe penalties.

- f. Slander of using black spirit is prohibited it require penalty with wine, (traditional scarf) tais, and small animal even big animal depends on level of guilty.
  - g. Swear word using as normal word for the kids is prohibited, parents are accountable and should be penalty with amount of money \$5-\$25 depends on level of swear word if there is no agreements will go through legal justice or there will be no service provide by suco (Suco Stamp).
  - h. All the points have mention above still be able to tolerate only once and with possibility call for question whether they received information about tara bandu regulation and it must be according to evidence from the communities.
2. Drink alcohol for the purpose of committed bad behavior such as:
- a. Looking for trouble arguing with people will require penalty with amount of money \$25-\$100 and in addition should require peace declaration and cleaning suco office during one month if there is no money hand over and with possible process through legal justice.
  - b. Public destruction, house burnt, there will be no tolerated and should liaise it with police.
  - c. Fighting, throwing stone, destroy house furniture, threat each other should liaise it with police and traditional solving would be possible require "Nahe Biti Lulun Biti" and penalties will be giving depends on decision making.
  - d. Police will be call, if drinking alcohol in the public street and interrupting the neighbor during resting time and should be detain in police office with possibility penalty \$25 and will not received the service from the suco chief and aldeia chief if there is no commitment.
3. Threaten to kill, and using stone throwing in order to address the issue is prohibited, should be penalty with amount \$50-\$200 and if no agreement will be process through legal justice.
  4. Political intervention for the purpose of split "west and the east" is prohibited, in the other hand the truth democracy is require to be learn within the society, penalty will be require amount \$50-200 if found committed in talking race discrimination/ethic, and if there is no agreement will be process through legal justice.
  5. Confiscate people goods is prohibited and the penalty will be double pay, and if don't agree will be process through legal justice.
  6. Steal people stuff include animals, cars, buffalo, motorcycle, is prohibited and double pay will be require only for the smallest stuff, and police, auto-criticism, and legal process will require to address this issue within the community.
  7. Illegal occupation to government house is prohibited if without informing the local authority and mediation will be require and if there is no solving solution will go through legal process.
  8. Taking such a public nature of goods is prohibited such as sand, stone, coral from the river, sea and mountain for the personal interest purpose if without informing and authorizes by local authority, the communities should pay attention to companies for taking those nature of goods mention above is prohibited.
  9. Land property is long term asset therefore sell land is prohibited if it is not belonging to you and will process through legal justice.
  10. By creating a group for the purpose of committed crime and prostitution within the communities is prohibited and penalties will be giving with amount of money \$ 50-\$100 and these activities will be close to process through legal justice.
  11. Protecting the perpetrator by hidden is prohibited and penalty will be giving with amount of money \$50-\$100 in addition will be reported to police.

12. For let the animal such as pig, goat, chicken for across the street and eating and destroy people plants in the garden is prohibited and the animal will be eliminated without arguing from the owner and penalties will be giving with amount of money \$50.
13. Let the dog out for bite people in the street is prohibited and penalty will be giving with amount of money \$25 in order to do the treatment for the victim.
14. Throw rubbish in the river or in the drainage is prohibited and penalty will be giving \$5-\$25 depends on the quantity of rubbish and should bring to police if there is no agreement.
15. Falsify the documents for the purpose of proceeding the document is prohibited and penalty will be giving \$25-\$100 and with possible will process through legal justice.
16. Burnt the land and, trees in the public street, and damage the water system is prohibited, the penalty will be giving \$25-\$100, and will possible bring to police if found violate the rule many times.
17. Do not take others property then pretended to be yours, this is against both legal and traditional laws. Mediation will be facilitated for this. It will be forwarded to the legal justice when there is still a disagree between two conflicting parties
18. The alphabet school is require and for those whom not attend it is prohibited, and the penalty will be service from suco in the future.
19. By accept visitor, family, foreigner, for rent house on the long term period without inform local authority is prohibited and penalty should be giving with amount of money \$25 each person depends on how many renter.
20. No registration of your profile at the aldeia where you from is prohibited, and penalty would be giving without service from the aldeia chief and suco chief.
21. Population under 17 years old should have electoral identity and national identity card, if found no both card the penalty will be no service from village chief and suco chief.
22. As a population contribution to the suco is require whether with money or material the aim is for the of good and development, and if found no contribution giving by population the penalty will be giving such as no free service from aldeia chief and suco chief.
23. The procedure of process documents go first through suco is prohibited, it's should go first to aldeia and then suco, if found violate the procedure the penalty will be giving with amount \$1.00-5.00.
24. Forget to process the birth certificate for the baby within one month is prohibited and also death certificate for those people whom had deceased.
25. By having party and reunion should inform local authority and the security, information passing is require in order to avoid problems occur, penalty will be giving with amount \$25-\$100 if without inform local authority and security and also with possibility will bring to police if resulted crime.
26. Motorcycle speed up and by having group for the purpose of making noise at 10.00 pm during people rest time is prohibited, penalty will be giving \$25-\$50.
27. Illegal activities that resulted losing a lot of money are prohibited.
28. The problems that no resulted crime should address in community police council, aldeia, and suco.
29. By having group for solving the problem such as "Nahe Biti Lulun Biti" the conflicting from two part will be accountable for the expenses from \$5-\$25 depends on the decision from each of aldeia.
30. For those penalties where giving above except for those which are not crime will have two requirements before it can proceed to legal justice.
  - a. Will conduct general cleaning in aldeia and suco within one week until two months
  - b. Service from aldeia and suco will not provide for the private interest.

If we can underline all the points to be considered as interpret from law no. 20/II/2009, or the extension from declaration Cristo-Rei "BALAEOBDALAFITU" (should not be seven times), which are from tree important

languages in Timor-Leste: **BALEOB (Mambae), DALA (TETUM), FITU (MAKASAE)**. Therefore we need to understand and underline the thought and necessity in order to reach the declaration from Cristo-Rei:

#### **BALEOB DALAFITU**

1. CLOSE EYES, EAR, AND MOUTH FOR THE JUSTNESS AND JUSTICE IS PROHIBITED
2. DENY AND DISREGARD LISPAN AND CULTURE IS PROHIBITED
3. VIOLATE PEOPLE DIGNITY IS PROHIBITED
4. USING OF LANGUAGE AND PROVOKE EACH OTHER WITH SHARP WEAPON IS PROHIBITED
5. JEALOUSY OVER PEOPLE'S RIGHT IS PROHIBITED
6. ETHNIC LANGUAGE FOR THE PURPOSE OF CREATE DISCRIMINATION IS PROHIBITED
7. BY MAKING DIRTY AND DESTROY THE ENVIRONMENT IS PROHIBITED AND THEREFORE LOVES TIMOR LESTE AS YOUR OWN HOUSE.

These are the rules from TARA BANDU in Bidau Santa-Ana as well as guidelines for the youngest. The rules has been approved by all suco council, lia nain, elder (man and women) to consider as the regulation for the suco base on the tradition for all the people to be follow, and let us follow the rule before we step into formal justice system.

For the government and the security institution such as PNTL, UNPOL, FFDTL, FSI which are living in Sub-district Cristo-Rei or within in the suco to intervene and take action whenever request by members of suco council, aldeia chief, suco chief, if found there are serious problems. We ask for bless from God for these initiative.

Dili, Bidau Santa-Ana, 30 of April, 2010

The reunion organized in suco office at Bidau Santa-Ana and the participants are Members of Suco Council, Lia Nain, elder (man and women,) and Unanimity approved to conducting the socialization.

付表5 東ティモール12県（ディリを除く全県）における村落調停の実施形態（某国際機関による非公開調査結果の為、論文審査委員会を除き非公開）

（除外）

## 謝辞

本論文作成に当たって、インタビューや資料の提供などを通じて、数えきれないほど多くの東ティモールとインドネシアの皆様にも多大なる支援を頂戴した。東ティモール政府は、法務省をはじめ、農林水産省、社会連帯省、大統領府の皆様をサポートをいただいた。特に、アジジオ・ペレイラ首席大臣、ネリーニョ・ビタル法務省国家法律諮問立法局長から継続的なご支援を頂戴した。また、市民社会においては、ハブラス財団のデメトリオ・デ・カルバリオ代表をはじめ、NGO ベルンの皆様に資料を提供していただいた。また東ティモールの UNDP、世銀、JICA そして日本公営の皆様にも事業の説明を丁寧頂戴しただけでなく、惜しみなく資料などをご提供いただいた。それらの支援のおかげで執筆を進めてゆくことができた。

また、著者が常勤の職に就いているため、論文の作成に長い時間がかかってしまったにもかかわらず、論文審査委員会の先生方は、細かく丁寧にご指導くださった。著者はこれまで実務を中心としてきたため、論文を書くことに不慣れであったにも関わらず、数々の面談を通じて丁寧にご指導いただいた指導教官の佐藤安信先生、副査の関谷雄一先生と中山幹康先生に深く御礼申し上げます。そして2017年9月のファイナルコロキウムにおいて厳しく、かつ示唆に富んだコメントを沢山頂戴し、並々ならぬご指導をいただいた副査の長谷川祐弘先生、山田満先生にもこの場を借りて深く御礼申し上げます。

そして、陰ながら支えてくれた両親と、なによりも論文作成において著者を支えるだけでなく、具体的なアドバイスを与えてくれた妻の宮澤尚里に感謝している。